

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任を果たしていくために－

令和 5 年 11 月
総務省行政評価局

目 次

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

- 1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み…………… 1
- 2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況…………… 2

II 点検結果の概況

- 1 点検対象・点検方法…………… 4
- 2 点検結果…………… 5
- 3 点検結果の活用及び今後の課題…………… 9

III 個別の点検結果

- 1 点検結果の一覧表…………… 11
- 2 点検結果表…………… 14

<内閣府>

- ・内閣 01 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長…………… 19
- ・内閣 02 国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長…………… 39
- ・内閣 03 国家戦略特区における所得控除制度の延長…………… 53
- ・内閣 04 国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長…………… 61
- ・内閣 05 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長…………… 73

<金融庁>

- ・金融 01 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し…………… 81
- ・金融 02 協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長…………… 85

<総務省>

- ・総務 01 過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長…………… 93

<厚生労働省>

- ・厚労 01 改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等…………… 105
- ・厚労 02 消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置…………… 109
- ・厚労 03 社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続…………… 113
- ・厚労 04 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続…………… 127

<農林水産省>

- ・農水 01 輸出事業用資産の割増償却…………… 149
- ・農水 02 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却…………… 155

- ・農水 03 経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置…………… 163

<経済産業省>

- ・経産 01 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長…………… 169
- ・経産 02 大企業向け賃上げ促進税制…………… 175
- ・経産 03 G X分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）…………… 181
- ・経産 04 海外投資等損失準備金…………… 185
- ・経産 05 中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長…………… 193
- ・経産 06 環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）…………… 199
- ・経産 07 国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設…………… 203
- ・経産 08 技術研究組合の所得の計算の特例…………… 207
- ・経産 09 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長…………… 213
- ・経産 10 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長…………… 219
- ・経産 11 電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設…………… 225
- ・経産 12 電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設…………… 229
- ・経産 13 （一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化…………… 235
- ・経産 14 電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長…………… 241

<国土交通省>

- ・国交 01 物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置…………… 249
- ・国交 02 まちづくりG Xの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設…………… 259
- ・国交 03 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長…………… 263
- ・国交 04 東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長…………… 269
- ・国交 05 J R北海道及びJ R四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長…………… 273
- ・国交 06 一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長…………… 279
- ・国交 07 新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長…………… 285

I 租税特別措置等に係る政策評価の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策評価とは、租税特別措置等の適用の実態や効果について、各行政機関が国民への説明責任を果たしていくために実施するものであり、総務省（行政評価局）は各行政機関の説明責任の向上に向けて、各行政機関が行う政策評価の結果を対象として点検活動を行っている。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図1参照）。

ア 事前評価

① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。

② その他の税目関係の租税特別措置等の新設、拡充又は延長要望については、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとされている（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I4キ）。

イ 事後評価

① 法人税、法人住民税又は法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）に事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I5カ(ア)）。

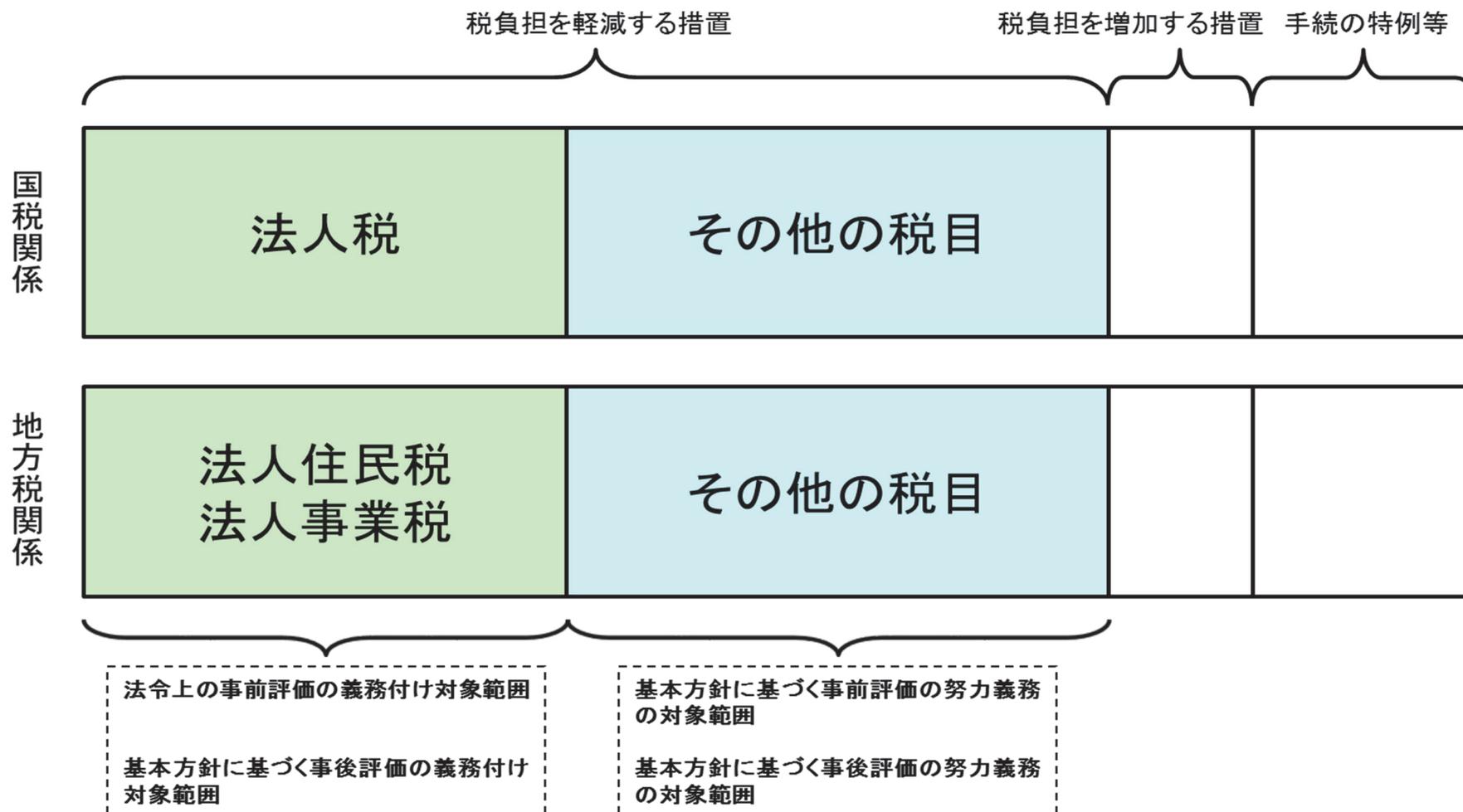
② その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとされている（基本方針I5カ(ア)）。

(3) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定されている。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の実施状況

令和6年度税制改正要望に際し、原則、令和5年9月22日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策の評価書（共同要望で主管省庁ではない事項に係る事前評価書を除く。）は、10行政機関で計105件あった（表1参照）。

表1 各行政機関における政策評価実施件数

行政機関名	事前評価						事後評価	合計
	義務付け対象					努力義務 対象		
	新設	拡充	延長	拡充・延長	計			
内閣府	0	0	4	1	5	0	0	5
金融庁	1	0	1	0	2	1	0	3
総務省	0	0	1	0	1	0	0	1
文部科学省	0	0	0	0	0	0	1	1
厚生労働省	1	1	2	0	4	3	0	7
農林水産省	1	0	2	0	3	0	0	3
経済産業省	4	1	5	4	14	14	3	31
国土交通省	1	0	6	0	7	1	41	49
環境省	0	0	0	0	0	0	2	2
防衛省	0	0	0	0	0	3	0	3
合計	8	2	21	5	36	22	47	105

(注) 「国交01 物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置」については、税制改正要望書及び評価書上は要望区分の記載がないが、要望の内容を踏まえ、便宜上、「延長」に計上している。

II 点検結果の概況

1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、令和5年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価36件を点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」及び「相当性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」、「(7)将来の効果」及び「(8)他の政策手段」を設定した（図2参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（エビデンスに基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(8)の各項目について、適切な論理関係及び客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、A～Eの5段階に分類して表すこととした（表2参照）。

図2 点検項目

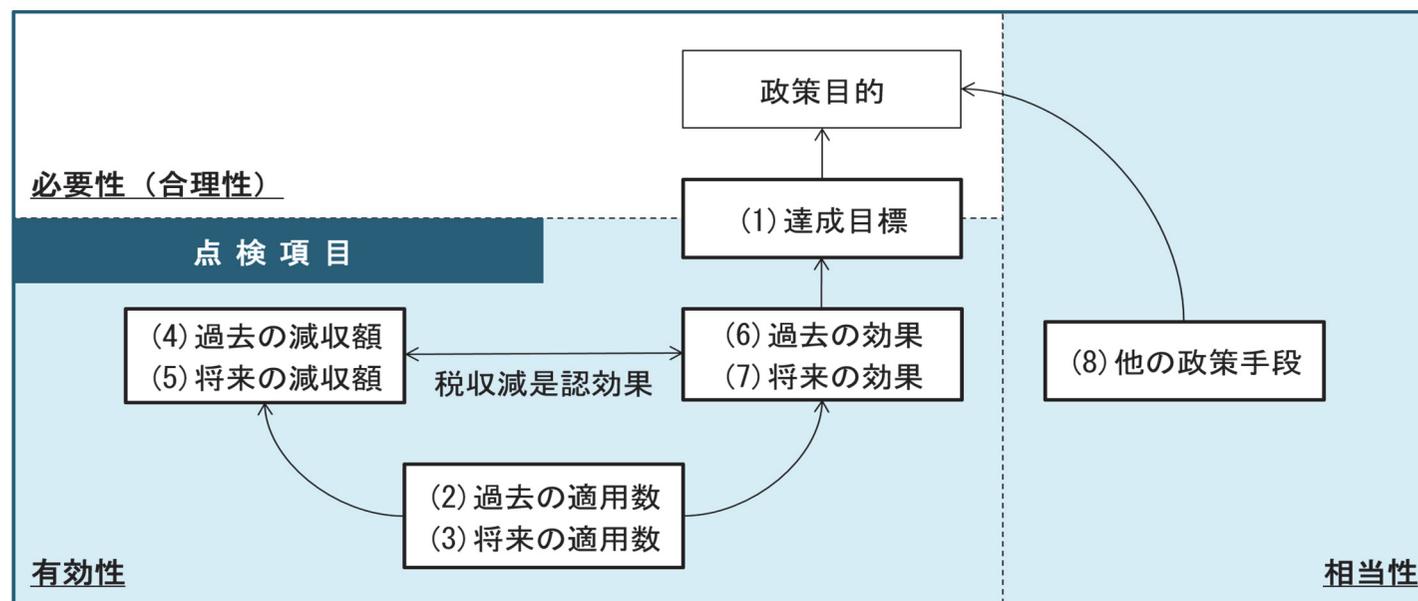


表2 段階（A～E）の考え方

段階	考え方	分析・説明	定量化	十分な算定根拠等	十分な分析・説明（注）
A	一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの	あり	あり	あり	あり
B	データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）	あり	あり	あり	なし
C	定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの	あり	あり	なし	
D	定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの	あり	なし		
E	分析・説明されていないもの	なし			

（注） 外部要因を考慮した租税特別措置等の直接的効果の分析等

2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価36件の点検結果は、図3及び表3のとおりである。なお、「(2)過去の適用数」、「(4)過去の減収額」及び「(6)過去の効果」については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書8件を除いている。

全体の状況としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、各項目について分析・説明の内容に改善が見られたが、「(1)達成目標」及び「(7)将来の効果」の分析・説明を中心に、十分とは言い難い状況にあった（図3参照）。また、客観的なデータがその算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典。以下同じ。）とともに示されていないなどのため点検結果がC～E段階のもの（「(1)達成目標」では、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていないため点検結果がC～E段階のもの）の割合は、「(1)達成目標」は69.4%（25/36件）から52.8%（19/36件）に、「(2)過去の適用数」は53.6%（15/28件）から21.4%（6/28件）に、「(3)将来の適用数」は66.7%（24/36件）から38.9%（14/36件）に、「(4)過去の減収額」は60.7%（17/28件）から25.0%（7/28件）に、「(5)将来の減収額」は61.1%（22/36件）から36.1%（13/36件）に、「(6)過去の効果」は71.4%（20/28件）から39.3%（11/28件）に、「(7)将来の効果」は94.4%（34/36件）から72.2%（26/36件）になっ

た（表3参照）。一方、分析・説明がされていない項目（E段階）が残る著しく不十分な評価書も15件あった。

図3 補足説明の前後における
分析・説明状況の比較

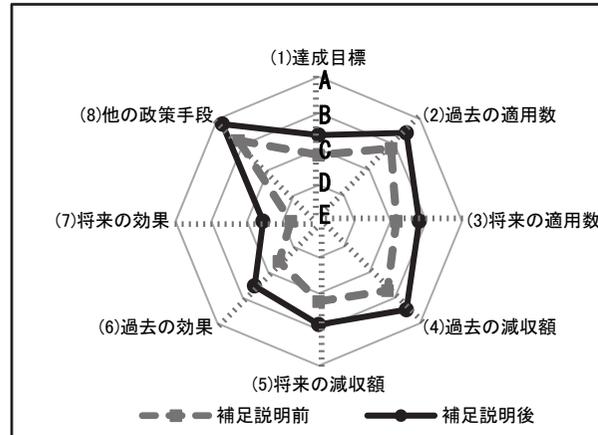


表3 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検項目別）

（単位：件）

項目 段階	(1)達成 目標	(2)過去 の適用数	(3)将来 の適用数	(4)過去 の減収額	(5)将来 の減収額	(6)過去 の効果	(7)将来 の効果	(8)他の 政策手段
A	14 (9)	22 (13)	22 (12)	21 (11)	23 (14)	9 (3)	4 (0)	32 (24)
B	3 (2)	— —	— —	— —	— —	8 (5)	6 (2)	3 (6)
C	4 (7)	4 (14)	5 (14)	6 (16)	5 (12)	4 (8)	6 (9)	— —
D	13 (10)	1 (0)	3 (2)	1 (0)	1 (0)	3 (1)	10 (4)	— —
E	2 (8)	1 (1)	6 (8)	0 (1)	7 (10)	4 (11)	10 (21)	1 (6)

- (注) 1 図3は、評価書ごとに各項目に表2の段階に応じた点数（A：4点、B：3点、C：2点、D：1点、E：0点）を付し、その合計を点検項目ごとに評価書の数を合計した数で除すことにより作成
- 2 表3の（ ）内は、補足説明前の当初の評価書の数
- 3 点検項目(2)～(5)の「B」段階及び点検項目(8)の「C・D」段階については、表2で示した観点からの点検事項がないことから「—」と表記している。
- 4 点検項目(2)、(4)及び(6)については、それぞれの母数から新設要望に係る評価書8件を除いている。

(1)～(8)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1) 達成目標

EBPMでは、課題を特定してその解決に向けた目標を設定し、その達成を目指すロジックを構築して統計等データの合理的根拠に基づき検証することが重要であることから、租税特別措置等という政策手段との適切な論理関係に基づく具体的な達

成目標を設定する必要がある。こうした観点で点検した結果、A段階のものが14件、B段階のものが3件、C段階のものが4件、D段階のものが13件、E段階のものが2件であった。B段階の3件は、他の政策手段や経済情勢等、他の要因を受けやすく、租税特別措置等の有効性等を検証することが困難な達成目標を設定しているものであった。C段階の4件は、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る租税特別措置等の適用期間の最終年度又は事後評価の実施が見込まれる3年後から5年後までの間において示されていないものであった。D段階の13件は、達成すべき水準（目標値）が測定可能な指標を用いて、定量的に示されていないものであった。E段階の2件は、達成目標が政策目的と同一又は政策目的よりも発展した内容であり達成目標が設定されているとは言えないものであった。

(2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが22件、C段階のものが4件、D段階のものが1件、E段階のものが1件であった。C段階の4件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが1件、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが4件あった。D段階の1件は、適用数が定量的に把握されていないものであった。E段階の1件は、適用数が把握されていないものであった。

(3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが22件、C段階のものが5件、D段階のものが3件、E段階のものが6件であった。C段階の5件の中には、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが4件、適用数の算定根拠の説明が不十分であるものが3件あった。D段階の3件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の6件は、適用数が予測されていないものであった。

(4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが21件、C段階のものが6件、D段階のものが1件、E段階のものが0件であった。C段階の6件の中には、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額の算定根拠の説明が不十

分であるものが5件あった。D段階の1件は、減収額が定量的に把握されていないものであった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが23件、C段階のものが5件、D段階のものが1件、E段階のものが7件であった。C段階の5件の中には、減収額が税目ごとに予測されていないものが3件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、減収額の算定根拠の説明が不十分であるものが4件あった。D段階の1件は、減収額が定量的に予測されていないものであった。E段階の7件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に把握する必要があるところ、A段階のものが9件、B段階のものが8件、C段階のものが4件、D段階のものが3件、E段階のものが4件であった。B段階の8件の中には、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが6件、達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）を明らかにするとともに、達成できていない場合はその原因を分析した上で、特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないものが4件あった。C段階の4件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが3件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが2件あった。D段階の3件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の4件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての租税特別措置等の有効性を検証するために必須となるものであることから、適切に予測する必要があるところ、A段階のものが4件、B段階のものが6件、C段階のものが6件、D段階のものが10件、E段階のものが10件であった。B段階の6件の中には、租税特別措置等が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていないもの（予測された適用数が僅少であるもの）が1件、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除いた租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが6件あった。C段階の6件の中には、効果が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、効果の算定根拠の説明が不十分であるものが3件

あった。D段階の10件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の10件は、効果が予測されていないものであった。

(8) 他の政策手段

政策目的を実現する手段として租税特別措置等によるべき理由について、他の政策手段との比較を踏まえて具体的に明らかにすることは、EBPMの取組を進める上でも重要である。こうした観点で点検した結果、A段階のものが32件、B段階のものが3件、E段階のものが1件であった。B段階の3件は、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていないものであった。E段階の1件は、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていないものであった。

3 点検結果の活用及び今後の課題

(1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

(2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、適用数、減収額又は効果の項目のうち、全く把握されていない又は予測されていない項目があった評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠や目標達成時期とともに示されていないものであるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示す必要がある。特に「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」については、他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示すよう改善を図っていく必要がある。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠や目標達成時期とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、適用数が僅少であるにもかかわらず、その原因分析が不十分なもの等であり、引き続き

定量的なデータを算定根拠や目標達成時期とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はないが、達成目標やその実現に向けた租税特別措置等の効果等について、引き続き不断の見直しを行い、改善を図っていく必要がある。

行政機関は、政策評価を通じて、租税特別措置等の必要性、有効性等を明らかにする必要がある。総務省（行政評価局）は、今後とも、関係機関や外部有識者の理解・協力も得つつ、点検活動等により、各行政機関が説明責任をより適切に果たすよう取り組んでいく。

Ⅲ 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

- 1 制度名 各行政機関の評価書における「政策評価の対象とした政策の名称」を記載

- 2 区 分 租税特別措置等の要望の区分に応じて、以下を記載
 - [新 設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
 - [拡 充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
 - [延 長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価
 - [拡・延] 租税特別措置等の拡充及び延長要望に係る事前評価

- 3 点 検 結 果 点検結果に応じて、以下を記載
 - A 一定の分析・説明はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの
 - B データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など）
 - C 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの
 - D 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの
 - E 分析・説明されていないもの
 - － 区分（新設等）の性質上、記載の必要がないもの

頁	番号	制度名	区分	点検結果							
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
				達成 目標	過去の 適用数	将来の 適用数	過去の 減収額	将来の 減収額	過去の 効果	将来の 効果	他の政 策手段
内閣府											
19	内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	拡・延	A	A	A	A	A	A	B	A
39	内閣02	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長	延長	C	A	A	A	A	C	D	A
53	内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長	延長	C	A	A	A	A	B	C	A
61	内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長	延長	A	A	A	A	A	B	D	A
73	内閣05	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長	延長	D	A	A	A	A	B	C	A
金融庁											
81	金融01	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し	新設	D	—	D	—	E	—	E	A
85	金融02	協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長	延長	D	A	D	A	E	D	D	A
総務省											
93	総務01	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
厚生労働省											
105	厚労01	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等	新設	C	—	C	—	E	—	C	A
109	厚労02	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置	拡充	D	D	D	D	D	D	D	A
113	厚労03	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
127	厚労04	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続	延長	A	A	A	A	A	A	A	A
農林水産省											
149	農水01	輸出事業用資産の割増償却	延長	A	A	A	A	A	A	C	A
155	農水02	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	延長	A	A	A	A	A	A	B	A
163	農水03	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置	新設	D	—	E	—	E	—	D	A
経済産業省											
169	経産01	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長	延長	B	A	A	A	A	B	E	A
175	経産02	大企業向け賃上げ促進税制	拡・延	D	C	C	C	C	E	D	B
181	経産03	G X分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）	新設	E	—	E	—	E	—	E	A
185	経産04	海外投資等損失準備金	延長	C	A	A	A	A	C	E	A
193	経産05	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長	拡・延	D	C	C	C	C	C	D	B
199	経産06	環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）	拡・延	D	C	E	C	E	E	E	A
203	経産07	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設	新設	D	—	E	—	E	—	E	E
207	経産08	技術研究組合の所得の計算の特例	延長	D	A	A	A	A	B	B	A
213	経産09	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長	拡・延	E	A	C	C	C	E	E	B
219	経産10	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	A	A	A	C	C	B	B	A

2 点検結果表

(1) 点検結果表の見方

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 制 度 名 | 評価書「1 政策評価の対象とした政策の名称」欄を基に記載 |
| 2 | 税 目 | 政策評価の対象とされた租税特別措置等の税目を記載 |
| 3 | 区 分 | [新設] 租税特別措置等の新設要望に係る事前評価
[拡充] 租税特別措置等の拡充要望に係る事前評価
[延長] 租税特別措置等の延長要望に係る事前評価 |

- (注) 1 「【(行政機関名)の補足説明】」欄には、各行政機関から総務省(行政評価局)へ提出された回答を転載している。
- 2 「租特透明化法」は、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)を指す。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
内閣02	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長
内閣03	国家戦略特区における所得控除制度の延長
内閣04	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長
内閣05	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① オフィス減税に係る過去の適用数（令和4年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 雇用促進税制に係る過去の適用数（令和4年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 雇用促進税制に係る過去の適用数について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① オフィス減税に係る過去の適用数（令和4年度）について、別紙1に算定根拠を記載しました。 ② 雇用促進税制に係る過去の適用数（令和4年度）について、別紙2に算定根拠を記載しました。 ③ 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」記載の適用件数については、税額控除実施法人に係る基本控除の適用件数のほか、うち移転型企業に係る上乗せ控除の件数も記載されていますが、本税制は基本控除と上乗せ控除を合わせて1つの税制であるため、基本控除の件数のみ記載しております。事前評価書にもその旨を追記いたしました。
【点検結果】	①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① オフィス減税に係る将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 雇用促進税制に係る将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① オフィス減税に係る将来の適用数について、別紙1に算定根拠を記載しました。また、適用数について一部誤りがあったため、修正しました。 ② 雇用促進税制に係る将来の適用数について、別紙2に算定根拠を記載しました。

【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
--------	--

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① オフィス減税に係る過去の減収額（平成27年度から令和3年度の法人税（特別償却のみ）について、算定根拠（税率）が明らかにされていない。 ② オフィス減税に係る過去の減収額（令和4年度の法人税、法人事業税及び法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ③ 雇用促進税制に係る過去の減収額（令和4年度の法人税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ④ 雇用促進税制に係る過去の減収額（平成27年度から30年度及び令和4年度の法人住民税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① オフィス減税に係る過去の減収額（平成27年度から令和3年度の法人税（特別償却のみ）について、別紙1に算定根拠を記載しました。 ② オフィス減税に係る過去の減収額（令和4年度の法人税、法人事業税及び法人住民税）について、別紙1に算定根拠を記載しました。 ③ 雇用促進税制に係る過去の減収額（令和4年度の法人税）について、別紙2に算定根拠を記載しました。 ④ 雇用促進税制に係る過去の減収額（平成27年度から30年度及び令和4年度の法人住民税）について、別紙2に算定根拠を記載しました。
【点検結果】	①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① オフィス減税に係る将来の減収額について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 雇用促進税制に係る将来の減収額について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【内閣府の補足説明】	① オフィス減税に係る将来の減収額について、別紙1に算定根拠を記載しました。また、減収額について一部誤りがあったため、修正しました。 ② 雇用促進税制に係る将来の減収額について、別紙2に算定根拠を記載しました。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計（平成27年度～令和6年度累計）：40万人）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 将来の効果を過去の効果の年度平均を踏まえて予測しました。 また、当該効果が将来も同様に推移していくことが見込まれますので、その旨を記載しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税1) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税1)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「整備計画」という。)の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。 (1)特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税) (2)整備した特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度(雇用促進税制)
		《要望の内容》 企業の地方移転・地方拠点の強化を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置(地方拠点強化税制)の適用期限を延長(2年間)する。また、女性・若者にとって魅力的な雇用の創出を強化する等の観点から、以下の拡充を行う。 ・特定業務施設の拡充 - 商業事業部門・サービス事業部門等の追加 - 他の特定業務施設と併せて整備する育児支援施設等の追加 ・雇用促進税制の適用期間の起算年度の見直し 等
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第五号、第十七条の二 地方税法第二十三条第一項第四号、第七十二条の二十三第一項
5	担当部局	内閣府 地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:平成27年10月2日(※)~令和8年3月31日 (※本税制関連の地域再生計画の初認定日)
7	創設年度及び改正経緯	○平成27年度 ・創設 (1) オフィス減税の創設 (取得等した建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額に対する特別控除の創設)

		(2) (地方拠点強化税制における)雇用促進税制の創設 (地域再生法の認定地域再生計画に基づく「整備計画」の認定事業者に対する特別控除を上乘せ措置として拡充) ○平成28年度 ・拡充(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と重複適用を可能とする拡充) ○平成29年度 ・拡充(オフィス減税の減税率について、移転型事業は7%、拡充型事業は4%(平成27、28年度と同水準)に維持。雇用促進税制について、無期雇用かつフルタイムに対する控除額の上乗せ。等) ○平成30年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加。「整備計画」認定時の雇用者増加要件を10人(中小5人)から5人(中小2人)とする要件緩和。等) ○令和2年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(雇用促進税制について、移転型事業の税額控除額を3年間で最大150万円から170万円に拡充、企業全体の給与総額の増加に関する要件を廃止。等) ○令和4年度 ・適用期間の延長(2年間) ・拡充(情報サービス事業部門の追加、オフィス減税の対象となる地方拠点の整備期間を2年以内から3年以内に延長。等)
8	適用又は延長期間	令和6年4月1日~令和8年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の事務所、研究所、研修所の東京23区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。 《政策目的の根拠》 ・地域再生法(平成17年法律第24号)第1条 「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」
		・地域再生法(平成17年法律第24号)第5条 「地域再生を図るための計画」に掲げる事項のひとつとして、企業の地方拠点の強化に関する事業である「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」が位置づけられている。

	<p>・デジタル田園都市国家構想総合戦略 (令和4年12月23日閣議決定) 「地方において雇用を創出し、地方への人の流れを生み出すため、地方拠点強化税制等について周知・広報を進めるとともに、地方公共団体や産業界等との連携を強化しつつ、サテライトオフィス等の整備や移住支援事業等の関係施策と合わせ、活用を促進することにより、企業にデジタル技術等も活用した本社機能の配置の見直し等の検討を促し、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」</p> <p>・経済財政運営と改革の基本方針2023 (令和5年6月16日閣議決定) 「地方拠点強化税制を活用し企業の地方移転を促す。」</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数(2015～2024年度累計):3万人※改訂前の目標</p> <p><アウトプット> ・地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(平成27～令和9年度累計):4万人※現在の目標 ※整備計画の認定を受けた企業が対象。 ※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,077人×11年間=)「33,847人」とすることになると想定。</p> <p><アウトカム> ・東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計):40万人※現在の目標</p> <p>※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、40万人目標が平成27年度～令和6年度までのものであることから、令和8年3月31日まで引き伸ばし「44万人」とすることになると想定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から認定を受けた「整備計画」においては、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれており、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献している。 目標値の年度ごとの達成率は、下記「有効性等」のうち「④効果」に記載のとおり、多数の年度において100%以上の達成率を実現しており、順調に推移している。本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏ま</p>

		<p>え、アウトプットとして雇用創出数を「33,847人」とすることになると想定される。上記のとおり、令和5年6月末現在で、26,962人の雇用を地方で創出することが見込まれていることから、既に目標値(分析対象期間ベース)の8割を達成していることになる。また、アウトカムとしては、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成27年10月～令和3年6月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計)は目標40万人に対して、令和3年6月現在で298,231人となっており、目標の約7割を達成している。</p>																																																																																																
10 有効性等	①: 適用数	<p><適用件数> ○オフィス減税</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>2件</td> <td>4件</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>13件</td> <td>7件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>2件</td> <td>16件</td> <td>24件</td> <td>19件</td> <td>27件</td> <td>27件</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4件</td> <td>20件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>40件</td> <td>34件</td> <td>26件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>4件</td> <td>12件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>21件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25件</td> <td>43件</td> <td>32件</td> <td>32件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】平成27～令和3年度:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、令和4年度以降:認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計(別紙1参照)。 ※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p> <p>○雇用促進税制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額控除</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>7件</td> <td>9件</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>7件</td> <td>9件</td> <td>7件</td> <td>10件</td> <td>4件</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>4件</td> <td>12件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>21件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25件</td> <td>43件</td> <td>32件</td> <td>32件</td> </tr> </tbody> </table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	特別償却	2件	4件	7件	5件	13件	7件	7件	税額控除	2件	16件	24件	19件	27件	27件	19件	合計	4件	20件	31件	24件	40件	34件	26件		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	特別償却	4件	12件	8件	8件	税額控除	21件	31件	24件	24件	合計	25件	43件	32件	32件		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	税額控除	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件	合計	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	特別償却	4件	12件	8件	8件	税額控除	21件	31件	24件	24件	合計	25件	43件	32件	32件
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																											
特別償却	2件	4件	7件	5件	13件	7件	7件																																																																																											
税額控除	2件	16件	24件	19件	27件	27件	19件																																																																																											
合計	4件	20件	31件	24件	40件	34件	26件																																																																																											
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																																														
特別償却	4件	12件	8件	8件																																																																																														
税額控除	21件	31件	24件	24件																																																																																														
合計	25件	43件	32件	32件																																																																																														
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																											
税額控除	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件																																																																																											
合計	7件	5件	7件	9件	7件	10件	4件																																																																																											
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																																														
特別償却	4件	12件	8件	8件																																																																																														
税額控除	21件	31件	24件	24件																																																																																														
合計	25件	43件	32件	32件																																																																																														

	税額 控除	7件	5件	5件	5件		
	合計	7件	5件	5件	5件		
<p>【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」記載の適用件数のうち税額控除実施法人に係る基本控除の適用件数を記載（同報告書記載の適用件数のうち移転型の上乗せ控除の件数については基本控除を前提としており、税制としては基本控除と合わせて1つであるため記載していない）、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙2参照）。</p> <p>※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>							
②：適用額	○オフィス減税						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
損金算入額	300,897 千円	137,268 千円	280,514 千円	197,049 千円	517,799 千円	534,705 千円	358,604 千円
税額控除額	79,363 千円	1,550,067 千円	1,466,314 千円	680,278 千円	895,747 千円	730,522 千円	1,294,477 千円
合計	380,260 千円	1,687,335 千円	1,746,828 千円	877,327 千円	1,413,546 千円	1,265,227 千円	1,653,081 千円
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
損金算入額	378,662 千円	552,521 千円	429,929 千円	429,929 千円			
税額控除額	416,106 千円	1,217,552 千円	976,045 千円	976,045 千円			
合計	794,768 千円	1,770,073 千円	1,405,974 千円	1,405,974 千円			
<p>【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計（別紙1参照）。</p> <p>※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>							
	○雇用促進税制						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
税額控除	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円

合計	3,778 千円	4,891 千円	49,090 千円	23,717 千円	51,396 千円	39,539 千円	3,036 千円
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
税額控除	25,900 千円	25,400 千円	18,112 千円	18,112 千円			
合計	25,900 千円	25,400 千円	18,112 千円	18,112 千円			
<p>【出典】平成27～令和3年度：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」、令和4年度以降：認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。</p> <p>※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。</p>							
③：減収額	○オフィス減税						
	特別償却・ 税額控除	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
国税（法人税）	特別償却	69.8 百万円	31.8 百万円	65.1 百万円	45.7 百万円		
	税額控除	79.3 百万円	1,550.1 百万円	1,466.3 百万円	680.3 百万円		
地方税		27.8 百万円	14.1 百万円	27.0 百万円	20.3 百万円		
法人住民税		10.3 百万円	5.6 百万円	13.1 百万円	8.1 百万円		
法人事業税		17.5 百万円	8.5 百万円	13.9 百万円	12.2 百万円		
計		177.0 百万円	1,596.0 百万円	1,558.4 百万円	746.3 百万円		
	特別償却・ 税額控除	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
国税（法人税）	特別償却	120.1 百万円	124.0 百万円	83.1 百万円	87.9 百万円		
	税額控除	895.7 百万円	730.5 百万円	1,294.5 百万円	416.1 百万円		
地方税		47.1 百万円	38.2 百万円	34.3 百万円	41.3 百万円		
法人住民税		19.0 百万円	20.6 百万円	11.3 百万円	35.3 百万円		
法人事業税		28.1 百万円	17.6 百万円	23.0 百万円	6.0 百万円		
計		1,063.0 百万円	892.8 百万円	1,411.9 百万円	545.3 百万円		
	特別償却・ 税額控除	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
国税	特別償却	128.2	99.7	99.7			

(法人税)		百万円	百万円	百万円
	税額控除	1,217.6 百万円	976.0 百万円	976.0 百万円
地方税	-	102.9 百万円	82.1 百万円	82.1 百万円
法人 住民税	-	94.2 百万円	75.3 百万円	75.3 百万円
法人 事業税	-	8.7 百万円	6.8 百万円	6.8 百万円
計	-	1,448.7 百万円	1,157.8 百万円	1,157.8 百万円

【出典等】平成 27～令和3年度は、国税は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」、地方税は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載。ただし特別償却については、法人税率を乗じて推計(別紙 1 参照)。

令和4年度以降は、国税は認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計(別紙 1 参照)。地方税は「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計(別紙 1 参照)。

※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。

○雇用促進税制

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元 年度	令和 2年度
国税 (法人税)	3.8 百万円	4.9 百万円	49.1 百万円	23.7 百万円	51.4 百万円	39.5 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	0.2 百万円	2.0 百万円	1.0 百万円	1.9 百万円	0.6 百万円
計	3.9 百万円	5.1 百万円	51.1 百万円	24.7 百万円	53.3 百万円	40.2 百万円

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
国税 (法人税)	3.0 百万円	25.9 百万円	25.4 百万円	18.1 百万円	18.1 百万円
地方税 (法人住民税)	0.2 百万円	1.8 百万円	1.8 百万円	1.3 百万円	1.3 百万円
計	3.2 百万円	27.7 百万円	27.2 百万円	19.4 百万円	19.4 百万円

【出典等】国税は、平成 27～令和 3 年度:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」)、令和 4 年度以降:認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計(別紙 2 参照)。

地方税は、令和元年度～令和3年度は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」をもとに記載し、令和4年度以降は、「地方法人二税に係る減収額算定方法について(総務省)」に基づいて推計(別紙 2 参照)。平成 30 年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると思料されるため、令和元年度～3年度の国税と地方税の比の平均値を国税に乗じて推計した値を記

	載(別紙 2 参照)。 優遇措置は税額控除のみであり、法人の所得に影響しないことから、法人事業税には影響を与えない。 ※令和6年度以降は、本税制の延長を前提に記載。なお、令和6年度税制改正要望における制度の拡充等による効果は、現状では見通しがつかないため踏まえていない。
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>アウトプット達成目標である「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(平成 27～令和9年度累計):4万人」という達成目標に対して、令和5年6月末現在で、26,962 人の雇用を地方で創出することが見込まれており、すでに達成目標の6割以上を実現している。また本制度の分析対象期間終了までの暫定的な目標値(「33,847 人」の雇用創出)を想定した場合、既に目標値(分析対象期間ベース)の約 8 割を達成していることになる。</p> <p>また、アウトカム達成目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計については、平成 27 年 10 月～令和 3 年 6 月までにおいて、東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成 27 年度～令和 6 年度累計)は目標 40 万人に対して、令和 3 年 6 月現在で 298,231 人となっており、目標の約 7 割を達成している。</p> <p>この雇用創出数は、「企業の地方への本社機能移転等を促進することで、地方における雇用を創出する。」という政策目的に対して、直接的かつ大きく貢献するものである。</p> <p>○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由</p> <p>前回の政策評価時(令和3年度)においては、達成目標に「地域再生法に基づく認定を受けた「整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」(平成 27～令和6年度累計):3万人」にしていた。しかし、令和 4 年にデジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年 12 月 23 日閣議決定)を策定する際、令和4年 10 月末時点で 25,055 人の実績が挙がっており、目標達成が1年早まることが見込まれたため、目標達成年限を令和6年から令和9年に延長し、増加数も従前の達成目標よりももう一步高くすべく、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計(前回達成目標から平易な表現に変更したが、内容変更は無い):4万人」に上方修正を行った。</p> <p>加えて将来的な効果見込みとして、過去8年間において創出した雇用数の平均は 3,000 人を超過(約 3,306 人)している。同様のペースで進捗すれば、目標年限(13 年間の目標値としても、分析対象期間をベースとした 11 年間の目標値としても、目標値達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「3,077 人」であることから)の目標達成は十分期待できる。他方で、地方における人材採用の厳しさは根本的に変わっておらず、足下の状況を踏まえた制度の不断の見直しを引き続き図ることで、政策目的の達成を図るべきであると認識している。</p> <p>また、今回の政策評価時(令和5年度)においては、「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計:4万人」をアウトプットとし、アウトカムとして「企業の本社機能を有する事務所等の東京 23 区から地方への移転又は地方拠点の拡充を通じて、地方において雇用を創出する」という政策目標の実現に向け、新たにデジタル</p>

田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)に掲げられた「東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計:40万人」を新たに設定した。

加えて将来的な見込みとして、直近のデータがある令和2年度において創出した従業者数は46,100人(約46,123人)となっており、同様のペースで進捗すれば、目標年限(11年間の目標値※)の目標達成のために必要な年度平均の雇用創出数は「4万人」であることから目標達成は十分期待できる。

※ 現在の本税制の目標値は令和6年度末までに行っているが、当該評価書の分析期間は令和8年3月末までの11年間となっていることから、仮に算出したもの。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

アウトプット達成目標に掲げた「地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計」は、企業が地方拠点強化税制において特定業務施設の整備にかかった建物取得価額等の租税特別措置の適用を受けるための前提条件として、都道府県知事から事前に「整備計画」の認定を受けることが義務付けられている。従って、達成目標の実現には本税制が深く関与しており、「整備計画」において確実に雇用創出数を増やしていることは、本税制の直接的な効果であると言える。

それに加え、オフィスの新増設に係る設備投資が行われることで、建設業以外の様々な部門に経済的な波及効果及ぼす。具体的には、平成27年度から令和5年度までになされたオフィス整備のための設備投資見込額に、非住宅建築の生産誘発係数を勘案して試算した結果、合計3,980億円を超える経済波及効果が見込まれる。

○設備投資に伴う経済波及効果(参考)

年度	設備投資に伴う経済波及効果
平成27年度	7,586百万円
平成28年度	75,471百万円
平成29年度	33,621百万円
平成30年度	33,621百万円
令和元年度	47,546百万円
令和2年度	40,377百万円
令和3年度	40,233百万円
令和4年度	20,583百万円
令和5年度	62,054百万円
合計	398,142百万円

※ オフィス減税の適用が見込まれる設備投資見込額(出典:租税特別措置(法人税関係)の利用状況調査)に、非住宅建築の生産誘発係数1.90495767444473(出典:平成27年建設部門分析用産業連関表)を乗じて算出。

<アウトプット>
「整備計画」の認定状況等(令和5年6月末時点)>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
認定整備計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	69件	82件	15件	640件
認定整備計画における雇用創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人	1,349人	3,122人	5,880人	2,171人	515人	26,962人
目標値の達成率	143.7%	104.5%	90.8%	110.6%	43.8%	101.5%	191.1%	70.6%	16.7%	67.4%
雇用促進計画受付件数	25件	47件	62件	60件	44件	55件	52件	54件	33件	432件

【出典等】令和5年度に関して、認定整備計画数は令和5年7月15日までに都道府県から報告があったもの、雇用促進計画受付件数は令和5年8月1日までに労働局から報告があったもの。

※目標値の達成率は、上記「13年間」で雇用創出数を「4万人」とする目標値を1年ごとに単純に割り振り、年間の目標値を雇用創出数「3,077人」として試算。

※本制度の分析対象期間(令和8年3月31日まで)を鑑みた場合、分析対象期間終了までの暫定的な目標値は、「13年間」の年限の11年目までに当たることを踏まえ、雇用創出数を(3,077人×11年間=)「33,847人」とすることになると想定。

※令和3年度の達成目標は「10年間」で雇用創出数を「3万人」、年間の目標値は「3,000人」だった。しかし、それよりももう一步高い達成目標である4万人、年間の目標値は「3,077人」とし、従来よりも年間77人増の達成目標に変更した。

<アウトカム>
東京圏外で新設された本社等の従業者数

	平成27年(10月～)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年度	令和2年度	令和3年度(～6月)	累計
従業者数	11,138人	45,185人	63,937人	55,484人	53,942人	46,123人	22,422人	298,231人

【出典】平成27、28年度は平成28年度経済センサス-活動調査、平成29年度以降は、令和3年度経済センサス-活動調査を用いて試算(常用雇用者割合(常用雇用者/従業者数)を乗じて算出)。

※平成27年1月～12月については、51,559人であるが、常用雇用者割合0.8641を乗じ、制度創設以降の効果(平成27年10月～12月)とするため、3/12を乗じて、11,138人と推計。

《適用件数・適用額に関する留意事項》
「整備計画」の認定を受けた企業のうち、実際に整備事業を進めていく過程で、企業内の事情変更や財務状況(利益法人でなくなる)等の各種要因により本税制の適用要件を満たすことが困難となり、利用を

		<p>断念した事例が「整備計画」の認定を受けた企業による実績報告にも見られる。これが、「整備計画」の認定実績と比較して、本税制の適用件数や適用額が少ない要因の一つと考えられる。</p> <p>また、企業の移転・拡充に際しては、検討開始から立地場所の選定や社内合意など、「整備計画」の認定以前に一定の期間を要することが見込まれる。加えて「整備計画」の認定後も、建物等の取得や新規雇用者の採用等に時間がかかること、また建物等の供用が開始されたのち実際に税制の適用を受けるためには当該事業会計年度終了時まで待つ必要があることなどから、税制の適用に当たっても一定の期間を要する。こうした時間的なずれが必然的に生じることについても、念頭に置く必要がある。</p> <p>なお、政策評価の観点から、本税制(特に雇用促進税制)の適用実績件数及び将来の適用見込み件数が僅少ではないか、との指摘があるが、重要なことは税制の活用増加自体を目的化することではなく、政策的な目標である「地方における雇用創出」にいかにか寄与するか、であると考えている。つまり、本税制が企業にとっての地方移転等のインセンティブとなることで企業が地方移転を決定し、実行した結果として、諸々の要因(上記のように、結果的に決算が赤字であった、一部要件を満たせなかった、等)により税制自体は活用できなかったとしても、本税制を呼び水として、「企業が地方において、実際に雇用を創出している」という事実には違いない。実際に、上記で説明したとおり、既にアウトプット達成目標値の8割以上を達成するなど、本税制は順調な成果を挙げている。従って、適用実績及び見込み件数の数値が低いからといって、必ずしも政策目的の達成に効果を挙げているわけではない(むしろ、少ない出費(＝減収額)でもって、大きな政策効果を発揮している)と認識している。</p> <p>財務省の適用実態調査における「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」の令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は95.7%である。この原因としては、財務省の法人税関係特別措置別高額適用額(単体法人・連結法人合計)によれば、第1順位～第3順位の適用額が第4順位の適用額の約4倍以上となっており、特に金額が大きくなっていることが挙げられる。</p> <p>本税制は企業規模に制限を設けておらず、幅広い規模、業種の企業が税制適用を受けることができる。このため、「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除」は、大型案件が出ると法人税額の適用金額が上がってしまうが、雇用創出効果も相対的には大きい。</p> <p>また、「適用実態調査」の「主な適用業種及び業種別割合」からも、業種に偏りが無いことが確認でき、特定の企業のみには裨益しているわけではない。(なお、今後は適用企業へのアンケート調査等を都道府県経由で実施し、偏りの原因を把握する予定である。)</p> <p>これらの適用実態を踏まえ、目標達成のために最低限必要な雇用創出数(年度平均で3,000人)をクリアしており、また、アウトカム達成目標である東京圏外で新設された本社等の従業者数の累計(平成27年度～令和6年度累計)は目標40万人に対して、令和3年6月現在で298,231人となっており、目標の約7割を達成しており、残り約3年間で現在のペースで推移した場合に目標達成が見込めることから、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったと認識している。</p>
--	--	--

		<p>※財務省 法人関係特別措置別高額適用額(単体法人・連結法人合計)</p> <p>第1順位 430,836千円(単体ベース) 第2順位 323,842千円(連結ベース) 第3順位 253,786千円(連結ベース) 第4順位 64,146千円(連結ベース) 第5順位 38,535千円(単体ベース)</p>
		<p>⑥: 税収減を是認する理由等</p> <p>本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転動に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなる。</p> <p>さらに、上記のオフィス整備に係る経済波及効果398,142百万円を鑑みると、経済的に見ても、税収減を大きく上回る効果を挙げている。これらの効果を総合的に勘案して、本税制の税収減を是認することは妥当であると考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する「地域再生計画」に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する「整備計画」に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該「整備計画」に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。</p> <p>また、租税特別措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p> <p>加えて、本税制の政策目的である「地方において雇用を創出する」という観点では、もちろん補助金によって企業行動を促進することも効果的であると考えられるが、上記のとおり、補助金には必ず予算枠の制限があり、全く同じ条件のもとで同数の雇用を創出する予定の企業であっても、予算の執行状況によっては適用の有無が分かれる可能性があり、企業にとって十分なインセンティブとならない(補助金の枠がなくなれば、インセンティブとして機能し得ない)。その点、税制優遇措置であれば、一定期間内に、同じ要件を満たしさえすれば、どの企業であっても適用を受けることが可能である。こうした観点から、企業に対して地方移転・地方における雇用創出のインセンティブを高める上では、税制優遇措置の方が補助金よりも効果が高いと考えられる。また、地方に雇用が創出されるのであれば、特に企業の規模・業種・業態等を制限する必然性がない。予算枠の制限から、企業の規模・業種・業態等を制限・特化する必要性のある補助金と異なり、税制優遇措置であれば広く様々な規模・業種・業態の企業を対象とすることができるという点でも、税制優遇措置によることが適切かつ効果的であると考えられる。</p>

(別紙1)

	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>企業の地方移転・地方拠点の強化を推進するため、本税制のほかに活用可能な支援制度として、「債務保証制度」、「融資制度」、「地方税に対する減収補填」がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務保証制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者が特定業務施設を整備するために必要な資金の借入れ又は社債発行に係る債務の保証を(独)中小企業基盤整備機構が行うもの。 融資制度は、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において、認定事業者(中小企業者)の設備・運転に必要な資金の長期かつ固定金利での融資を(株)日本政策金融公庫が行うもの。 地方税に対する減収補填は、財政力指数が一定未満の地方公共団体であっても、都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において認定事業者が整備した特定業務施設に係る地方税(事業税、固定資産税、不動産取得税)について、他の地方公共団体並に課税免除又は不均一課税の措置が講じられるよう、その減収額の一部を補填するもの。
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本税制は、企業の地方移転・地方拠点の強化を促進することにより、地方において雇用を創出することを目的としている。</p> <p>本税制を適用した企業が地方に移転し、同地で経済活動を行うことで、その収益は、税収というかたちで地方公共団体に直接還元される。また企業が同地において新規雇用を拡大させる、あるいは転勤に伴い他地域からの家族ぐるみの移住をもたらすことで、同地の人口流出に歯止めをかけ、さらに住民の消費活動により同地の経済が活発化するという好循環を生み出す。</p> <p>このように、経済・雇用の両面において、地方公共団体は本税制の効果に直接裨益することとなるため、協力する相当性がある。</p> <p>なお、多数の地方公共団体及び団体(全国知事会等)より、令和6年度税制改正要望に向けて本税制の延長及び拡充に関する提言を受け取っていることから、本税制は多くの地方公共団体にとって望ましいものであることが証明される。</p>
<p>12</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>13</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>令和3年8月(R3内閣01-1、R3内閣01-2)</p>

地方拠点強化税制(うち、オフィス減税)の算定根拠について

1. 適用数

○平成27年度～令和3年度(実績)

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。(数値は事前評価書に記載のとおり)

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/stm_report/index.htm

○令和4年度・令和5年度(見込み)

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる(あるいは既に適用を受けた)事業者数=適用見込み数(仮)を算出。その結果は以下のとおり。

<令和4年度>

特別償却3件、税額控除15件

<令和5年度>

特別償却8件、税額控除21件

- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数(情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は除く)629件のうち、実績調査に回答のあった事業者は456件であったことから、上記の令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる(あるいは既に適用を受けた)事業者数=適用見込み数(仮)に対して、**629/456を乗じ**、全事業者(情報サービス事業部門を含む整備計画認定事業者は除く)ベースに割り戻して、最終的な適用見込み数を試算した。

- ✓ 情報サービス事業部門が含まれている整備計画についてのオフィス減税適用見込み数については、当該部門が含まれている整備計画認定件数が少ない(11件)ため、別途算出した。実績調査を実施した時点の情報サービス事業部門を含む整備計画の認定件数11件中、オフィス減税の適用可能性のあるものは4件。その中で回答が得られた件数は(全体8件中)3件であった。よって、調査結果をそのまま反映させた。

<令和4年度>

(情報サービス事業部門を含まない整備計画)

特別償却 3件×629/456=4件、

税額控除 15件×629/456=21件

(情報サービス事業部門を含む整備計画のみ)

特別償却 0件 税額控除 0件

合計 4+21=25件

<令和5年度>

(情報サービス事業部門に係る整備計画以外)

特別償却 8件×629/456=11件、

税額控除 21件×629/456=29件

(情報サービス事業部門に係る整備計画)

特別償却 1件

税額控除 2件

合計 11+29+1+2=43件

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 令和3年度～令和5年度までの適用数（見込みを含む）を平均して、試算。令和6・7年度とも同数と設定。

<令和6年度、令和7年度>

特別償却 (7件 (R3) + 4件 (R4) + 12件 (R5)) / 3 = 8件

税額控除 (19件 (R3) + 21件 (R4) + 31件 (R5)) / 3 = 24件

※令和6年度税制改正要望において、本税制は適用期限の2年間延長と制度の拡充等を要望しているが、拡充等については現時点で見通しをつけることができないため、制度の単純延長のみを前提として、数値を暫定的に試算している。以下、全て同様。

2. 適用額

○平成27年度～令和3年度（実績）

- ✓ 財務省が例年、国会報告を行っている「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の記載から、特別償却・税額控除についてそれぞれ抜粋。（数値は事前評価書に記載のとおり）

○令和4年度・令和5年度（見込み）

- ✓ 地方拠点強化税制に係る整備計画の認定を受けた事業者に対して、内閣府が実施した実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）事業者数＝適用見込み数（仮）を算出。その結果は以下の表1のとおり。
- ✓ 同様の実績調査の回答結果を踏まえ、令和4・5年度にオフィス減税の適用を見込んでいる（あるいは既に適用を受けた）適用見込み額（仮）の平均値を建物・構築物それぞれについて算出。その結果は以下の表2のとおり。

※ なお、移転型については、適用見込み数が少なく適用見込み額の平均値の計算を適切に実施しにくいと見込まれるため、拡充型の適用見込み額（平均）をもとに、特別償却率（移転型：25%、拡充型：15%）、税額控除率（移転型：7%、拡充型：4%）を踏まえて、前者は 25/15、後者は 7/4 を 拡充型の平均額に乗じて、移転型の適用見込み額（平均）を算出している。

- ✓ 上記の適用見込み数（仮）と適用見込み額（仮）の平均値を乗じて、適用見込み額（仮）全体額を算出。その結果は以下の表3のとおり。
- ✓ 実績調査を実施した時点の認定件数（情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は除く）629件中、当調査の回答を得られた件数は456件（情報サービス事業部門に係る整備計画の認定事業者からの回答件数は除く）であったため、下述の各件数・金額に 629/456 を乗じ、全事業者ベース（情報サービス事業部門を含む整備計画認定事業者は除く）に割り戻して、最終的な見込額を試算した。その結果は以下の表4のとおり。
- ✓ 情報サービス事業部門が含まれている整備計画についてのオフィス減税適用額については、当該部門が含まれている整備計画認定件数が少ない（11件）ため、別途算出した。実績調査を実施した時点の情報サービス事業部門が含まれる整備計画の認定件数11件中、オフィス減税適用可能性のあるものは4件。その中で回答が得られた件数は（全体8件中）3件であった。なお、3件中1件は特別償却、税額控除どちらを適用するか不明であったが、税額控除と特別償却を比べて税額控除の適用件数の方が多いため、税額控除を適用すると推計。

※ なお、小数点以下の数値を含めたもの計算式と、資料への記載の関係上、表中の足し算があわない箇所があることに留意。

※ また、政策評価書に記載した数字と単位が一部異なることに留意。

< (表1) 適用見込み数 (仮) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0	2	2	1	2	3
	拡充型	3	13	16	7	19	26
構築物	移転型	0	1	1	0	1	1
	拡充型	0	8	8	1	3	4

< (表2) 税額控除・特別償却適用額の平均 (仮) (平均、万円単位) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	15,250.8	2,954.4	18,205.2	7,646.1	6,002.5	13,648.7
	拡充型	9,150.5	1,688.2	10,838.7	4,587.7	3,430.0	8,017.7
構築物	移転型	130.5	414.8	545.3	130.5	187.3	317.8
	拡充型	78.3	237.0	315.3	78.3	107.0	185.3

※ 移転型の数値は、拡充型の数値に、特別償却の場合は25/15、税額控除の場合は7/4を乗じて、それぞれ算出。

< 令和4年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $9,150.5 \times 25 / 15 = 15,250.8$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $1,688.2 \times 7 / 4 = 2,954.4$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $78.3 \times 25 / 15 = 130.5$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $237.0 \times 7 / 4 = 414.8$ 万円

< 令和5年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $4,587.7 \times 25 / 15 = 7,646.1$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $3,430.0 \times 7 / 4 = 6,002.5$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $78.3 \times 25 / 15 = 130.5$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $107.0 \times 7 / 4 = 187.3$ 万円

< (表3) 適用見込み額 (仮) (全体額、万円単位) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	5,908.7	5,908.7	7,646.1	12,005.0	19,651.1
	拡充型	27,451.5	2,1946.6	49,398.1	32,113.7	65,170.0	97,283.7
構築物	移転型	0.0	414.8	414.8	0.0	187.3	187.3
	拡充型	0.0	1896.0	1,896.0	78.3	321.0	399.3

※ 表1の適用見込み数に、表2の適用見込み額 (仮) (平均) を乗じてそれぞれ算出。

< 令和4年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $15,250.8 \times 0 = 0.0$ 万円

建物 (拡充型・特別償却) : $9,150.5 \times 3 = 27,451.5$ 万円

建物 (移転型・税額控除) : $2,954.4 \times 2 = 5,908.7$ 万円

建物 (拡充型・税額控除) : $1,688.2 \times 13 = 21,946.6$ 万円

構築物 (移転型・特別償却) : $130.5 \times 0 = 0.0$ 万円

構築物 (拡充型・特別償却) : $78.3 \times 0 = 0.0$ 万円

構築物 (移転型・税額控除) : $414.8 \times 1 = 414.8$ 万円

構築物 (拡充型・税額控除) : $237.0 \times 8 = 1896.0$ 万円

< 令和5年度 >

建物 (移転型・特別償却) : $7,646.1 \times 1 = 7,646.1$ 万円

建物 (拡充型・特別償却) : $4,587.7 \times 7 = 32,113.7$ 万円

建物（移転型・税額控除）：6,002.5×2=12,005.0万円
 建物（拡充型・税額控除）：3,430.0×19=65,170.0万円
 構築物（移転型・特別償却）：130.5×0=0.0万円
 構築物（拡充型・特別償却）：78.3×1=78.3万円
 構築物（移転型・税額控除）：187.3×1=187.3万円
 構築物（拡充型・税額控除）：107.0×3=321.0万円

構築物（拡充型・税額控除）：1,896.0×629/456=2,615.3万円
 合計（特別償却）：0+37,866.2+0+0=**37,866.2万円**
 合計（税額控除）：8,150.4+30,272.8+572.1+2,615.3=**41,610.6万円**
 合計（適用額）：37,866.2+41,610.6=**79,476.8万円**
 ※情報サービス事業部門を含む整備計画認定件数は0件と推計。

< (表4) 適用見込み額 (全体額、万円単位) >

		令和4年度			令和5年度		
		特別償却	税額控除	合計	特別償却	税額控除	合計
建物	移転型	0.0	8,150.4	8,150.4	10,546.9	16,559.5	27,106.5
	拡充型	37,866.2	30,272.8	68,139.0	44,297.1	89,894.6	134,191.7
構築物	移転型	0.0	572.1	572.1	0.0	258.3	258.3
	拡充型	0.0	2,615.3	2,615.3	108.1	442.8	550.8
合計		37,866.2	41,610.6	79,476.8	54,952.1	107,155.2	162,107.3

- ※ 表3の適用見込み数額(仮)に、629/456を乗じてそれぞれ算出。
 ※ 事前評価書においては、千円単位で表記していることに留意。
 ※ 小数点以下の数値を含めた計算過程と、資料への記載上の関係から、足し算が合わない場合がある。

< 令和4年度 >

建物（移転型・特別償却）：0.0×629/456=0.0万円
 建物（拡充型・特別償却）：27,451.5×629/456=37,866.2万円
 建物（移転型・税額控除）：5,908.7×629/456=8,150.4万円
 建物（拡充型・税額控除）：2,194.6×629/456=30,272.8万円
 構築物（移転型・特別償却）：0.0×629/456=0.0万円
 構築物（拡充型・特別償却）：0.0×629/456=0.0万円
 構築物（移転型・税額控除）：414.8×629/456=572.1万円

< 令和5年度 >

(情報サービス事業部門を含まない整備計画)

建物（移転型・特別償却）：7,646.1×629/456=10,546.9万円
 建物（拡充型・特別償却）：32,113.7×629/456=44,297.1万円
 建物（移転型・税額控除）：12,005.0×629/456=16,559.5万円
 建物（拡充型・税額控除）：65,170.0×629/456=89,894.6万円
 構築物（移転型・特別償却）：0×629/456=0万円
 構築物（拡充型・特別償却）：78.3×629/456=108.1万円
 構築物（移転型・税額控除）：187.3×629/456=258.3万円
 構築物（拡充型・税額控除）：321.0×629/456=442.8万円
 合計（特別償却）：10,546.9+44,297.1+0+108.1=**54,952.1万円**
 合計（税額控除）：16,559.5+89,894.6+258.3+442.8=**107,155.2万円**
 合計（適用額）：54,952.1+107,155.2=**162,107.3万円**

(情報サービス事業部門を含む整備計画)

建物（特別償却）：200万円
 建物（税額控除）：14,600万円
 構築物（特別償却）：100万円
 構築物（税額控除）：0万円

合計（特別償却）：54,952.1+200+100=**55,252.1万円**
 合計（税額控除）：107,155.2+14,600=**121,755.2万円**
 合計（適用額）：55,252.1+121,755.2=**177,007.3万円**

○令和6年度・令和7年度（見込み）

- ✓ 令和3年度～令和5年度までの適用額（見込みを含む）を平均して、試算。令和6・7年度とも同数と設定。

<令和6年度、7年度>

特別償却 (358,604千円 (R3) +378,662千円 (R4) +552,521千円 (R5)) / 3 = 429,929千円
税額控除 (1,294,477千円 (R3) +416,106千円 (R4) +1,217,552千円 (R5)) / 3 = 976,045千円

合計 429,929千円 + 976,045千円 = 1,405,974千円

3. 減収額 (国税)

○平成27年度～令和3年度 (実績)

✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じ、税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じて計算。

平成27年度: 300,897千円 × 23.2% = 69,808千円
平成28年度: 137,268千円 × 23.2% = 31,846千円
平成29年度: 280,514千円 × 23.2% = 65,079千円
平成30年度: 197,049千円 × 23.2% = 45,715千円
令和元年度: 517,799千円 × 23.2% = 120,129千円
令和2年度: 534,705千円 × 23.2% = 124,052千円
令和3年度: 358,604千円 × 23.2% = 83,196千円

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして計算。

平成27年度: 79,363千円
平成28年度: 1,550,067千円
平成29年度: 1,466,314千円
平成30年度: 680,278千円
令和元年度: 895,747千円
令和2年度: 730,522千円
令和3年度: 1,294,477千円

③減収額 (①+②)

平成27年度: 69,808千円 + 79,363千円 = 149,171千円
平成28年度: 31,846千円 + 1,550,067千円 = 1,581,913千円
平成29年度: 65,079千円 + 1,466,314千円 = 1,531,393千円
平成30年度: 45,715千円 + 680,278千円 = 725,993千円
令和元年度: 120,129千円 + 895,747千円 = 1,015,876千円
令和2年度: 124,052千円 + 730,522千円 = 854,574千円
令和3年度: 83,196千円 + 1,294,477千円 = 1,377,673千円

○令和4年度・令和5年度 (見込み)

✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じ、税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じて計算。

令和4年度: 378,662千円 × 23.2% = 87,850千円
令和5年度: 552,521千円 × 23.2% = 128,185千円

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして計算。

令和4年度: 416,106千円
令和5年度: 1,217,552千円

③減収額 (①+②)

令和4年度: 87,850千円 + 416,106千円 = 503,956千円
令和5年度: 128,185千円 + 1,217,552千円 = 1,345,737千円

○令和6年度・令和7年度 (見込み)

✓ 2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には法人税率 (23.2%と設定) を乗じ、税額控除の適用額は (既に法人税額が考慮されているため) そのままとして、それぞれの金額を合計して算出。

①特別償却の減収額

2. で算出した各年度の適用金額のうち、特別償却の適用額には**法人税率 (23.2%と設定) を乗じて**計算。

令和6年度：429,929千円×23.2%＝**99,744千円**

令和7年度：429,929千円×23.2%＝**99,744千円**

②税額控除の減収額

税額控除の適用額は、**既に法人税額が考慮されているため** そのままとして計算。

令和6年度：976,045千円

令和7年度：976,045千円

③減収額 (①+②)

令和6年度：99,744千円+976,045千円＝**1,075,789千円**

令和7年度：99,744千円+976,045千円＝**1,075,789千円**

4. 減収額 (地方税)

○平成27年度～令和3年度 (実績)

- ✓ 総務省が公表している各年度の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の記載から、法人事業税、法人住民税それぞれ抜粋。法人住民税については、道府県民税、市町村民税の合計値を記載。(数値は事前評価書に記載のとおり)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zeimu02_02000276.html

(※令和3年度公表版)

○令和4年度・令和5年度 (見込み)

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税 (法人税) の減収額に、**税率7.0%を乗じて**算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
 - ・ 所得割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、**税率3.5%を乗じた**数値 (所得割①) を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の

額に**税率74.8%を乗じた**数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。

- ・ 付加価値割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、**税率0.7%を乗じて**算出。

<令和4年度>

法人住民税：503,956千円×7.0%＝**35,277千円**

法人事業税：5,375千円+615千円＝**5,990千円**

所得割：3,075千円+2,300千円＝5,375千円

所得割①：87,850千円×3.5%＝3,075千円

特別法人事業税の減収額：3,075千円×74.8%＝2,300千円

付加価値割：87,850千円×0.7%＝615千円

合計 (地方税)：35,277千円+5,990千円＝**41,267千円**

<令和5年度>

法人住民税：1,345,737千円×7.0%＝**94,202千円**

法人事業税：7,842千円+897千円＝**8,739千円**

所得割：4,486千円+3,356千円＝7,842千円

所得割①：128,185千円×3.5%＝4,486千円

特別法人事業税の減収額：4,486千円×74.8%＝3,356千円

付加価値割：128,185千円×0.7%＝897千円

合計 (地方税)：94,202千円+8,739千円＝**102,941千円**

○令和6年度・令和7年度 (見込み)

- ✓ 総務省が令和6年度税制改正要望にあわせて提示している「10 地方法人二税に係る減収額算定方法」を踏まえて、以下のとおり算出。
- ✓ 法人住民税については、3. で算出した各年度の国税 (法人税) の減収額に、**税率7.0%を乗じて**算出。
- ✓ 法人事業税については、以下の方法から、所得割・付加価値割の合計額を算出。
 - ・ 所得割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、**税率3.5%を乗じた**数値 (所得割①) を計算。さらに、「特別法人事業税の減収額」として、先に計算した所得割①の額に**税率74.8%を乗じた**数値を計算。最終的に、所得割①と「特別法人事業税の減収額」を合計して算出。
 - ・ 付加価値割は、オフィス減税の減収額のうち、各年度の特別償却の減収額 (見込み) に、**税率0.7%を乗じて**算出。

雇用促進税制（地方拠点強化税制）に係る推計

<令和6年度>

法人住民税：1,075,789千円×7.0%=75,305千円

法人事業税：6,102千円+698千円=6,800千円

所得割：3,491千円+2,611千円=6,102千円

所得割①：99,744千円×3.5%=3,491千円

特別法人事業税の減収額：3,491千円×74.8%=2,611千円

付加価値割：99,744千円×0.7%=698千円

合計（地方税）：75,305千円+6,800千円=82,105千円

<令和7年度>

法人住民税：1,075,789千円×7.0%=75,305千円

法人事業税：6,102千円+698千円=6,800千円

所得割：3,491千円+2,611千円=6,102千円

所得割①：99,744千円×3.5%=3,491千円

特別法人事業税の減収額：3,491千円×74.8%=2,611千円

付加価値割：99,744千円×0.7%=698千円

合計（地方税）：75,305千円+6,800千円=82,105千円

以上

【国税 令和4年度及び令和5年度の推計】

1. 雇用促進税制について

地方拠点強化税制における雇用促進税制（地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数に係る措置関係）

地域再生法に基づき都道府県知事が認定する「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を実施する事業主が、地方において本社機能を拡充又は移転し雇用者を増加させた場合に、税額控除を行う（平成27年度創設、平成30年度、令和2年度、令和4年度改正）。

2. 令和4年度以前の雇用促進税制の適用件数、適用人数等について

- 令和2年度から令和4年度におけるハローワークにおいて受理した雇用促進計画及びその達成状況報告（令和5年7月末時点）及び租税特別措置の適用実態調査（国税）から把握できる適用件数等（実績値）は以下のとおり。

		雇用促進計画実施年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
雇用促進 計画受付 件数	① 計画受付件数（件）		55	52	54
		(i) 拡充型	46	45	43
		(ii) 移転型	9	7	11
	② 達成状況報告受付件数（件）		30	28	31
		(i) 拡充型	27	23	26
		(ii) 移転型	3	5	5
(国税)	③ 適用件数（件）		10	4	—
適用実態 調査	④ 適用減収総額（千円）		39,539	3,036	—

出典：「雇用促進計画受付・達成状況報告」（厚生労働省職業安定局）
「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

<(1) 公共職業安定所等に提出した雇用促進計画の件数について>

令和5年度

- ・ 令和5年7月末までの4ヶ月間に提出があった雇用促進計画は、移転型4件、拡充型7件の合計11件であることから、令和5年度においては、移転型4×12/4=12件、拡充型7×12/4=21件の合計33件。
- ・ なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の提出件数は近年の雇用促進計画の受付状況を踏まえて1件としている。
- ・ うち情報サービス事業部門に係る雇用促進計画は、令和5年7月末までの提出が1件であることから、令和5年度においては、1×12/4=3件。

<(1)雇用促進計画の達成状況について公共職業安定所等の確認を受けた当該計画の件数について>

令和5年度

- ・ハローワークに提出された雇用促進計画の件数に対する達成状況の割合は、令和2年度 54.5% (=30/55)、令和3年度 53.8% (=28/52) 令和4年度 57.4% (=31/54) であることから、令和5年度においては、この3年間の平均値 55.2%になると仮定し、移転型 $12 \times 55.2\% = 7$ 件、拡充型 $21 \times 55.2\% = 12$ 件の合計 **19件**。
- ・なお、準地方活力向上地域への移転に係る雇用促進計画の達成状況は近年の達成状況報告の提出状況を踏まえ 1件としている。
- ・うち情報サービス事業部門についても、雇用促進計画受付件数の 55.2%について達成状況の確認を受けると仮定し、 $3 \times 55.2\% = 2$ 件。

<(2)「税額控除実施法人数」について>

※事前評価書の雇用促進税制適用数の算定根拠。

令和4年度

- ・雇用促進計画の達成状況報告受付件数②に対する、実際に適用を受けた適用件数③の割合は令和2年度 33.3% (=10/30)、令和3年度 14.3% (=4/28) であることから、令和4年度においては、この2年間の平均値 23.8%になると仮定し、移転型 $5 \times 23.8\% = 1$ 件、拡充型 $26 \times 23.8\% = 6$ 件の合計 **7件**。

令和5年度

- ・令和5年度においても、実際に税額控除の適用を受ける件数が、雇用促進計画達成状況報告件数の 23.8%になると仮定し、移転型 $7 \times 23.8\% = 2$ 件、拡充型 $12 \times 23.8\% = 3$ 件の合計 **5件**。

<(2)「基準雇用者数」①及び「地方事業所基準雇用者数」②について>

令和2年度

- ・税額控除実施法人は移転型 0 件、拡充型 10 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 0 件、拡充型・大企業 2 件、拡充型・中小企業 8 件となる。

「基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（令和元年～令和4年度）における拡充型に係る1法人当たりの基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

- 拡充型・大企業：2件×161人=322人
- 拡充型・中小企業：8件×11人=88人
- … 移転型（大・中小）0人+拡充型（大・中小）410人 = **合計 410人**

「地方事業所基準雇用者数」

雇用促進計画の達成状況報告（令和元年～令和4年度）における拡充型に係る1法人当たりの地方事業所基準雇用者数の平均値を乗じて推計する。

- 拡充型・大企業：2件×74人=148人
- 拡充型・中小企業：8件×12人=96人
- … 移転型（大・中小）0人+拡充型（大・中小）244人 = **合計 244人**

令和3年度

- ・税額控除実施法人は移転型 0 件、拡充型 4 件で、大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 0 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 3 件となる。令和2年度と同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 **合計 194人**
「地方事業所基準雇用者数」 **合計 110人**

令和4年度

- ・税額控除実施法人は移転型 1 件、拡充型 6 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 1 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 5 件となる。令和2年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」

○移転型・中小企業：1件×9人=9人
○拡充型・大企業：1件×161人=161人
○拡充型・中小企業：5件×11人=55人 = **合計 225人**

「地方事業所基準雇用者数」

○移転型・中小企業：1件×8人=8人
○拡充型・大企業：1件×74人=74人
○拡充型・中小企業：5件×12人=60人 = **合計 142人**

令和5年度

- ・税額控除実施法人は移転型 2 件、拡充型 3 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 2 件、拡充型・大企業 1 件、拡充型・中小企業 2 件となる。令和4年度同様の計算により以下のとおり算出する。

「基準雇用者数」 **合計 201人**
「地方事業所基準雇用者数」 **合計 114人**

<(2)「新規雇用者総数」③について>

令和2年度

- ・税額控除実施法人は移転型 0 件、拡充型 10 件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が 2:8 とすると、移転型・大企業 0 件、移転型・中小企業 0 件、拡充型・大企業 2 件、拡充型・中小企業 8 件となる。

- ・それぞれの件数にアンケート調査（※）で得られた1法人当たりの新規雇用者総数を乗じて算出すると以下の通りとなる。

○移転型・大企業：0件×7.2人=0人
○移転型・中小企業：0件×2.7人=0人
○拡充型・大企業：2件×18.6人=37人
○拡充型・中小企業：8件×7.2人=58人 **合計 95人**

（※）平成29年度において内閣府地方創生事務局が実施。

令和3年度

- ・税額控除実施法人は移転型0件、拡充型4件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業0件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業3件となる。
- ・上記の令和2年度と同様の計算により、**合計41人**となる。

令和4年度

- ・税額控除実施法人は移転型1件、拡充型6件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業1件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業5件となる。
- ・上記の令和元年度と同様の計算により、**合計58人**となる。

令和5年度

- ・税額控除実施法人は移転型2件、拡充型3件で、それぞれ大企業と中小企業の割合が2:8とすると、移転型・大企業0件、移転型・中小企業2件、拡充型・大企業1件、拡充型・中小企業2件となる。
- ・上記の令和元年度と同様の計算により、**合計38人**となる。

<(2)「移転型地方事業所基準雇用者数」④について>

- ・<(2)「基準雇用者数①」及び「地方事業所基準雇用者数②」>同様に、各年度の移転型の税額控除実施法人数（大企業、中小企業）に雇用促進計画達成状況報告における1法人当たりの移転型地方事業所基準雇用者数（平均値）を乗じて算出する。

令和2年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。**(合計0人)**

令和3年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。**(合計0人)**

令和4年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。**(合計8人)**

令和5年度

- ・基準雇用者数①及び「地方事業所基準雇用者数②」と同様の方法による。**(合計16人)**

<(2)「移転型新規雇用者総数」⑤について>

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型新規雇用者総数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計0人)**

令和3年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計0人)**

令和4年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計3人)**

令和5年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計5人)**

<(2)「特定新規雇用者数」⑥について>

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型大企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計68人)**

令和3年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計29人)**

令和4年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計43人)**

令和5年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」について>と同様の方法による。**(合計29人)**

<(2)「特定新規雇用者基礎数」⑦について>

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業、拡充型大企業、拡充型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和2年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計60人)**

令和3年度

- ・<(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。**(合計26人)**

令和4年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 37 人)

令和5年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 24 人)

<(2)「移転型特定新規雇用者数」⑧について>

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者数を乗じて算出する。

令和2年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和3年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和4年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 3 人)

令和5年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 5 人)

<(2)「移転型特定新規雇用者数のうち税額控除対象」⑨について>

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様に、各年度の税額控除実施法人数（移転型大企業、移転型中小企業）にアンケート調査で得られた1法人当たりの移転型特定新規雇用者基礎数を乗じて算出する。

令和2年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和3年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 0 人)

令和4年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 2 人)

令和5年度

・ <(2)「新規雇用者総数」③について>と同様の方法による。(合計 3 人)

<(2)「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」⑩について>

・ 「地方事業所基準雇用者数②」から「新規雇用者総数③」を減じて算出する。

令和2年度 ※移転型の適用なし

○拡充型・大企業：148 人-37 人=111 人

○拡充型・中小企業：96 人-58 人=38 人 (合計 149 人)

令和3年度 ※移転型の適用なし

○拡充型・大企業：74 人-19 人=55 人

○拡充型・中小企業：36 人-22 人=14 人 (合計 69 人)

令和4年度

○移転型・中小企業：8 人-3 人=5 人

○拡充型・大企業：74 人-19 人=55 人

○拡充型・中小企業：60 人-36 人=24 人 (合計 84 人)

令和5年度

○移転型・中小企業：16 人-5 人=11 人

○拡充型・大企業：74 人-19 人=55 人

○拡充型・中小企業：24 人-14 人=10 人 (合計 76 人)

<(2)「特定非新規雇用者数」⑪について>

・ 上記⑩「地方事業所基準雇用者数-新規雇用者総数」（非新規雇用者の総数）のうち、特定非新規雇用者数の割合を75%（※）と仮定して算出する。

（※新規雇用者総数③に占める特定新規雇用者数⑥の割合75%（令和4年度74%及び令和5年度76%の平均値75%）と同じものと仮定）

令和4年度

○移転型・中小企業：⑩5 人×75%=4 人

○拡充型・大企業：⑩55 人×75%=41 人

○拡充型・中小企業：⑩24 人×75%=18 人 (合計 63 人)

令和5年度

○移転型・中小企業：⑩11 人×75%=8 人

○拡充型・大企業：⑩55 人×75%=41 人

○拡充型・中小企業：⑩10 人×75%=8 人 (合計 57 人)

<(2)「特定非新規雇用者基礎数」⑫について>

・ 上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、特定非新規雇用者基礎数の割合を85%（※）と仮定して算出する。

（※特定新規雇用者数⑥に占める特定新規雇用者基礎数⑦の割合85%（令和4年度86%及び令和5年度83%の平均値85%）と同じものと仮定）

令和4年度

- 移転型・中小企業：⑪4人×85%=3人
 - 拡充型・大企業：⑪41人×85%=35人
 - 拡充型・中小企業：⑪18人×85%=15人
- (合計 53人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：⑪8人×85%=7人
 - 拡充型・大企業：⑪41人×85%=35人
 - 拡充型・中小企業：⑪8人×85%=7人
- (合計 49人)

<(2)「移転型特定非新規雇用者数」⑭について>

上記⑪「特定非新規雇用者数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和4年度

- 移転型・中小企業：=4人
- (合計 4人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：=3人
- (合計 8人)

<(2)「移転型特定非新規雇用者基礎数」⑮について>

・上記⑫「特定非新規雇用者基礎数」のうち、移転型に係る人数を記載。

令和4年度

- 移転型・中小企業：=3人
- (合計 3人)

令和5年度

- 移転型・中小企業：=7人
- (合計 7人)

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑯について>

令和4年度

・⑯=⑦×30万円+⑨×20万円+⑫×20万円+⑮×20万円
 =37×30万円+2×20万円+53×20万円+3×20万円= **22.7百万円**

令和5年度

・⑯=⑦×30万円+⑨×20万円+⑫×20万円+⑮×20万円
 =24×30万円+3×20万円+49×20万円+7×20万円= **19.0百万円**

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置」⑰~⑲について>

令和2年度及び令和3年度

- ・移転型の税額控除実施法人はないため0人。

令和4年度

- ・移転型の適用を1件と推計している(1期目)。雇用促進計画達成状況報告の移転型地方事業所基準雇用者数の平均値(8人)を踏まえ、1期目の1法人当たりの地方事業所特別基準雇用者数(中小企業)は8人であるとする、1件×8人=8人。
- ・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるが、令和2年度及び3年度は移転型の適用はなかったため考慮しない。
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を4:1と推計していることを踏まえ適用見込みなしとしている。

令和5年度

- ・移転型の適用を2件と推計している。うち令和5年度1期目の1件は令和4年度と同様の計算により、1件×8人=8人。
- ・移転型の上乗せは最大3年適用可能であるため、令和4年度に上乗せの適用を受けた1件について同じ人数が2期目も適用を受けたとすると、1件×8人=8人。
- ・8人と8人の合計16人
- ・うち準地方活力向上地域については、雇用促進計画達成状況報告における地方活力向上地域と準地方活力向上地域の提出状況の比を6:1と推計していることから適用見込みなしとしている。

<(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑳について>

令和2年度

0人×40万円+0人×30万円 = **0百万円**

令和3年度

0人×40万円+0人×30万円 = **0百万円**

令和4年度

8人×40万円+0人×30万円 = **3.2百万円**

令和5年度

16人×40万円+0人×30万円 = **6.4百万円**

<(2)「地方事業所基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑯及び(2)「地方事業所特別基準雇用者数に係る措置の税額控除額」⑳の合計額について>

令和4年度

・⑯22.7百万円+⑳3.2百万円= **25.9百万円**

令和5年度

$$\cdot ⑬19.0 \text{ 百万円} + ⑭6.4 \text{ 百万円} = \underline{\underline{25.4 \text{ 百万円}}}$$

【地方税 平成27年度～令和5年度の推計】平成27年度～平成30年度

平成30年度以前は旧雇用促進税に係る適用実績が含まれていると見られるため、雇用促進税に係る令和元年度～3年度の国税（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書）と地方税（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書）の比の平均値（4.1%※）を国税に乗じて推計（なお、令和3年度までの国税（法人税）に係る減収額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」の適用額と一致。）。

$$\text{※令和元年度：} 3.8\% \text{（地方税 } 1,935 \text{ 千円} \div \text{国税 } 51,396 \text{ 千円} = 0.38\text{）}$$

$$\text{令和2年度：} 1.6\% \text{（地方税 } 627 \text{ 千円} \div \text{国税 } 39,539 \text{ 千円} = 0.16\text{）}$$

$$\text{令和3年度：} 7.0\% \text{（地方税 } 212 \text{ 千円} \div \text{国税 } 3,036 \text{ 千円} = 0.07\text{）} \quad \dots \text{3年度平均：} 4.1\%$$

- ・平成27年度 国税 3.8 百万円 × 4.1% = 0.2 百万円
- ・平成28年度 国税 4.9 百万円 × 4.1% = 0.2 百万円
- ・平成29年度 国税 49.1 百万円 × 4.1% = 2.0 百万円
- ・平成30年度 国税 23.7 百万円 × 4.1% = 1.0 百万円

令和元年度～令和3年度

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」をもとに記載。

○地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

- ・令和元年度：1,935 千円
- ・令和2年度：627 千円
- ・令和3年度：212 千円

令和4年度、令和5年度

「地方法人二税に係る減収額算定方法について（総務省）」に基づいて推計。

- ・令和4年度 国税 25.9 百万円 × 7.0% = 1.8 百万円
- ・令和5年度 国税 25.4 百万円 × 7.0% = 1.8 百万円

【国税及び地方税 令和6年度及び令和7年度の推計】

適用数、適用額、減収額のいずれも、それぞれの令和3年度から令和5年度までの実績（見込み）の3カ年平均により推計。

○適用数

$$\cdot (\text{令和3年度 } 4 \text{ 件} + \text{令和4年度 } 7 \text{ 件} + \text{令和5年度 } 5 \text{ 件}) \div 3 = \underline{\underline{5 \text{ 件}}}$$

○適用額

$$\cdot (\text{令和3年度 } 3,036 \text{ 千円} + \text{令和4年度 } 25,900 \text{ 千円} + \text{令和5年度 } 25,400 \text{ 千円}) \div 3 \\ = \underline{\underline{18,112 \text{ 千円}}}$$

○減収額

$$\cdot \text{国 税} : (\text{令和3年度 } 3.0 \text{ 百万円} + \text{令和4年度 } 25.9 \text{ 百万円} + \text{令和5年度 } 25.4 \text{ 百万円}) \div 3$$

$$= \underline{\underline{18.1 \text{ 百万円}}}$$

$$\cdot \text{地方税} : (\text{令和3年度 } 0.2 \text{ 百万円} + \text{令和4年度 } 1.8 \text{ 百万円} + \text{令和5年度 } 1.8 \text{ 百万円}) \div 3$$

$$= \underline{\underline{1.3 \text{ 百万円}}}$$

（以上）

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計） 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては、2030年までに世界第3位以内の達成を目標としている。</p> <p>② 特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、大阪府は今後も引き続き時期を設けずにシェア拡大の達成を目標としている。</p> <p>③ 特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、京都府ではスタートアップ企業設立数の目標を令和5年度から令和8年度の間で133件の達成を目標としている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>

<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計） 現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかになっていない。</p> <p>② 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計） 2024年まで19件）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（府内への企業立地件数（製造業、電気業、ガス業、熱供給業）（累計） 現状（R1～R3平均）：20件⇒目標（R4～R7年度）：80件）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>⑥ 達成目標（農業産出額推計値 現状569.9億円⇒2030年度目標573.0億円※2025年度までの中間目標は571.4億円）に対する過去の効果（令和3年度及び4年度）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑧ 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑨ 達成目標（県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計） 2024年まで19件）に対する過去の効果について、他の政策手段や</p>

<p>経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑪ 達成目標（府内への企業立地件数（製造業、電気業、ガス業、熱供給業）（累計）現状（R1～R3平均）：20件⇒目標（R4～R7年度）：80件）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>⑫ 達成目標（農業産出額推計値 現状569.9億円⇒2030年度目標573.0億円※2025年度までの中間目標は571.4億円）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 次を表の下に追記する「税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった」</p> <p>② 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、国際会議の統計も参考となる年度であり、かつ現時点ではまだ当該統計はだされていない。このため、次の注記を付す。「国際会議統計は令和4年度は今後公表予定であり、また新型コロナウイルスの影響を受け※2の記載のとおり大型国際会議のキャンセルを受けるなどしていたが国際会議等の開催するなど貢献した」と追記する。</p> <p>③ 次を表の下段文中に追記する「・・・適用事業者は、令和3・4年度の薬事申請はなかった・・・」</p> <p>④ 次を表の下段文中に追記する「・・・適用事業者は、令和3・4年度の製品化実績はなかった・・・」</p> <p>⑤ 当該期間は適用事業者がいなかったため、次を表の下段文中に追記する「税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった」</p> <p>⑥ 農業算出額推計値について、令和3年度の実績値に「509.8億円」、令和4年度の実績値に「現時点で統計結果が出されていない」と追記する。また、次を表の下段中に追記する「※1は農産品ではなく、システムであるため、令和3年度・4年度の農産品の効率的な生産に貢献している。」と追記する。</p> <p>⑦ 次を表（国際会議場の状況の表）の下段文中に追記する「このことから、適用した施設では、令和4年度に海外高度人材の来訪に140人分貢献していると推計される。」これに関連して以下の修正を追加する 誤「・・・サービスアパートメントの整備戸数からおおよそ174人分」 正「・・・サービスアパートメントの整備戸数のうち外国人推計入居戸数からおおよそ140人分」と修正。</p> <p>⑧ ④効果の「○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由」の欄の3段落目の「また、参考までに・・・を実現している。」を次のとおり修正し、説明を追加する。「また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業者による設備投資が行われたことにより、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は29.3%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約178億円（608億円×29.3%）と推計される」</p> <p>⑨ 直接的な効果の説明を追記するため上記⑧と同じ</p> <p>⑩ 直接的な効果の説明を追記するため上記⑧と同じ</p> <p>⑪ 直接的な効果の説明を追記するため上記⑧と同じ</p> <p>⑫ 直接的な効果の説明を追記するため上記⑧と同じ</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

<p>② 「「国際会議統計は令和4年度は今後公表予定であり、また新型コロナウイルスの影響のため、令和4年度までは参考値である。」「なお令和4年度稼働の施設は、新型コロナウイルスの影響を受け※2の記載のとおり大型国際会議のキャンセルを受けるなどしていたが国際会議等の開催するなど貢献した」と追記する」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「・・・適用事業者は、令和3・4年度の薬事申請はなかった・・・」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「・・・適用事業者は、令和3・4年度の製品化実績はなかった・・・」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「※1は農産品ではなく、システムであるため、令和3年度・4年度の農産品の効率的な生産に貢献している」との説明では、令和4年度の過去の効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「このことから、適用した施設では、令和4年度に海外高度人材の来訪に140人分貢献していると推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧～⑫ 「また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業者による設備投資が行われたことにより、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は29.3%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約178億円（608億円×29.3%）と推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（府内への企業立地件数（製造業、電気業、ガス業、熱供給業）（累計）現状（R1～R3平均）：20件⇒目標（R4～R7年度）：80件）に対する将来の効果が予測されず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計）2024年まで19件）に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>③ 達成目標（大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している）に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>④ 達成目標（スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）現状（H27～R1年度）：83件⇒目標（R5～R8年度）：133件）に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（農業産出額推計値 現状569.9億円⇒2030年度目標573.0億円※2025年度までの中間目標は571.4億円）に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、製品化した製品により農業分野に貢献していくことが見込まれ、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>

<p>⑥ 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>⑦ 達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑧ 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する将来の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>⑨ 達成目標（海外高度人材 2019年18,296人⇒2030年目標50,000人※2025年度までの目標30,400人）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていない。</p> <p>⑩ 達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 表中の令和5～7年度欄を統合し「税制適用事業者がいる場合1以上の効果」と追記する</p> <p>② 表中の令和5～6年度欄を統合し「製品化がされた場合1以上の効果」と追記する</p> <p>③ 表中の令和5～7年度欄を統合し「製品化がされた場合シェア3.4%程度」と追記する</p> <p>④ 表中の令和5～7年度欄を統合し「製品化がされた場合1以上の効果」と追記する</p> <p>⑤ 表中の令和5～7年度欄を統合し「営農の効率化に資するもののため農業産出額に寄与」と追記する。</p> <p>⑥ 表中の令和5～7年度欄を統合し、「国際会議等の件数」に「令和4年度と比べ、適用事業者へのヒアリングに基づき現在の会議招致状況から一定以上の国際会議等の開催が見込まれる」と追記する。</p> <p>⑦ ※4の注記を次に修正する。「東京都が公表する「未来の東京戦略」において令和12年までの目標5万人が設定されているが、当該目標以外にそれまでの年度ごとの目標は設定されていない。このため、整備された適用施設の寄与度を表すため、参考までに令和5～12年度までを均等に按分して示している。またその効果とある適用施設の寄与度合いは※2及び※3の考え方で整理している」</p> <p>⑧ ※7の注記を次に修正する。「政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては2030年までに世界3位以内の達成を目標としている。またその効果となる適用施設の寄与度合いはM I C E事業の※3の考え方で整理している」 また、上記の考えのもと表中に令和7年度に3位※6と記載していたが、わかりやすくするために3位の記載を削除し※7のみとする。</p> <p>⑨ 税制上の措置の効果は、当該施設の開発事業者の行動に現れ、整備した施設による集客等の効果は税制上の措置の効果では現れにくい、税制特例の活用によりキャッシュフローに余裕が生まれ、海外高度人材の来日につながる設備の整備が図られ、施設の競争力が増すことは想定される。</p> <p>⑩ 税制上の措置の効果は、当該施設の開発事業者の行動に現れ、整備した施設による集客等の効果は税制上の措置の効果では現れにくい、税制特例の活用によりキャッシュフローに余裕が生まれ、国際会議の招致につながる魅力ある設備の整備が図られ、施設の競争力が増すことは想定される。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「税制適用事業者がいる場合1以上の効果」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「製品化がされた場合1以上の効果」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「製品化がされた場合シェア3.4%程度」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「製品化がされた場合1以上の効果」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

<p>⑤ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 補足説明後の評価書において、達成目標（国際会議開催件数 2019年世界第6位（305件）⇒2030年世界第3位以内）に対する将来の効果について、「国際会議等については、令和7年度に計3施設が稼働することから、東京都の国際会議等の開催に寄与していくと推計される」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑦ 「東京都が公表する「未来の東京戦略」において令和12年までの目標5万人が設定されているが、当該目標以外にそれまでの年度ごとの目標は設定されていない。このため、整備された適用施設の寄与度を表すため、参考までに令和5～12年度までを均等に按分して示している。またその効果とある適用施設の寄与度合いは※2及び※3の考え方で整理している」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑧ ⑥参照</p> <p>⑨ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑩ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税3) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税2)
	②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>①特別償却又は税額控除 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・附属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% (当期法人税額の20%までを限度とする)</p> <p>《要望の内容》 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10 同施行規則第20条の5 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成26年度：創設 平成27年度：拡充 (適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報

		<p>サービスを活用した農業の研究開発事業(特定中核事業)を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。)</p> <p>平成28年度：見直しの上、延長 (特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。)</p> <p>平成30年度：見直しの上、延長 (①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲(国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外)、③特定事業の要件(規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和2年度：見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、②高度医療施設の外国人患者に対するサービスの提供、③外国籍企業が行う統轄事業の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和4年度：延長</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等(課税の特例) 第二十七条の二 認定区域計画に定められている特定事業(第二条第二項第一号に掲げるもののうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして内閣府令で定めるもの又は同項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。)を実施する法人であつて、国家戦略特別区域内において当該特定事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p>

	<p>・ 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
②	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
③	<p>達成目標及びその実現による寄与</p> <p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 (国家戦略特区制度の目標) 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、岩盤規制の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 これまでに当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域(以下「特区」という。)は、3地域(東京圏、関西圏及び新潟市)である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標(自治体によっては政策目標として設定されている場合もある)などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。</p> <p>①東京圏 東京圏においては、東京都及び神奈川県において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【東京圏の目標】 世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。</p>

	<p>【東京都の特区目標に合致する指標】 東京都では「未来の東京戦略」を令和3年に公表。 このうち特区目標に関わる指標として以下が該当する。 海外高度人材 2019年 18,296人⇒2030年目標 50,000人 ※2025年度までの目標 30,400人</p> <p>国際会議の誘致については「東京都 MICE 誘致戦略 2023」を令和5年に公表。 このうち上記目標に関わる指標として以下が該当する。 国際会議開催件数 2019年 世界第6位(305件)⇒2030年 世界第3位以内 出典「東京都 MICE 誘致戦略 2023」</p> <p>【神奈川県の特区目標に合致する指標】 神奈川県で策定した「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、特区目標に関わる指標として以下が該当する。 県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数(累計) 2024年まで19件</p> <p>②関西圏 関西圏においては、大阪府及び京都府において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【関西圏の目標】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。</p> <p>【大阪府の特区目標に関連する指標】 大阪府で策定している「大阪の再生・成長に向けた新戦略」において、特区目標に関連するものとして、健康・医療関連産業のリーディング産業化を重点分野の1つとし、取組みを進めている。 大阪府の医療機器生産額は、令和2年は829億円、令和3年には880億円となっている。全国に占めるシェアは3.4%であり、引き続き拡大を目指している。 大阪府の強みであるライフサイエンス分野について、彩都・健都・中之島の三拠点において医療機器関連産業を含むライフサイエンス分野の関連企業等の集積をさらに進め、そこから生まれる様々なシーズをうまく事業化に結び付けていく。</p> <p>【京都府の特区目標に関連する指標】 京都府では、「京都府総合計画」を令和4年12月に改訂。このうち特区目標に関連する指標として以下が該当する。 スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状(H27～R1年度):83件⇒目標(R5～R8年度):133件 府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状(R1～R3平均):20件⇒目標(R4～R7年度):80件</p>
--	---

		<p>③新潟市 新潟市においては、税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に向けて取り組んでいる。</p> <p>【新潟市の目標】 地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かした革新的な農業を実践するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成する。あわせて、農業分野の創業、雇用拡大を支援する。</p> <p>【新潟市の特区目標に関連する指標】 新潟市では、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を組み込んだ「新潟市総合計画 2030」を令和4年12月に策定。このうち特区目標に関わる指標として以下が該当する。 農業産出額推計値 現状 569.9 億円⇒2030 年度目標 573.0 億円 ※2025 年度までの中間目標は 571.4 億円。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において16の事業が実施されており、そのうち高度医療に関する新薬・新しい医療機器の研究開発に関わるものが5事業、MICE施設やインターナショナルスクール等の整備により国際的な経済活動の拠点形成に資するものが10事業、農業の高付加価値化につながる研究開発に関わるものが1事業実施されており、研究開発に関わる事業においては研究開発が行われ製品化等に繋がったものが出てくるとともに、整備された施設・設備は引き続き新たな研究開発に寄与している。また、経済活動の拠点形成につながる施設については、当該施設の開業（開業済みは4施設）により、国際会議等の開催・誘致や、海外高度人材の呼び込みに貢献するなど、各特区が掲げる特区目標に寄与している。</p>																					
10 有効性等	① 適用数	<p>(単位:法人)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>(適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数</p> <p>【算定根拠】 別紙1を参照</p>	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	特別償却	0	0	0	0	0	0	税額控除	0	1	0	2	2	4
	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																
特別償却	0	0	0	0	0	0																	
税額控除	0	1	0	2	2	4																	
② 適用額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>0</td> <td>756</td> <td>0</td> <td>1960</td> <td>1408</td> <td>1567</td> </tr> </table> <p>(適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p> <p>【算定根拠】</p>	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	特別償却	0	0	0	0	0	0	税額控除	0	756	0	1960	1408	1567	
年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																	
特別償却	0	0	0	0	0	0																	
税額控除	0	756	0	1960	1408	1567																	

		別紙1を参照																												
③ 減収額		<p>特別償却についてはR2年度～R7年度の調査期間において適用及び適用見込なし</p> <p>【税額控除】 単位:百万円</p> <table border="1"> <tr> <th>年度区分</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>834</td> <td>0</td> <td>2,213</td> <td>1,553</td> <td>1,728</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>61</td> <td>37</td> <td>41</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙1を参照</p>	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	法人税	0	834	0	2,213	1,553	1,728	法人住民税	0	0	0	0	0	0	法人事業税	0	20	0	61	37	41
	年度区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																							
法人税	0	834	0	2,213	1,553	1,728																								
法人住民税	0	0	0	0	0	0																								
法人事業税	0	20	0	61	37	41																								
④ 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況 特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。</p> <p>①東京圏を構成する東京都の取組</p> <p>令和元年度以降の適用実績及び今後の適用見込(事業実施計画の大臣確認済み事業)は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>事業(竣工・竣工見込ベース)</th> <th>税制対象設備投資額(税額控除)</th> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>インキュベーションオフィス1事業</td> <td>355百万円</td> </tr> <tr> <td>令和1年度</td> <td>インキュベーションオフィス1事業 MICE1事業</td> <td>33,414百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>サービスアパートメント1事業</td> <td>9,352百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>インターナショナルスクール1事業 MICE1事業</td> <td>27,991百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>MICE1事業</td> <td>20,119</td> </tr> </table>	年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象設備投資額(税額控除)	平成30年度	インキュベーションオフィス1事業	355百万円	令和1年度	インキュベーションオフィス1事業 MICE1事業	33,414百万円	令和2年度		0	令和3年度	サービスアパートメント1事業	9,352百万円	令和4年度		0	令和5年度	インターナショナルスクール1事業 MICE1事業	27,991百万円	令和6年度	MICE1事業	20,119				
年度	事業(竣工・竣工見込ベース)	税制対象設備投資額(税額控除)																												
平成30年度	インキュベーションオフィス1事業	355百万円																												
令和1年度	インキュベーションオフィス1事業 MICE1事業	33,414百万円																												
令和2年度		0																												
令和3年度	サービスアパートメント1事業	9,352百万円																												
令和4年度		0																												
令和5年度	インターナショナルスクール1事業 MICE1事業	27,991百万円																												
令和6年度	MICE1事業	20,119																												

	サービスアパートメント1事業		百万円
令和7年度	サービスアパートメント1事業		67,839
	インターナショナルスクール1事業		百万円

出典：令和4年度までは「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」、令和5年度以降は事業実施計画ベースとしている。

上記事業(MICE 除く)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	海外高度人材	インキュベーションオフィス	サービスアパートメント	インターナショナルスクール
	出入国在留管理庁統計	新規事業を行う海外高度人材の入居者数※1	上段：整備戸数 下段()内：うち外国人入居推計戸数※2	定員数 ※3
令和1年度	17,095人	6	—	—
令和2年度	18,829人	6	—	—
令和3年度	17,564人	14	—	—
令和4年度	18,685人	14	160戸 (126戸)	—
令和5年度	約2.3万人 ※4	14	160戸 (126戸)	880人※3
令和6年度	約2.7万人 ※4	14	330戸 (254戸)	880人※3
令和7年度	約3.0万人 ※4	14	1,177戸 (485戸)	1,320人※3

出典：インキュベーションオフィスは「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」をベース、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールは各施設の大匠確認した事業実施計画ベース。

※1：海外高度人材は、在留資格の「経営・管理」「高度専門職」等に該当する者のため、インキュベーションオフィスに入居の1社につき社長1名として換算した。

※2：サービスアパートメントの「外国人入居推計戸数」は、整備戸数に、令和4年度開業施設分は、令和4年度における外国人入居可能面積割合の実績(79%)に基づき令和5年度以降も同レベルとして換算、令和6年度以降の開業施設分は事業実施計画に記載の外国人入居可能面積の想定割合を乗じてそれぞれ換算した。

※3：インターナショナルスクールは、児童・生徒の一人に対してその親のいずれかが海外高度人材であると仮定し、かつ事業実施計画の大匠確認済み事業はいずれも外国人割合(ハーフなど二重国籍含む)9割以上としていることから、定員数分までは海外高度人材の呼び込み効果があると換算した。

※4：東京都が公表する「未来の東京戦略」において令和12年までの

目標5万人が設定されているが、当該目標以外にそれまでの年度ごとの目標は設定されていない。このため、整備された適用施設の寄与度を表すため、参考までに令和5～12年度までを均等に按分して示している。またその効果とある適用施設の寄与度合いは※2及び※3の考え方で整理している

このことから、適用した施設では令和4年度の海外高度人材の来訪に140人分貢献していると推計される。

上記事業(MICE 事業)における東京都の特区目標に寄与する施設整備・運営に関する事業は以下のとおり。

	MICE施設数	国際会議等の件数※1	国際会議等の日数	順位 ※4	東京都の国際会議開催件数※5
令和1年度	0	—	—	6位	719件
令和2年度	1※2	0件	0日	4位※6	225件※6
令和3年度	1※2	3件	8日	3位※6	408件※6
令和4年度	1※2	6件	35日	—	—
令和5年度	2※3	※4	招致活動中	—	—
令和6年度	3※3		招致活動中	—	—
令和7年度	3※3		招致活動中	※7	—

出典：2・3・4年度実績は「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」から参照。

※1：当該施設は、国際会議等を対象としており、これには国際会議の他、討論会、講習会その他これらに類する集会並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催し(いわゆるアフターコンベンション)も含まれている。このため、東京 MICE 戦略の目標である国際会議以外の会議も含まれる。

※2：令和2年度に開業した MICE 施設は、令和2年度の開業以後、新型コロナウイルス感染症の流行により、各国の渡航制限や入国規制などの影響で国際会議等の招致が難しく、令和4年度も年度当初に招致していた大型国際会議が他国開催に変更になるなど、引き続き影響を受けている。また、JNTOの「国際会議統計」などからも同様の傾向である。

※3：認定を受けるにあたり各施設とも事業実施計画を策定し、施設の稼働日数に占める招致を予定する国際会議等の割合を出すこととしているが、2施設とも事業実施計画はコロナ発生前に作成し認定されたものであるため、昨年の入国制限緩和以降、会議等の開催は回復傾向にあるものの、計画策定時とは事業環境が異なること、また、ハイブリッド開催にも対応する施設であり国際会議等の開催も回復傾向であるが現在招致活動に取り組んでいることなど、このように複数の変動要素があることから事業実施計画から推計される開催件数を採用しないこととし、国際会議等の件数欄の考え方については※4のとおり。国際会議等の日数欄については、招致活動中と表記した。

※4：令和4年度と比べ、適用事業者へのヒアリングに基づき現在の会議招致状況から一定以上の国際会議等の開催が見込まれる。

※5：出典 UIA 国際会議統計(日本政府観光局ホームページで公表)

※6：国際会議統計は令和4年度は今後公表予定であり各国において

新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限等の影響下であったため、令和4年度までは参考値である。なお令和4年度稼働の施設は新型コロナウイルス感染症等の影響を受け※2の記載のとおり大型国際会議のキャンセルを受けるなどしていたが、国際会議等の開催するなど貢献した。

※7:政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に、達成しようとする目標を表すこととしており、東京都においては2030年までに世界3位以内の達成を目標としている。またその効果となる適用施設の寄与度合いはMICE事業の※3の考え方で整理している

これら施設(計10施設)の運営状況(前記の各施設の運営を示した表を参照)から、令和4年度実績において、海外高度人材の呼び込みに対して、これらに効果のあるインキュベーションオフィスの入居者数、サービスアパートメントの整備戸数のうち外国人推計入居個数からおおよそ140人分、国際会議等については6件の開催実績があった。また、令和7年度の計画ベースでは、海外高度人材の呼び込みに対して、これらに効果のあるインキュベーションオフィスの入居者数、サービスアパートメントの整備戸数、インターナショナルスクールの定員数の合計値からおおよそ2,511人分の効果が想定され、国際会議等については、令和7年度に計3施設が稼働することから、東京都の国際会議等の開催に寄与していくと推計される。また、上記10施設の外、13の施設(うち令和6~7年度に着工見込の事業は10施設、令和8~9年度に着工見込の事業は3施設)について当該制度の活用を検討している。

これらにより、東京圏東京都において、その特区目標のうち、インキュベーションオフィス、サービスアパートメント及びインターナショナルスクールの整備等により世界で一番ビジネスのしやすい環境に繋がるとともに、国際会議等の開催により世界から人材が集まり、これらの取組により国際的ビジネス拠点形成に繋がっており、目標への寄与が見込まれる。

②東京圏を構成する神奈川県を取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (特別償却)	成果等
平成29年度~令和3年度	再生医療の研究開発に関する設備導入	134百万円	再生医療関係の研究開発を実施し、1件製品化。また新たな製品化に向けて治験中。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」
当該施設では、再生医療の研究開発に関する設備導入を行い、再生医療の研究開発を実施しており、これまでに令和2年度に1件製品化するとともに、現在新たな製品化に向けて治験中。これらは神奈川県の再生医療等関連産業の市場形成に資する取組である。

前記事業における神奈川県の特区目標に関わる指標に寄与する施設

整備・運営に関する事業は以下のとおり。

年度	県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数		製品化された税制適用事業
	目標値	実績値	
令和2年度	-	2件	1件
令和3年度	-	6件	0件※2
令和4年度	-	集計中	0件※2
令和5年度	-	製品化された場	開発中
令和6年度	19件(累計) ※1	合1以上の効果	開発中

出典:神奈川県による調査
※1 令和6年度までに達成することとしている。
※2 適用事業者は令和3・4年度の薬事申請はなかった。

上記のとおり、過去の税制適用数は県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数に寄与している。例えば令和2年度の件数2件に対し製品化された適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

③関西圏を構成する大阪府を取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)	成果等
平成28~29年度	高度医療に係る医療機器の研究開発	601百万円	これまでに医療機器を2件開発し、製品化(薬事承認含む)した。
平成29~30年度	再生医療に係る新薬の研究開発	4408百万円	複数の新薬の研究開発に取り組んでおり、一部は治験を実施した。
平成30年度	高度医療に係る医薬品の大量製造技術の確立に向けた研究開発	1271百万円	これまでに大量製造技術を開発・確立し、医薬品の提供を開始した。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」
これら研究開発施設(3施設)においては、多くの事業で製品化または製品化に向けた治験開始に至っている。一方、引き続き研究開発を行っている事業もあり、特区の目標である「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進」の達成に貢献している。

前記事業における大阪府の特区目標に関連する指標

年度	医療機器生産額 実績値		製品化された 税制適用事業
	全国に占める シェア	生産額	
令和2年度	3.4%	829億円	1件
令和3年度	3.4%	880億円	0件※
令和4年度	統計結果が 出ていない	統計結果が 出ていない	0件※
令和5年度	製品化された	—	開発中
令和6年度	場合シェア	—	開発中
令和7年度	3.4%程度	さらなる拡大 を目指す	開発中

出典:令和3年薬事工業生産動態統計年報
 ※適用事業者は令和3・4年度の製品化実績はなかった。
 税制適用事業の製品化後、当該企業全体の売上高は増加の一途をたどっており、税制措置が医療機器生産額の増加の一助になっている。今後も、税制適用された事業者においては、新たな製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

④関西圏を構成する京都府の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (特別償却)	成果等
平成28年度～ 30年度	iPS細胞由来の血液 製剤の研究開発に関 する設備導入	111百万円	iPS細胞由来の 血液製剤の研究 開発及び治験を 実施。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発施設は、iPS細胞由来の血液製剤の研究開発及び治験を実施しており、特区の目標である再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の促進」の達成に貢献している。

上記事業における京都府の特区目標に関連する指標

年度	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業 設立数(累計)		適用事業数
	目標値	実績値	
平成27年～ 令和元年度	—	83件	1件
令和2年度	—	—	0件※2
令和3年度	—	—	0件※2
令和4年度	—	—	0件※2
令和5年度	—	製品化され	開発中
令和6年度	—	た場合1以	開発中
令和7年度	133件※1	上の効果	開発中

出典:京都市による調査

※1 令和3年度から令和7年度までの累計値を目標として設定している。
 ※2 税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった。

年度	府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計)		適用事業数
	目標値	実績値	
令和元年度	—	20件※2	—
令和2年度	—	20件※2	—※3
令和3年度	—	20件※2	—※3
令和4年度	—	—	—※3
令和5年度	—	税制適用事	—
令和6年度	—	業者がいる	—
令和7年度	80件※1	場合1以上 の効果	—

出典:京都市による調査
 ※1 令和4年度から令和7年度までの累計値を目標として設定している。
 ※2 令和元年度から令和3年度の実績の平均値
 ※3 税制適用事業者がいなかったため令和2～4年度は実績がなかった。

前記のとおり、過去の税制適用数はスタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計)に寄与している。例えば平成27年度～令和元年度の設立数83件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、製品化に向けて進行しており、目標への寄与が見込まれる。

⑤新潟市の取組

年度	事業(竣工ベース)	税制対象 設備投資額 (税額控除)	成果等
平成27年度～ 28年度	革新的な情報サービスを 活用した農業の 生産性向上に係る研 究開発	20百万円	農業情報サービスを 製品化した。

出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」

上記研究開発設備は、農業情報サービスの研究開発を行い、既に製品化しており、新潟市の目標である農業産出額推計値の向上を後押しすることが期待される。

上記事業における新潟市の特区目標に関連する指標

年度	農業産出額推計値		製品化された 税制適用事 業数
	目標値	実績値	
令和2年度	—	569.9億円	1件※1
令和3年度	—	509.8億円	—※3
令和4年度	—	統計結果が 出ていない	—※3
令和5年度	—	営農の効率化	—
令和6年度	—	に資するもの	—
令和7年度	571.4億円※2	のため農業産 出額に寄与	—

出典：市町村別農業産出額(推計)
 ※1令和2年度までに製品化された税制適用事業数
 ※2令和3年度から令和7年度までの目標値になります。
 ※3※1は農産品ではなく、システムであるため、令和3年度・4年度の農産品の効率的な生産に貢献している。

調査期間中の令和3年度について実績値としては減少しているが、今後も、税制適用された事業者においては、製品化した製品により農業分野に貢献していくことが見込まれ、目標への寄与が見込まれる。

○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由
 上記のとおり、本税制を適用した事業者は、それぞれの事業実施計画に基づき設備・施設を導入するとともに、これら設備・施設を活用して各事業実施計画に示された特定事業を実施している。
 定量的な目標として、各特区を構成する自治体が別に定める指標などから設定し、各特区の目標に対して一定程度それぞれ貢献している。例えば東京圏では国内外の人の交流・企業の集積に必要な施設を整備し、それらが運営されることで海外高度人材の増加や国際会議等の招致が図られることで国際的な経済活動の拠点形成が図られていく。関西圏では主に研究開発などから新製品の開発や新たな技術確立、また新潟市では、農業の高度化に係る技術開発が行われ、これらは新たな製品開発などに繋がることで、産業の国際的な競争力強化が図られていく。これらの成果は、前述のとおり各特区が所在する自治体の政策目標にそれぞれ貢献するとともに、その結果各自治体の特区目標に資する取組となっており、かつ国家戦略特区の目的である、産業の国際競争力の強化と、国際的な経済活動の拠点形成に資する取組となっている。

また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は29.3%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約178億円(608億円×29.3%)と推計される

		<p>○適用数が僅少であることについて 本特例措置のこれまでの対象事業は16事業(うち4事業は令和5年8月時点で建設中)と僅少である。 これは、本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みを行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品等や付加価値の高い農産物等の研究開発、国際的な事業機会の創出や国際的な規模の事業活動の促進に資する事業(例:国際会議場等の整備)に限定されており、かつ、国家戦略特区の規制の特例措置を活用することが要件となる取組となっている。 このような中、前述の「所期の目標の達成状況」とおり、国家戦略特区法の目的に資する事業が実施されている また、内閣府が業界・自治体向けに実施した本税制措置の適用を検討している事業数は、令和6年度以降に着工ペースで見て15事業あり、このほか誘致等への活用が1事業あるなど、海外高度人材の誘致や国際会議等の招致を促進する動きが継続して行われる見込みである。 以上のとおり、適用実績は少ないものの、当該措置によって、特区法の目的である特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みが進むことで研究開発の促進、国際会議の開催数や海外高度人材の増加といった効果をあげており、本特例措置は達成目標の実現に有効な手段である。</p>
	⑥: 税収減を是認する理由等	<p>租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する研究開発や、海外高度人材の来訪や国際会議等の誘致につながるなど、前述「④効果」とおり各特区の区域方針の目標の達成につながり、また、R2年度からR4年度の減収額は約8億円のところ、設備投資額608億円、総合経済波及効果は約1,007億円、雇用誘発効果は8,914人を実現していることから本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制について、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>

(別紙 1)

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者の資金繰りを支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための国際競争力の強化等に資する事業活動に供する新たな設備投資に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3内閣02)

適用数等及び減収額の算定根拠

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	0件	財務省適用実態調査	
②特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③税額控除実施額	0円	財務省適用実態調査	
④減収額	0円	0円+0円+0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	$(0 \times 23.2\% + 0 \text{円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	$0 \times 1\%$	$② \times \text{税率}$
⑨特別法人事業税	0円	$0 \text{円} \times 1\% \times 260\%$	$③ \times \text{税率}$

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	1件	財務省適用実態調査	
②特別償却実施額	0円	財務省適用実態調査	
③税額控除実施額	755.84百万円	財務省適用実態調査	
④減収額	853.34百万円	833.69百万円+0円+19.65百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	833.69百万円	$(0 \text{円} \times 23.2\% + 755.84 \text{百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$(② \times \text{税率} + ③) \times (1 + \text{税率})$
⑥法人住民税	0円	$0 \text{円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$② \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑦法人事業税	19.65百万円	0円+19.65百万円	⑧+⑨

⑧所得割	0円	0万円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	19.65百万円	755.84百万円×1% ×260%	③×税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	0件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	0円	0円+0円0円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	0円	(0×23.2%+0円) ×(1+10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	0円	0×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	0円	0円+0円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	0円	0円×1%×260%	③×税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	2件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1960百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	

④減収額	2212.84百万円	2161.88百万円+0円+50.96百万円	⑤+⑥+⑦
⑤法人税	2161.88百万円	(0円×23.2%+1960百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	61.36百万円	0円+61.36百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	50.96百万円	1960百万円×1%×260%	③×税率

令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	2件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1408百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	1589.63百万円	1553.02百万円+0円+36.61百万円	④+⑤+⑥
⑤法人税	1553.02百万円	(0円×23.2%+1408百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)× (1+税率)
⑥法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	36.61百万円	0円+36.61百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	36.61百万円	1408百万円×1%×260%	③×税率

令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用法人数	4件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②特別償却実施額	0円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③税額控除実施額	1567百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
④減収額	1769.14百万円	1728.4百万円+0円+40.74百万円	④+⑤+⑥
⑤法人税	1728.4百万円	(0円×23.2%+1567百万円)×(1+10.3%)	(②×税率+③)×(1+税率)
⑥法人住民税	0円	0円×23.2%×7.0%	②×税率×税率
⑦法人事業税	40.74百万円	0円+40.74百万円	⑧+⑨
⑧所得割	0円	0円×1%	②×税率
⑨特別法人事業税	40.74百万円	1567百万円×1%×260%	③×税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数20件以上。以下同じ。)を達成すべき時期(目標達成時期)が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【内閣府の補足説明】
① 福岡市では4年度ごとに新たな目標を設定しており、2025～2028年度の目標は2024年度に設定する。同程度以上の目標を設定する予定の旨を追記する。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する過去の直接的な効果について、「このような中、これまでの適用事業はいずれも海外の高度人材が来日して新規事業に取り組むなど、我が国においてこれまでにない取組を対象としたものである。これら取組により特区における産業の国際競争力の強化を進めることができるものであり、僅少の適用数ではあるが、国内において一定のインパクト(海外人材による国内での創業による日本人とは異なる視点)を与える取組を支援している」と説明されているが、過去の効果(スタートアップビザ申請件数)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
【内閣府の補足説明】
① 国家戦略特区の税制はその適用範囲が特区自治体に限定され、規制の特例を活用することが要件とされ、かつ特区法の目的に基づく「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成」に資するものであって、さらに各税制の要件を満たす事業が対象となっている。このため、厳選され要件が厳しい税制措置において適切に効果検証が行えるように今後も検討が必要なものとする。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】
① 本税制措置は、適用範囲が特区自治体に限定され、規制の特例を活用することが要件とされ、かつ特区法の目的に基づく「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成」に資するものであって、さらに各税制の要件を満たす事業が対象のため、適用実績が少なく、実績を持って将来適用数を推計することが困難である。他方、直近では1年度おきに申請がなされていることから、表中の適用事業数の令和6・7年度欄を統合し※5「直近の適用申請状況から2年度間で1件と推定」を追記し、実績値の令和6・7年度を統合し「2年度間で1件の効果」を追記する。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果(令和6年度及び7年度)が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【内閣府の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国家戦略特区における所得控除制度の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税:4) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税:3)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>国家戦略特区内の設立5年未満の法人の所得の20%を課税所得から控除できる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業: 国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・対象分野: 医療、国際、農業、一定のIoT等 ・主な法人指定要件 <p>①指定期限: 令和6年3月31日</p> <p>②設立時期: 特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満</p> <p>③事業要件: 専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと</p> <p>④区域要件: 特区内に本店又は主たる事務所を有すること</p>
		<p>《要望の内容》</p> <p>国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第61条において、法人の指定期限が令和6年3月31日となっており、この指定期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第61条、 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第37条 ・租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第21条の18 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第4項、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和7年度
	創設年度及び改正経緯	平成28年度: 創設 平成30年度: 適用期限の延長

		令和2年度: 見直しの上、延長 (特定事業の範囲(①)高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、 ②国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービスの提供、 ③外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育の特定事業からの除外)を見直した上で、2年延長) 令和4年度: 適用期限の延長
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第1条 <p>この法律は、我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要であることに鑑み、国家戦略特別区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>第四章 認定区域計画に基づく事業に対する規制の特例措置等 第二十七条の三 認定区域計画に定められている特定事業(当該特定事業の将来における成長発展を図ることが産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資するものとして内閣府令で定めるものに限る。)を実施する法人(当該認定区域計画に係る国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして国家戦略特別区域担当大臣が指定するものに限る。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)(国家戦略特区制度の目的・意義) <p>国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標5 地方創生 施策目標5 地方創生に関する施策の推進

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 (国家戦略特区制度の目標) 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 これまでに当該税制措置を適用して特定事業を実施した国家戦略特別区域(以下「特区」という。)は、1地域(福岡市・北九州市)である。特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標(自治体によっては政策目標として設定されている場合もある)などを参考に達成しようとする目標を表すこととしている。</p> <p>○福岡市・北九州市 福岡市・北九州市では、福岡市において税制措置を適用して、以下の特区目標の実現に取り組んでいる。</p> <p>【福岡市・北九州市の目標】 雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、更なる雇用の拡大を図る。</p> <p>【福岡市の特区目標に合致する指標】 福岡市では、「政策推進プラン」において外国人材によるスタートアップビザ活用促進を図り、特区目標にある国内外から人と企業を呼び込み、起業や新規事業の創出等を促進し産業の国際競争力の強化を図り、更なる雇用の拡大に取り組んでいる スタートアップビザ(外国人材)2024年度の適用件数 20 件以上 (2025 年度以降の目標を 2024 年度と同程度以上のものとして今後設定予定) このほかの目標として 企業価値 10 億円以上のスタートアップ企業数 2024 年度 100 社以上(※)</p> <p>(※)当該指標は、国家戦略特区の規制の特例(スタートアップビザなど)を受けない事業者も含まれるため参考値とした。</p>
--	--

	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置が講じられることにより、国家戦略特区において規制の特例措置(いずれも外国人スタートアップビザ)を適用して、海外からの経営人材が来日し技術を有する研究開発に関する2事業が実施されており、そのうち1事業は製品化されるとともに、新たな雇用も創出されており、これらは特区(福岡市・北九州市)の目標の達成に寄与している。</p>																																																																																				
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p> <p>《延長分》</p> <table border="1" data-bbox="1523 422 1989 651"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>参考対象法人数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用法人数(社)</td> <td>0</td> <td>1※</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙1を参照 ※令和3年度に黒字化していた法人2社の内1社が令和2年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。 これまでに本税制措置の対象として特定事業を認定した事業者は2社</p> <p>②: 適用額</p> <table border="1" data-bbox="1523 802 2038 1058"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>適用法人数(社)</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額(万円)</td> <td>0</td> <td>417</td> <td>7,200</td> <td>13,980</td> <td>1,290</td> <td>4,440</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙1を参照 (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数 (適用額)認定を受けた事業に係る法人所得</p> <p>③: 減収額</p> <p>《延長分》</p> <table border="1" data-bbox="1523 1233 2038 1410"> <tr> <td>年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>法人税(万円)</td> <td>0</td> <td>21.3</td> <td>368.5</td> <td>715</td> <td>66</td> <td>227.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>1.5</td> <td>25.8</td> <td>50</td> <td>4.6</td> <td>15.9</td> </tr> </table>	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	参考対象法人数	1	2	1	2	1	1	適用法人数(社)	0	1※	1	2	1	1	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	適用法人数(社)	0	1	1	2	1	1	適用額(万円)	0	417	7,200	13,980	1,290	4,440	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度	法人税(万円)	0	21.3	368.5	715	66	227.2	法人住民税	—	1.5	25.8	50	4.6	15.9
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																															
区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度																																																																															
参考対象法人数	1	2	1	2	1	1																																																																															
適用法人数(社)	0	1※	1	2	1	1																																																																															
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																															
区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度																																																																															
適用法人数(社)	0	1	1	2	1	1																																																																															
適用額(万円)	0	417	7,200	13,980	1,290	4,440																																																																															
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																																																																															
区分	年度	年度	年度	年度	年度	年度																																																																															
法人税(万円)	0	21.3	368.5	715	66	227.2																																																																															
法人住民税	—	1.5	25.8	50	4.6	15.9																																																																															

		(万円)																	
		法人事業税 (万円)	—	3	51.8	101	9.3 32												
		【算定根拠】 別紙1を参照																	
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的達成の実現状況 特区にはそれぞれの区域方針が定められ、かつ目標が設定されている。なお、特区目標は定性的な目標となっていることから、政策目的の達成度合いについては、特区を構成する自治体が別に定める指標などを参考に実現状況を表すこととしている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業期間</th> <th>事業</th> <th>所得控除適用数</th> <th>成果等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度～令和3年</td> <td>高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発</td> <td>平成30年度※</td> <td>令和3年に製品化更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる</td> </tr> <tr> <td>令和3～令和5年度</td> <td>3Dスキャン技術を用いたソフトウェアの開発</td> <td>令和3年度 令和4年度</td> <td>研究開発に取り組んでいる</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:「令和4年度 国家戦略特区法の評価について」 ※令和3年度は黒字化していたが、令和2年度の赤字と通算した結果、所得控除の適用に至らなかった。</p> <p>上記事業によって、福岡市が別途掲げる次の政策目標に寄与するとともに、特区区域の福岡市・北九州市の区域方針の目標に貢献している。また、申請中の事業も区域計画に認定された場合、同様に貢献していく見込みである。</p>						事業期間	事業	所得控除適用数	成果等	平成29年度～令和3年	高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発	平成30年度※	令和3年に製品化更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる	令和3～令和5年度	3Dスキャン技術を用いたソフトウェアの開発	令和3年度 令和4年度	研究開発に取り組んでいる
事業期間	事業	所得控除適用数	成果等																
平成29年度～令和3年	高度な可視光通信受光器解析システム等の研究開発	平成30年度※	令和3年に製品化更にこれまでの成果を踏まえつつ新たな研究開発に取り組んでいる																
令和3～令和5年度	3Dスキャン技術を用いたソフトウェアの開発	令和3年度 令和4年度	研究開発に取り組んでいる																
							(件)												
		適用事業数 ※1	福岡市の政策目標 (スタートアップビザ申請件数)																
			目標値	実績値															
(参考)		1	—	18 ※3															
平成29年度																			
令和2年度		—	—	8 ※3															

令和3年度	1	—	5 ※3
令和4年度	—	—	14 ※3
令和5年度	1※2	—	1件の効果
令和6年度		20	2年度間で1件の効果
令和7年度	1※5	—※4	

※1:適用事業数は本税制措置に係る区域計画の認定年度ベースでカウントしている。(税制措置は、複数年度にわたり受けられるが、政策目標への貢献度を見るため区域計画の認定を受けた年度のみとした)
※2:現在、申請中の事業者が区域計画に認定された場合を想定して含めた。
※3:特区版スタートアップビザの件数
出典:福岡市による調査
※4:2025年度以降の目標を2024年度と同程度以上のものとして今後設定予定
※5:直近の適用状況から2年度間で1件と推定

上記の通り、過去の適用事業数は福岡市におけるスタートアップビザ申請件数に寄与している。例えば、平成29年度は申請件数18件に対し適用事業数は1件。令和3年度は申請件数5件に対し適用事業数は1件である。今後も、税制適用された事業者においては、計画に沿った事業が継続することが見込まれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的な効果》

○適用数が僅少であることについて
本特例措置のこれまでの対象事業者は2社と僅少であり、その原因の一つとして特区及び事業者への周知不足であったことから、パンフレットの作成や特区の自治体への制度説明を図るなどしてきたところである。
本特例措置及び国家戦略特区法は、特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取組を行う事業者が対象であり、また対象事業分野も高度な医療の提供に資する医療技術・医療機器・医薬品や付加価値の高い農産物の研究開発、インターネットその他の情報通信技術活用した自律的な作動などに係る研究開発分野などとしており、かつこれまでの適用事例のとおり国家戦略特区法の特例を活用することが要件となっており、厳選された取組のみが対象となっていることも僅少である原因の一つと考えられる。このような中、これまでの適用事業はいずれも海外の高度人材が来日して新規事業に取り組むなど、我が国においてこれまでにない取組を対象としたものである。これら取組により特区における産業の国際競争力の強化を進めることができるものであり、僅少の適用数ではあるが、国内において一定のインパクト(海外人材による国内での創業による日本人とは異なる視点)を与える取組を支援している。なお、このほかにもこれまで適用実績はないが、例えば国家公務員の退職金特例などを活用して国家公務員が持つノウハウを活用した取組なども活用が可能であり、様々な特例を活用した取組が想定されている。

(別紙1)

	⑤: 税収減を是認する理由等	本要望の実現によって、令和6年度に1法人において、79.9万円の減収見込額を想定するとともに、当該事業者の取組により新たな製品開発につながる見込があり、このような取組を行う特区内の優良企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効である。国家戦略特区において先行して大胆な規制緩和や、税制措置の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の創出が一層促進される。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は、特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を、国家戦略特区を突破口として除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し国家戦略特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための革新性の高い事業を行うベンチャー企業の初期における事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3 内閣 03)

適用数等及び減収額の算定根拠

○令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	0 件	財務省適用実態調査	
② 適用額	0 万円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	0 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	0 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	0 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	0 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	0 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	0 万円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	0 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	財務省適用実態調査	
② 適用額	416.6 万円	財務省適用実態調査	
③ 控除額	83.3 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	25.8 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	21.3 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	1.5 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	3 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧ 所得割	0.8 万円	③×1%	③×税率
⑨ 地方法人特別税	2.2 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1 件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府))

② 適用額	7,200 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	1,440 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	446.1 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	368.5 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	25.8 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	51.8 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	14.4 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	37.4 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	2件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
② 適用額	1,3980 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	2796 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	866 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	715 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	50 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	101 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	28 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	73 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
② 適用額	1,290 万円	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	258 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	79.9 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	66 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率

⑥ 法人住民税	4.6 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	9.3 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	2.6 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	6.7 万円	③×1%×260%	③×税率

○令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
① 適用法人数	1件	「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
② 適用額	4,440 万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」(内閣府)	
③ 控除額	888 万円	②×20%	②×税率
④ 減収額	275.1 万円	⑤+⑥+⑦	⑤+⑥+⑦
⑤ 法人税	227.2 万円	(③×23.2%)×(1+地方法人税率 10.3%)	③×税率
⑥ 法人住民税	15.9 万円	⑤×7.0%	⑤×税率
⑦ 法人事業税	32 万円	⑧+⑨	⑧+⑨
⑧所得割	8.9 万円	③×1%	③×税率
⑨地方法人特別税	23.1 万円	③×1%×260%	③×税率

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】	① 別紙に特別償却と税額控除の適用法人数を記載し、令和4年度以降の出典を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」へ修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】	① 別紙に特別償却と税額控除の適用法人数を記載し、令和4年度以降の出典を「租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査」へ修正する。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ② 達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ③ 達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ④ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ⑤ 達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、①、②、③、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【内閣府の補足説明】	① つくば国際戦略総合特区は、過去の評価対象期間に当該税制措置の適用がなかったことから、表の直下の文言「つくば国際戦略総合特区では、今後設備投資が完了する事業が1社見込まれ、・・・」を次のように修正する「つくば国際戦略総合特区では、令和元年～4年度まで適用実績がなく、令和6年度に設備導入が完了し税制適用する事業が1社見込まれ、・・・」に修正する。 ② 上記の②～⑤の指摘を踏まえ、④効果の「○達成目標の実現状況」の欄の最後に、説明を追加する。「また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額1,935億円、総合経済波及効果は約4,487億円、雇用誘発効果は17,659人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円（1,935億円×22.7%）と推計される」 ③ 直接的な効果の説明を追記するため上記②と同じ ④ 直接的な効果の説明を追記するため上記②と同じ ⑤ 直接的な効果の説明を追記するため上記②と同じ
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。 ②～⑤ 「上記の②～⑤の指摘を踏まえ、④効果の「○達成目標の実現状況」の欄の最後に、説明を追加する。「また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したア

ンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額1,935億円、総合経済波及効果は約4,487億円、雇用誘発効果は17,659人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円（1,935億円×22.7%）と推計される」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）に対する将来の効果について、「今後本税制を活用し設備投資を行う事業者が1社見込まれ、この事業所において就業者の増加が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ② 達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する将来の効果について、「今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が行われ、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ③ 達成目標（当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年））に対する将来の効果について、「令和5年度以降本税制を活用し設備投資を行う事案が6社見込まれる。これらの取組の結果、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。（整備した施設は引き続き活用されるため令和5年度以降も実績見合いで売上高が計上されていくことが見込まれる）今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が行われ、目標への寄与が見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。
- ④ 達成目標（ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ⑤ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。
- ⑥ 達成目標（ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する将来の効果について、「つくば国際戦略総合特区では、今後設備投資が完了する事案が1社見込まれ、こちらの事業者において事業・産業創出数が1件見込まれる（特許出願及び製品化予定）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑦ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件）に対する将来の効果について、「今後設備投資を行う事業者が1社見込まれ、これらの事業所において令和8年度までに、累積推計申請数が13件見込まれる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
- ⑧ 全ての達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数1件（令和5年度及び6年度の特別償却）、0件（令和7年度の特別償却）、3件（令和6年度の税額控除）、4件（令和7年度の税額控除）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
- ⑨ 達成目標（ライフィノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

- ⑩ 達成目標（特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件）に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【内閣府の補足説明】

- ① 将来効果について表中では令和7年度分を表記していることから文中を次のとおり修正する。「・・・事業者が1社見込まれ、この事業所において就業者の増加が見込まれる」を「・・・事業者が1社見込まれ、この事業所において計画では令和7年度には21名の就業者の増加が見込まれる」に修正する。
- ② 表中の「特区目標生産高」の「うち税制適用事業者分」に「※2」を追記し、表の下に「※2：【】内は、令和元年度～令和5年度分は整備施設の累計生産高を記載。令和6年度以降は、30.1億円+導入設備分（= α ）の生産高）を記載」と記載する。文中にも同様の記載を追記する。
- ③ 「・・・令和5年度以降も実績見合いで売上高が計上されていくことが見込まれる・・・」を「・・・令和5年度以降も288億円+導入設備分（= α ）の売上高が計上されていくことが見込まれる・・・」に修正する。また表中の令和5年度以降も「288億円+ α 」を追記し、その説明である※2を追記する。文中にも同様の記載を追記する。
- ④ 表の下の※部分が算出根拠であるため、「※」を「出典」に修正する。将来の効果は表の「特区目標（事業・産業創出数）」のうち「うち税制適用事業者分」の予測について令和5年度～令和7年度分を記載している。
- ⑤ 表の下の※部分が算出根拠であるため、「※」を「出典」に修正する。将来の効果は表の「特区目標（累積の薬事申請数）」のうち「うち税制適用事業者分」の予測について令和5年度～令和7年度分を記載している。
- ⑥ 表の下の※部分が算出根拠であるため、「※」を「出典」に修正する。
- ⑦ 表の下の※部分が算出根拠であるため、「※」を「出典」に修正する。
- ⑧ ④効果の「○設備投資額に幅があり、適用数が僅少等であることについて」の一番最後に次を追加する。「適用数は僅少であるが、令和5年度以降、つくば国際戦略総合特区は、特区目標「事業・産業創出数」が1件見込まれること、京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区は、特区目標「就業者の増加数」が21名見込まれかつ令和8年度も増加予定であること、アジアNo1航空宇宙産業クラスター形成特区では、特区目標「推計生産高」が令和5年度以降の毎年度30.1億円プラス α が見込まれること、関西イノベーション国際戦略総合特区では、特区目標「累計の薬事申請数」が令和5～8年度の4年間見込まれること、グリーンアジア国際戦略総合特区では、特区目標「年間売上高」が令和5年度以降の毎年度288億円プラス α が見込まれることから、これらを踏まえ、各特区が掲げる目標達成に寄与し、産業の国際競争力の強化に資する各特区の事業計画に基づく産業分野の集積が図られており、このことから達成目標の実現に有効な手段であると考え。」
- ⑨ 個々の特区ごとの分析はないが、④効果「過去の効果」の追加記載として「また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円（1,935億円×22.7%）と推計される。また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される。」を追記する
- ⑩ 上記⑨と同様に「また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される。」を追記する。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人）に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）が年度ごとに予測されていない

<p>め、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度））に対する将来の効果（令和6年度及び7年度）が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標（ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度））に対する将来の効果（令和5年度及び7年度）が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥・⑦ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑧ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑨・⑩ 「また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される」等との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【内閣府の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税4)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>○特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取引してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限:令和6年3月31日 ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・付属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5%(当期法人税額の20%を限度とする) ・設備等取得の期間:法人指定の日から令和6年3月31日まで <p>《要望の内容》</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和7年度

7	創設年度及び改正経緯	<p>平成23年度:創設</p> <p>平成25年度:拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)</p> <p>平成26年度:延長(2年間)</p> <p>平成28年度:見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長)</p> <p>平成30年度:延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長)</p> <p>令和2年度:延長(2年間)</p> <p>令和4年度:延長(2年間)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域基本方針 2 国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義 <p>強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要である。</p> <p>国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。</p> <p>これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。</p> <p>・総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)</p> <p>第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置</p> <p>第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置</p> <p>第二款 課税の特例</p> <p>第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。))が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置</p>

		法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するため、事業として「総合特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>総合特別区域法第7条第1項に基づき定める総合特別区域基本方針において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。 〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合特別区域法に基づき、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。 国際戦略総合特区においては、現在6つ(※1)の特区がそれぞれ定める特区計画に基づきその目標とその達成時期を設けている。このうち5つ(※2)の特区において、評価期間の令和元年度から令和4年度までに本税制措置を活用して、特区目標に向けて取り組んだ。 このため、税制措置を活用した計画が、特区の目標にどの程度寄与したかの観点でみる。</p> <p>※1 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区については、その目標を達成したため、令和4年3月31日に特区の指定解除となっている。 ※2 アジアヘッドクォーター特区については、令和元年以前に法人指定され令和元年度に適用した施設(国際会議場)があったが、令和元年度以降は国際分野に係る施設は本税制の対象外であったことや、当該特区について今後の適用が見込まれないことから、当該評価に含めていない。</p> <p>【各特区において達成すべき水準(目標値)】 本税制措置を適用したもしくは今後適用予定の5つの特区においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。なお、前回評価では、設備投資額を評価とした特区もあったが、当該税制措置の効果は、単に設備投資を行うだけでなく、その整備した施設や導入した設備によって、特区目標に資する新しい製品の生産や研究開発に活用することをもって、より特区目標に寄与することを説明する</p>

		<p>ことが妥当なことから、今回の評価上は、設備投資額は参考指標としている。</p> <p>特区の数値目標においては、主に新たな製品生産などを目的としているものは生産高など、新しい分野に係る研究開発などを目的としているものは研究開発の成果に現れる指標(業事申請数、産業創出数など)、また共通する項目としてこれらの取組により生み出された雇用数など、特区を持つ自治体において、本税制措置の適用により設備投資が行われることで製造・開発拠点が形成されることの効果指標として適切なものを中心に指標とした。</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標: ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標: 事業・産業創出数 15件(令和3年度)→75件(令和7年度)</p> <p>○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標: 特区関連事業による就業者の増加数 7年間(令和元年度～令和7年度)累計: 810人</p> <p>○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標: 中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標: 航空宇宙産業の生産高 10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度) ※令和7年度までに令和元年度実績(コロナ前)まで回復</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標: 研究結果による効果 数値目標: 特区支援制度活用による医薬品・医療機器の業事申請数 平成23年～令和7年度: 累積60件 (令和8年度: 累積63件※) ※当該特区では、令和8年度までを目標期間として設定しており、令和7年度は参考値。</p> <p>○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標: 当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標: 年間売上高 約0.2兆円(平成22年12月)→約5.71兆円(令和7年)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。 これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。</p>
--	--	--

		<p>つくば国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、イノベーションを創出する産学官の連携拠点の形成し、我が国の成長牽引等に資する4つの分野(サービスロボットの社会実装、革新的な医薬品等開発、環境・エネルギー、オープンイノベーションプラットフォーム推進)の産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。</p> <p>アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区においては、本税制措置の活用によって、日本で唯一の材料を含む研究開発から設計・開発、製造・販売、保守管理までの一貫体制が構築され、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。</p> <p>グリーンアジア国際戦略総合特区においては、本税制の活用によって、電気自動車や燃料電池自動車等の環境配慮型自動車の開発・生産拠点、半導体や有機EL等のグリーンデバイスの開発生産拠点及び産業用ロボット等の環境配慮型高機能製品の開発・生産拠点の形成が促進され、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。</p> <p>このように、各特区が設けた総合特区計画の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進すること」に寄与する。</p>																																																
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="8">《延長分》法人数</td> </tr> <tr> <td>年度 区分</td> <td>令和2</td> <td>令和3</td> <td>令和4</td> <td>令和5</td> <td>令和6</td> <td>令和7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>4</td> <td></td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数</p> <p>②: 適用額</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="8">《延長分》単位:百万円</td> </tr> <tr> <td>年度 区分</td> <td>令和2</td> <td>令和3</td> <td>令和4</td> <td>令和5</td> <td>令和6</td> <td>令和7</td> <td></td> </tr> </table>	《延長分》法人数								年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7		特別償却	0	3	0	1	1	0		税額控除	6	7	10	10	3	4		《延長分》単位:百万円								年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	
《延長分》法人数																																																		
年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																																												
特別償却	0	3	0	1	1	0																																												
税額控除	6	7	10	10	3	4																																												
《延長分》単位:百万円																																																		
年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																																												

		<table border="1"> <tr> <td>適用額</td> <td>特別償却税額控除</td> <td>0</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>130</td> <td>250</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>228</td> <td>3,616</td> <td>216</td> <td>765</td> <td>51</td> <td>1,644</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	適用額	特別償却税額控除	0	200	0	130	250	0			228	3,616	216	765	51	1,644																			
適用額	特別償却税額控除	0	200	0	130	250	0																														
		228	3,616	216	765	51	1,644																														
	③: 減収額	<p>《延長分》単位:百万円</p> <table border="1"> <tr> <td>年度 区分</td> <td>令和2</td> <td>令和3</td> <td>令和4</td> <td>令和5</td> <td>令和6</td> <td>令和7</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>51.4</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>64</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特別償却税額控除</td> <td>252</td> <td>3,989</td> <td>238.2</td> <td>844</td> <td>56</td> <td>1,813</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>3.3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>6</td> <td>96</td> <td>5.6</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>43</td> </tr> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり</p>	年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	法人税	0	51.4	0	33	64	0	特別償却税額控除	252	3,989	238.2	844	56	1,813	法人住民税	0	3.3	0	2	4	0	法人事業税	6	96	5.6	20	4	43
年度 区分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																															
法人税	0	51.4	0	33	64	0																															
特別償却税額控除	252	3,989	238.2	844	56	1,813																															
法人住民税	0	3.3	0	2	4	0																															
法人事業税	6	96	5.6	20	4	43																															
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○達成目標の実現状況 本税制措置を適用した国際戦略総合特区5区域においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。なお、前回評価では、設備投資額を評価とした特区もあったが、当該税制措置の効果は、単に設備投資を行うだけでなく、その整備した施設や導入した設備によって、特区目標に資する新しい製品の生産や研究開発に活用することをもって、より特区目標に寄与することを説明することが妥当なことから、今回の評価上は、設備投資額は参考指標としている。</p> <p>※評価対象は令和2年度からだが、2つの特区(京浜ライフ・アジア No.1)の目標設定期間が令和元年度からであるため、令和元年度以前・以降からで目標設定している特区も含め、以下の表は令和元年度からで統一している。</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標: ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標: 事業・産業創出数 15件(令和3年度)→75件(令和7年度) (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">適用事業数</td> <td colspan="3">特区目標(事業・産業創出数)※</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>実績値</td> <td>うち税制適用事業者分</td> </tr> </table>	適用事業数	特区目標(事業・産業創出数)※			目標値	実績値	うち税制適用事業者分																												
適用事業数	特区目標(事業・産業創出数)※																																				
	目標値	実績値	うち税制適用事業者分																																		

令和元年度	0	-	0	0
令和2年度	0	-	0	0
令和3年度	0	15	11	0
令和4年度	0	30	15	0
令和5年度	0	45	-	0
令和6年度	1	60	-	1
令和7年度	0	75	-	0

出典：特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく
 ※本税制措置を適用した事業所において、税制措置により新設した施設・設備に関連した事業・産業創出数を入れている。

つくば国際戦略総合特区では、令和元年度～4年度まで適用実績がなく、令和6年度に設備導入が完了し税制適用する事業が1社見込まれ、こちらの事業者において事業・産業創出数が1件見込まれる(特許出願及び製品化予定)。引き続き、本特区においてはつくばという科学技術の各種拠点が集積する利点を活用し、イノベーションを創出する産学官の連携拠点を形成し、我が国の成長牽引等に資する4つの分野(サービスロボットの社会実装、革新的な医薬品等開発、環境・エネルギー、オープンイノベーションプラットフォーム推進)のうちの1分野の推進(環境・エネルギー)に貢献していく。

○京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区
 評価指標：特区事業の実施によるライフィノベーション分野における経済効果
 数値目標：特区関連事業による事業者の増加数
 7年間(令和元年度～令和7年度)累計：810人
 (単位：人)

	適用事業数(件)	特区目標(事業者の増加数)※		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	200	136	0
令和2年度	1	100	-18	0
令和3年度	3	110	525	205
令和4年度	3	100	120	10
令和5年度	0	100	-	0
令和6年度	0	100	-	0
令和7年度	1	100	-	21

出典：特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく
 ※本税制措置を適用した事業所において、税制措置により新設した施設・設備に関連して増加した事業者数を入れている。なお、事業者によっては新設した施設・設備と既存施設等における雇用者数を分けていない場合があり、その場合は当該年度の新規事業者数を全て含めている事業所がある。令和7年度は事業計画に基づく特区事業従事予定者の増加分であり、適用事業は令和8年度以降も事業者数の増加を計画している。

京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区では、令和元年度から令和7年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業

者は計5社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより、令和元年度から令和3年度の間新たな就業者数が205人分増加するとともに、今後本税制を活用し設備投資を行う事業者が1社見込まれ、この事業所において計画では令和7年度には21名の就業者の増加が見込まれる。これらの取組の結果、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。

○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区
 評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高
 数値目標：航空宇宙産業の生産高
 10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度)
 ※令和7年度までに令和元年度(コロナ前)まで回復
 (単位：億円)

	適用事業数(件)	特区目標(推計生産高)※1		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分※2
令和元年度	7	11,200	10,818	23.9【23.9】
令和2年度	2	11,800	7,307	5.0【28.9】
令和3年度	1	10,818	6,843	0.3【29.2】
令和4年度	0	10,818	0	0【29.2】
令和5年度	4	10,818	-	0.9【30.1】
令和6年度	2	10,818	-	【30.1 + α】
令和7年度	1	10,818	-	【30.1 + α】

出典：特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく
 ※1：本税制措置を適用して設備投資を行った事業所のうち、推計生産高を算定できた事業所の数とその推計生産高(整備した施設は引き続き活用されるため令和5年度以降も売上高が計上されていくことが見込まれる)
 ※2：【】内は、令和元年度～令和5年度分は整備施設の累計生産高を記載。令和6年度以降は、30.1億円+導入設備分(=+αの生産高)を記載。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、新型コロナウイルス感染症収束後の航空機需要回復を見据え、中部地域における航空宇宙産業の生産高を令和元年度実績(10,818億円)まで回復させることを目指した数値目標としている。
 令和元年度以降は実績値及び本税制措置を活用する事業所数は減少しているが、足元では、航空機需要は回復に転じ、今後20年間でジェット旅客機の運行機数が1.6倍に増加すると見込まれており、当特区の令和5年度の推計生産高は令和3年度の3倍となっている。この需要回復局面において、世界的な競争が一層激化することが予想される。そうした中で、日本最大の産業集積地である中部地域のサプライヤーが、激しい競争に打ち勝つための生産体制の整備を後押し積極的な設備投資を支援することが、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が令和6年度以降も行われ、30.1億円+導入設備分(+α)の生産高が見込まれており目標への寄与が見込まれる。

○関西イノベーション国際戦略総合特区
 評価指標：研究結果による効果
 数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数
 平成23年度～令和8年度の累積件数 63件
 (単位：件)

※1	適用事業数	特区目標(累計の薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分※2
令和元年度	5	27	37	3
令和2年度	3	30	45	6
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	1	51	54	9
令和5年度	1	54	-	10
令和6年度	1	57	-	11
令和7年度	1	60	-	12
令和8年度	1	63	-	13

出典：特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づくもの、税制適用事業者分は※2のとおり特区地域協議会事務局の試算値。
 ※1：本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表には令和8年度まで記載している。
 ※2：「うち税制適用事業者分」のうち、推計申請件数については、本税制措置を適用した事業所において、税制措置により取得した開発研究用器具備品に関連した推計申請件数を記載している。なお、推計申請件数は、実績を元に本特区地域協議会事務局において試算した数値である。

関西イノベーション国際戦略総合特区では、令和元年度から令和8年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業者は計6社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受け取得した開発研究用器具備品を活用したことにより、薬事申請数は令和4年度には54件のうち税制適用事業者分は9件になるとともに、今後設備投資を行う事業者が1社見込まれ、これらの事業所において令和8年度までに、累積推計申請数が13件見込まれる。これらの取組の結果、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した研究開発等が行われ、令和6年度以降も薬事申請が1件ずつ増加することが見込まれており、目標への寄与が見込まれる。

グリーンアジア国際戦略総合特区
 評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高
 数値目標：年間売上高
 約0.2兆円(平成22年12月現在)→約5.71兆円(令和7年)
 (単位：百億円)

適用事業	特区目標(年間売上高)※1

	業数(件)	目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	9	420	370	343
令和2年度	9	519	329	301
令和3年度	9	424	323	288
令和4年度	6	461	321	288
令和5年度	5	497	-	288+α※2
令和6年度	0	534	-	288+α※2
令和7年度	1	571	-	288+α※2

出典：本特区が独自に実施した委託調査の結果に基づく
 ※1：推計売上高は、上記委託調査による、当該年度における税制措置活用分野の合計値。(一部税制対象資産以外による売上高も含む)
 ※2：令和元年度～令和4年度までは委託調査によるもの。令和5年度以降は、施設の稼働前のため見込値が算定されていないが、施設稼働により一定の売上高が見込まれるため令和4年度ペースで+αと表記した。

グリーンアジア国際戦略総合特区では、令和元年度から令和7年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業者は計23社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより推計売上高は令和4年度には約2兆8,800億円になるとともに、令和5年度以降本税制を活用し設備投資を行う事業が6社見込まれる。これらの取組の結果、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。(整備した施設は引き続き活用されるため令和5年度以降も288億円+導入設備分(=+α)の売上高が計上されていくことが見込まれる)
 今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が行われ、目標への寄与が見込まれる。

参考：本税制措置による設備投資の地域経済への効果
 本税制措置を適用して設備投資を行う場合、設備投資による直接的な効果も発生することから、令和元年度から令和4年度における設備投資累計額を参考までに整理している。

特区名	適用法人数	令和元～4年度設備投資額総計
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	4	約81億円
アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区	8	約26億円
関西イノベーション国際戦略総合特区	6	約29億円
グリーンアジア国際戦略総合特区	21	約1,113億円

また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額1,935億円、総合経済波及効果は約4,487億円、雇用誘発効果は17,659人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備

		<p>投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円(1,935億円×22.7%)と推計される。</p> <p>また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される。</p> <p>○設備投資額に幅があり、適用数が僅少等であることについて 本税制措置は、各特区が目指す国際競争力の強化を目指す特定の産業分野の取組を支援するものである。税制対象分野は、現在大きく分けて3分野であり産業技術、高度医療、環境技術となっており、これらの各分野は市場規模などや市場を巡る環境がそれぞれ異なっている。例えば、グリーンアジア特区においては、現在市場規模が急速に拡大する環境配慮型自動車(電気自動車など)関連分野の国際競争力の強化を図るための取組が近年行われており、大型の投資を行う傾向がある。他方、アジアNo.1航空宇宙クラスター特区では、我が国は旅客機製造を行える事業者が少ないが、旅客機の製造に必要な基幹部品などの製造を担う事業者(サプライヤー)が多く、個々の部品ごとの市場規模は小さいがこれらの製造を担うサプライヤーの集積を担う特区目標を掲げている。このように、各特区の目指す目標や適用事業者が狙う競争分野により設備投資規模は異なるものである。</p> <p>次に、本税制措置の適用数は、令和元年度から令和4年度においては46事業が適用しており、これらの事業は総合特区制度の目的である国際競争力の強化に資する取り組みであり、かつ各特区が定める計画及び特区目標に沿う事業のみが適用されるものに限定されている。また、前述の効果からみても各事業は特区目標の達成に貢献する取組が行われている。</p> <p>適用数は僅少であるが、令和5年度以降、つくば国際戦略総合特区は、特区目標「事業・産業創出数」が1件見込まれること、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区は、特区目標「就業者の増加数」が21名見込まれかつ令和8年度も増加予定であること、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区では、特区目標「推計生産高」が令和6年度以降の毎年度30.1億円+αが見込まれること、関西イノベーション国際戦略総合特区では、特区目標「累計の薬事申請数」が令和5～8年度の間4件が見込まれること、グリーンアジア国際戦略総合特区では、特区目標「年間売上高」が令和5年度以降の毎年度288億円+αが見込まれることから、これらを踏まえ、各特区が掲げる目標達成に寄与し、産業の国際競争力の強化に資する各特区の事業計画に基づく産業分野の集積が図られており、このことから達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。</p>
--	--	---

		<p>⑤: 税収減を是認する理由等</p> <p>租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、国際競争力の強化に資する研究開発や新製品開発などにより市場の獲得等により、前述「④効果」とおり各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には税収減を是認できる効果がある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国際戦略総合特区は、特区に指定された地域における地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、特区ごとに定めた特定分野について産業の国際競争力の強化を図るためにこれらに取り組む民間事業者の創意工夫により実現しているものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。</p> <p>また、国際戦略総合特区制度は、産業の国際競争力の強化を図るため、特区が定めた特定分野の産業集積を図るため計画を設定し、特区の政策目的の達成を把握するための目標値を設定し、取り組んでいるものであり、本税制措置は、その目的を達成に資する事業を実効性・具体的なインセンティブ措置であることから妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3内閣04)

(別紙 1)

総合特区設備投資促進税制
減収額の算定根拠

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	0 件	財務省適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	6 件	財務省適用実態調査	
① 特別償却実施額	0	財務省適用実態調査	
② 税額控除実施額	228.62 百万円	財務省適用実態調査	
③ 減収額	258.11 百万円	0 百万円+252.17 百万円+0 百万円+5.94 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	(0 百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	252.17 百万円	(228.62 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤ 法人住民税	0 百万円	0 百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥ 法人事業税	5.94 百万円	0 円+5.94 百万円	⑦+⑧
⑦ 所得割	0 百万円	0 百万円×1%	①×税率
⑧ 特別法人事業税	5.94 百万円	228.62 百万円×1%×260%	②×税率

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	3 件	財務省適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	7 件	財務省適用実態調査	
① 特別償却実施額	200.88 百万円	財務省適用実態調査	
② 税額控除実施額	3616.49 百万円	財務省適用実態調査	
③ 減収額	4139.69 百万円	51.4 百万円+3988.99 百万円+3.26 百万円+96.04 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥

④-1 法人税(特別償却)	51.4 百万円	(200.88 百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	3988.99 百万円	(3616.49 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤ 法人住民税	3.26 百万円	200.88 百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥ 法人事業税	96.04 百万円	2.01 百万円+94.03 百万円	⑦+⑧
⑦ 所得割	2.01 百万円	200.88 百万円×1%	①×税率
⑧ 特別法人事業税	94.03 百万円	3616.49 百万円×1%×260%	②×税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	0 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	10 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
① 特別償却実施額	0 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
② 税額控除実施額	216 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③ 減収額	243.86 百万円	0 百万円+238.25 百万円+0 百万円+5.62 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	(0 百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	238.25 百万円	(216 百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)

⑤法人住民税	0百万円	0百万円 ×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	5.62百万円	0百万円+5.62百万円	⑦+⑧
⑦所得割	0百万円	0百万円×1%	①×税率
⑧特別法人事業税	5.62百万円	216百万円 ×1%×260%	②×税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	1件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	10件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	130百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	765百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③減収額	900.36百万円	33.27百万円+843.8百万円+2.11百万円+21.19百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	33.27百万円	(130百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	843.8百万円	(765百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	2.11百万円	130百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	21.19百万円	1.3百万円+19.89百万円	⑦+⑧
⑦所得割	1.3百万円	130百万円×1%	①×税率
⑧特別法人事業税	19.89百万円	765百万円×1%×260%	②×税率

令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	1件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	3件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	250百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	51百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③減収額	128.11百万円	63.97百万円+56.25百万円+4.06百万円+3.83百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	63.97百万円	(250百万円×23.2%)×(1+10.3%)	(①×税率)×(1+税率)
④-2 法人税(税額控除)	56.25百万円	(51百万円)×(1+10.3%)	②×(1+税率)
⑤法人住民税	4.06百万円	250百万円×23.2%×7.0%	①×税率×税率
⑥法人事業税	3.83百万円	2.5百万円+1.33百万円	⑦+⑧
⑦所得割	2.5百万円	250百万円×1%	①×税率
⑧特別法人事業税	1.33百万円	51百万円×1%×260%	②×税率

令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	0 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	4 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	0 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	1644 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③減収額	1856.08 百万円	0 百万円+1813.33 百万円+0 百万円+42.74 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.2\%) \times (1 + 10.3\%)$	$(① \times \text{税率}) \times (1 + \text{税率})$
④-2 法人税(税額控除)	1813.33 百万円	$(1644 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$② \times (1 + \text{税率})$
⑤法人住民税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$① \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑥法人事業税	42.74 百万円	0 百万円+42.74 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 1\%$	$① \times \text{税率}$
⑧特別法人事業税	42.74 百万円	$1644 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$② \times \text{税率}$

点検結果表

(行政機関名：内閣府)

制度名	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に、事業者のニーズを踏まえて、事業者の支援等を着実に実施。以下同じ。）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかになされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（事業再生支援は、今後も民業補充の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に実施していく）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかになされていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（経営者保証付債権の買取・整理を通じて経営者の再チャレンジを支援する特定支援については、民間では活用が広がらない分野において先駆的な事例として推進していくとしており、広義の再生支援として近年ニーズが急増している事業承継・事業譲渡型の再生案件も、当該特定支援として対応していく）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかになされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 数値目標の設定は困難ではあるが、政策目的を達成するための具体的取組として、「民業補充の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に、事業者のニーズを踏まえて、事業者の支援等を着実に実施していく。」ということ達成目標として設定している。</p> <p>② 目標達成時期については、令和2年6月の法改正により延長が認められた、機構の業務完了期限である令和13年3月末とする。</p> <p>③～⑤ 機構は所期の達成目標のとおり、事業再生支援等により地域経済の活性化を図りつつも、令和2年法改正以降、現下の経済、社会情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業への支援に重点を置いているところ（※）。この点を、より分かりやすく具体的に記載する観点から、達成目標の内容の変更ではなく表現の修正のみを行ったものであり、引き続き、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化を行うことに変わりない旨本文にも明記した。</p> <p>※ 参考 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）（抜粋） 第2章 取り組み施策 Ⅲ. 次の段階として官民を挙げた経済活動の回復 2. 地域経済の活性化 （前略）これら地域経済の活性化等に向けて、・・・地域経済活性化支援機構（REV IC）等において地域の中堅・中小企業の経営基盤等を支援する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課</p>
--

題とする。
②～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【内閣府の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 全ての所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成状況を踏まえ、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかになされていない。</p> <p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 達成目標に対する過去の直接的な効果を把握することは困難であるが、税制上の所</p>

<p>要の措置が講じられていたことにより、当機構の業務遂行のための財産基盤の安定が図られ、もって支援の着実な実施に寄与したと考えられる。</p> <p>② 機構は、新型コロナウイルス等により経営が悪化した事業者に対する事業再生支援やファンドを通じた支援等において、機構の特徴であるハンズオン支援による手間暇（コスト）をかけた支援を行っていることから、収益面では非常に厳しい状況となっている。そうした中、業務完了期限まで、財務基盤を維持して支援業務を継続する必要がある。今後も、支援件数を積み上げていく上で必要な財務基盤を維持する政策手段として、利益に関わりなく資本金額に応じて流出する租税公課の負担の軽減が可能な本特例措置を講じることは妥当であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>① 機構の事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援等は、民業補完の原則の下、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者等の事業の再生を支援することにより、地域経済の活性化を図る中で、引き続き、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者からの相談を受けて事業再生支援等の検討も進めているところであり、税制上の所要の措置が講じられることにより、将来においても当機構の業務遂行のための財産基盤の安定が図られ、もって支援の着実な実施に寄与すると考えられる。</p> <p>② 達成目標に対する将来の直接的な効果については、税制上の所要の措置が講じられることにより、将来においても当機構の業務遂行のための財産基盤の安定が図られ、もって支援の着実な実施に寄与すると考えられる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【内閣府の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税6)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>(株)地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)は、平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を受けて、事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図るため、同年3月に成立・施行した「株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)に基づき、(株)企業再生支援機構(以下「旧機構」という。)を抜本的に改組・機能拡充し、設立された組織である。</p> <p>令和2年6月19日に「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が公布・施行され、機構の支援・出資決定期限が令和8年3月末、業務完了期限が令和13年3月末にそれぞれ5年間延長された。</p> <p>当機構について、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置が認められている。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>上記措置の適用期限を当機構の業務完了により解散するまでの期間(令和12年度まで)延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第72条の12第2号、地方税法附則第9条第11項</p>
5	担当部局	内閣府地域経済活性化支援機構担当室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和元年度～12年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>前身の企業再生支援機構の創設に際して、平成20年度税制改正要望において本措置を初めて要望し、特例措置が認められた(なお、平成25年度税制改正要望において、平成25年3月に改組した当機構にも引き続き適用されることになった)。</p> <p>平成26年度税制改正及び平成31年度税制改正において、延長要望を行い、令和6年3月31日まで特例措置の延長が認められた。</p>
8	適用又は延長期間	当機構の業務完了により解散するまでの期間

			(令和6年度～12年度まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第1条</p> <p>株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようになるため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月20日閣議決定)(抜粋)</p> <p>第2章 取り組む施策</p> <p>Ⅲ. 次の段階として官民を挙げた経済活動の回復</p> <p>2. 地域経済の活性化</p> <p>(前略)これら地域経済の活性化等に向けて、…地域経済活性化支援機構(REVIC)等において地域の中堅・中小企業の経営基盤等を支援する。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>6. 地域経済活性化事業等支援政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>6. 地域経済活性化に関する施策の推進</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者への支援等による、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域の信用秩序の基盤強化</p> <p>令和2年6月に当機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ5年間延長された後は、法改正の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業者のニーズに応じて、事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援、特定支援等を進めているところ。</p> <p>今後も、令和2年6月の法改正により延長が認められた令和13年3月末まで、引き続き、民業補完の原則の下、民間だけでは利害調整が困難な案件や地域経済に甚大な影響がある案件を対象に、事業者のニーズを踏まえて、事業者の支援等を着実に実施していく。</p> <p>上記の取組みは、地域経済の活性化等に資することを目的とするとい</p>

		う点で、従前の目標からかわるものではない。																
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置を講じることにより、当機構の財務基盤が維持され、地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮することができる。																
10	有効性等	①: 適用数 適用件数: 1件(当機構のみ)(令和元年度以降毎年)																
		②: 適用額 適用額: 11,103,800千円(令和元、2、4年度) 6,965,360千円(令和3年度) 【算定根拠】 (令和元、2、4年度) 資本金額(13,103,800千円)－特例措置適用後の資本金額(2,000,000千円) (令和3年度) 資本金額(13,103,800千円)－当機構の子会社の残余財産のうち資本剰余金部分(4,138,440千円)－特例措置適用後の資本金額(2,000,000千円)																
	③: 減収額 (単位: 百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>58</td> <td>58</td> <td>36</td> <td>58</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見込み)</p> <p>(注) 令和3年度は、当機構の子会社の残余財産のうち資本剰余金部分を親会社(当機構)の資本から減少させている。</p> <p>【算定根拠】 ①特例措置適用前 資本金額 13,103,800千円×税率(東京都)0.525%＝68,795千円 ②特例措置適用後 資本金額 2,000,000千円×税率(東京都)0.525%＝10,500千円 ①－②＝58,295千円</p> <p>なお、減収額の算定根拠は、「適用前資本金×利率」と「適用後資本金×利率」の差分であるため、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」で把握される適用額が計算式に直接表れないもの、実質的に同報告書で把握される適用額の考え方を踏襲した計算方法としている。</p> <p>また、将来の減収額については、令和5年度以降の資本移動が現時点では予定されていないことから、令和4年度と同じ58百万円を予想。</p>	年度	R1	R2	R3	R4	R5 以降	区分						法人事業税	58	58	36	58
年度	R1	R2	R3	R4	R5 以降													
区分																		
法人事業税	58	58	36	58	58													

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 令和2年6月に当機構の支援・出資決定期限及び業務完了期限がそれぞれ5年間延長された後は、法改正の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業者のニーズに応じて、事業再生支援や、地域金融機関と連携したファンドを通じた支援、特定支援等を進めているところであり、令和5年5月末時点で、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた事業者に対して、事業再生支援7件、ファンドを通じた支援21件、特定支援19件を行い、地域経済の活性化に一定の役割を果たしている。</p> <p>所期の目標の達成状況については、上記の取組実績のとおり着実に件数を積み上げて地域経済の活性化に取り組んでいることから、目標を達成した。</p> <p>(参考1)各年度の事業再生支援決定数(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業再生支援決定(件数)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2(2)</td> <td>5(5)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。</p> <p>(参考2)各年度のファンドを通じた支援数(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファンドを通じた支援(件数)</td> <td>28</td> <td>17(2)</td> <td>21(9)</td> <td>20(8)</td> <td>8(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。</p> <p>(参考3)各年度の特定支援決定数(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定支援決定(件数)</td> <td>22</td> <td>24(2)</td> <td>14(3)</td> <td>10(10)</td> <td>4(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()書きはコロナ関連。令和5年度は5月末時点。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置を講じることにより、財務基盤が維持され、当機構は、年間58百万円の税負担額相当分を地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮(事業者への出融資)することができる。 当機構が業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。</p>	年度	令和元	2	3	4	5	区分						事業再生支援決定(件数)	1	0	2(2)	5(5)	0	年度	令和元	2	3	4	5	区分						ファンドを通じた支援(件数)	28	17(2)	21(9)	20(8)	8(2)	年度	令和元	2	3	4	5	区分						特定支援決定(件数)	22	24(2)	14(3)	10(10)	4(4)
年度	令和元	2	3	4	5																																																			
区分																																																								
事業再生支援決定(件数)	1	0	2(2)	5(5)	0																																																			
年度	令和元	2	3	4	5																																																			
区分																																																								
ファンドを通じた支援(件数)	28	17(2)	21(9)	20(8)	8(2)																																																			
年度	令和元	2	3	4	5																																																			
区分																																																								
特定支援決定(件数)	22	24(2)	14(3)	10(10)	4(4)																																																			

		⑤: 税収減を是認する理由等	当機構は、ハンズオン支援による手間暇(コスト)をかけた支援を行っていることから収益面としては非常に厳しい状況となっており、本措置を講じることにより、財務基盤が維持され、年間 58 百万円の税負担額相当分を地域経済の活性化に資する事業活動の支援機能を発揮(事業者への出融資)することができることから税収減を是認する効果がある。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置を講じることにより、当機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、財務基盤が維持される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てるよりも執行コストが小さく妥当である。 なお、東日本大震災事業者再生支援機構、整理回収機構などの公的な機構でも同様の措置が講じられている。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同一の目的であるほかの措置はない。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	当機構は、全国各地において、事業再生支援や地域活性化支援を行っており、こうした取組は、地域経済の活性化に資することから、地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月 (H30 内閣 10)

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
金融02	協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（We b 3.0推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。以下同じ。）は、政策目的を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、達成目標を設定。他方、目標とする達成件数については、本件特別措置の期間や内容等について調整中であることや、現時点においては、I E O (Initial Exchange Offering) は海外で行われ、国内の実施件数は非常に低調であることから、今後どのように推移するのかを見込むことが困難であることから、現時点での設定は困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「(測定指標) 国内I C O / I E O (Initial Coin Offering/Initial Exchange Offering) の実施件数」との説明では、達成すべき水準(目標値)が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、達成目標を達成すべき期間(目標達成時期)が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、政策目的の実現状況を十分に明らかにすることができないため、この点を課題とする。</p> <p>また、本特別措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が定量的に予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本要望は新設の要望であるため、暗号資産の評価益課税による事業者の納税額を定量的に示すことが困難であることや、現在国内において暗号資産を用いたビジネスを行う事業者が少なく、本特別措置が実施された場合には、国内における起業等も増加することが見込まれることなどから、現時点において将来の適用数を定量的に見込むことは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 暗号資産の期末の時価評価損益は、有価証券と同様、相場の状況によって評価益と評</p>

<p>価損のいずれもあり得、現時点において将来の減収額を見込むことは困難であるうえ、政府によるそのような予測はマーケットに正確ではない情報を発信し、現実の相場に影響を与えてしまう可能性があるため、具体的な減収額を見込むことは適切ではない。なお、本件特別措置は、暗号資産の期末時価評価課税を見直すものであり、一時的な減収が生じる可能性はあるにせよ、暗号資産の売却時には課税が行われ、長期的には減収は生じない。また、評価書内でも述べている通り、現時点で暗号資産を用いた起業は主に海外で行われていることから、その減収は軽微であると見込まれるため、本特別措置による国内での起業増加等の効果に鑑みれば、一時的な減収は是認できるものと考え</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえ、現時点での達成目標の状況を記載しました。また、それに伴い記載を一部修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無について、「特定自己発行暗号資産(当該国内法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの)を除く。)については、期末時価評価課税の対象外とされているが、発行者以外の第三者が保有する暗号資産については依然として期末時価評価課税の対象となっており、キャッシュフローを伴う実現力がない中での課税を見直し、We b 3.0推進に向けた環境整備を図るものである」と説明されているが、当該他の支援措置や義務付け等が具体的に何なのか明らかにされていない。</p> <p>② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 金融庁はWe b 3.0推進のために、「フィンテックに関する相談業務」「ブロックチェーン国際共同研究」「F I N / S U M』の開催」といった支援を行っています。また、既に記載の通り、特定自己発行暗号資産については、法人税法において期末時価評価課税の対象外となっておりますので、その旨記載しました。</p> <p>② ご指摘を踏まえて、予算その他の措置では代替できない旨が明確になるように修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額及び(7)将来の効果予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税17) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税10)
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産について、期末時価評価課税の見直しを行うこと。
		《関係条項》 —
5	担当部局	企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	—
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。 《政策目的の根拠》 内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)(注)については、税制上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。 こうした取扱いは、ブロックチェーン技術を用いたサービスの普及やこれを活用した事業開発等のために、暗号資産を継続的に保有するような内国法人に対して、キャッシュフローが伴わない(=担税力がない)暗号資産についても課税がなされるものとなっていることから、所要の措置を講ずる必要がある。 (注)特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるもの)を除く。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 横断的施策1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 Web3.0 推進に向けた環境整備を図り、ブロックチェーン技術を活用した起業等を促進する。 (測定指標) 国内 ICO/IEO (Initial Coin Offering/Initial Exchange Offering) の実施件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現行の税制では、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力はない)中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるとなっている。本特例措置により税制上の弊害を取り除くことで、暗号資産を引き受ける国内事業者が増加するなど、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業等を促進できる。						
		①: 適用数	国内の若手起業家を含め、ブロックチェーン分野の起業家や企業が行う事業への適用が見込まれる。						
		②: 適用額	期末の時価評価損益については、価格上昇・下落により評価益・評価損のいずれもありえ、見込みが立たないため、適用額を見積もることは困難である。また、現状の税制では第三者発行の暗号資産を長期保有することを前提としたビジネスを起業する者は海外での起業を選択していることなどから、法人税収への影響は軽微であると見込まれる。						
		③: 減収額	同上。なお、期末時価評価課税を撤廃しても、売却時には課税が行われることになるため、長期的には税収減は生じないものと見込まれる。						
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 現時点における国内 ICO/IEO の実施件数は以下の通り。 (単位:件) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>令和3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICO/IEO 実施件数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> (出典)事業者から金融庁への届出をもとに算出 ※2023年9月21日時点 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が行われなかった場合には、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力がない)中でも、法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産に関する課税が継続されることになり、国内におけるブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発の阻害要因となると考えられる。また、このようなビジネス環境を忌避し、海外へ起業家等が流出する事態につながっているという指摘がある。	年	令和3	4	5	ICO/IEO 実施件数	1
年	令和3	4	5						
ICO/IEO 実施件数	1	1	2						
⑤: 税収減を是認する理由等	本特例措置が行われた場合でも、本特例措置の対象となる暗号資産が売却された場合には、その売却益については課税の対象となるため、本特例措置による税収減は是認できる。								
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	暗号資産については、短期の売買を目的とせず、事業目的で保有している暗号資産についても期末時価評価の対象となっており、そのボラティリティの高さから生じる税務リスクや手元資金の流出といった税制上の不確実性が要因となり、日本国内で暗号資産を保有する必要のあるビジネスへの参入が進んでいない。 税制による不確実性を緩和するための補助金を講ずることも考えられるが、暗号資産の相場によって評価益・評価損は変化するため、各年度にどの程度の予算措置が必要か見込み難しく、そのような補助金を措置することは手段として適切とは言い難い。						

		<p>したがって、本特例措置は内国法人が有する暗号資産に関する現行税制を見直し、現行税制から生じている弊害を取り除くものであるため、予算その他の措置では代替できず、手段として妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>金融庁は Web3.0 等の推進の観点から、「フィンテックに関する相談業務」、「ブロックチェーン国際共同研究」、「FIN/SUM の開催」といった支援を行っている。</p> <p>また、特定自己発行暗号資産(当該内国法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する暗号資産であつてその時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているものとして政令で定めるものを除く。)については、法人税法において期末時価評価課税の対象外とされている。</p> <p>一方で、発行者以外の第三者が保有する暗号資産については依然として期末時価評価課税の対象となっており、国内において、暗号資産を保有する必要のあるビジネスの担い手がいないという状況が生じているため、キャッシュフローを伴う実現力がない中での課税を見直し、Web3.0 推進に向けた環境整備を図るものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>ブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を地方公共団体も後押ししている。また、国内における起業及びイノベーション促進は地域経済の健全な発展に寄与するものであり、課税団体である地方公共団体にとっても大きな意義を有するものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：金融庁)

制度名	協定銀行等に係る法人事業税（資本割）の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>①・② 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、金融機関の破綻の影響は様々であり、達成すべき水準（目標値）を定量的に示すことは困難である。また、特例措置の期間中における金融機関の破綻の有無を予測することは困難であることから、達成すべき時期（目標達成時期）を示すことも困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 承継銀行に係る将来の適用数が定量的に予測されていない。</p> <p>② 協定銀行に係る将来の適用数について、「将来的にも整理回収機構1社が適用を受ける見込みである」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかでない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 承継銀行は、内閣総理大臣が「被管理金融機関の業務承継（略）のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき」に、設立されるものである（預金保険法第91条）ところ、将来の設立数（適用数）を予測することは困難である。</p> <p>② 「機構は、（略）整理回収業務（略）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に</p>

<p>関する協定（略）を締結」するものとされる（預金保険法附則第7条第1項）。 評価書内に根拠条文を追記。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 承継銀行に係る将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 承継銀行は、内閣総理大臣が「被管理金融機関の業務承継（略）のため承継銀行を活用する必要があると認めるとき」に、設立されるものである（預金保険法第91条）ところ、将来の設立数（適用数）を予測することは困難である。また、承継銀行の資本金等の額は、その設立後も、破綻する金融機関の資産規模に応じて、増資によって増加し得る。したがって、将来の減収額を予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること）に対する過去の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、定量的に把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。近年、金融機関の破綻は発生していないところ、達成目標に対する過去の効果について、定量的に把握することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>① 本租税特別措置により達成しようとする目標は、「金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること」である。金融システムの安定は、その時々々の経済状況や、破綻する金融機関の数・資産規模等を踏まえて、総合的に判断されるものと考えられる。したがって、金融機関の破綻の影響は様々であり、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【金融庁の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	協定銀行等に係る法人事業税(資本割)の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税:義(地方税 11)
		②: 上記以外の税目 -
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 協定銀行及び承継銀行(以下「協定銀行等」という。)については、令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、資本金等の額を銀行法に規定する銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす資本割の特例措置が講じられている。
		《要望の内容》 上記の特例措置の延長(当分の間)を要望する。
		《関係条項》 地方税法第72条の12第2号 地方税法附則第9条第2項
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和元年度～
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 協定銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成16年度 承継銀行に係る資本割の特例措置 創設 平成21年度 協定銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成21年度 承継銀行に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成26年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長(5年間) 平成31年度 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長(5年間) ※ 平成26年度の税制改正要望より、地方税法の同じ条項に該当する租税特別措置であるため、2つの税制改正要望を1つにまとめて要望している。
8	適用又は延長期間	当分の間の延長とする。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を目的とするものである。 《政策目的の根拠》 預金保険法 (目的) 第1条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理及び破綻金

		融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融危機への対応の措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関破綻時におけるセーフティネット機能を十分に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 協定銀行等が法人事業税の資本割の特例措置による税負担の軽減を受け、安定的な財産基盤を確保することにより、金融機関破綻時において円滑に破綻処理等を行うことに寄与する。
10	有効性等	①: 適用数 【協定銀行】 平成16年度から令和5年度までは整理回収機構が適用を受けている。将来的にも預金保険法附則第7条第1項に基づき整理回収機構1社が適用を受ける見込みである。 【承継銀行】 平成16年度から平成22年度までは第二日本承継銀行が適用を受けている。承継銀行は、令和5年8月現在においては存在しないが、必要な場合には内閣総理大臣の決定を受けて預金保険機構により適時に設立される。
		②: 適用額 【協定銀行】 各年度「資本金等の額(※1)-特例措置適用後課税標準(20億円)」である。 (※1)120億円(平成24年度から) 【承継銀行】 各年度「資本金等の額(※2)-特例措置適用後課税標準(20億円)」である。 (※2)21.2億円(平成16年度から平成22年度まで)
		③: 減収額 実績は以下の通りである。 【協定銀行】 平成31年度 52.5百万円 令和2年度 52.5百万円 令和3年度 52.5百万円 令和4年度 52.5百万円 令和5年度 52.5百万円 【承継銀行】 平成20年度 0.2百万円 平成21年度 0.2百万円 平成22年度 0.2百万円

		<p>《算定根拠》 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率</p> <p>【協定銀行】 10,000,000千円×0.525%=52,500千円(平成31年度～令和5年度)</p> <p>【承継銀行】 120,000千円×0.21%=252千円(平成20年度～平成22年度)</p> <p>なお、協定銀行等の資本金等の額は、将来的に、業務の増加・追加に伴い、増資によって増加しうる。こうした性格上、将来の減収額を見通すことは困難である。</p> <p>仮に、協定銀行の資本金等の額及び東京都適用税率が、いずれも令和5年度と同一のままであるとすれば、令和6年度から10年度までの各年度における協定銀行に係る法人事業税の減収額の予測は、以下のとおりである。</p> <p>10,000,000千円×0.525%(東京都適用税率)=52,500千円 (「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の適用総額に基づく予測)</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じた預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の安定的な財産基盤が確保され、金融機関破綻時におけるセーフティネット機能の十全な発揮、ひいては金融システムの安定に寄与している。将来的にも同様である。</p> <p>特例措置が延長されず課税された場合、協定銀行等においては、減免されなかった納税額に相当する額だけ資本金が小さくなるため、あらかじめ、当該納税による資本金の減少額に相当する額だけ多く増資しておく必要が生じることとなるため、多額の増資に係る調整に時間を要し、迅速かつ円滑な破綻処理に支障が生ずるおそれがある。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>法人事業税の資本割の特例措置により、協定銀行等の税負担が軽減され、安定的な財産基盤が確保される。これを通じて円滑な破綻処理のための態勢整備が図られ、預金者の保護及び信用秩序の維持に寄与している。将来的にも同様である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>協定銀行の業務は、破綻金融機関等の貸付債権などを適正・迅速に回収し、公的資金すなわち国民負担の最小化に寄与する重要な公的使命を負っており、営利性はない。また、承継銀行は、破綻金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、引き継いだ業務を暫定的に維持・継続し、預金者の保護及び信用秩序の維持を図ることを目的としており、重要な公的使命を負っており、営利性はない。</p> <p>本措置は、協定銀行等の税負担を軽減し、上記業務の円滑な遂行</p>

		<p>に寄与するものであり、他の政策手段(規制等)では実現困難である。本措置は、預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備を図り、預金者の保護及び信用秩序の維持を図るとの政策目的に合致するものである。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>協定銀行等に対する法人事業税の資本割の特例措置の延長を行うことで、協定銀行等の安定的な財産基盤の確保を通じて円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができ、破綻金融機関に係る地域における信用秩序の維持及び金融システムの安定に寄与することから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
12	有識者の見解	<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成30年8月(H30 金融 05)</p>

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長

点検結果表

(行政機関名：総務省)

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【総務省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 所期の達成目標（過疎市町村の人口に対する社会増減数（転入者数－転出者数）の割合を毎年度▲0.62%以上とする）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合87.4%（令和3年度特別償却）及び86.4%（令和3年度割増償却）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする）に対する過去の効果について、租特透明化法に基づき把握される上位10社の適用額合計の割合87.4%（令和3年度特別償却）及び86.4%（令和3年度割増償却）は、8割超であり、特定の者に偏っているにもかかわらず、その原因は分析されているものの、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であったことが明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする）に対する過去の直接的な効果について、「本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている」と説明されているが、その根拠が明らかにされていない。</p>
-------------------------	---

【総務省の補足説明】	<p>①・② 令和3年度の適用実績が特定の者に偏っているものの、同年度の「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(352人)」については所期の達成目標(222人)を上回っており、また、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合(▲0.68%)」については目標値(▲0.62%)を下回ったが、評価書「10④効果」記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことが主な原因と考えられることから、概ね有効な手段であったと評価できる。</p> <p>③ 所期の達成目標（本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度222人以上とする）に対する過去の直接的な効果については以下の表のとおり。 令和4年度において、所期の達成目標のうち、過半数が「新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として本特例措置を適用した事業者により新たに雇用されたものであり、さらに、本特例措置がなければ、およそ3割の新規雇用者について、雇用が生まれなかったことから、本特例措置が一定程度有効であるといえる。 なお、令和3年度は、直接的効果による達成目標の実現割合が低かったが、これは、制度開始初年度であって、本特例措置を前提とした事業者が少なかったことによるものと考えている。</p>
------------	---

年度	(ア)の内数・租税特別措置の直接的効果			
	(イ)	租税特別措置の直接的効果による達成目標の実現割合	(ウ)	租税特別措置の直接的効果による達成目標の実現割合
	本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(人)	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)	租税特別措置の直接的効果による達成目標の実現割合(ウ)/(イ)

R3	352人	7人	2%	0人	—
R4	202人	102人	50%	57人	28%

※割合は小数点以下四捨五入。
※過疎室独自調査による。

【点検結果】
①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（本特例の適用期間中（令和6年度～令和8年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上。以下同じ。）に対する将来の効果（令和6年度から8年度まで）が予測されていない。
② 達成目標に対する将来の直接的な効果（令和5年度から8年度まで）について、「本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている」と説明されているが、その根拠が明らかになっていない。

【総務省の補足説明】
① 達成目標（本特例の適用期間中（令和6年度～令和8年度）に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上。）に対する将来の効果（令和6年度から8年度までは以下のとおり（推計）。

R6	202人
R7	202人
R8	202人

※推計値の算出方法：令和4年度と同数と見込んだ。

② 達成目標に対する直接的な効果については以下の表のとおり。達成目標に対する本特例措置の直接的効果は半数程度と見込んでおり、本特例措置が雇用の創出・確保につながるものと考えている。

年度	(ア) 本特例を 活用した 設備投資 に係る新 規雇用者 数 (人)	(ア)の内数・租税特別措置の直接的効果			
		(イ) 本特例措置を「資金 的余裕が生まれ、新 規雇用又は雇用の維 持が可能となる」と して活用した事業者 による新規雇用者数 (人)	租税特別 措置の直 接的効果 による達 成目標の 実現割合 (イ) / (ア)	(ウ) 本特例措置がなけれ ば「雇用を増加させ なかつた」「雇用を 減少させた」とした 事業者による新規雇 用者数 (人)	租税特別 措置の直 接的効果 による達 成目標の 実現割合 (ウ) / (ア)
R5	202人	102人	50%	57人	28%
R6	202人	102人	50%	57人	28%
R7	202人	102人	50%	57人	28%
R8	202人	102人	50%	57人	28%

※割合は小数点以下四捨五入。
※推計値の算出方法：令和4年度と同数と見込んだ。

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【総務省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税2) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。</p> <p>○対象事業: 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等</p> <p>○割増償却対象設備: 機械及び装置、建物及び附属設備、構築物</p> <p>○割増償却期間: 5年間</p> <p>○割増償却限度額:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第23条</p> <p>租税特別措置法第12条、第45条</p>
5	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和45年創設</p> <p>平成2年度: 旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加</p> <p>平成12年度: 過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。</p> <p>平成17年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度: 適用期限の1年延長</p> <p>平成22年度: 過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。</p>

		<p>平成23年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成25年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成27年度: 適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度: 過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。</p> <p>平成31年度: 適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度: 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却へ改組。</p>
8	適用又は延長期間	3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎対策については、昭和45年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。</p> <p>また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】</p> <p>○第1条</p> <p>この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第4条</p> <p>過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成する</p>

		<p>ため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。</p> <p>○第5条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。)をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)】 第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化 (個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大) 個性をいかした地域づくりに向けて、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や奄美、小笠原、半島、離島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和6年度概算要求における政策体系図 【基本計画(令和5年3月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)を目標とする。 ○測定指標: 本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数</p> <p>○目標値: 本特例の適用期間中(令和6年度～令和8年度)に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上とする。</p> <p>※目標値の算出方法について 目標値(606人)の算出方法については、令和4年度に過疎対策室において実施した調査(※)の新規雇用者数の3倍としている。 (新規雇用者数 令和4年度: 202人)</p> <p>※調査について ・名称: 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づく租税特別措置の適用実績及び地方税の減収補填措置に関する調査(以下「過疎対策室独自調査」という。) ・実施者: 自治行政局地域自立応援課過疎対策室 ・趣旨: 税制特例措置等の制度検討の際の基礎資料とする ・対象: 過疎関係市町村等が把握している租税特別措置を適用する可能性がある事業者 ・時点: 毎年度6～7月 ※過疎関係市町村等が租税特別措置法施行規則第5条の13第10項及び第20条の16第7項に基づき発行する「確認書」の内容及び過疎関係市町村等を通じて行う事業者ヒアリング結果を集計するもの。</p> <p>※測定指標の前回要望からの変更理由について ・前回要望時の達成目標のうち、「過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合を毎年度▲0.62%以上とする」ことについては、社会増減数の改善に対する、本措置の直接的効果を把握することが難しいため、測定目標から削除する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充により、人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。</p>
--	--------------------	--

10	有効性等	①: 適用数	償却方法	年度	適用数
			特別償却	R2	52
				R3	31
			割増償却	R3	31
				R4	89
				R5	147
				R6	205
				R7	263
				R8	290
			※下線を付した年度は、推計値を記入している。		
○実績の計上根拠について 令和2・3年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和4年第208回国会提出及び令和5年第211回国会提出)による。					
※特別償却・割増償却の双方に令和3年度実績があること理由: 令和3年12月31日までの間に取得等した工業用機械等については、改正前の租税特別措置法に基づき、特別償却を行うことができたため。(割増償却の要件である「市町村計画」が定められるまでの経過措置。租税法附則(令和3年3月31日法律第11号)第32条第5項、第50条第5項及び第66条第5項。)					
○令和4年度の適用件数について 令和4年度の適用件数は、上記報告書がまだ発表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数(実数)としている。					
○令和5年度以降について ・令和5年度の適用件数は、以下の式で算出。 令和4年度の適用件数(89件・令和4年度からの継続分とみなす) +令和5年度の新規適用分(令和3年度31件・割増償却分に限る)から令和4年度増加件数(89-31=58件)と同数と見込む。 ・令和6・7年度についても、同様に過年度の適用件数に新規適用見込分(令和3年度から令和4年度増加件数(58件))を合計して算出。 ・令和8年度適用件数については、本制度が5年間の割増償却であるため、以下の式で算出。 令和7年度適用件数(263件) -令和3年度適用開始件数(31件) +新規適用見込分(令和3年度から令和4年度増加件数(58件))					
《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している原因》 ・単年度に新規に適用される件数と比較した場合、「特別償却」から「割増償却」への移行による影響はほとんどないが、前回評価時の将来予測において、「過去の特別償却適用実績」をベースとした推計値に、「過去に特別償却を適用したことがない事業者数」をベースとした					

		推計値を単純に加算したことが、結果として過大な推計となり、適用実績とかがい離した原因となったと思われる。			
		《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であること理由》 ・上記のとおり前回評価時の将来予測と適用実績に差は生じたが、後述10④「効果」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。			
		《予測される将来の適用数147件(令和5年度)、205件(令和6年度)、263件(令和7年度)及び290件(令和8年度)が過去の実績62件(令和3年度(31件+31件))とかがい離している原因》 ・割増償却は最大5年間適用可能であることから、令和3年度(割増償却への改組年度)から令和7年度までの間、前年度の適用件数の継続分に当該年度の新規適用件数分が加算され、全体の適用件数は増加を続けることが予測されるため、予測される将来の適用数と実績は現時点ではかがい離している。			
	②: 適用額	償却方法	年度	適用額(千円)	
		特別償却	R2	1,292,148	
			R3	901,187	
		割増償却	R3	127,179	
			R4	365,167	
			R5	603,141	
			R6	841,115	
			R7	1,079,089	
			R8	1,189,870	
		※下線を付した年度は、推計値を記入している。			
		○実績の計上根拠について 令和2・3年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和4年第208回国会提出及び令和5年第211回国会提出)による。			
		○令和4年度以降の適用額について 上記10①「適用数」の表記載の適用件数に、令和3年度の1件あたり適用額(割増償却分)を乗じて算出。 ※令和3年度1件あたり適用額(割増償却分) 127,179千円÷31件=4,103千円(千円未満四捨五入)			

③: 減収額	《法人税》				
	償却方法	年度	減収額 (千円)		
	特別償却	R2	299,778		
		R3	209,075		
	割増償却	R3	29,506		
		R4	84,719		
		R5	139,929		
		R6	195,139		
		R7	250,349		
		R8	276,050		
※下線を付した年度は、推計値を記入している。					
○算出根拠について 上記10②「適用額」記載の各金額に、法人税基本税率(23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。					
《法人住民税、法人事業税》(参考)					
償却方法	年度	地方税の影響額(千円)			
		法人住民税	法人 都道府県 民税	法人 市町村 民税	法人 事業税
特別償却	R2	20,984	2,998	17,987	90,450
	R3	14,635	2,091	12,545	63,083
割増償却	R3	2,065	295	1,770	8,903
	R4	5,930	847	5,083	25,562
	R5	9,795	1,399	8,396	42,220
	R6	13,659	1,951	11,708	58,878
	R7	17,524	2,503	15,021	75,536
	R8	19,324	2,761	16,563	83,291
※下線を付した年度は、推計値を記入している。					
法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う運動分の減収額を以下のとおり算出した。					
○算出根拠について(小数点以下四捨五入) 【法人住民税】 減収額＝法人都道府県民税減収額＋法人市町村民税減収額 ・法人都道府県民税減収額 ＝上記《法人税》表記載の法人税減収額 ×道府県民税基本税率(1%(地方税法第51条)) ・法人市町村民税減収額					

		＝法人税減収額 ×市町村民税基本税率(6%(地方税法第314条の4))		
		【法人事業税】 減収額 ＝上記10②「適用額」記載の各金額 ×法人事業税基本税率(7%(地方税法第72条の24の7))		
④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》			
	年度	過疎市町村の人口 に対する社会増減数 (転入者数-転出者数) の割合	本特例を活用した 設備投資に係る 新規雇用者数 (人)	
	R2	▲0.68%	281人	
	R3	▲0.68%	352人	
	R4	▲0.45%	202人	
	R5	▲0.22%	202人	
○算出根拠について 【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】 ・令和2年度～令和4年度:各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表21-03:【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村(※)の「社会増減数-社会増減数」の合計を「人口-計」の合計で除して算出。				
	年度	人口	社会増減	割合
	R2	9,151,500人	▲62,033人	▲0.68%
	R3	8,968,778人	▲61,140人	▲0.68%
	R4	8,792,477人	▲39,850人	▲0.45%
・令和5年度:令和3年度から令和4年度の改善幅(+0.23ポイント)が継続するものと仮定し、▲0.22%と見込む。				
※過疎法第2条第1項に規定する市町村又は同法第41条第1項により過疎地域とみなされる市町村。				
【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】 ・令和2年度～令和4年度:過疎対策室独自調査による。 ・令和5年度:令和4年度の実績と同数と見込んだ。 ○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由 【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】 前回要望時(令和2年9月)では、令和3年度・4年度における過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合を▲0.62%と見込んでいたが、上記のとおり令和3年度は▲0.68%、令和4年度は▲0.45%となっている。 令和3年度が目標値を下回った主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことによるものと考えられる。				

・過疎市町村の海外からの転入・海外への転出者数			
年度	海外からの 転入(A)	海外への 転出(B)	(A)-(B)
R2	15,340 人	11,371 人	+3,969 人
R3	7,503 人	10,046 人	▲2,543 人
R4	33,336 人	15,886 人	+17,450 人

※算出根拠:各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表 21-03:【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村の「住民票記載数-転入者数(国外)」及び「住民票消除数-転出者数(国外)」より算出。

※令和3年度・4年度平均: $\Delta \sqrt{(0.68\% \times 0.45\%)} = \Delta 0.55\%$

《測定指標の前回要望からの変更理由について》
 前回要望時の達成目標のうち、「過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合を毎年度▲0.62%以上とする」ことについては、社会増減数の改善に対する、本措置の直接的効果を把握することが難しいため、測定目標から削除する。

【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】
 前回要望時(令和2年9月)では、令和3年度～令和5年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度 222 人と見込んでいた。
 令和4年度(202 人)について前回要望時の目標とのかい離が見られるが、主な原因としては、20 人以上の新規雇用を創出した事業者が、令和2年度・令和3 年度においては4件ずつあったが、令和4年度においては1件にとどまったことによるものと考えている。
 ※令和3年度・4年度平均:(352 人+202 人)/2=277 人

《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》
 ・年度により、所期の達成目標の達成・未達はあるものの、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合」及び「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数」の期間(令和3年度・令和4年度)平均は所期の達成目標を上回っており、概ね有効な手段であったと評価できる。
 ・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)を図る必要がある。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

年度	(ア) 本特例 を活用 した設 備投資 に係る 新規雇 用者数 (人)	(ア)の内数・租税特別措置の直接的効果			
		(イ) 本特例措 置を「資 金的 余裕が生ま れ、新規雇 用又は雇用 の維持が可 能となる」と して活用し た事業者に よる新規雇 用者数(人)	租税特 別措 置の直 接的 効果 による 達成目 標の実 現割合 (イ)/ (ア)	(ウ) 本特例措 置がなけ れば「雇 用を増 加させな かった」「雇 用を減少 させた」と した事 業者による 新規雇用 者数(人)	租税特 別措 置の直 接的 効果 による 達成目 標の実 現割合 (ウ)/ (ア)
R3	352 人	7 人	2%	0 人	—
R4	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R5	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R6	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R7	202 人	102 人	50%	57 人	28%
R8	202 人	102 人	50%	57 人	28%

※割合は小数点以下四捨五入。

本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。

○算出根拠について
 ・令和3年度・令和4年度:過疎室独自調査による。
 ・令和5年度～令和8年度:令和4年度の実績と同数と見込んだ。

《対象の偏在性について》
 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和3年第 204 回国会提出、令和4年第 208 回国会提出及び令和5年第 211 回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1参照)。
 また、過疎対策室独自調査によれば、令和3年度・4年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は 53 市町村・27 道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。
 なお、上記報告書(令和5年第 211 回国会提出)によれば、令和3年度における上位 10 社の適用額合計の割合は、87.4%(特別償却)及び 86.4%(割増償却)となっているが、これは、令和3年度の適用件数が、

		<p>特別償却・割増償却 31 件ずつと、両制度ともに上位 10 社で適用件数の 3 分の 1 を占めており、比例して上位 10 社の適用額の割合も増えた結果であり、令和2年度の適用件数 52 件中、上位 10 社の適用額は 63.4%であったことも踏まえると、令和3年度に限った現象と考えている。</p> <p>上記のとおり、令和3年度の適用実績が特定の者に偏っているものの、同年度の「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数(352 人)」については所期の達成目標(222 人)を上回っており、また、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合(▲0.68%)」については目標値(▲0.62%)を下回ったが、上記 10④記載の通り、主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込んだことが主な原因と考えられることから、概ね有効な手段であったと評価できる。</p> <p>さらに、令和4年度以降、上記 10①「適用数」の表のとおり、今後適用件数は増加する見込みであることを踏まえると、全体の適用額に占める上位 10 社の適用額の割合は低下し、一部の事業者に偏って適用されるものではなくとも推測される。</p> <p>引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>また、1件あたり減収額は約 96 万円(※)であり、補助金で交付する場合の事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。</p> <p>※令和3年度1件あたり減収額(割増償却分) $29,631 \text{ 千円} (\text{上記 } 10③ \text{ 「減収額」の表記載値}) \div 31 \text{ 件}$ $= 956 \text{ 千円} (\text{千円未満四捨五入})$</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役	<p>過疎地域持続的発展支援交付金(令和5年度予算額 8.0 億円)は、 ・基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、専門人材やICT等技術を活用し</p>

	割分担	<p>て行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 <p>に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。</p> <p>一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図っていることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	R2年8月【R2 総務 02】

別紙 1

本特例措置が多数の業種で活用されていることについて

- 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年第204国会提出、令和4年第208国会提出及び令和5年第211回国会提出)に基づく本特例の適用状況

業種	令和元年度 (特別償却)		令和2年度 (特別償却)		令和3年度 (特別償却)		令和3年度 (割増償却)	
	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)
農林水産業	0	0	1	10,520	0	0	3	878
鉱業	1	20,585	1	15,655	1	7,741	1	2,190
建設業	3	52,614	4	45,027	2	7,005	2	16,471
製造業	63	2,833,351	43	1,201,625	26	633,025	10	32,857
食料品製造業	10	84,981	5	48,331	3	34,945	1	382
繊維工業	0	0	2	9,977	0	0	0	0
木材、木製品製造業	1	5,601	0	0	2	3,295	0	866
家具、装備品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	0	0	0	0	0	0	0	0
化学工業	4	29,274	0	0	3	31,882	0	0
石油製品製造業	1	8,326	1	3,828	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	2	28,851	1	118	1	2,158	0	0
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	29,479	2	42,391	2	115,051	0	0
鉄鋼業	0	0	0	0	0	0	0	0
非鉄金属製造業	4	179,112	2	43,016	1	63,044	0	0
金属製品製造業	12	158,556	8	53,674	5	24,430	1	1,909
機械製造業	7	53,982	6	109,031	3	84,450	4	2,392
産業用電気機械器具製造業	4	115,432	2	107,399	2	81,618	1	24,473
民生用電気機械器具製造業	1	1,763,384	3	607,795	1	132,484	0	0
通信機械器具製造業	3	97,668	2	2,136	1	1,078	0	0
輸送用機械器具製造業	8	246,995	3	79,970	2	58,583	0	0
理化学機械器具等製造業	0	0	0	0	0	0	1	112
光学機械器具等製造業	1	1,715	0	0	0	0	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	3	29,988	6	93,953	0	0	1	2,720
卸売業	5	33,396	1	1,963	2	253,414	0	0
小売業	0	0	1	8,812	0	0	1	2,771
料理飲食旅館業	2	18,569	0	0	0	0	0	0
金融保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	1	37,658
運輸通信公益事業	1	7,117	0	0	0	0	1	12,845
サービス業	2	3,874	1	8,544	0	0	12	21,506
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	77	2,969,508	52	1,292,148	31	901,187	31	127,179

過疎法第23条に係る事業用設備等に係る割増償却実績
(過疎対策室調査により把握)

別紙 2

都道府県	事業				都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	旅館業	物産等販売業	農林水産物等販売業		
北海道	2	0	0	0	2	6.9%
青森県	0	0	0	0	0	0.0%
岩手県	0	0	0	0	0	0.0%
宮城県	0	0	0	0	0	0.0%
秋田県	4	0	0	0	4	13.8%
山形県	2	0	0	0	2	6.9%
福島県	2	0	0	0	2	6.9%
茨城県	0	0	0	0	0	0.0%
栃木県	0	0	0	0	0	0.0%
群馬県	0	0	0	0	0	0.0%
埼玉県	0	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0	0.0%
新潟県	0	0	0	0	0	0.0%
富山県	0	0	0	0	0	0.0%
石川県	3	0	0	0	3	10.3%
福井県	0	0	0	0	0	0.0%
山梨県	0	0	0	0	0	0.0%
長野県	0	0	0	0	0	0.0%
岐阜県	3	0	0	1	4	13.8%
静岡県	0	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0	0.0%
三重県	0	0	0	0	0	0.0%
滋賀県	0	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0	0.0%
大阪府	0	0	0	0	0	0.0%
兵庫県	1	0	0	0	1	3.4%
奈良県	1	0	0	0	1	3.4%
和歌山県	0	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	0	0	0	0	0	0.0%
島根県	0	0	0	0	0	0.0%
岡山県	0	0	0	0	0	0.0%
広島県	1	0	0	0	1	3.4%
山口県	2	0	0	0	2	6.9%
徳島県	0	0	0	0	0	0.0%
香川県	0	1	0	0	1	3.4%
愛媛県	0	0	0	0	0	0.0%
高知県	1	0	0	0	1	3.4%
福岡県	1	0	0	0	1	3.4%
佐賀県	0	0	0	0	0	0.0%
長崎県	0	0	0	0	0	0.0%
熊本県	0	0	0	0	0	0.0%
大分県	1	0	0	0	1	3.4%
宮崎県	0	0	1	0	1	3.4%
鹿児島県	2	0	0	0	2	6.9%
沖縄県	0	0	0	0	0	0.0%
計	26	1	1	1	29	100.0%

都道府県	事業				都道府県別の合計	全体に占める割合
	製造業	旅館業	物産等販売業	農林水産物等販売業		
北海道	6	0	0	0	6	6.7%
青森県	1	0	0	0	1	1.1%
岩手県	2	0	0	0	2	2.2%
宮城県	0	0	0	0	0	0.0%
秋田県	6	0	0	0	6	6.7%
山形県	7	0	0	0	7	7.9%
福島県	4	0	0	0	4	4.5%
茨城県	0	0	0	0	0	0.0%
栃木県	0	0	0	0	0	0.0%
群馬県	2	0	0	0	2	2.2%
埼玉県	0	0	0	0	0	0.0%
千葉県	0	0	0	0	0	0.0%
東京都	0	0	0	0	0	0.0%
神奈川県	0	0	0	0	0	0.0%
新潟県	2	1	0	0	3	3.4%
富山県	0	0	0	0	0	0.0%
石川県	3	0	0	0	3	3.4%
福井県	0	0	0	0	0	0.0%
山梨県	1	0	0	0	1	1.1%
長野県	2	0	0	0	2	2.2%
岐阜県	15	0	0	0	15	16.9%
静岡県	0	0	0	0	0	0.0%
愛知県	0	0	0	0	0	0.0%
三重県	1	0	0	0	1	1.1%
滋賀県	0	0	0	0	0	0.0%
京都府	0	0	0	0	0	0.0%
大阪府	1	0	0	0	1	1.1%
兵庫県	2	0	1	0	3	3.4%
奈良県	3	0	0	0	3	3.4%
和歌山県	0	0	0	0	0	0.0%
鳥取県	0	0	0	0	0	0.0%
島根県	1	0	0	0	1	1.1%
岡山県	1	0	0	0	1	1.1%
広島県	4	0	1	0	5	5.6%
山口県	4	0	0	0	4	4.5%
徳島県	0	0	0	0	0	0.0%
香川県	1	2	0	0	3	3.4%
愛媛県	3	0	0	0	3	3.4%
高知県	1	0	0	0	1	1.1%
福岡県	1	0	0	0	1	1.1%
佐賀県	0	0	0	0	0	0.0%
長崎県	0	0	0	0	0	0.0%
熊本県	0	0	0	0	0	0.0%
大分県	5	0	0	0	5	5.6%
宮崎県	1	0	1	0	2	2.2%
鹿児島県	3	0	0	0	3	3.4%
沖縄県	0	0	0	0	0	0.0%
計	83	3	3	0	89	100.0%

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等
厚労02	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置
厚労03	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
厚労04	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで、地域における医療提供体制を維持する。具体的には入院患者数が約1.5万人、発熱外来患者数が約3.3万人に対応できる医療提供体制を令和6年4月以降速やかに確保する。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 制度が施行される令和6年4月以降、都道府県と医療機関の間で協議が行われることとなり、数値目標を達成すべき時期について予断を持って見通せないことから「速やかに確保する」こととしている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度から8年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和5年度から8年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 制度が施行される令和6年4月以降、都道府県と医療機関の間で協議が行われることとなり、数値目標を達成すべき時期について予断を持って見通せないことから年度ごとの予測は記載していない。</p> <p>② ご指摘の点について追記した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 新型インフル等の流行初期のみ措置される制度であり、平時には減収が発生しないことや、制度が施行される令和6年4月以降、都道府県と医療機関の間で協議が行われることとなり、数値目標を達成すべき時期について予断を持って見通せないことから現時点での減収額を予測していない。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果（令和6年度から8年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の直接的な効果（令和6年度から8年度まで）について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 令和6年度から運用される都道府県ごとの医療計画において、新興感染症への医療提供に関する具体的な方針が定まっていることから、令和6年度中に達成されることを見込んでいる。</p> <p>② ご指摘の点も踏まえてフォローアップを行っていく。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 「令和6年度から運用される都道府県ごとの医療計画において、新興感染症への医療提供に関する具体的な方針が定まっていることから、令和6年度中に達成されることを見込んでいる」との説明では、目標値は算定根拠とはならないため、この点を課題とする。</p> <p>② 「ご指摘の点も踏まえてフォローアップを行っていく」との説明では、具体的な効果を検証する方法が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税2) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動運動)(地方税1) ②: 上記以外の税目 所得税: 外、消費税: 外、印紙税: 外、相続税: 外、贈与税: 外、固定資産税: 外、不動産所得税: 外、都市計画税: 外、特別土地保有税: 外、地方消費税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 － 《要望の内容》 今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、令和4年12月9日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)において、補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間、病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、感染症流行前の同月と同水準の収入を保証する措置(以下「流行初期医療確保措置」という。)を規定した。 流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の実績に基づいて算定されることや、診療報酬と同様に保険料(保険者の負担)と公費によって賄われていることから、実質的に社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に取り扱うことを要望し、事業税の非課税措置を要望する。 《関係条項》 －
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	令和6年4月1日以降令和9年3月31日まで
7	創設年度及び改正経緯	－
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等の特性が明ら

		かでない当該感染症まん延時等の初期段階(以下「感染症の流行初期」という。)において、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく、継続して医療を提供することにより、必要な医療提供体制を維持する。 《政策目的の根拠》 感染症法第36条の9、第36条の10
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ: 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1: 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1-1: 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで、地域における医療提供体制を維持する。 具体的には入院患者数が約1.5万人、発熱外来患者数が約3.3万人に対応できる医療提供体制を令和6年4月以降速やかに確保する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療に係る収入と同様に事業税の非課税措置を講じることで、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関について、経営上の不安を払拭する。
10	有効性等	①: 適用数 約2,000件(※) (※)感染症の流行初期において、 ・ 入院医療を行う施設数について、例えば新型コロナウイルス感染症対応において総病床数400床以上の重点医療機関が約500機関だったこと、 ・ 発熱外来を行う施設数は、例えば新型コロナウイルス感染症対応において新型コロナウイルス感染症患者が入院可能な診療・検査医療機関が約1,500機関だったことを踏まえた推計値としている。
	②: 適用額	－
	③: 減収額	－

④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》		
	区分 \ 年度	令和6	令和7以降
	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能(病床確保)(A)	約 1.5 万床	約 1.5 万床を維持 感染状況に応じて拡大
	達成目標の達成状況(A/約 1.5 万床)	100%	100%
	区分 \ 年度	令和6	令和7以降
	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能(発熱外来)(B)	約 3.3 万箇所	約 3.3 万箇所を維持 感染状況に応じて拡大
	達成目標の達成状況(B/約 3.3 万箇所)	100%	100%
	【算定根拠】 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年6月29日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)		
	《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》		
	区分 \ 年度	令和6	令和7以降
新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する機能(病床確保)(C)	約 1.5 万床	約 1.5 万床を維持 感染状況に応じて拡大	
租税特別措置等の直接的効果による達成目標の実現割合(C/A)	100%	100%	
区分 \ 年度	令和6	令和7以降	
新興感染症の疑似症患者等の診療を行う機能(発熱外来)(D)	約 3.3 万箇所	約 3.3 万箇所を維持 感染状況に応じて拡大	
租税特別措置等の直接的効果による達成目標の実現割合(D/B)	100%	100%	

		【算定根拠】 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(令和5年6月29日付厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)
	⑤: 税込減を是認する理由等	平時に税込減は発生しないが、感染症の流行初期に患者の入院等を行う医療機関について、流行初期医療確保措置による収入の事業税の非課税措置を講じることで、当該医療機関の経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで、地域における医療提供体制を維持することは、国民に広く効果が及ぶものである。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性
		流行初期医療確保措置による収入について、事業税を非課税とすることにより、感染症の流行初期に患者の入院等の対応を行う医療機関の経営上の不安を払拭し、基幹的な役割を担うことで地域における医療提供体制を維持することが期待される。 感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において医療機関が講ずべきもののうち、 ・都道府県は病床の確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、医療人材の派遣、感染症疑い患者の受入病床の確保等に要する費用を支弁しなければならず、 ・国と都道府県は、施設及び設備整備事業に要する費用について補助を行うことができることとされている。 これらは発生した費用に対する補助であり、今般の流行初期医療確保措置による収入とは性質が異なっている。 このような支援を組み合わせながら地域における医療提供体制を維持していく。 流行初期医療確保措置は都道府県知事が医療機関に対して支給することとされており、財源は国が3/4、都道府県が1/4を負担する。その他の財政支援も上記のとおり国と都道府県で行うこととなる。そのため、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置
税目	法人税、法人事業税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、財政基盤の充実を図ることにより、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること。以下同じ。）は、政策目的（生協は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような生協の事業活動を推進し、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備し財政基盤の充実を図る必要がある。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえて修正します。 （修正）員外利用の見直し及び拡充を行うことで、生協が地域共生社会の一員として地域の実情や課題に対応した事業を行うこと。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。 また、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）が年度ごとに把握されていない。 ② 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①・② 過去に、電気事業の無制限の員外利用を行っている組合はない（今回新たに許可するもの）ため、修正の必要性はないと認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「過去に、電気事業の無制限の員外利用を行っている組合はない（今回新たに許可するもの）ため、修正の必要性はないと認識しております」との説明では、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る本特例措置の過去の適用数（令和2年度から4年度まで）が定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度及び6年度）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数（令和5年度及び6年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>

<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 今回の員外利用の拡充に伴って、電気の無制限の員外利用を予定している生協数は、令和5年度0、令和6年度1です。 ② 上記のとおり実施予定組合数は1であるところ、本年度の税制改正要望の結果を受けて、来年度に生協となる予定です。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る将来の適用数（令和5年度及び6年度）が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、電気事業に係る将来の適用数について、算定根拠（数値の出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。 ② 過去の減収額（令和2年度から4年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに把握されていない。 ③ 過去の減収額（令和2年度から4年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>①～③ 過去に電気の無制限の員外利用を行っている組合はないため、修正の必要性はないものと認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「過去に電気の無制限の員外利用を行っている組合はないため、修正の必要性はないものと認識しております」との説明では、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る本特例措置の過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が定量的かつ税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。 ③ 将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 今回の員外利用の拡充に伴って、電気の無制限の員外利用を予定している生協数は、令和5年度0、令和6年度1です。そのため、1生協の実績を踏まえ、税目毎の減収額を予測すると、別添のとおりとなります。 ②・③ 影響は1生協のみであるため、将来の想定額は毎年20.5万円の減収と予測しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「今回の員外利用の拡充に伴って、電気の無制限の員外利用を予定している生協数は、令和5年度0、令和6年度1です」との説明では、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が定量的かつ税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p>

別添

③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、電気事業に係る将来の減収額（令和5年度及び6年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① 過去に電気の無制限の員外利用を行っている組合はないため、修正の必要性はないものと認識しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「過去に電気の無制限の員外利用を行っている組合はないため、修正の必要性はないものと認識しております」との説明では、電気事業以外の事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）に係る本特例措置の達成目標に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえて修正します。 （修正）生協のほかは電気事業等を行う他の事業者がない場合、当該地域において継続的に電気の安定供給を担うことが可能となる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。</p>
<p>【厚生労働省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえて修正します。 （修正）生協は、時代の変化に伴い、組合員に対する事業提供のみならず、広く地域社会に貢献する役割を求められており、生協のほかは事業者がいない地域においては、当該地域への物品供給を担うことが期待される。これを実現するためには、生協本来の相互扶助組織という理念に反しない限りで、員外利用を無制限に拡充する必要があり、他の手段によっては代替できない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検結果(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

i 法人税への影響想定

<生協が電気の供給を行った場合>

$$\begin{aligned}
 &800 \text{ 万円} \quad \times 15\% \quad = 120 \text{ 万円} \\
 &(1,100 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 19\% \quad = 57 \text{ 万円} \\
 &120 \text{ 万円} + 57 \text{ 万円} \quad = 177 \text{ 万円}
 \end{aligned}$$

<仮に普通法人が電気の供給を行った場合>

$$\begin{aligned}
 &800 \text{ 万円} \quad \times 15\% \quad = 120 \text{ 万円} \\
 &(1,100 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 23.20\% \quad = 69.6 \text{ 万円} \\
 &120 \text{ 万円} + 69.6 \text{ 万円} \quad = 189.6 \text{ 万円}
 \end{aligned}$$

<法人税影響額>

生協が電気の供給を実施した場合、普通法人の場合と比べて、12.6万円税額が減少する。

ii 法人事業税への影響想定

<生協が電気の供給を行った場合>

$$\begin{aligned}
 &400 \text{ 万円} \times 3.5\% \quad = 14 \text{ 万円} \\
 &(1,100 \text{ 万円} - 400 \text{ 万円}) \times 4.9\% \quad = 34.3 \text{ 万円} \\
 &14 \text{ 万円} + 34.3 \text{ 万円} \quad = 48.3 \text{ 万円}
 \end{aligned}$$

<仮に普通法人が電気の供給を行った場合>

$$\begin{aligned}
 &400 \text{ 万円} \times 3.5\% \quad = 14 \text{ 万円} \\
 &400 \text{ 万円} \times 5.3\% \quad = 21.2 \text{ 万円} \\
 &(1,100 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円}) \times 7.0\% \quad = 21 \text{ 万円} \\
 &14 \text{ 万円} + 21.2 \text{ 万円} + 21 \text{ 万円} \quad = 56.2 \text{ 万円}
 \end{aligned}$$

<法人事業税影響額>

生協が電気の供給を実施した場合、普通法人の場合と比べて、7.9万円税額が減少する。

iii 法人住民税への影響想定

改正による影響なし

iv 令和6年度の影響額

$$12.6 \text{ 万円} + 7.9 \text{ 万円} = 20.5 \text{ 万円の減収となる。}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置
2	①: 政策評価の対象税目	法人税:義(国税9) 法人事業税:義(自動連動)(地方税8) 法人住民税:義(自動連動)(地方税8)
	②: 上記以外の税目	事業所税:外 固定資産税:外 都市計画税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号。以下、「生協法」という。)において員外利用とは、消費生活協同組合(以下、「生協」という。)が、組合員以外の者にその事業を利用させることである。員外利用は原則禁止されているが、組合員以外に事業を利用させることが合理的な場合は、法令上限定列举し定めているところ。 現状、生協法第12条第3項第4号及び同法施行規則(昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第7条において、組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業(酒類・たばこ・ガス・水道水)を規定している。
		《要望の内容》 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加する。
		《関係条項》 租税特別措置法第42条の3の2、第68条 地方税法第72条の24の7
5	担当部局	社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設 平成23年度改正 拡充 平成27年度改正 延長 平成29年度改正 延長 令和元年度改正 延長 令和3年度改正 延長 令和5年度改正 延長
8	適用又は延長期間	令和7年3月31日まで

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生協は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような生協の事業活動を推進し、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備し財政基盤の充実を図る必要がある。 《政策目的の根拠》 生協は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,890万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。 近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を行うこと 施策大目標1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること 施策目標1-3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 員外利用の見直し及び拡充を行うことで、生協が地域共生社会の一員として地域の実情や課題に対応した事業を行うこと。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 今般、組合員以外の者に電気を供給する必要が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定している。 零細な生協にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で経営基盤が脆弱であるため、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。
10	有効性等	①: 適用数	1

	②: 適用額	—
	③: 減収額	▲0.21(百万円)
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>生協は、長年にわたり、高齢者や子育て世代などの居場所づくりや健康づくり、生活困窮者に対する生活相談、さらには災害対応など、多種多様な取組を展開しており、地域共生社会の実現に向けた支援体制づくりを進める上で重要な担い手となっている。</p> <p>本税制措置により、一部の生協については着実に経営基盤の安定化が図られているものの、零細な生協にとって国内市場は依然として厳しい経営環境下で経営基盤が脆弱であり、依然として十分な状況とは言えない。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>生協のほかに電気事業等を行う他の事業者がない場合、当該地域において継続的に電気の安定供給を担うことが可能となる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要性が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生協は、時代の変化に伴い、組合員に対する事業提供のみならず、広く地域社会に貢献する役割を求められており、生協のほかに事業者がない地域においては、当該地域への物品供給を担うことが期待される。これを実現するためには、生協本来の相互扶助組織という理念に反しない限りで、員外利用を無制限に拡充する必要があり、他の手段によっては代替できない。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生協による地域の実情に合わせた事業の実施が可能となり、地域共生社会の実現に向けた体制づくりの推進につながる。</p>
12	有識者の見解	—

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	
----	--------------------	--

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成28年度から令和3年度まで）について、「医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（令和4年度）について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数（令和5年度及び6年度）について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記いたしました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和4年度）の算定の基礎となる適用額について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
-------------------------	--

なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】
① 別添資料を提出します
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和5年度及び6年度）の算定の基礎となる適用額について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記いたしました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療機関数の推移による）。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）について、「平成28年～令和3年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。 ② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します ② 達成目標は「医療体制を維持」することであり、「減収減を是認する理由等」に記載のとおり今後も地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していく為に引き続き要望しているもの。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において、地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療機関数の推移による）。以下同じ。）に対する将来の効果（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）について、「平成28年～令和3年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて
-------------------------	---

いない。
【厚生労働省の補足説明】 ① 評価書に追記いたしました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【厚生労働省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数及び減収額(推計)

<適用見込み数(推計)>

(単位:千円)

		黒字率						施設数								適用見込み数(黒字施設数)						合計
		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成28年	2016	56.7%	69.0%	70.9%	95.6%	71.3%	97.1%	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	3,263	166	29,168	40,888	9,549	53,337	136,371
平成29年	2017	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	3,736	120	28,846	39,881	9,890	52,563	135,036
平成30年	2018	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	3,752	157	30,361	39,620	9,656	51,642	135,189
令和元年	2019	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	3,032	126	29,382	39,430	10,806	51,539	134,315
令和2年	2020	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	2,917	113	22,640	36,843	9,915	49,758	122,188
令和3年	2021	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	2,914	100	23,065	36,838	10,225	49,326	122,467
令和4年	2022	49.1%	76.8%	47.9%	91.0%	64.9%	95.2%	4,743	103	921	12	45,844	39,554	16,076	50,968	2,780	88	21,968	35,994	10,427	48,521	119,779
令和5年	2023	46.8%	78.3%	43.5%	90.1%	63.7%	94.9%	4,723	85	922	10	46,620	39,056	16,520	50,310	2,642	75	20,279	35,184	10,519	47,722	116,420
令和6年	2024	44.5%	79.9%	39.1%	89.2%	62.5%	94.4%	4,704	67	924	8	47,397	38,557	16,963	49,651	2,505	60	18,520	34,382	10,601	46,870	112,939
令和7年	2025	42.3%	81.4%	34.7%	88.3%	61.3%	94.2%	4,684	49	925	6	48,174	38,059	17,406	48,993	2,370	45	16,693	33,590	10,672	46,128	109,498
令和8年	2026	40.0%	82.9%	30.2%	87.3%	60.1%	93.5%	4,664	32	926	5	48,951	37,560	17,849	48,335	2,235	30	14,797	32,806	10,733	45,169	105,770
令和9年	2027	37.7%	84.5%	25.8%	86.4%	58.9%	93.6%	4,644	14	928	3	49,727	37,062	18,293	47,677	2,101	14	12,833	32,032	10,783	44,625	102,387
令和10年	2028	35.4%	86.0%	21.4%	85.5%	57.8%	92.8%	4,625	0	929	1	50,504	36,563	18,736	47,018	1,967	1	10,799	31,267	10,822	43,639	98,496

【出典】

- ・「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

なお、令和4年以降は平成28年～令和3年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

<減収額(推計)>

(単位:千円)

		課税標準額			減収額(※)		
		個人事業税	法人事業税	合計	個人事業税	法人事業税	合計
平成28年	2016	1,273,355	551,381	1,824,736	58,574	25,364	83,938
平成29年	2017	1,265,431	466,780	1,732,211	58,210	21,472	79,682
平成30年	2018	1,227,843	538,465	1,766,308	56,481	24,769	81,250
令和元年	2019	1,196,416	537,710	1,734,126	55,035	24,735	79,770
令和2年	2020	1,172,557	474,440	1,646,997	53,938	21,824	75,762
令和3年	2021	1,056,023	709,497	1,765,520	48,577	32,637	81,214
令和4年	2022	1,058,933	627,659	1,686,593	48,711	28,872	77,583
令和5年	2023	1,019,027	650,882	1,669,910	46,875	29,941	76,816
令和6年	2024	979,121	674,105	1,653,227	45,040	31,009	76,048
令和7年	2025	939,215	697,328	1,636,544	43,204	32,077	75,281
令和8年	2026	899,309	720,551	1,619,861	41,368	33,145	74,514
令和9年	2027	859,403	743,774	1,603,178	39,533	34,214	73,746
令和10年	2028	819,497	766,997	1,586,495	37,697	35,282	72,979

※実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年800万超の標準税率4.6%で概算を算出

【出典】

- ・「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

なお、令和4年以降は平成28年～令和3年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

<医療機関数(事前評価書用)>

		施設数								全施設数
		一般病院		精神病院		診療所		歯科診療所		
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	
平成28年	2016	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	178,911
平成29年	2017	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	178,492
平成30年	2018	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	179,090
令和元年	2019	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	179,416
令和2年	2020	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	178,724
令和3年	2021	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	180,386
令和4年	2022	4,743	103	921	12	45,844	39,554	16,076	50,968	180,010
令和5年	2023	4,723	85	922	10	46,620	39,056	16,520	50,310	180,249
令和6年	2024	4,704	67	924	8	47,397	38,557	16,963	49,651	180,489
令和7年	2025	4,684	49	925	6	48,174	38,059	17,406	48,993	180,729
令和8年	2026	4,664	32	926	5	48,951	37,560	17,849	48,335	180,969
令和9年	2027	4,644	14	928	3	49,727	37,062	18,293	47,677	181,209
令和10年	2028	4,625	0	929	1	50,504	36,563	18,736	47,018	181,449

【出典】

- ・「医療施設動態調査」(厚生労働省)

なお、令和4年以降は平成28年～令和3年のそれぞれの値からFORECAST.LINEAR関数による推計

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,740,850	2,147,553	144,370
社会保険診療報酬(年間)②	1,639,192	1,992,382	122,692	76,733
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.2%	92.6%	84.9%	91.7%
医療費用(年間)④	1,798,900	2,023,779	143,178	60,664
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,694,470	1,878,067	121,558	55,647
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-95,278	114,295	1,034	21,085
開設者別施設数⑦	5,827	78	50,504	38,583
黒字率⑧:注1	35.4%	88.0%	21.4%	65.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	1,994	68	10,799	31,267
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-110,199,961	7,241,748	11,161,313	568,598,454
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	362,087	735,588	28,429,623

R3時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

「社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続」に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,737,166	2,016,636	146,838
社会保険診療報酬(年間)②	1,635,179	1,898,917	124,704	76,557
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	92.7%	84.9%	91.2%
医療費用(年間)④	1,798,621	1,900,913	144,791	60,589
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,681,210	1,762,147	122,828	55,257
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-46,032	107,770	1,776	21,300
開設者別施設数⑦	5,827	78	49,727	37,092
黒字率⑧:注1	37.7%	84.5%	25.8%	68.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,122	64	12,833	32,032
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-97,658,401	6,895,272	22,794,273	568,380,204
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	334,764	1,502,257	28,469,010

R3時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	126,981
社会保険診療報酬(年間)②	91,115	74,511
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	133.3%
医療費用(年間)④	118,414	37,678
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	84,967	50,215
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,148	24,299
開設者別施設数⑦	16,736	47,018
黒字率⑧:注1	57.6%	63.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,822	43,794
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	66,531,825	937,032,087
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,384,780	46,851,804

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	80,763,881
要項の措置の適用対象見込み	98,741

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	124,137
社会保険診療報酬(年間)②	89,403	56,880
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.0%	103.5%
医療費用(年間)④	115,889	37,060
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	83,919	38,357
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,084	18,323
開設者別施設数⑦	18,293	47,677
黒字率⑧:注1	58.9%	63.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,783	44,571
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	65,604,685	687,431,695
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,323,675	34,371,585

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	70,001,291
要項の措置の適用対象見込み	102,403

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,733,861	1,895,717	149,306
社会保険診療報酬(年間)②	1,631,185	1,747,471	126,816	76,382
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	92.7%	84.9%	90.7%
医療費用(年間)④	1,774,442	1,778,047	146,404	60,494
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,669,750	1,649,250	124,297	54,869
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-38,565	99,221	2,519	21,513
開設者別施設数⑦	5,827	78	49,951	37,590
黒字率⑧:注1	40.0%	82.9%	30.2%	87.3%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,290	63	14,797	32,906
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-99,796,710	6,037,168	37,274,830	610,630,653
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	301,858	2,456,565	30,531,533

R3時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	121,292
社会保険診療報酬(年間)②	87,690	48,128
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.3%	89.8%
医療費用(年間)④	112,964	36,441
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	81,869	32,708
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,021	16,418
開設者別施設数⑦	17,849	48,335
黒字率⑧:注1	60.1%	93.6%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,733	46,382
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	64,623,703	597,701,799
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,259,025	28,365,090

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	65,934,081
要項の措置の適用対象見込み	109,000

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)
 注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。
 注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,730,167	1,754,799	151,773
社会保険診療報酬(年間)②	1,627,152	1,825,025	128,929	76,200
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	92.6%	84.9%	90.2%
医療費用(年間)④	1,762,263	1,855,162	148,017	60,399
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,659,527	1,532,698	125,067	54,480
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-29,375	92,327	3,282	21,726
開設者別施設数⑦	5,827	78	49,174	38,009
黒字率⑧:注1	42.3%	81.4%	34.7%	88.3%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,377	62	16,893	33,690
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-99,839,082	5,500,811	54,449,277	632,351,436
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	275,041	3,586,480	31,617,572

R3時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	118,448
社会保険診療報酬(年間)②	85,978	43,573
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.6%	83.0%
医療費用(年間)④	110,239	35,823
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	80,019	29,746
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,959	13,826
開設者別施設数⑦	17,406	48,993
黒字率⑧:注1	61.3%	94.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,672	46,138
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	63,591,170	504,117,738
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,190,976	25,205,887

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	64,877,955
要項の措置の適用対象見込み	109,531

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)
 注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。
 注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,726,713	1,623,881	164,241
社会保険診療報酬(年間)②	1,623,139	1,502,580	131,041	76,030
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	92.0%	85.0%	89.7%
医療費用(年間)④	1,750,084	1,532,318	149,830	80,304
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,645,079	1,417,382	127,186	54,063
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-21,840	85,188	3,855	21,937
開設者別施設数⑦	5,827	78	47,897	38,557
黒字率⑧:注1	44.5%	78.9%	39.1%	89.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,505	60	18,520	34,382
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-54,870,557	4,985,702	71,393,840	854,546,128
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	248,285	4,705,218	32,727,306

R5時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,704	67
精神病院	924	8

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	115,803	51,329
社会保険診療報酬(年間)②	84,288	41,918
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.9%	81.7%
医療費用(年間)④	107,514	35,205
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	78,389	28,749
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,897	13,169
開設者別施設数⑦	16,983	49,851
黒字率⑧:注1	62.5%	94.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,601	46,928
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	62,506,291	481,833,910
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,119,875	24,091,898

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	85,892,178
要項の措置の適用対象見込み	112,896

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)
 注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。
 注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑩にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,723,229	1,492,862	156,709
社会保険診療報酬(年間)②	1,619,126	1,380,134	133,153	75,855
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.0%	92.4%	85.0%	88.2%
医療費用(年間)④	1,737,905	1,409,450	151,243	80,209
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,633,631	1,302,332	128,557	53,707
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-14,505	77,802	4,596	22,148
開設者別施設数⑦	5,846	95	46,820	38,008
黒字率⑧:注1	46.8%	78.3%	43.5%	90.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,842	75	20,279	35,184
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-38,323,282	5,589,056	93,202,016	677,218,263
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	278,453	6,142,479	33,860,913

R5時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,723	85
精神病院	922	10

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	112,789	50,184
社会保険診療報酬(年間)②	82,954	40,834
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.2%	81.0%
医療費用(年間)④	104,789	34,888
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	76,719	28,005
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,835	12,830
開設者別施設数⑦	16,520	50,310
黒字率⑧:注1	63.7%	94.9%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,519	47,722
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	61,380,288	484,331,275
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,045,288	23,218,564

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	67,544,678
要項の措置の適用対象見込み	116,420

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「医療施設動向調査」(厚生労働省)
 注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。
 注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑩にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,719,744	1,362,044	169,177	85,532
社会保険診療報酬(年間)②	1,615,113	1,257,689	135,285	75,679
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.9%	92.9%	86.0%	88.7%
医療費用(年間)④	1,725,728	1,298,584	162,856	80,114
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,620,457	1,187,517	129,928	53,321
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	-5,344	70,171	5,337	22,358
開設者別施設数⑦	5,864	115	45,844	39,554
黒字率⑧:注1	48.1%	78.8%	47.9%	91.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,780	88	21,968	35,994
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	-14,854,220	5,938,835	117,249,888	700,371,317
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	0	298,942	7,727,354	35,018,508

R4時点(推計) 医療法人 個人

一般病院	4,743	103
精神病院	921	12

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	108,914	49,039
社会保険診療報酬(年間)②	80,841	39,857
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.5%	81.3%
医療費用(年間)④	102,064	33,988
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	75,087	27,608
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,774	12,250
開設者別施設数⑦	16,076	50,988
黒字率⑧:注1	64.9%	95.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,427	48,521
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	60,206,378	453,850,728
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,987,901	22,863,038

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	89,693,798
要綱の措置の適用対象見込み	118,779

出典:「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告(厚生労働省)・「医療施設動向調査(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

		医療収入						社会保険診療報酬						医療費用						黒字率						施設数						全施設数		
		病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		病院		診療所		歯科診療所		一般病院		精神病院		診療所			歯科診療所	
		医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人	医療法人	個人		医療法人	個人
平成28年	2016	1,719,925	703,625	169,067	89,329	92,037	40,686	1,603,597	625,112	145,192	78,599	66,127	35,818	1,684,563	672,459	158,624	60,456	86,572	28,807	56.7%	69.0%	70.9%	95.6%	71.3%	97.1%	4,840	217	914	23	41,140	42,770	13,393	54,930	178,911
平成29年	2017	1,672,973	601,400	174,387	83,463	95,572	44,157	1,573,513	559,167	147,096	70,167	75,114	37,155	1,633,285	579,013	163,892	58,257	87,033	31,786	64.8%	57.1%	68.8%	95.2%	71.3%	97.1%	4,853	188	913	22	41,927	41,892	13,871	54,133	178,492
平成30年	2018	1,690,595	597,228	174,145	84,033	97,834	44,758	1,590,399	556,412	146,049	70,634	76,518	37,315	1,649,155	567,194	163,737	58,983	88,940	32,062	65.1%	84.0%	70.9%	95.6%	67.4%	96.2%	4,848	169	916	18	42,822	41,444	14,327	53,682	179,090
令和元年	2019	1,738,758	1,193,745	166,937	91,105	104,315	47,216	1,628,759	1,097,086	143,690	81,227	77,633	39,343	1,709,463	1,105,264	156,118	61,542	97,393	33,187	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%	73.2%	97.0%	4,805	157	915	17	43,593	41,073	14,762	53,133	179,416
令和2年	2020	1,711,453	1,163,493	161,170	85,006	104,997	46,689	1,605,013	1,068,498	136,960	74,881	76,849	38,622	1,711,014	1,107,696	154,420	59,727	97,610	32,489	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,765	140	922	16	44,219	40,310	15,161	52,103	178,724
令和3年	2021	1,711,594	1,163,493	161,170	85,006	104,997	46,689	1,605,117	1,068,498	136,960	74,881	76,849	38,622	1,711,117	1,107,696	154,420	59,727	97,610	32,489	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%	65.4%	95.5%	4,763	123	918	14	45,048	40,304	15,635	51,650	180,386
令和4年	2022	1,719,744	1,362,044	159,177	85,332	109,914	49,039	1,615,113	1,257,688	135,265	75,679	80,841	39,857	1,725,726	1,286,584	152,856	60,114	102,064	33,968	49.1%	76.8%	47.9%	91.0%	64.8%	95.2%	4,743	103	921	12	45,844	39,554	16,076	50,968	180,010
令和5年	2023	1,723,229	1,492,862	156,709	85,049	112,759	50,184	1,619,126	1,380,134	133,153	75,855	82,554	40,634	1,737,905	1,409,450	151,243	60,209	104,789	34,588	46.8%	78.3%	43.5%	90.1%	63.7%	94.9%	4,723	85	922	10	46,620	39,056	16,520	50,310	180,249
令和6年	2024	1,726,713	1,623,831	154,241	84,766	115,003	51,329	1,623,139	1,302,580	131,041	78,030	84,266	41,916	1,750,084	1,332,316	149,830	60,304	107,514	39,205	44.5%	79.9%	39.1%	89.2%	62.5%	94.5%	4,704	67	924	8	47,397	38,557	16,963	49,651	180,489
令和7年	2025	1,730,157	1,754,799	151,773	84,482	118,448	52,474	1,627,152	1,625,025	128,929	76,208	85,976	43,573	1,762,283	1,655,182	148,017	60,399	110,239	39,823	42.9%	81.4%	34.7%	88.3%	61.3%	94.2%	4,684	49	925	6	48,174	38,059	17,408	48,993	180,729
令和8年	2026	1,733,681	1,885,717	149,306	84,199	121,292	53,619	1,631,165	1,747,471	126,816	76,382	87,690	48,126	1,774,442	1,778,047	146,404	60,494	112,964	36,441	40.0%	82.9%	30.2%	87.3%	60.1%	93.8%	4,664	32	926	5	48,951	37,560	17,849	48,335	180,969
令和9年	2027	1,737,166	2,016,635	146,838	83,916	124,137	54,764	1,635,179	1,869,917	124,704	76,557	89,403	56,680	1,786,621	1,900,913	144,791	60,589	115,689	37,060	37.7%	84.5%	25.8%	86.4%	58.9%	93.5%	4,644	14	928	3	49,727	37,062	18,293	47,677	181,209
令和10年	2028	1,740,650	2,147,553	144,370	83,633	126,981	55,908	1,639,192	1,992,362	122,592	76,733	91,115	74,511	1,798,800	2,023,778	143,178	60,684	118,414	37,678	35.4%	86.0%	21.4%	85.5%	57.8%	93.1%	4,625	0	929	1	50,504	36,563	18,736	47,018	181,449

単位：千円

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,711,594	1,163,493	161,170
社会保険診療報酬(年間)②	1,605,117	1,068,468	136,980	74,881
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.8%	91.8%	85.0%	88.1%
医療費用(年間)④	1,711,117	1,107,898	154,420	59,727
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,605,028	1,018,865	131,257	52,619
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	90	51,833	5,703	22,262
開設者別施設数⑦	5,881	137	44,219	40,310
黒字率⑧:注1	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,914	100	22,840	36,843
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	261,271	4,853,785	129,116,850	713,342,906
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	17,219	242,688	8,509,433	35,867,140

R3.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,763	123
精神病院	918	14

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	104,997
社会保険診療報酬(年間)②	76,849	38,622
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.2%	82.7%
医療費用(年間)④	97,810	32,489
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	71,442	28,875
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,407	11,747
開設者別施設数⑦	15,835	51,850
黒字率⑧:注1	65.4%	65.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,225	49,328
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	55,284,713	438,350,312
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,643,539	21,818,018

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	69,898,035
要項の措置の適用対象見込み	122,048

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和3年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一掛益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,711,453	1,163,493	161,170
社会保険診療報酬(年間)②	1,605,013	1,068,468	136,980	74,881
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.8%	91.8%	85.0%	88.1%
医療費用(年間)④	1,711,014	1,107,898	154,420	59,727
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,604,931	1,018,865	131,257	52,619
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	82	51,833	5,703	22,282
開設者別施設数⑦	5,881	137	44,219	40,310
黒字率⑧:注1	51.3%	72.7%	51.2%	91.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	2,917	113	22,840	36,843
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	238,204	5,528,915	129,116,850	713,342,906
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	15,889	278,348	8,509,433	35,867,140

R2.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,765	140
精神病院	922	16

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	104,997
社会保険診療報酬(年間)②	76,849	38,622
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	73.2%	82.7%
医療費用(年間)④	97,810	32,489
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	71,442	28,875
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,407	11,747
開設者別施設数⑦	15,181	52,103
黒字率⑧:注1	65.4%	65.5%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,815	49,758
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	53,808,889	440,187,442
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,533,079	22,009,372

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	70,011,069
要項の措置の適用対象見込み	122,168

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和2年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一掛益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,738,758	1,193,745	166,937	91,105
社会保険診療報酬(年間)②	1,628,759	1,097,088	143,090	81,227
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.7%	91.9%	86.1%	89.2%
医療費用(年間)④	1,709,463	1,105,284	156,118	61,542
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,601,767	1,015,798	134,418	54,895
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	28,992	81,348	9,272	26,332
開設者別施設数⑦	5,720	174	43,693	41,073
黒字率⑧:注1	53.0%	72.7%	67.4%	96.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,032	128	29,382	39,430
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	81,850,182	9,923,584	272,438,767	923,807,339
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	5,380,318	498,178	17,946,088	46,185,587

R元.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,805	157
精神病院	915	17

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	104,315	47,218
社会保険診療報酬(年間)②	77,633	39,343
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	74.4%	83.3%
医療費用(年間)④	97,393	33,187
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	72,482	27,653
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	5,151	11,690
開設者別施設数⑦	14,782	53,133
黒字率⑧:注1	73.2%	97.0%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	10,808	51,539
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	55,685,876	453,014,898
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	3,686,809	22,650,735

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	96,345,494
要項の措置の適用対象見込み	134,315

出典:「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「令和元年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一併益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,690,595	597,228	174,145	84,033
社会保険診療報酬(年間)②	1,590,399	556,412	148,049	70,634
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	93.2%	85.0%	84.1%
医療費用(年間)④	1,648,155	567,194	163,737	58,983
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,551,855	528,825	137,375	49,605
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,544	27,787	8,674	21,029
開設者別施設数⑦	5,784	187	42,822	41,444
黒字率⑧:注1	65.1%	84.0%	70.9%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,762	157	30,361	39,620
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	144,631,334	3,909,285	263,339,148	718,291,159
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	6,527,185	195,464	17,348,676	35,914,558

H30.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,848	169
精神病院	916	18

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	97,834	44,758
社会保険診療報酬(年間)②	76,518	37,315
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.2%	83.4%
医療費用(年間)④	88,840	32,082
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	69,982	28,730
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	6,856	10,585
開設者別施設数⑦	14,327	53,882
黒字率⑧:注1	67.4%	96.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,656	51,642
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	67,171,880	396,855,351
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,424,732	10,842,768

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	87,251,353
要項の措置の適用対象見込み	135,180

出典:「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成30年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一併益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,672,973	601,400	174,397
社会保険診療報酬(年間)②	1,573,613	559,167	147,096	70,167
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	94.1%	93.0%	84.3%	84.1%
医療費用(年間)④	1,633,285	579,013	163,892	59,257
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,539,921	539,482	137,992	49,994
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	38,692	20,885	9,104	21,173
開設者別施設数⑦	5,796	210	41,927	41,892
黒字率⑧:注1	64.8%	57.1%	68.9%	95.2%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,736	120	28,846	39,861
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	139,721,240	2,132,577	282,801,676	728,743,412
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,006,102	106,629	17,299,096	36,437,171

H29.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,853	188
精神病院	913	22

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	95,672
社会保険診療報酬(年間)②	75,114	37,155
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.6%	84.1%
医療費用(年間)④	87,033	31,788
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	86,403	29,748
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	8,711	10,409
開設者別施設数⑦	13,871	54,133
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,890	52,583
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	86,273,471	394,713,654
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	4,372,153	19,735,693

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	89,955,834
要項の措置の適用対象見込み	135,036

出典:「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一掛益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	1,719,925	703,625	199,067
社会保険診療報酬(年間)②	1,603,597	628,112	145,192	78,599
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	89.8%	85.9%	88.0%
医療費用(年間)④	1,694,563	672,459	166,624	60,459
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,570,013	597,144	139,259	53,201
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	33,584	27,968	8,934	25,398
開設者別施設数⑦	5,754	240	41,140	42,770
黒字率⑧:注1	56.7%	69.0%	70.9%	95.8%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,263	166	29,168	40,888
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	109,598,150	4,151,291	260,599,786	919,899,476
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	7,217,473	207,593	17,185,503	45,994,474

H29.10.1現在

	医療法人	個人
一般病院	4,840	217
精神病院	914	23

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
	医療収入(年間)①	92,037
社会保険診療報酬(年間)②	66,127	35,818
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	71.8%	88.0%
医療費用(年間)④	86,572	28,807
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	82,200	25,380
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	9,827	10,458
開設者別施設数⑦	13,393	54,930
黒字率⑧:注1	71.3%	97.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	9,549	53,337
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	37,495,049	403,105,324
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	2,499,874	20,155,286

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	93,210,155
要項の措置の適用対象見込み	136,371

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成29年医療施設動向調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表一掛益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

【社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続】に係る適用見込み数の推計及び減税額(試算)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,716,738	722,348	168,787	89,234
社会保険診療報酬(年間)②	1,589,796	642,588	144,731	78,879
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.2%	89.0%	85.8%	88.2%
医療費用(年間)④	1,672,438	678,042	157,855	80,477
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,559,712	603,458	135,011	53,341
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	41,054	39,141	9,720	25,538
開設者別施設数⑦	5,737	289	40,220	43,324
黒字率⑧:注1	62.4%	65.0%	71.8%	84.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	3,580	174	28,878	40,898
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	146,989,883	6,314,217	280,705,811	817,877,789
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	9,681,187	315,711	18,490,840	45,883,689

H27.10.1調査

	医療法人	個人
一般病院	4,823	242
精神病院	914	24

開設主体	歯科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	88,248	40,914
社会保険診療報酬(年間)②	84,847	35,983
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	72.7%	87.9%
医療費用(年間)④	84,985	29,089
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	81,751	25,598
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,096	10,417
開設者別施設数⑦	12,880	55,244
黒字率⑧:注1	62.4%	86.4%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	8,037	53,285
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	24,883,595	400,342,233
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	1,639,132	20,017,112

減税額の合計 (病院、診療所、歯科診療所の合計)	96,027,871
要綱の措置の適用対象見込み	134,822

出典:「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)、「平成27年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表」黒字率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続
2	①: 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税 13)
	②: 上記以外の税目	個人事業税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。 《要望の内容》 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 23 地方税法第 72 条の 49 の 12
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課、医薬・生活衛生局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:平成 28～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。(医療法第 1 条の 3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること

	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる 5 年後時点において、地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療機関数の推移による) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10	有効性等	①: 適用数 令和 10 年度 98,496 件/年 令和 9 年度 102,387 件/年 令和 8 年度 105,770 件/年 令和 7 年度 109,498 件/年 令和 6 年度 112,939 件/年 令和 5 年度 116,420 件/年 令和 4 年度 119,779 件/年 令和 3 年度 122,467 件/年 令和 2 年度 122,188 件/年 令和 元年度 134,315 件/年 平成 30 年度 135,189 件/年 平成 29 年度 135,036 件/年 平成 28 年度 136,371 件/年 ※医療経済実態調査及び医療施設動態調査より推計 ※令和 4～10 年度は平成 28～令和 3 年度の回帰直線による推計
		②: 適用額 令和 10 年度 課税標準額 1,586,495 百万円 (個人事業税 819,497 百万円) (法人事業税 766,997 百万円) 令和 9 年度 課税標準額 1,603,178 百万円 (個人事業税 859,403 百万円) (法人事業税 743,774 百万円) 令和 8 年度 課税標準額 1,619,861 百万円 (個人事業税 899,309 百万円) (法人事業税 720,551 百万円) 令和 7 年度 課税標準額 1,636,544 百万円 (個人事業税 939,215 百万円) (法人事業税 697,328 百万円) 令和 6 年度 課税標準額 1,653,227 百万円 (個人事業税 979,121 百万円) (法人事業税 674,105 百万円) 令和 5 年度 課税標準額 1,669,910 百万円 (個人事業税 1,019,027 百万円) (法人事業税 650,882 百万円) 令和 4 年度 課税標準額 1,686,593 百万円 (個人事業税 1,058,933 百万円) (法人事業税 627,659 百万円) 令和 3 年度 課税標準額 1,765,520 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円) (法人事業税 709,497 百万円) 令和 2 年度 課税標準額 1,646,997 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円) (法人事業税 474,440 百万円) 令和 元年度 課税標準額 1,734,126 百万円

		(個人事業税 1,196,416 百万円) (法人事業税 537,710 百万円) 平成 30 年度 課税標準額 1,766,308 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円) (法人事業税 538,465 百万円) 平成 29 年度 課税標準額 1,732,211 百万円 (個人事業税 1,265,431 百万円) (法人事業税 466,780 百万円) 平成 28 年度 課税標準額 1,824,736 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円) (法人事業税 551,381 百万円) ※地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (令和元年度～3年度:第 211 国会提出、平成 30 年度:第 208 回国 会提出、平成 28～29 年度:第 201 回国会提出)参照 ※令和4～10 年度は平成 28～令和3年度の回帰直線による推計
③: 減収額		※課税標準額は上記②より記載 (実際には所得区分毎や都道府県毎に超過税率等異なるが、年 800 万超の標準税率 4.6%で算出した減収額を概算値として記載) 令和 10 年度 1,586,495 百万円×4.6%=72,979 百万円 (個人事業税 819,497 百万円×4.6%=37,697 百万円) (法人事業税 766,997 百万円×4.6%=35,282 百万円) 令和9年度 1,603,178 百万円×4.6%=73,746 百万円 (個人事業税 859,403 百万円×4.6%=39,533 百万円) (法人事業税 743,774 百万円×4.6%=34,214 百万円) 令和8年度 1,619,861 百万円×4.6%=74,514 百万円 (個人事業税 899,309 百万円×4.6%=41,368 百万円) (法人事業税 720,551 百万円×4.6%=33,145 百万円) 令和 7 年度 1,636,544 百万円×4.6%=75,281 百万円 (個人事業税 939,215 百万円×4.6%=43,204 百万円) (法人事業税 697,328 百万円×4.6%=32,077 百万円) 令和6年度 1,653,227 百万円×4.6%=76,048 百万円 (個人事業税 979,121 百万円×4.6%=45,040 百万円) (法人事業税 674,105 百万円×4.6%=31,009 百万円) 令和5年度 1,669,910 百万円×4.6%=76,816 百万円 (個人事業税 1,019,027 百万円×4.6%=46,875 百万円) (法人事業税 650,882 百万円×4.6%=29,941 百万円) 令和4年度 1,686,593 百万円×4.6%=77,583 百万円 (個人事業税 1,058,933 百万円×4.6%=48,711 百万円) (法人事業税 627,659 百万円×4.6%=28,872 百万円) 令和3年度 1,765,520 百万円×4.6%=81,214 百万円 (個人事業税 1,056,023 百万円×4.6%=48,577 百万円) (法人事業税 709,497 百万円×4.6%=32,637 百万円) 令和2年度 1,646,997 百万円×4.6%=75,762 百万円 (個人事業税 1,172,557 百万円×4.6%=53,938 百万円) (法人事業税 474,440 百万円×4.6%=21,824 百万円) 令和元年度 1,734,126 百万円×4.6%=79,770 百万円 (個人事業税 1,196,416 百万円×4.6%=55,035 百万円) (法人事業税 537,710 百万円×4.6%=24,735 百万円) 平成 30 年度 1,766,308 百万円×4.6%=81,250 百万円 (個人事業税 1,227,843 百万円×4.6%=56,481 百万円) (法人事業税 538,465 百万円×4.6%=24,769 百万円) 平成 29 年度 1,732,211 百万円×4.6%=79,682 百万円

		(個人事業税 1,265,431 百万円×4.6%=58,210 百万円) (法人事業税 466,780 百万円×4.6%=21,472 百万円) 平成 28 年度 1,824,736 百万円×4.6%=83,938 百万円 (個人事業税 1,273,355 百万円×4.6%=58,574 百万円) (法人事業税 551,381 百万円×4.6%=25,364 百万円)																																				
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 28 年度以降、医療機関数は横ばいで推移 しており、地域における医療提供体制が維持されている。																																				
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>178,911</td> <td>178,492</td> <td>179,090</td> <td>179,416</td> <td>178,724</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>180,386</td> <td>180,010</td> <td>180,249</td> <td>180,489</td> <td>180,729</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>180,969</td> <td>181,209</td> <td>181,449</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ※医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) 令和4～10 年度は平成 28 年～令和3年の回帰直線による推計		28	29	30	1	2	医療機関数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724		3	4	5	6	7	医療機関数	180,386	180,010	180,249	180,489	180,729		8	9	10			医療機関数	180,969	181,209	181,449		
	28	29	30	1	2																																	
医療機関数	178,911	178,492	179,090	179,416	178,724																																	
	3	4	5	6	7																																	
医療機関数	180,386	180,010	180,249	180,489	180,729																																	
	8	9	10																																			
医療機関数	180,969	181,209	181,449																																			
	⑤: 税収減を是認する理由等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地 域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極 めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効で ある。なお、平成 28 年度以降、一定数の医療機関数が維持されてお り、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものと なっている。																																				
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子 高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準 など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安 など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公 共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、補助 金等と比べて、より広範に制度を利用する機会を与えることが可能とな る本措置による下支えが必要である。																																				
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置」では、医療 提供体制の中核を担う医療法人の経営基盤の強化に資するよう下支 えを行っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や 義務付け等は存在しない。																																				
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—																																				
12: 有識者の見解		—																																				
13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 4 年 8 月(厚労 03)																																				

点検結果表

(行政機関名：厚生労働省)

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【厚生労働省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数（平成28年度から令和3年度まで）について、「税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 過去の適用数（令和4年度）について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の適用数（令和5年度及び6年度）について、「平成28～令和3年度の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記しました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の減収額（令和4年度）について、「平成28～令和3年度までの計算見込額の回帰直線により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
-------------------------	---

【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の減収額（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 将来の減収額（令和5年度及び6年度）について、「平成28～令和3年度までの計算見込額の回帰直線により推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記しました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療法人数の推移による）。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）について、「平成28～令和3年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、既に達成目標を達成しているにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 別添資料を提出します ② 当措置の目標は「地域における医療提供体制が維持されている」ことであり、「税収減を是認する理由等」に記載の通り「本措置による経営の下支え」により維持がなされている事から、引き続き要望していくもの。
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する（測定指標は医療法人数の推移による）。以下同じ。）に対する将来の効果（令和7年度から10年度まで）が年度ごとに予測されていない。 ② 達成目標に対する将来の効果（令和5年度及び6年度）について、「平成28～令和3年の回帰直線による推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【厚生労働省の補足説明】	① 評価書に追記しました。 ② 別添資料を提出します
【点検結果】	①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【厚生労働省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検の過程において、全ての課題が解消され、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書と考えられる。

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	11,311	5,484	
医療法人所得(百万円)②(注3)	431,825	182,280	693,897	878,177
社会保険診療報酬外所得割合③	17.7%	17.7%	17.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	76,451	32,263	122,820	155,083
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,676	1,581	6,018	7,599
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	923	545	2,076	2,822
影響額合計(百万円)⑨	3,599	2,126	8,094	10,221

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	11,311	5,484	
医療法人所得(百万円)②(注3)	431,825	182,280	693,897	878,177
社会保険診療報酬外所得割合③	17.7%	17.7%	17.7%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	76,451	32,263	122,820	155,083
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,676	1,710	8,597	10,307
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	990	633	3,181	3,814
影響額合計(百万円)⑨	3,666	2,343	11,778	14,121

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円＝971百万円
 地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円＝431百万円

合計

3,900百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.7%≒2,800万円、800万÷17.7%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
 2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,800万円以上の法人数。5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	10,789	5,145	
医療法人所得(百万円)②(注3)	419,686	178,512	666,378	844,890
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	73,865	31,418	117,262	148,701
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,585	1,530	5,747	7,288
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	892	531	1,983	2,514
影響額合計(百万円)⑨	3,477	2,071	7,730	9,800

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	10,789	5,145	
医療法人所得(百万円)②(注3)	419,686	178,512	666,378	844,890
社会保険診療報酬外所得割合③	17.6%	17.6%	17.6%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	73,865	31,418	117,262	148,701
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,585	1,665	8,210	9,875
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	957	616	3,038	3,854
影響額合計(百万円)⑨	3,542	2,281	11,247	13,529

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	3,729百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.6%≒2,800万円、800万÷17.6%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,800万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	10,267	4,805	
医療法人所得(百万円)②(注3)	407,447	174,745	638,858	813,603
社会保険診療報酬外所得割合③	17.5%	17.5%	17.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	71,303	30,580	111,800	142,381
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,496	1,498	5,478	6,977
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	861	517	1,890	2,407
影響額合計(百万円)⑨	3,357	2,015	7,368	9,384

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,859	10,267	4,805	
医療法人所得(百万円)②(注3)	407,447	174,745	638,858	813,603
社会保険診療報酬外所得割合③	17.5%	17.5%	17.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	71,303	30,580	111,800	142,381
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,496	1,621	7,826	9,447
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	923	600	2,896	3,495
影響額合計(百万円)⑨	3,419	2,220	10,722	12,942

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	3,558百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.5%≒2,800万円、800万÷17.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,800万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,990	9,875	4,597	
医療法人所得(百万円)②(注3)	398,482	167,705	604,793	772,498
社会保険診療報酬外所得割合③	17.4%	17.4%	17.4%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	69,336	29,181	105,234	134,415
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,427	1,430	5,156	6,588
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	837	493	1,779	2,272
影響額合計(百万円)⑨	3,264	1,923	6,935	8,859

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	25,990	9,875	4,597	
医療法人所得(百万円)②(注3)	398,482	167,705	604,793	772,498
社会保険診療報酬外所得割合③	17.4%	17.4%	17.4%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	69,336	29,181	105,234	134,415
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,427	1,547	7,366	8,913
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	898	572	2,726	3,298
影響額合計(百万円)⑨	3,325	2,119	10,092	12,211

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	3,352百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.4%≒2,800万円、800万÷17.4%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,121	9,484	4,399	
医療法人所得(百万円)②(注3)	389,516	160,664	570,728	731,393
社会保険診療報酬外所得割合③	17.2%	17.2%	17.2%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,997	27,634	98,165	125,800
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,345	1,354	4,810	6,164
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	809	467	1,659	2,127
影響額合計(百万円)⑨	3,154	1,821	6,470	8,291

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,121	9,484	4,399	
医療法人所得(百万円)②(注3)	389,516	160,664	570,728	731,393
社会保険診療報酬外所得割合③	17.2%	17.2%	17.2%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	66,997	27,634	98,165	125,800
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,345	1,465	6,872	8,336
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	868	542	2,542	3,094
影響額合計(百万円)⑨	3,212	2,007	9,414	11,421

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	3,130百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.2%≒2,800万円、800万÷17.2%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,252	9,092	4,180	
医療法人所得(百万円)②(注3)	380,550	153,624	536,663	690,287
社会保険診療報酬外所得割合③	17.1%	17.1%	17.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	65,074	26,270	91,769	118,039
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,278	1,287	4,497	5,784
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	788	444	1,551	1,995
影響額合計(百万円)⑨	3,063	1,731	6,048	7,779

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,252	9,092	4,180	
医療法人所得(百万円)②(注3)	380,550	153,624	536,663	690,287
社会保険診療報酬外所得割合③	17.1%	17.1%	17.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	65,074	26,270	91,769	118,039
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,278	1,392	6,424	7,816
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	843	515	2,377	2,992
影響額合計(百万円)⑨	3,120	1,907	8,801	10,708

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	2,929百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.1%≒2,800万円、800万÷17.1%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,800万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外分)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

<現状>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,382	8,701	3,972	
医療法人所得(百万円)②(注3)	371,584	146,584	502,598	649,182
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,169	24,919	85,442	110,361
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,211	1,221	4,187	5,408
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	421	1,444	1,866
影響額合計(百万円)⑨	2,974	1,842	5,631	7,273

<軽減措置なし>				
所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,382	8,701	3,972	
医療法人所得(百万円)②(注3)	371,584	146,584	502,598	649,182
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	63,169	24,919	85,442	110,361
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,211	1,321	5,981	7,302
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	818	489	2,213	2,702
影響額合計(百万円)⑨	3,029	1,809	8,194	10,003

○減収見込額		合計
法人事業税	: 3,874百万円-2,903百万円=971百万円	2,730百万円
地方法人特別税	: 1,433百万円-1,002百万円=431百万円	

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.0%≒2,800万円、800万÷17.0%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,800万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

<所得区分別の医療法人数>※各年度の適用件数試算のバックデータ

年	所得区分	100万円以下	100万円超	200万円超	300万円超	500万円超	1,000万円超	2,000万円超	5,000万円超	1億円超	2億円超	5億円超	10億円超	計
		H27	2015	3,139	2,284	2,184	3,873	6,919	7,216	6,230	2,391	1,163	567	125
H28	2016	2,248	1,794	1,677	2,970	5,429	5,539	4,687	1,711	771	432	96	23	27,377
H29	2017	2,404	1,840	1,675	2,869	5,531	5,446	4,668	1,663	801	420	100	30	27,447
H30	2018	2,312	1,800	1,559	2,932	5,448	5,225	4,624	1,543	819	435	101	22	26,820
R1	2019	2,250	1,807	1,597	2,851	5,377	5,491	4,812	1,628	834	426	94	28	27,195
R2	2020	1,924	1,577	1,400	2,426	4,413	4,511	4,137	1,563	833	461	105	28	23,378
R3	2021	1,504	1,408	1,283	2,304	5,128	6,206	6,506	2,463	1,109	662	178	76	28,827
R4	2022	1,585	1,433	1,256	2,251	4,728	5,483	5,675	2,116	1,041	599	154	61	26,382
R5	2023	1,436	1,356	1,177	2,116	4,587	5,505	5,894	2,218	1,093	635	166	69	26,252
R6	2024	1,286	1,278	1,099	1,980	4,446	5,528	6,114	2,319	1,144	671	178	76	26,121
R7	2025	1,137	1,201	1,020	1,845	4,305	5,551	6,334	2,420	1,196	707	190	84	25,990
R8	2026	988	1,123	941	1,710	4,165	5,574	6,554	2,521	1,247	744	202	91	25,859
R9	2027	839	1,046	862	1,574	4,024	5,596	6,773	2,623	1,299	780	214	99	25,728
R10	2028	690	968	784	1,439	3,883	5,619	6,993	2,724	1,350	816	226	106	25,597

H28～R3の「税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)から得られた医療法人数に年度を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR4～R10の医療法人数を推計

<減収額試算> (単位:百万円)

		計算見込額	報告書の適用税額
H28	2016	1,770	2,523
H29	2017	1,808	2,125
H30	2018	1,832	2,057
R1	2019	1,778	2,490
R2	2020	1,964	2,612
R3	2021	3,085	3,678
R4	2022	2,730	3,303
R5	2023	2,929	3,512
R6	2023	3,130	3,722
R7	2023	3,352	3,954
R8	2023	3,558	4,170
R9	2023	3,729	4,349
R10	2023	3,900	4,527

H28～R3の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)(H28～29は201回、H30は208回、R1～3は211回提出分)から得られた減収額に各年度シートで算出した見込減収額を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR4からR10の減収額を推計

<医療法人数の推移(事前評価書用)>

		医療法人数
H28	2016	60,287
H29	2017	61,564
H30	2018	62,913
R1	2019	64,075
R2	2020	65,067
R3	2021	66,364
R4	2022	67,584
R5	2023	68,786
R6	2024	69,987
R7	2025	71,189
R8	2026	72,390
R9	2027	73,592
R10	2028	74,794

H28～R3の医療施設動態調査(厚生労働省)から得られた医療法人数を独立変数としてFORECAST.LINEAR関数を使用してR4～R10の医療法人数を推計

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和3年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	28,827	9,910	4,488	
医療法人所得(百万円)②(注3)	418,977	186,417	567,875	734,282
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	71,226	28,291	96,539	124,830
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,493	1,386	4,730	6,117
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	860	478	1,632	2,110
影響額合計(百万円)⑨	3,353	1,865	6,362	8,227

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	28,827	9,910	4,488	
医療法人所得(百万円)②(注3)	418,977	186,417	567,875	734,282
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	71,226	28,291	96,539	124,830
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,493	1,499	6,758	8,257
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	922	555	2,500	3,055
影響額合計(百万円)⑨	3,415	2,054	9,258	11,312

○減収見込額

法人事業税 : 3,874百万円－2,903百万円＝971百万円	合計
地方法人特別税 : 1,433百万円－1,002百万円＝431百万円	3,085百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第211回国会提出)による減収額	3,678百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.0%≒2,500万円、800万÷17.0%≒5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和3年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和2年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

<現状>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,378	6,438	2,990	
医療法人所得(百万円)②(注3)	224,795	109,225	380,775	470,000
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	38,215	18,568	61,332	78,900
法人事業税率⑤	3.5%	4.9%	4.9%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,338	910	3,005	3,915
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.345	4.9%×0.345	4.9%×0.345	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	461	314	1,037	1,351
影響額合計(百万円)⑨	1,799	1,224	4,042	5,266

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	23,378	6,438	2,990	
医療法人所得(百万円)②(注3)	224,795	109,225	380,775	470,000
社会保険診療報酬外所得割合③	17.0%	17.0%	17.0%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	38,215	18,568	61,332	78,900
法人事業税率⑤	3.5%	5.3%	7.0%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,338	984	4,293	5,277
特別法人事業税率⑦	3.5%×0.37	5.3%×0.37	7.0%×0.37	
特別法人事業税額小計(百万円)⑧=④×⑦	495	364	1,588	1,953
影響額合計(百万円)⑨	1,832	1,348	5,882	7,230

○減収見込額

法人事業税 : 3,896百万円－2,899百万円＝997百万円	合計
地方法人特別税 : 1,442百万円－1,000百万円＝442百万円	1,944百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第208回国会提出)による減収額	2,719百万円

注1:社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷17.0%≒2,500万円、800万÷17.0%≒5,000万円)

注2:各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3:各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和2年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「令和元年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	335,470	115,350	344,300	459,650
社会保険診療報酬外所得割合③	15.9%	15.9%	15.9%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,340	18,341	54,744	73,084
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,814	844	2,518	3,362
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	364	1,088	1,452
影響額合計(百万円)⑨	2,597	1,208	3,606	4,814

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,195	7,020	3,010	
医療法人所得(百万円)②(注3)	335,470	115,350	344,300	459,650
社会保険診療報酬外所得割合③	15.9%	15.9%	15.9%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,340	18,341	54,744	73,084
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,814	935	3,668	4,603
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	783	404	1,585	1,989
影響額合計(百万円)⑨	2,597	1,339	5,252	6,592

○増収見込額		合計
法人事業税	: 3,965百万円 - 2,884百万円 = 1,081百万円	1,778百万円
地方法人特別税	: 1,713百万円 - 1,246百万円 = 467百万円	
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第208回調査)による減収額		2,506百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷15.9%≒2,500万円、800万÷15.9%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	6,773	2,920	
医療法人所得(百万円)②(注3)	325,390	111,533	342,575	454,108
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,689	18,403	56,525	74,928
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,825	847	2,600	3,447
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	789	366	1,123	1,489
影響額合計(百万円)⑨	2,614	1,212	3,723	4,936

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	26,820	6,773	2,920	
医療法人所得(百万円)②(注3)	325,390	111,533	342,575	454,108
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	53,689	18,403	56,525	74,928
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,825	939	3,787	4,726
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	789	405	1,636	2,042
影響額合計(百万円)⑨	2,614	1,344	5,423	6,767

○増収見込額		合計
法人事業税	: 4,379百万円 - 3,228百万円 = 1,151百万円	1,832百万円
地方法人特別税	: 1,892百万円 - 1,395百万円 = 497百万円	
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回調査)による減収額		2,057百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%≒2,500万円、800万÷16.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成30年税務統計から見た法人企業の実態・第9巻」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	6,904	3,014	
医療法人所得(百万円)②(注3)	342,628	114,250	346,175	460,425
社会保険診療報酬外所得割合③	16.1%	16.1%	16.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,163	18,394	55,734	74,128
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,876	846	2,564	3,410
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	810	368	1,108	1,473
影響額合計(百万円)⑨	2,686	1,212	3,671	4,883

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,447	6,904	3,014	
医療法人所得(百万円)②(注3)	342,628	114,250	346,175	460,425
社会保険診療報酬外所得割合③	16.1%	16.1%	16.1%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	55,163	18,394	55,734	74,128
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	1,876	938	3,734	4,672
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	810	405	1,613	2,018
影響額合計(百万円)⑨	2,686	1,343	5,347	6,691

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円	合計
地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円	1,808百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額	2,125百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円で区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.1%≒2,500万円、800万÷16.1%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成29年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

医療法人に係る事業税(社会保険診療報酬以外)の軽減措置にかかる減収見込額及び適用見込数

★医療法人所得を「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」から引用

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	6,839	3,033	
医療法人所得(百万円)②(注3)	367,496	76,283	338,525	414,808
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	60,637	12,587	55,857	68,443
法人事業税率⑤	3.4%	4.6%	4.6%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,062	579	2,569	3,148
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	4.6%×0.432	4.6%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	891	250	1,110	1,380
影響額合計(百万円)⑨	2,952	829	3,679	4,509

<軽減措置なし>

所得区分(注1)	2,500万円以下の部分 (400万円以下の部分)	2,500万円超5,000万円以下の部分 (400万円超800万円以下の部分)	5,000万円超の部分 (800万円超の部分)	合計
医療法人数①(注2)	27,377	6,839	3,033	
医療法人所得(百万円)②(注3)	367,496	76,283	338,525	414,808
社会保険診療報酬外所得割合③	16.5%	16.5%	16.5%	
社会保険診療報酬外所得(百万円)④=②×③	60,637	12,587	55,857	68,443
法人事業税率⑤	3.4%	5.1%	6.7%	
法人事業税額小計(百万円)⑥=④×⑤	2,062	642	3,742	4,384
地方法人特別税率⑦	3.4%×0.432	5.1%×0.432	6.7%×0.432	
地方法人特別税額小計(百万円)⑧=④×⑦	891	277	1,617	1,894
影響額合計(百万円)⑨	2,952	919	5,359	6,278

○増収見込額

法人事業税 : 4,447百万円-3,274百万円=1,173百万円	合計
地方法人特別税 : 1,921百万円-1,415百万円=506百万円	1,770百万円
地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (第201回国会提出)による減収額	2,523百万円

注1: 社会保険診療報酬以外の所得を400万円、800万円を区切った場合に相当する所得金額の推計。(400万÷16.5%≒2,500万円、800万÷16.5%≒5,000万円)

注2: 各所得区分に該当する法人全てをカウント。
2,500万円超、5,000万円以下の部分については、所得が2,500万円以上の法人数、5,000万円超の部分については所得が5,000万円以上の法人数。

注3: 各所得階級の所得額から推計

出典

「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年税務統計から見た法人企業の実態・第9表」(国税庁)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.7%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.8%	5,553
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.1%	50,504
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	18,736
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.7%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.6%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,572
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.1%	49,727
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.0%	18,293
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.6%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,590
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.1%	48,951
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.7%	17,849
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.5%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.4%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,609
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.1%	48,174
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.4%	17,406
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.4%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.2%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,627
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	47,397
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.1%	16,963
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.2%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.1%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.0%	5,646
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	46,620
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.8%	16,520
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.1%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.0%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.1%	5,664
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	45,844
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.5%	16,076
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.0%	

出典：過去データから推計(社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の計算シートから推計)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.0%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.2%	5,681
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	45,048
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.8%	15,835
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.0%	

出典：「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

施設数について：「令和3年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**17.0%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.2%	5,687
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.0%	44,219
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	26.8%	15,161
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	17.0%	

出典：「令和3年実施第23回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和3年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**15.9%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.3%	5,720
(一般診療所) 開設主体：医療法人	13.9%	43,593
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	25.6%	14,762
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	15.9%	

出典：「令和元年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「令和元年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,764
(一般診療所) 開設主体：医療法人	16.1%	42,822
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.8%	14,327
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成30年実施第22回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
 「平成30年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
 保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.1%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	5.9%	5,766
(一般診療所) 開設主体：医療法人	15.7%	41,927
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	21.4%	13,871
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.1%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)
 「平成29年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.5%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,754
(一般診療所) 開設主体：医療法人	14.1%	41,140
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	28.2%	13,393
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.5%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成28年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

○医療法人の医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合について

○開設主体を医療法人を含む主体にし、全ての施設を対象にして
保険診療収入以外の収入割合の加重平均をとると**16.3%**となる。

	医療収入に占める 保険診療収入以外の収入割合	施設数 (医療法人開設)
(病院全体) 開設主体：医療法人	6.8%	5,737
(一般診療所) 開設主体：医療法人	14.2%	40,220
(歯科診療所) 開設主体：医療法人	27.3%	12,880
医療収入に占める保険診療収入以外の収入割合 (加重平均)	16.3%	

出典：「平成29年実施第21回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)

「平成27年度医療施設動態調査」(厚生労働省)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人事業税:義)(地方税14)
	②: 上記以外の税目	なし
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について事業税を軽減する。 《要望の内容》 医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年 400 万円を超える金額について軽減措置を存続する。 《関係条項》 地方税法第 72 条の 24 の 7
5	担当部局	厚生労働省医政局総務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:平成 28 年～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 27 年度創設 毎年要望の結果、存続
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事後評価の実施が見込まれる5年後時点において地域における医療提供体制を維持する。(測定指標は医療法人数の推移による) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
10 有効性等	①: 適用数	令和 10 年度 11,311 件/年 令和 9 年度 10,789 件/年 令和 8 年度 10,267 件/年 令和 7 年度 9,875 件/年 令和 6 年度 9,484 件/年 令和 5 年度 9,092 件/年 令和 4 年度 8,701 件/年 令和 3 年度 9,910 件/年 令和 2 年度 6,438 件/年 令和 元年度 7,020 件/年 平成 30 年度 6,773 件/年 平成 29 年度 6,904 件/年 平成 28 年度 6,939 件/年 ※税務統計から見た法人企業の実態(国税庁)より推計。 ※令和 4～10 年度については平成 28～令和 3 年度の回帰直線による推計。
	②: 適用額	③減収額参照
	③: 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 令和 10 年度 税額 4,527 百万円 令和 9 年度 税額 4,349 百万円 令和 8 年度 税額 4,170 百万円 令和 7 年度 税額 3,954 百万円 令和 6 年度 税額 3,722 百万円 令和 5 年度 税額 3,512 百万円 令和 4 年度 税額 3,303 百万円 令和 3 年度 税額 3,678 百万円 令和 2 年度 税額 2,612 百万円 令和 元年度 税額 2,490 百万円 平成 30 年度 税額 2,057 百万円 平成 29 年度 税額 2,125 百万円 平成 28 年度 税額 2,523 百万円

		<p>※令和元～3年度は第 211 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 30 年度は第 208 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※平成 28～29 年度は第 201 回国会提出 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書より。 ※令和4～10 年度は平成 28～令和3年度までの計算見込額の回帰直線により推計。</p>																																				
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置の適用により、平成 28 年以降、医療法人数は増加で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関数</td> <td>60,287</td> <td>61,564</td> <td>62,913</td> <td>64,075</td> <td>65,067</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関</td> <td>66,364</td> <td>67,584</td> <td>68,786</td> <td>69,987</td> <td>71,189</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設者が 医療法人の 医療機関</td> <td>72,390</td> <td>73,592</td> <td>74,794</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28～令和3年 医療施設動態調査参照(各年 10 月 1 日現在) 令和4～10 年は平成 28～令和3年の回帰直線による推計。</p>		28	29	30	1	2	開設者が 医療法人の 医療機関数	60,287	61,564	62,913	64,075	65,067		3	4	5	6	7	開設者が 医療法人の 医療機関	66,364	67,584	68,786	69,987	71,189		8	9	10			開設者が 医療法人の 医療機関	72,390	73,592	74,794		
	28	29	30	1	2																																	
開設者が 医療法人の 医療機関数	60,287	61,564	62,913	64,075	65,067																																	
	3	4	5	6	7																																	
開設者が 医療法人の 医療機関	66,364	67,584	68,786	69,987	71,189																																	
	8	9	10																																			
開設者が 医療法人の 医療機関	72,390	73,592	74,794																																			
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>医業は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。なお、平成 28 年度以降、一定数の医療法人数が維持されており、地域における良質かつ適切な医療提供体制の維持に資するものとなっている。</p>																																				
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への、補助金等と比べてより広範に制度を利用する機会を与えることが可能となる本措置による経営の下支えが必要である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 「社会保険診療報酬に係る非課税措置」では、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供している医療機関の下支えをすることで、地域の医療提供体制の整備・拡充を図っている。 なお、同様の政策目的に係る租税特別措置等以外の他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>																																				

	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和 4 年 8 月(厚労 04)

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	輸出事業用資産の割増償却
農水02	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
農水03	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	輸出事業用資産の割増償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（令和5年度末までに、令和4年度認定分は認定時の実績の118%（令和4年度と令和5年度の実績の合計）、令和5年度認定分は認定時実績の107%とする。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の効果（令和4年度）について、「当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果（令和4年度）について、「当該税制について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、輸出が拡大することが期待される。このため、当該税制の特例措置を活用した事業者は、2兆円、5兆円の目標達成に向けた輸出を着実に拡大し、年間増加率は対前年14%増の輸出実績となることを見込んでいる。※令和4年10月から輸出事業計画の認定が始まったばかりであり、令和5年8月1日時点では、当該税制を使う輸出事業計画は3件である。既に認定済の計画については、令和5年度中には割増償却の結果が出ることを考える。既に事業実施計画の段階だが、3件が計画認定されていることから、令和5年度は着実に件数が伸びるものと考えられる」と説明されているが、過去の効果（当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 当該税制は、令和4年10月からの開始となり、これまでに輸出事業計画の認定は3件あるが、それら施設等はまだ供用が開始されておらず、よって割増償却は適用されていない（実際の適用は令和5年度の確定申告から）ため、現時点での実績を示すことができない。しかし、現在税制適用を前提とした輸出事業計画の策定も増えてきており、現状の3件を含む今後認定される事業者について、割増償却適用後の状況をヒアリングし、次回の政策評価時に報告したい。</p> <p>② ①同様</p> <p>③ ①同様</p> <p>④ ①同様</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率（令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増）とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。以下同じ。）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、「当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の直接的な効果（令和5年度から7年度まで）について、「当該</p>

<p>税制について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、輸出が拡大することが期待される。このため、当該税制の特例措置を活用した事業者は、2兆円、5兆円の目標達成に向けた輸出を着実に拡大し、年間増加率は対前年14%増の輸出実績となることを見込んでいる。※令和4年10月から輸出事業計画の認定が始まったばかりであり、令和5年8月1日時点では、当該税制を使う輸出事業計画は3件である。既に認定済の計画については、令和5年度中には割増償却の結果が出ると思われる。既に事業実施計画の段階だが、3件が計画認定されていることから、令和5年度は着実に件数が伸びるものと考えられる」と説明されているが、将来の効果（当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 当該税制を利用する輸出事業者については、事前評価書の9の③に記載のとおり令和6年、令和7年の達成目標は、14%と見込んでいる。なお、達成目標14%の数字については、農林水産物・食品の輸出額実績の伸び率に合わせている。</p> <p>② ①同様</p> <p>③ これまでに輸出事業計画の認定は3件あるが、それら施設等ははまだ供用が開始されていないため、現時点での実績を示すことができない。しかし、現在税制適用を前提とした輸出事業計画の策定も増えてきており、現状の3件含む今後認定される事業者について、①同様その効果についてもヒアリングし、次回の政策評価時に報告したい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標14%の数字については、農林水産物・食品の輸出額実績の伸び率に合わせている」との説明では、算定根拠（数値の出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「①同様その効果についてもヒアリングし、次回の政策評価時に報告したい」との説明では、具体的な効果を検証する方法が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【農林水産省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	輸出事業用資産の割増償却	
2	①: 政策評価の対象税目	(法人税:義) (国税3) (地方法人税、特別法人事業税:外(自動運動)) (国税) (法人住民税、法人事業税:義(自動運動)) (地方税)	
	②: 上記以外の税目	(所得税:外(国税3)) (住民税:外(自動運動)) (地方税)	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 令和4年10月に改正された輸出促進法において、青色申告書を提出する法人で同法の認定を受けた輸出事業者(以下「認定輸出事業者」という。)であるものが、同法の改正の施行の日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%(建物及びその附属設備並びに構築物については35%)の割増償却ができるものとする。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和6年4月1日～令和8年3月31日に取得した輸出事業用資産に適用する。 《関係条項》 【所得税・法人税】 租税特別措置法第13条の2、第46条の2(輸出事業用資産の割増償却)	
	5	担当部局	農林水産省輸出・国際局輸出支援課
	6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年5月～8月 分析対象期間:令和4年度(ただし施行が10月1日のため、令和4年度の対象期間は半年間)～令和7年度
	7	創設年度及び改正経緯	令和4年10月1日 創設
8	適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)	
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。 《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)等において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、この目標を実現するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が、更に令和3年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」が取りまとめられた。この中で、輸出目標達成のための課題として、効率的な輸出物流の構築や加工食品に対する海外規制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとし、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討することとさ

10	有効性等	①: 適用数	<p>れた。</p> <p>このため、昨年10月に施行された改正輸出促進法のもと、物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図る。</p> <p>特に、同法の施行に合わせて実施された輸出関係閣僚会議においては、2025年2兆円目標の前倒し達成を目指すこととしており、喫緊の課題であることから、金融・税制等の支援策を積極的に講じていく。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1. 食料の安定供給の確保 《政策分野》 ② グローバルマーケットの戦略的な開拓</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標額を達成するためには、海外の規制や需要に対応した食品製造や効率的な輸出物流を構築するための設備投資を促進することが不可欠である。 しかしながら、多額の設備投資後、輸出事業が収益化するまでの期間が長いことにより、輸出に取り組もうとする事業者にとって参入障壁となっている。 このため、投資後の税負担を軽減する措置を講じることにより、輸出拡大のための活動を支援することで、事業者の設備投資を後押しする。投資された設備が輸出事業の用に供されることから、輸出額増加への貢献が期待される。</p>										
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>単位:件</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和4年度 (実績)</td> <td>令和5年度 (見込)</td> <td>令和6年度 (見込)</td> <td>令和7年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>61</td> <td>122</td> <td>183</td> </tr> </table> <p>※ 法人税、地方法人税、特別法人事業税、法人事業税及び法人住民税については、同一件数。 適用額欄に記載のアンケート調査を基に推計。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照 年間の輸出事業計画の認定見込み件数を280件(Aとした上で、Aのうち設備投資を行う割合を90%(B)、Bのうち税制措置を利用する割合を30%(C)、Cのうち要件となる輸出割合を達成する割合を80%と仮定し、年間の適用見込み数を算定した。(約60件/年) 令和4年度については、1件輸出事業計画の認定があるが、施設整</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	適用数	0	61	122	183
			令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)							
適用数	0	61	122	183									
③: 達成目標及びその実現による寄与													

		<p>備の施工開始が令和5年5月開始のため、実質的には0件となる。</p> <p>※令和5年8月1日現在、本年2月に1件、4月に1件、8月に1件、割増償却を利用する輸出事業計画が合計で3件の認定を受けている。また、他に12件利用予定の計画がある。</p> <p>なお、事業が始まったものの、まだ施設整備が終了していないため、割増償却が発生するタイミングは令和5年度以降である。</p>																																			
②: 適用額	<p style="text-align: center;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>287</td> <td>574</td> <td>861</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年2月に輸出事業計画の認定があったが、施設整備は令和5年度に行うことから、令和4年度実績は0となる。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照 令和3年6月、輸出産地リストに登録された農林漁業者、食品産業事業者等へ輸出拡大に向けた課題や課題解決に必要な支援、設備投資予定についてアンケート調査を実施。 アンケートから1件あたりの設備投資額及び普通償却額、割増償却額を試算し、適用額を算出した。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	適用額	0	287	574	861																										
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)																																	
適用額	0	287	574	861																																	
③: 減収額	<p style="text-align: center;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>48.3</td> <td>96.7</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>地方法人税</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>0</td> <td>5.4</td> <td>10.8</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>3.4</td> <td>6.8</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>4.6</td> <td>9.2</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>減収額計</td> <td>0</td> <td>66.7</td> <td>133.5</td> <td>200.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②適用額の欄に記載の農林水産省によるアンケート調査ヒアリングを基に推計。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照 適用額に、それぞれの税率を乗じて、減収見込みを算出した。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	法人税	0	48.3	96.7	145	地方法人税	0	5	10	14.9	特別法人事業税	0	5.4	10.8	16.3	法人住民税	0	3.4	6.8	10.2	法人事業税	0	4.6	9.2	13.8	減収額計	0	66.7	133.5	200.2	
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)																																	
法人税	0	48.3	96.7	145																																	
地方法人税	0	5	10	14.9																																	
特別法人事業税	0	5.4	10.8	16.3																																	
法人住民税	0	3.4	6.8	10.2																																	
法人事業税	0	4.6	9.2	13.8																																	
減収額計	0	66.7	133.5	200.2																																	

④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和4年の農林水産物・食品の輸出額が1兆4,140億円と順調に増加しているものの、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を達成するためには、輸出拡大の取組をさらに加速する必要があるところ、農林水産物・食品の輸出は、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を要することから、当該税制は5年間の割増償却の特例措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しするものである。</p> <p>当該税制には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に輸出の拡大が見込まれる。</p> <p>また、税制適用にあたって事業者が作成する輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に目標達成に資する輸出事業計画が認定され、また、当該税制を活用した事業者は達成目標(認定後の年間増加率は対前年比14%増)を達成すると見込んでいる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標額達成のためには、輸出先国の規制やニーズに沿った産品を供給するマーケットインの輸出体制の整備が重要であり、輸出に取り組む事業者を育成するため、令和3年12月の輸出拡大実行戦略の改定で、当該税制を含めた支援措置に取り組んでいくこととした。</p> <p>当該税制について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、輸出が拡大することが期待される。</p> <p>このため、当該税制の特例措置を活用した事業者は、2兆円、5兆円の目標達成に向けた輸出を着実に拡大し、年間増加率は対前年14%増の輸出実績となることを見込んでいる。</p> <p>※令和4年10月から輸出事業計画の認定が始まったばかりであり、令和5年8月1日時点では、当該税制を使う輸出事業計画は3件である。既に認定済の計画については、令和5年度中には割増償却の結果が出ると思う。既に事業実施計画の段階だが、3件が計画認定されていることから、令和5年度は着実に件数が伸びるものと考えられる。</p> <p>【延長されなかった場合の影響】 当該税制が延長されなかった場合、「2025年2兆円、2030年までに</p>
-------	---

		<p>5兆円の輸出目標額を達成するために必要な施設整備に係る参入障壁を低くすることで、新たに輸出に取り組む事業者を増やし、その結果輸出目標達成に寄与する」という目標達成にマイナスとなると考えられる。</p> <p>特に、資金面がハードルになる事が多い中小企業の施設整備後のキャッシュフローを改善することを目的としており、輸出の裾野を拡大するという点に影響を及ぼすと考えられる。</p>																				
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>輸出額の増加によって将来的な税収の増加に貢献するとともに、当該税制によって促進される設備投資の経済波及効果を試算したところ、以下の通りとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、当該税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>当該税制により、事業者は償却費用の前倒しによるメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p><経済波及効果の試算></p> <p style="text-align: right;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>66.7</td> <td>133.5</td> <td>200.2</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>0</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>0</td> <td>21,975</td> <td>21,975</td> <td>21,975</td> </tr> </tbody> </table>	項目	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)	減収額	0	66.7	133.5	200.2	投資額	0	14,000	14,000	14,000	経済波及効果	0	21,975	21,975	21,975
項目	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	令和7年度 (見込)																		
減収額	0	66.7	133.5	200.2																		
投資額	0	14,000	14,000	14,000																		
経済波及効果	0	21,975	21,975	21,975																		
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画(施設整備計画)に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特例措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることにつながり、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。</p>																				
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業は、輸出先国等の政府機関が定める、HACCP 等の要件に適合する施設の認定、ISO22000 等の認証取得に必要な施設・設備等の整備を対象としている。(令和6年度概算要求においても同様)</p> <p>一方で、輸出に必要な施設・設備には、上記のような規制・条件への対応を必要としないもの(例えば倉庫や冷蔵庫等)があり、それらは上記補助事業の対象外となるため、当該税制で支援する。</p>																				
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方公共団体と連携して輸出産地・事業者を支援していくことで、その地域の生産基盤の維持強化・食料の安定供給のみならず、農林漁業者に拡大する販路を提供することで所得の安定や増大が図られるとともに、地域の食材を活用する食品製造業の発展や地域経済の活性化に寄与することが期待される。</p>																				
12	有識者の見解	-																				

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年 12月～令和4年2月
----	--------------------	-----------------

租税特別措置等に係る政策の事前評価書 積算根拠

事項	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
輸出事業計画の認定見込件数(累計) A	280	560	840	1,120	
令和4年度認定分	280				各年度に新たに認定する輸出事業計画の数は、令和4年度の見込み・実績値等から、280件と見込む。
令和5年度認定分		280			
令和6年度認定分			280		
令和7年度認定分				280	
Aのうち設備投資を行う件数(累計) B	252	504	756	1,008	
令和4年度認定分	252				A(単年)×90% 輸出事業計画の認定が支援制度の採択要件になることから、認定輸出事業者が設備投資を実施する場合は高いと予想される。そのため、Aの90%が設備投資を行うと仮定した。
令和5年度認定分		252			
令和6年度認定分			252		
令和7年度認定分				252	
Bのうち税制措置を利用する件数(累計) C	0	76	152	228	
令和4年度認定分	0				B(単年)×30% 認定事業者への支援制度として、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業(HACCPハード事業)等の輸出拡大を目的とした措置があり、税制との併用はできない一方、HACCPハード事業等の対象とならない施設整備については税制措置の積極的利用が見込まれることを想定し、Bのうち30%が税制措置を活用すると仮定した。
令和5年度認定分		76			
令和6年度認定分			76		
令和7年度認定分				76	
適用件数(累計) D	0	61	122	183	
令和4年度認定分	0				C(単年)×80%(輸出割合を達成する件数) 輸出事業計画の認定事業者については、農林水産省等において輸出目標の達成に向けて継続してフォローアップしていくことから、Cのうち80%が税制措置の利用要件となっている輸出割合を達成すると仮定した。
令和5年度認定分		61			
令和6年度認定分			61		
令和7年度認定分				61	
対象設備1件当たりの設備投資額(百万円) E-1					
建物・構築物・建物附属設備	0	156	156	156	令和3年6月、輸出産地リストに登録された農林漁業者、食品産業事業者等へ輸出拡大に向けた課題や課題解決に必要な支援についてアンケートを実施した。 設備投資の予定がある事業者から、設備の内容・投資予定金額を聞き取り、1件当たりの設備投資額を試算した。
機械装置	0	125	125	125	
施設・設備投資額(百万円) E-2	0	14,000	14,000	14,000	
建物・構築物・建物附属設備					
令和4年認定分	0				D(単年)×E-1 施設整備を行う者のうち、建物等を整備する割合71%
令和5年認定分		6,756			
令和6年認定分			6,756		
令和7年認定分				6,756	
機械装置					施設整備を行う者のうち、機械装置等を整備する割合95%
令和4年認定分	0				
令和5年認定分		7,244			
令和6年認定分			7,244		
令和7年認定分				7,244	
対象設備1件当たりの普通償却額(百万円) E-3					
建物・構築物・建物附属設備	0	4	4	4	対象設備として減価償却資産の耐用年数等に関する省令における建物の鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りのものの食品工場等を想定し、耐用年数24年又は38年として試算。
機械装置	0	13	13	13	
適用額・割増償却額(百万円) F	0	287	574	861	減価償却資産の耐用年数等に関する省令における機械及び装置の食料品製造業用設備を想定し、耐用年数10年として試算。 適用件数×整備割合(建物・建物附属設備・構築物は71%、機械装置は95%)×普通償却額×割増償却率(建物・建物附属設備・構築物は35%、機械装置は30%)。
建物・構築物・建物附属設備	0				
機械装置	0				
減収額(百万円) G	0	66.7	133.5	200.2	<前提条件> 以下の条件により減収額を算出した。 ・輸出事業者は、輸出事業特有のリスクに対応可能なレベルまで生産性や資本力を高めている中堅企業(資本金1億円超)以上を想定。 ・地方税に係る税率は、地方公共団体が標準税率に定める率を乗じて課税することができるものの、算出にあたっては標準税率を採用。 ・1法人は、1つの市町村に3事業所(本社1箇所、工場2箇所)を想定。 F×法人税率(23.2%)×黒字率(72.6%)
法人税 G-1	0	48.3	96.7	145	※会社標準調査(国税庁 令和元年度)資本金1億円超の利益計上法人の割合(資本金1億円以下の企業であっても積極的に認定を受け、設備投資を行う企業であれば1億円超の企業と同程度の利益計上と想定)。 F×法人税率(23.2%)×黒字率(72.6%)
地方法人税 G-2	0	5	10	14.9	法人税減収額(G-1)×10.3%
特別法人事業税 G-3	0	5.4	10.8	16.3	F×2.6%×黒字率(72.6%)
法人住民税 G-4	0	3.4	6.8	10.2	法人税減収額(G-1)×7%(道府県民税1%、市町村民税6%)
法人事業税 G-5	0	4.6	9.2	13.8	F×2.2%(所得割1%、付加価値割1.2%)×黒字率(72.6%)
減税に伴う機会損失	0	0.033	0.067	0.1	G×国債の最低金利保証率(0.05%)を乗じて試算。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)
令和4年度	生活関連産業用機械 (0)	建築・建設補修 (0)
令和5年度	生活関連産業用機械 (7,244)	建築・建設補修 (6,756)
令和6年度	生活関連産業用機械 (7,244)	建築・建設補修 (6,756)
令和7年度	生活関連産業用機械 (7,244)	建築・建設補修 (6,756)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（令和5年度における有機農業の取組面積34千ha等）に対する将来の効果（令和5年度から7年度まで）について、「現在、2021年（令和3年）実績値が確定した状況にあるため、本税制の措置後である2022年（令和4年）以降の実績については未確定」と説明されるとともに、直接的な効果について、「令和4年度においては、本税制を活用しながら化学肥料の代替となる資材の生産体制を強化するという事業者の計画を認定しており、これにより、農業者の化学肥料の使用低減や有機農業の取組面積拡大に寄与した」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。
【農林水産省の補足説明】	① アンケートの実施も含めて、今後直接的な効果の検証方法を検討してまいりたい。なお、達成目標に対する本税制の寄与については、評価書中「9必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」（別添1の「3. 効果」）に記載したとおり。
【点検結果】	① 「アンケートの実施も含めて、今後直接的な効果の検証方法を検討してまいりたい」との説明では、具体的な効果を検証する方法が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【農林水産省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税4) (住民税:外(自動連動))(地方税)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独】・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、次の措置を講ずる。(所得税・法人税)</p> <p>① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産※1の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。</p> <p>※1 環境負荷低減事業活動用資産 ・ 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等 ・ 環境負荷低減事業活動(化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。)の安定に不可欠な設備等</p> <p>② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産※2の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。</p> <p>※2 基盤確立事業用資産 ・ 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等</p> <p>《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》 ・ 租税特別措置法 <所得税>第11条の4 <法人税>第44条の4 ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 <環境負荷低減事業活動実施計画等の認定> 第19条第1項、第21条第1項 <基盤確立事業実施計画の認定>第39条第1項</p>
5	担当部局	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年5月~8月 分析対象期間:令和4年度~令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	令和4年度:創設

8	適用又は延長期間	令和6年4月1日~令和8年3月31日まで(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 農林漁業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定) 第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応 1 国際環境変化への対応 (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等の構造転換を推進するとともに、平時から食料安全保障の状況を評価し不測時に政府一体で食料の確保等を行う仕組み、関係省庁・自治体が連携した買い物弱者、フードバンク・子ども食堂等国民への食料の提供を進めやすくする仕組み、食料について適正な価格転嫁を促進する仕組み等の検討を進める。 農林水産物・食品の輸出では、稼ぎを重視しつつ、2025年の輸出額2兆円目標の前倒しを目指すほか、みどりの食料システムの確立に向け、有機農業等の先進的な取組の後押し、食品事業者の育成及び生産者との連携の促進、消費者理解の醸成に資する「取組の見える化」等を進める。 ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日閣議決定) IV. GX・DX等への投資 3. 食料安全保障(2) 農林水産業のグリーン化 温室効果ガスによる気候変動の影響や、生物多様性の喪失等が進む中、持続的な食料生産を確保するためには、環境負荷低減に向けた対応を行うことが必要である。 このため、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進、有機農産物の需要拡大に向けた食品事業者と生産者の連携、生産者の環境負荷低減の努力の見える化、農業分野でのJ-クレジットの活用、食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。</p>
		②: 政策体系における政策目的の位置付け <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p>

		2 農業の持続的な発展																				
		《政策分野》 ⑫環境政策の推進																				
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 租税特別措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、有機農業の取組面積を下表のとおり拡大する。なお、最下段が本税制の寄与である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標 (千 ha)</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>増加面積 (千 ha/年)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>うち寄与 (千 ha)</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 目標等については、前回の事前評価以降に明らかとなった令和2年度における有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。 ※ 詳細は別添参照。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な機械・資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用する。 本税制措置により、事業者に対して農業者だけでは解決しがたい必要な資材及び機械の製造販売に係る体制整備を促進するとともに、農業者に対して当該機械等の導入を後押しすることで、農業の環境負荷低減と生産性の維持・向上の両立が図られ、環境負荷低減の取組の推進に寄与。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標 (千 ha)	30	34	39	45	増加面積 (千 ha/年)	3	4	5	6	うち寄与 (千 ha)	0.8	1.1	1.3	1.6
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																		
目標 (千 ha)	30	34	39	45																		
増加面積 (千 ha/年)	3	4	5	6																		
うち寄与 (千 ha)	0.8	1.1	1.3	1.6																		
10 有効性等	①: 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> <th>令和6年度 (見込み)</th> <th>令和7年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一件数。 ※ 令和4年度適用数については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者のうち本税制を活用する計画となっていた件数。なお、令和4年度の本税制の適用について、環境負荷低減事業活動実施計画等に係る適用は、認定に必要な都道府県の基本計画の作成が令和4年度末に全国的に完了したことから実績がなく、基盤確立事業実施計画に係るもののみとなったことから僅少となった。 ※ 令和5年度以降の見込みについては、聞き取りを基に、認定者数が一定数増えると仮定した上で、そのうち本税制(法人税)を活用す</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	適用数	3	12	18	24										
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)																		
適用数	3	12	18	24																		

		る者を推計。詳細は別添参照。																									
	②: 適用額	<p>単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> <th>令和6年度 (見込み)</th> <th>令和7年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>46</td> <td>84</td> <td>90</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税において同一額。 ※ 令和4年度適用額については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者に係る適用額。 ※ 令和5年度以降の見込みについては、推計した適用数及び令和4年度実績を基に試算。詳細は別添参照。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	適用額	46	84	90	96															
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)																							
適用額	46	84	90	96																							
	③: 減収額	<p>単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> <th>令和6年度 (見込み)</th> <th>令和7年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>10.8</td> <td>19.6</td> <td>20.9</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>4.4</td> <td>8.1</td> <td>8.6</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>減収額合計</td> <td>16.0</td> <td>29.1</td> <td>31.0</td> <td>33.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度減収額については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者に係る減収額。 ※ 令和5年度以降の見込みについては、推計した適用額及び令和4年度実績を基に試算。詳細は別添参照。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	法人税	10.8	19.6	20.9	22.2	法人住民税	0.8	1.4	1.5	1.6	法人事業税	4.4	8.1	8.6	9.2	減収額合計	16.0	29.1	31.0	33.0
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)																							
法人税	10.8	19.6	20.9	22.2																							
法人住民税	0.8	1.4	1.5	1.6																							
法人事業税	4.4	8.1	8.6	9.2																							
減収額合計	16.0	29.1	31.0	33.0																							
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標 (千 ha)</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>達成状況</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在、2021年(令和3年)実績値が確定した状況にあるため、本税制の措置後である2022年(令和4年)以降の実績については未確定。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和4年度においては、本税制を活用しながら化学肥料の代替となる資材の生産体制を強化するという事業者の計画を認定しており、これにより、農業者の化学肥料の使用低減や有機農業の取組面積拡大に寄与した。</p>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目標 (千 ha)	30	34	39	45	達成状況	-	-	-	-										
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度																							
目標 (千 ha)	30	34	39	45																							
達成状況	-	-	-	-																							

		<p>【延長されなかった場合の影響】</p> <p>本特例措置が延長されない場合、環境負荷低減に向けた取組が農業者にとって従来の生産方式を変える新たな取組である中で、農業者の投資余力が小さいことも重なり、環境負荷低減に資する農業機械等の導入が減退し、農業に由来する環境負荷低減の取組の推進に支障をきたす。</p>																				
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置の減収見込額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p><経済波及効果の試算></p> <p>経済波及効果については、下表の投資額を基に、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度 (実績)</th> <th>令和5年度 (見込み)</th> <th>令和6年度 (見込み)</th> <th>令和7年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16.0</td> <td>29.1</td> <td>31.0</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>174</td> <td>311</td> <td>329</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>295</td> <td>521</td> <td>546</td> <td>571</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(98部門)を使用。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p>		令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	減収額	16.0	29.1	31.0	33.0	投資額	174	311	329	347	経済波及効果	295	521	546	571
	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)																		
減収額	16.0	29.1	31.0	33.0																		
投資額	174	311	329	347																		
経済波及効果	295	521	546	571																		
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な機械・資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。</p> <p>農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることで政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。</p>																				
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>みどりの食料システム法に基づき認定を受けた基盤確立事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等の取組を支援しているが、農業者が環境負荷低減事業活動用資産を導入する場合には、支援対象外。(令和6年度概算要求においても同様)</p> <p>当該予算上の措置については、農業者の環境負荷低減の取組に必要な機械・資材を広域的に流通させる基盤確立事業者のうち、モデル的な者に対して取組を補助するものである。</p> <p>一方、本税制については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある基盤確立事業者を広く支援するものである。</p>																				

	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者やこれに関連する事業者を支援することは、農林水産業や食品産業の持続的発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年2月

別添 1

○ 減税見込額積算資料

1. 減税見込額積算

(令和4年度実績)

注 適用数、適用額及び減収額は、みどりの食料システム法が施行後、国の基本方針が策定され認定制度が開始（令和4年9月）してから令和5年3月31日までの間に、本税制の適用を受けるとした計画に基づく。なお、令和4年度の本税制の適用について、環境負荷低減事業活動実施計画等に係る適用は、認定に先立ち必要な都道府県の基本計画の作成が令和4年度末に全国的に完了したことから実績がなく、基盤確立事業実施計画において活用が見込まれるもののみである。

・法人税

①適用数：3件

②取得価額：174百万円

③適用額：46百万円

116百万円（取得価額）×32%（機械等の特別償却率）

+58百万円（取得価額）×16%（建物等の特別償却率）

④減収額：10.8百万円

116百万円（取得価額）×32%（機械等の特別償却率）×23.2%（法人税率）

+58百万円（取得価額）×16%（建物等の特別償却率）×23.2%（法人税率）

・法人住民税

①適用数：3件

②取得価額：174百万円

③適用額：46百万円

④減収額：0.8百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%

（都道府県民税1%、市町村民税6%）の税率を乗じて試算。）

10.8百万円（法人税額の減収額）×7%

・法人事業税

①適用数：3件

②取得価額：174百万円

③適用額：46百万円

④減収額：4.4百万円（a+b）

a 法人事業税（地方税）：3.2百万円

116百万円（取得価額）×32%（機械等の特別償却率）×7%（法人事業税率）

+58百万円（取得価額）×16%（建物等の特別償却率）×7%（法人事業税率）

b 特別法人事業税（国税）：1.2百万円

3.2百万円×37%（特別法人事業税率）

(令和5年度推計)

・法人税

①適用数：12件（a+b）

a 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：7件

 $7,000^{*1} \times 1,046^{*2} / 1,092,250^{*3}$

※1 令和5年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けると見込まれる農業者数（聞き取りによる。）

※2 「中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却」を活用した農林水産業者数（租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和5年2月3日））。なお、本税制は農業者が機械等を取得した場合の特別償却（32%）を可能にする税制である一方で、中小企業投資促進税制は中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除（7%）を可能にする税制である。このため、本税制の活用見込みの算定に当たっては、優遇の程度が類似する中小企業投資促進税制の特別償却に係る実績を用いた。

※3 農林業経営体数（令和2年度農林業センサス）

b 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：5件

 $3^{*4} \times 12 / 7^{*5}$

※4 令和4年度実績

※5 令和4年度中の制度運用期間（令和4年9月～令和5年3月）を1年に換算

②取得価額：311百万円

 $3百万円^{*6} \times 7件 + 174百万円^{*7} \times 5 / 3^{*8}$

※6 導入が想定される農業機械の金額 ※7 令和4年度適用額

※8 令和5年度推計対象者数/令和4年度実績対象者数

③適用額：84百万円

3百万円^{*6}×7件×32%（機械等の特別償却率）+116百万円^{*9}×5/3^{*8}（取得価額）×32%（機械等の特別償却率）+58百万円^{*9}×5/3^{*8}（取得価額）×16%（建物等の特別償却率）

※9 令和4年度において導入された基盤確立事業用資産

④減収額：19.6百万円（c+d）

c 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：1.6 百万円

3 百万円^{※6} × 7 件 × 32% (機械等の特別償却率) × 23.2% (法人税率)

d 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18 百万円

10.8 百万円^{※10} × 5 / 3^{※8}

※10 令和4年度減収額

・法人住民税

①適用数：12 件

②取得価額：311 百万円

③適用額：84 百万円

④減収額：1.4 百万円 (法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7% (都道府県民税1%、市町村民税6%) の税率を乗じて試算。)
19.6 百万円 × 7%

・法人事業税

①適用数：12 件

②取得価額：311 百万円

③適用額：84 百万円

④減収額：8.1 百万円 (e+f)

e 法人事業税 (地方税)：5.9 百万円

3 百万円^{※6} × 7 件 × 32% (機械等の特別償却率) × 7% (法人事業税率)
+ 18 百万円^{※11} / 23.2% (法人税率) × 7% (法人事業税率)

※11 令和5年度基盤確立事業の認定を受ける者に係る減収額

f 特別法人事業税 (国税)：2.2 百万円

5.9 百万円 × 37% (特別法人事業税率)

(令和6年度推計)

・法人税

①適用数：18 件 (g+h)

g 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：13 件

$(7,000^{※1} + 6,430^{※12}) \times 1,046^{※2} / 1,092,250^{※3}$

※12 令和5年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者数 (7,000 人^{※1}。聞き取りによる。) と令和4年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者数 (570 人。聞き取りによる。) の差

h 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人

数：5 件^{※13}

3^{※4} × 12 / 7^{※5}

※13 基盤確立事業については、認定申請の受付開始以降、毎月ほぼ一定のペースで相談をいただいていることから、令和5年度以降の認定件数についても一定のペースで進むものと想定。

②取得価額：329 百万円

3 百万円^{※6} × 13 件 + 174 百万円^{※7} × 5 / 3^{※8}

③適用額：90 百万円

3 百万円^{※6} × 13 件 × 32% (機械等の特別償却率)
+ 116 百万円^{※9} × 5 / 3^{※8} (取得価額) × 32% (機械等の特別償却率)
+ 58 百万円^{※9} × 5 / 3^{※8} (取得価額) × 16% (建物等の特別償却率)

④減収額：20.9 百万円 (i+j)

i 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：2.9 百万円

3 百万円^{※6} × 13 件 × 32% (機械等の特別償却率) × 23.2% (法人税率)

j 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18 百万円

10.8 百万円^{※10} × 5 / 3^{※8}

・法人住民税

①適用数：18 件

②取得価額：329 百万円

③適用額：90 百万円

④減収額：1.5 百万円 (法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7% (都道府県民税1%、市町村民税6%) の税率を乗じて試算。)
20.9 百万円 × 7%

・法人事業税

①適用数：18 件

②取得価額：329 百万円

③適用額：90 百万円

④減収額：8.6 百万円 (k+l)

k 法人事業税 (地方税)：6.3 百万円

3 百万円^{※6} × 13 件 × 32% × 7% + 18 百万円^{※14} / 23.2% × 7%

※14 令和6年度基盤確立事業の認定を受ける者に係る減収額

l 特別法人事業税 (国税)：2.3 百万円

6.3 百万円×37%（特別法人事業税率）

（令和7年度推計）

・法人税

①適用数：24 件（m+n）

m 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：19 件

$$(7,000^{*1} + 6,430^{*12} \times 2^{*15}) \times 1,046^{*2} / 1,092,250^{*3}$$

※15 廃止前の持続農業法における認定者数が毎年一定数ずつ伸びていたことを踏まえ、本制度についても周知が進み、毎年一定数ずつ認定が増えるものとして暫定的に試算。

n 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：5 件^{*13}

$$3^{*4} \times 12 / 7^{*5}$$

②取得価額：347 百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} + 174 \text{ 百万円}^{*7} \times 5 / 3^{*8}$$

③適用額：96 百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \text{（機械等の特別償却率）} \\ + 116 \text{ 百万円}^{*9} \times 5 / 3^{*8} \text{（取得価額）} \times 32\% \text{（機械等の特別償却率）} \\ + 58 \text{ 百万円}^{*9} \times 5 / 3^{*8} \text{（取得価額）} \times 16\% \text{（建物等の特別償却率）}$$

④減収額：22.2 百万円（o+p）

o 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：4.2 百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \times 23.2\%$$

p 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18 百万円

$$10.8 \text{ 百万円}^{*10} \times 5 / 3^{*8}$$

・法人住民税

①適用数：24 件

②取得価額：347 百万円

③適用額：96 百万円

④減収額：1.6 百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%（都道府県民税1%、市町村民税6%）の税率を乗じて試算。）

$$22.2 \text{ 百万円} \times 7\%$$

・法人事業税

①適用数：24 件

②取得価額：347 百万円

③適用額：96 百万円

④減収額：9.2 百万円（q+r）

q 法人事業税（地方税）：6.7 百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \times 7\% + 18 \text{ 百万円}^{*15} / 23.2\% \times 7\%$$

r 特別法人事業税（国税）：2.5 百万円

$$6.7 \text{ 百万円} \times 37\% \text{（特別法人事業税率）}$$

2. 適用実績及び適用見込み

	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)
適用件数（件）	3	12	18	24
減収見込み額 (百万円)	16.0	29.1	31.0	33.0

3. 効果

本税制措置により達成される有機農業の取組拡大面積を以下のとおり設定。

令和4年度：(30千ha-27千ha) (※1) × 26.7% (※2) = 0.8千ha

令和5年度：(34千ha-30千ha) (※1) × 26.7% (※2) = 1.1千ha

令和6年度：(39千ha-34千ha) (※1) × 26.7% (※2) = 1.3千ha

令和7年度：(45千ha-39千ha) (※1) × 26.7% (※2) = 1.6千ha

※1 有機農業の取組面積については、前回の事前評価以降に明らかとなった令和2年度における有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。具体的には、2017年(平成29年)から2020年(令和2年)実績値から毎年の伸び率及び2018年(平成30年)から2020年(令和2年)までの伸び率に係る変化率を算定した上で、これらに基づき毎年の伸び率及び目標値を算定した。なお、実績値については、「国内における有機JASほ場面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ)及び「有機農業の取組面積に係る実態調査」(農林水産省生産局農業環境対策課調べ)から有機JAS認証を取得している農地と、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地の面積を合算し算出。

	2017 (H29) 年	2018 (H30) 年	2019 (R元) 年	2020 (R2) 年	2021 (R3) 年	2022 (R4) 年	2023 (R5) 年	2024 (R6) 年	2025 (R7) 年
目標値 (千ha)		-	-	-	27	30	34	39	45
実績値 (千ha)	23.5	23.7	23.8	25.2	-	-	-	-	-
伸び率	-	1.009	1.004	1.059	1.08	1.10	1.12	1.14	1.17
変化率	-	-	0.996	1.054	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02

※2 「令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果」から、有機農業に関する国や自治体から、機械導入や施設整備への支援を希望する者が26.7%であることから、これを本税制の寄与度として算出した。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
令和4年度	農業用機械 (0)	その他の機械 (116)	建築・建設補修 (58)
令和5年度	農業用機械 (21)	その他の機械 (193)	建築・建設補修 (97)
令和6年度	農業用機械 (39)	その他の機械 (193)	建築・建設補修 (97)
令和7年度	農業用機械 (57)	その他の機械 (193)	建築・建設補修 (97)

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

制度名	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	■新設 □拡充 □延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関の税負担を平準化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）は、政策目的（過大支払利子税制について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 修正いたします。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、修正された達成目標（現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることで金融機関の税負担を適正化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する）について、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、修正された達成目標（現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることで金融機関の税負担を適正化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、修正された達成目標（現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることで金融機関の税負担を適正化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 現時点において具体的な要望内容を検討中であるため当該箇所について記載は困難と考えております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 現時点において具体的な要望内容を検討中であるため当該箇所について記載は困難と考えております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関の税負担を平準化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）は、政策目的（過大支払利子税制について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 修正いたします。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本措置により、対象となる金融機関の資本金の減少を防ぐことができ、財務面での安定的な業務基盤が確保されることで貸出余力の確保につながる」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由（本措置は国際的に求められているBEP S対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担の平準化に関するものであることから、租税特別措置によることが妥当である）は、政策目的（過大支払利子税制について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）を表しているものであり、政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。</p>
<p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 修正いたします。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置
2	対象税目	(法人税：義) (国税 08) (法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 12)
	① 政策評価の対象税目	—
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独 (主)管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 金融機関の取引実態や市況の変動に対応することを可能にする観点等を踏まえて、過大支払利子税制について所要の措置を講じること。
		《関係条項》 法人税 租税特別措置法第 66 条 5 の 2、3
5	担当部局	農林水産省経営局金融調整課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和 5 年 8 月 分析対象期間：令和 6 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過大支払利子税制*について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を適正化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。</p> <p>* 近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) に対処するため、純支払利子等 (=支払利子等 - 受取利子等) の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度であり、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避の防止を目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画 (令和 2 年 3 月閣議決定) 第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 《政策分野》 ⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 市場から外貨を調達 (円をドル等に交換) して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず過大支払利子税制の適用を受ける可能性がある。 特に、国際投資を中心とした資金運用を行う系統中央機関は、海外の金利変化の影響を受けやすく、中長期的には合理的な運用を行っている場合でも、単年度では過大支払利子税制の適用により多大な税負担が生じるおそれがある。 このため、現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 対象となる金融機関において財務面での安定的な業務基盤が確保されることで、農業者に対する円滑な資金供給を行うことが可能となり、農業・農村分野の金融機能の維持につながる。</p>
10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、対象となる金融機関の資本金の減少を防ぐことができ、財務面での安定的な業務基盤が確保されることで貸出余力の確保につながる。 他方、本措置が講じられなかった場合には、貸出余力の低下を招くおそれがある。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本要望は、国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を適正化し、過大支払利子税制の目的を適切に実現するものである。</p>

11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>市場から外貨を調達（円をドル等に交換）して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず多大な税負担が発生する構図となっている。</p> <p>こうした影響を適正化するためには、毎年度の経済活動の結果に対して適切な税負担を課することができる措置である必要があるため、単年度ごとに予め需要を計測して予算措置を講じる必要がある補助金等ではなく、租税特別措置によることが妥当である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>税負担を適正化し、金融機関の財務基盤を強化することにより農業者等への安定的な資金供給を可能とし、これにより農山村地域の主要産業である農業の持続的発展を通じた経済活性化を促進することができる。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長
経産02	大企業向け賃上げ促進税制
経産03	GX分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）
経産04	海外投資等損失準備金
経産05	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
経産06	環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）
経産07	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設
経産08	技術研究組合の所得の計算の特例
経産09	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
経産10	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産11	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設
経産12	電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設
経産13	（一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化
経産14	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）を実現する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率（I P O : M & A = 1 : 2）へ高める）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）を実現する）は、スタートアップ育成5か年計画に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率（I P O : M & A = 1 : 2）へ高める）は、政策目的そのものの実現状況を示すための、様々な施策を講じて最終的に達成すべき大きな目標であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 目標を達成する上で、本特例措置の適用期間の最終年度である2025年度時点で到達すべき投資額としては3.8兆円規模と推計している。2027年度において目標投資額を達成できるよう、足元の実績をもとに、一定の伸び率を見込んで推計した数値である。（算定方法の詳細は（3）①の内容による）</p> <p>② 目標を達成する上で、本特例措置の適用期間の最終年度である2025年度時点で到達すべきI P OとM&Aの割合は「I P O : M & A = 1 : 0.97」と推計している。2027年度において目標投資額を達成できるよう、足元の実績をもとに、一定の伸び率を見込んで推計した数値である。（算定方法の詳細は（3）①の内容による）</p> <p>③ 本税制措置の適用期間の最終年度（2025年度）における、本特例措置が達成すべき目標値は、事前評価書「10有効性等」に記載した内容に内包されている。本税制が適用される投資件数・額については、2027年度において目標投資額を達成できるように一定の伸び率を見込んで推計しており、当該投資件数・額をもとに「10有効性等」を試算した。こうした数値との比較により、有効性等を判断することは可能である。</p> <p>④ 上記と同様に、本税制措置の適用期間の最終年度（2025年度）における目標値は、事前評価書「10有効性等」に記載した内容に内包されている。本税制が適用されるM&Aの実施件数・額については、2027年度において目標投資額を達成できるように一定の伸び率を見込んで推計しており、当該M&A実施件数・額をもとに「10有効性」を試算した。こうした数値との比較により、有効性等を判断することは可能である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点</p>

を課題とする。

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）について、「2020年度から2022年度は、経産省調査による」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和2年度及び3年度）について、租特透明化法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）は制度の執行上で得た実測値であるため、算定を行っていない。</p> <p>② 本税制は2020年度に創設された新規出資型と令和5年度税制改正要望にて拡充されたM&A型の2類型がある。本欄においては、2023年度以降の適用数も記載する必要があるため、新規出資型とM&A型の両適用数を合算することが求められるが、租特透明化法に基づき把握される情報については、税制の適用件数ではなく、適用法人数をベースにされていると解される。かかる中、M&A型については適用法人数を推計することが困難であるため、2023年度以降の適用見込みについては、適用件数を用いざるを得ない。この場合には2020年度から2022年度にかけては租特透明化法に基づき把握される情報（適用法人数）を、2023年度以降には適用件数をもとに表を作成することとなるが、表の整合を取る観点から、租特透明化法に基づき把握される情報を用いず、経産省調査による情報を一律で用いることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度から7年度まで）について、「2023年度以降の件数は、スタートアップ育成5年計画において、スタートアップ投資額を5年後に10倍の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率（58%）をもとに試算。2023年度以降については、M&A型の適用見込み件数を上乘せ。具体的には、2017～2021のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算（出典：INITIAL）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「スタートアップ投資額を5年後に10倍の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率（58%）をもとに試算。」としている点については、正しくは「スタートアップ投資額を5年後に10倍超の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率（63%）をもとに試算。」が正であったため、関連箇所を含めて事前評価書を修正させていただく。算定根拠については、2022年の国内スタートアップの資金調達額が8,774億円であり、5年後の投資額を10倍超となる10兆円規模にするための年平均成長率を下記のとおり算定。（出典：INITIAL「Japan Startup Finance 2022」） $(10兆円 / 8,774億円)^{(1/5)} - 1 \approx 63\%$ また、「M&A型の適用見込み件数を上乘せ。具体的には、2017～2021のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算（出典：INITIAL）」としている点については、本税制の適用対象となりうる、買収時の出資金額が5億円以上となるスタートアップのM&Aの件数は年間33.3件程度と推測される一方、日本のI P Oは年間100件程度で推移していることから、I P OとM&Aの比率を5年後に欧州並みの比率まで高めるためには、年に200件程度のM&Aが必要となる。このためにはM&Aの実施件数を年平均で43%程度成長させる必要がある（出典：INITIAL社データベースをもとに</p>

経産省推計)。なお、税制を利用する企業は利益計上法人であることが想定されるため、税制適用見込みを試算するに当たっては、利益計上法人の割合(37.7%)を掛けた数値を計上している(出典：国税庁「令和2年度会社課税調査」)。
「スタートアップ育成5年計画」は、「スタートアップ育成5か年計画」が正であり、修正させていただく。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに把握されていない。
② 過去の減収額について、「法人実効税率を29.74%として試算」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典(算定の基礎となる適用額を含む。))が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 内訳は下記のとおりであり、実効税率を使用せずに試算した。(3) ①に記載した修正により、2023年度以降の数値が変動している。

(単位：億円)

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025
法人税の推定減収額	13	20	35	88	136	213
法人住民税の推定減収額	1	1	2	6	10	15
法人事業税の推定減収額	3	4	7	18	28	44
合計	17	26	44	112	174	272

※法人事業税には付加価値割、所得割、特別法人事業税を含む。

② 下記のとおり算定。
出典：(財務省「法人課税に関する基本的な資料」、総務省「法人住民税・法人事業税」)

番号	内訳	備考
①	法人税の減収額	法人税率を23.2%として、本措置による所得の減収額×23.2%により算定
②	本措置による所得の減収額	事前評価書「10有効性等②適用額」より
③	法人住民税の減収額	法人住民税率を7.0%として、①×7.0%により算定
④	法人事業税(付加価値割)の減収額	法人事業税率(付加価値割)を1.2%として、②×1.2%により算定
⑤	法人事業税(所得割)の減収額	法人事業税率(所得割)を1.0%として、②×1.0%により算定
⑥	特別法人事業税の減収額	特別法人事業税率を260.0%として、⑤×260.0%により算定

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額(法人税、法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額について、「法人実効税率を29.74%として試算」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典(算定の基礎となる適用額を含む。))が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 上記(4)にて回答済。
② 上記(4)にて回答済。

【点検結果】
①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標(出口戦略としてのM&Aの比率を高めていくこと)に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
① 本税制のM&A型は令和5年度に拡充されたものの、本制度は制度の執行上、各事業者の事業年度末に申請を受け付ける仕組みとなっており、企業の決算時期の多くは3月末であることから、現状M&A型に関する認定実績はない。事前相談等は受け付けているが、現時点では効果の検証を行う段階にないと考えている。

【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、所期の達成目標(スタートアップ5か年計画で目標に掲げている5年後に10倍を超える規模に投資額を増加させる)の達成状況(達成目標に対する進展の程度)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標(事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)を実現する)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
② 達成目標(我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:2)へ高める)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】
①
・ 本税制は事業会社からスタートアップへのオープンイノベーションを目的とした投資を促す制度であるが、国内スタートアップへの投資家別投資額として、事業法人系による投資額は約25%(2,318億円/9,128億円)を占めており、事業法人はスタートアップへの投資額を増やす上で重要な役割を担っている。(出典：INITIAL「Japan Startup Finance 2022」)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度の制度創設以降税制の適用件数・金額は着実に増加しており、2022年には127件、508億円の適用実績。2022年以降、スタートアップの資金調達環境が悪化の煽りを受け、海外投資家による投資は大幅に減少し、独立系VCによる投資も減少する中、事業法人系の投資は増加しており、スタートアップ投資を下支え。 ・ 2022年は事業会社における国内スタートアップ投資は概ね横ばいであったのに対し、本税制の適用投資額は大幅増加（+39%）しており、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に貢献している可能性。 ・ 以上より、本税制は事業会社による国内スタートアップへの投資を後押ししており、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027年度に10兆円規模とする）に寄与していると考えている。 <p>② M&A型については、制度の執行上現時点での認定案件はないが、案件の相談等も受け付けている状況であり、本税制は企業の投資判断に一定寄与するものと考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 事業会社の事業再構築と、スタートアップ企業の更なる成長を実現するためには、我が国のあらゆる事業会社とスタートアップとの出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。事業会社が行うスタートアップ投資について、税制措置を講じ広く我が国事業会社一般に対して投資インセンティブを付与することは、投資インセンティブの創出につなげることが困難な立法措置や、事業会社一般へのインセンティブ付与が困難な補助金等の予算措置と比較しても、当該目的を達成する上で、政策手段として有効である。更に、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに支援の対象を限定することで、必要最小限の支援措置となるよう制度設計がなされている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義 (国税 5) 法人住民税、法人事業税: 義 (自動連動) (地方税 21)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 国内の事業会社またはその国内 CVC が、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の発行株式を一定額以上取得する場合、その株式の取得価額の 25% が所得控除される制度。
		《要望の内容》 適用期限を令和 8 年 3 月 31 日まで延長する。
		《関係条項》 租税特別措置法第 66 条の 13
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 5 年 8 月 分析対象期間: 令和 2 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
7	創設年度及び改正経緯	令和 2 年度創設 (令和 2 年 4 月 1 日～) 令和 4 年度拡充・延長 (令和 4 年 4 月 1 日～) 令和 5 年度拡充 (令和 5 年 4 月 1 日～)
8	適用又は延長期間	2 年間 (令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 【スタートアップ育成 5 年計画 (令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議決定)】 6. 第三の柱: オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」(開業数)のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要

		<p>である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。 ○ この投資額は、過去 5 年間で 2.3 倍増 (3,600 億円 (2017 年) → 8,200 億円 (2021 年)) であり、現在、8,000 億円規模であるが、本 5 年計画の実施により、5 年後の 2027 年度に 10 倍を超える規模 (10 兆円規模) とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。 3. パッケージの方向性 ○ スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目すると、米国では M&A が 9 割を占めるのに対し、我が国では IPO が 8 割であり、圧倒的に IPO の比率が高い。M&A の比率を高めていくことが求められる。 ○ このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略 (出口戦略) としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。</p> <p>【統合イノベーション戦略 2023 (令和 5 年 6 月 6 日閣議決定)】 第 1 章 総論 (国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション) 2. 科学技術・イノベーション政策の 3 つの基軸 (3) イノベーション・エコシステムの形成 (3) 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (成長志向の資金循環形成) オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。</p> <p>【経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】 第 2 章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進 (スタートアップの推進と新たな産業構造への転換) さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 年改訂版 (令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成 5 年計画の推進 2. スタートアップ育成 5 年計画の推進 (6) オープンイノベーションの推進 ① オープンイノベーションを促すための税制措置等 スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。</p>
--	--	---

10	有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1.経済構造改革の推進												
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成5か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標(2027年度に10兆円規模とする)を実現する。 ・我が国スタートアップのエグジットに占めるM&Aの比率を2027年度までに欧州並みの比率(IPO:M&A=1:2)へ高める。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。</p>												
		①: 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数(件)</td> <td>123</td> <td>113</td> <td>129</td> <td>228</td> <td>367</td> <td>592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度の数値の考え方は以下のとおり(適用額、減収額についても同様)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年度から2022年度は、経産省調査による。 ・2023年度以降の件数は、スタートアップ育成5か年計画において、スタートアップ投資額を5年後に10倍超の水準とすることを目標に掲げていることから、その年平均成長率(63%)をもとに試算。 ・2023年度以降については、M&A型の適用見込み件数を上乘せ。具体的には、2017~2021のスタートアップM&Aの件数と金額を基に試算(出典:INITIAL)。 	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	件数(件)	123	113	129	228
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025									
件数(件)	123	113	129	228	367	592									
②: 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額(億円)</td> <td>56</td> <td>88</td> <td>149</td> <td>378</td> <td>588</td> <td>919</td> </tr> </tbody> </table> <p>・2020年度、2021年度の適用額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)による。2022年度以降は推定。</p>	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	適用額(億円)	56	88	149	378	588	919
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025									
適用額(億円)	56	88	149	378	588	919									
③: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推定減収額(億円)</td> <td>17</td> <td>26</td> <td>44</td> <td>112</td> <td>174</td> <td>272</td> </tr> </tbody> </table> <p>・法人実効税率を29.74%として試算</p>	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	推定減収額(億円)	17	26	44	112	174	272
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025									
推定減収額(億円)	17	26	44	112	174	272									

11	相当性	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>(分析対象期間:創設時~令和5年4月)</p> <p>○事業法人によるスタートアップ投資額(出典:INITIAL)</p> <p>2019年 1,817億円 2020年 1,870億円 2021年 2,266億円 2022年 2,318億円</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本税制の適用を受けた事業会社等による国内スタートアップ企業への投資額は2022年の1年間で約398億円であり、これは2022年の事業会社等による国内スタートアップ投資全体の約17%にあたる。また、本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の投資の伸び率よりも大きく、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定程度貢献している。スタートアップ育成5か年計画においてスタートアップへの投資額を5年で10倍超にする目標を掲げている中、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進する措置が必要である。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>上述のとおり、本施策により直接的に事業会社によるスタートアップ投資額は押し上げられていると考えられる。本税制による後押しを受けてスタートアップへの投資を行うことで、当該事業会社がノウハウを蓄積することにより投資の積極性を増していくことや、投資やM&Aを受けたスタートアップが事業会社からの経営資源の提供を受けて事業成長を遂げる等の波及効果も考えられる。上記の効果を鑑みれば、本施策には、租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が存在している。</p>
		①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>政府では、「スタートアップ5か年計画」を取りまとめた上で、スタートアップの起業加速とオープンイノベーションの推進を通じて、スタートアップを生み育てるエコシステムを創出していくこととしている。</p> <p>スタートアップの更なる成長を支援する観点からは、スタートアップとオープンイノベーションを促進する必要がある。また、スタートアップ単独では成し得ないスピード・規模での事業成長を実現する出口戦略として、事業会社によるスタートアップのM&Aを促進することは重要である。</p> <p>こうした観点から、税制措置を講じて投資のインセンティブを付与することは、当該目的を達成する政策手段として有効である。</p>
②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>事業会社とスタートアップ企業のオープンイノベーションの促進を目的とした対応として、政府が策定したスタートアップ5か年計画において、①大企業とスタートアップのネットワーク強化(秘密保持契約等において留意すべき指針の周知、J-Startupやオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会(JOIC)を通じたネットワーク強化)、②M&Aを促進するための国際会計基準の任意適用の拡大を促すことについて、今後取り組む内容として位置づけられている。この措置は、それぞれ、スタートアップM&Aの阻害要因となっている①事業会社による自前主義や②日本会計基準に基づくのれんの定期償却という課題への対応であ</p>		

		り、本措置が解決すべき事業会社によるスタートアップへの出資(M&A含む)を促進するための政策課題とは対応する課題が異なる。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	事業会社やスタートアップは都心部のみならず地方にも位置している。本税制によりオープンイノベーションを促進することで、地方に位置する事業会社やスタートアップが成長することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和4年12月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	大企業向け賃上げ促進税制
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（賃上げに関する企業の計画的な検討を促進するとともに、賃上げを行う企業の裾野の拡大を後押しし、「構造的・持続的な賃上げ」を実現する。以下同じ。）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（賃上げの原資が確保できている企業における賃上げを促すことにより、低下する賃上げの水準を一気に反転させ、新しい資本主義の起動にふさわしい賃上げを実現する。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」で言及されており、我が国経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融の引締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が我が国経済に与える影響を十分に注意する必要があり、現状において数値目標の設定は適当でない。昨今は、総理からも「物価高に負けない賃上げ」、「インフレ率プラス数%」といった言い方がなされている。こうしたことを踏まえると、本税制における賃上げ率の目標についても、現時点で定量的に示すことは適切ではないが、一般的に言えば、日銀による2024年度の物価上昇の予測が1.9%であることに鑑みると、1.9%プラス数%を念頭に置くことが適切であると言える。</p> <p>② 令和6年度税制改正については、今後党税調で議論されていくものと承知しており、要望を行っている租特の延長期間の長期化を前提として記載することは適切ではないものと承知しているが、仮に6年間租特の延長期間が長期化されるものと仮定すると、目標達成時期は、令和14年度となる。</p> <p>③ 今年の春闘の賃上げ率は30年ぶりの高い水準となっており、今までとは潮目が変わってきたとされているものの、この高水準の賃上げ率を一過性のものにせず、「構造的・持続的な賃上げ」を実現することが現在の最重要課題となっている。したがって、新たな達成目標へ変更することは合理的であると言える。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度の適用件数を基に令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、名目GDP成長率等を用いて令和4年度の適用件数を試算すると1,926件と推計。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和3年度の適用件数を基に令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、名目GDP成長率等を用いて令和4年度の適用件数を試算すると1,926件と推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率を推計し、令和3年度の適用件数を基に算出した令和4年度の適用見込件数を基に税制の適用件数を試算。</p> <p style="text-align: center;">(単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>令和5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>7,342</td> <td>7,522</td> <td>7,654</td> </tr> </table> <p>※検討中の内容による試算のため、変更となる可能性がある。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の適用数（令和8年度）が予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>	年度	令和5	6	7	法人税	7,342	7,522	7,654
年度	令和5	6	7					
法人税	7,342	7,522	7,654					

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和4年度の法人税）が把握されていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p style="text-align: center;">(単位:千円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>平成30</td> <td>令和元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>3,989,488,060</td> <td>975,637,451</td> <td>528,452,407</td> <td>483,605,329</td> <td>2,896,612</td> </tr> </table> <p>※令和3年度までは実績数値。出典：総務省「道府県税の課税状況等に関する調査」令和4年度は②の法人税減収推計額に法人事業税率2.7%を乗じて算出。</p> <p>※法人住民税については、大企業向け賃上げ促進税制は、地方税法第292条において法人住民税の遡断規定が置かれているため対象外。</p> <p>② (2) ①で推計した適用件数及び令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、経産省アンケートを基にした上乗せ要件適用割合を基に令和4年度の法人税の減収額を試算すると、約1,073億円と推計。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（法人事業税）について、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の減収額（平成30年度から令和3年度までの法人事業税）について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「(2) ①で推計した適用件数及び令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、経産省アンケートを基にした上乗せ要件適用割合を基に令和4年度の法人税の減収額を試算すると、約1,073億円と推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及び</p>	年度	平成30	令和元	2	3	4	法人事業税	3,989,488,060	975,637,451	528,452,407	483,605,329	2,896,612
年度	平成30	令和元	2	3	4							
法人事業税	3,989,488,060	975,637,451	528,452,407	483,605,329	2,896,612							

その出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額が予測されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率を推計し、令和3年度の適用件数を基に算出した令和4年度の適用見込件数を基に税制の適用件数を試算。給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率をもとに、税額控除額の算定基礎となる1社当たり給与等支給総額増加額を算出し、上記で算出した適用見込件数を基に令和5年度～令和7年度の適用額を算出。

(単位:億円)

年度	令和5	6	7
法人税	1,451	1,517	1,546

※検討中の内容による試算のため、変更となる可能性がある。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額(法人事業税)が予測されていないため、この点を課題とする。

また、将来の減収額(令和8年度の法人税)が予測されておらず、この点を課題とする。

また、将来の減収額(令和5年度から7年度までの法人税)について、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 令和3年度の賃上げ促進税制に関する適用実績は、適用件数は約14万件、適用金額は約2,430億円となっている。令和2年度以前も、毎年概ね約10万社の企業に御活用いただいている。企業の賃上げ促進に対する効果については、令和3年度の適用金額を基に機械的に計算すると、1.6兆円規模の賃金の増加が本税制の適用の基準として評価されたことになる。他方、賃上げは、税制のみならず企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであって、税制の効果だけを取り出して定量的にお示しすることは難しい。なお、令和5年度春闘における賃上げ率は30年ぶりの高水準となり、マクロの雇用者報酬も増加している。これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 賃上げは税制のみならず企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであって、税制

の効果だけを取り出して定量的に示すことは困難ではあるものの、要望事項を措置することにより、将来の適用数は増加が見込まれており、より多くの企業において賃上げが実現することとなる。また、将来の減収額についても増加が見込まれており、我が国全体の家計所得の増大が実現する。

【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【経済産業省の補足説明】

① 政策目的を実現するためには、投資の促進等を行い中長期的な賃上げ原資の確保を後押しするとともに、こうして得られた賃上げの原資を従業員に還元することを後押しし、成長と分配の好循環を実現していくことが重要であるために本税制措置を講じる必要がある。

【点検結果】

① 「政策目的を実現するためには、投資の促進等を行い中長期的な賃上げ原資の確保を後押しするとともに、こうして得られた賃上げの原資を従業員に還元することを後押しし、成長と分配の好循環を実現していくことが重要であるために本税制措置を講じる必要がある」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、中でも(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	大企業向け賃上げ促進税制
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税6) (法人住民税:義、法人事業税:義(自動連動))(地方税7)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告を提出する事業者が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度(個人の場合は令和5年から令和6年の各年)に、国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から3%以上増加している場合、その法人の雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる。</p> <p>さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が上乗せされる。</p> <p>①継続雇用者給与等支給額が前期の継続雇用者給与等支給額から4%以上増加している場合は10%上乗せ</p> <p>②教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から20%以上増加している場合は5%上乗せ</p> <p>なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。</p> <p>ただし、その事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限る。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、少子化対策にもつながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。</p> <p>加えて、賃上げを行う企業の裾野の拡大に向けて、中堅企業に対する措置を強化するとともに、赤字等の厳しい業況の中にある中堅企業の賃上げを後押しする観点から、税額控除額が控除の上限額を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を創設する。</p> <p>さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p>

		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4) ・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、租税特別措置法施行令第27条の12の5) ・地方税(地方税法附則第9条第13項、第14項、第15項、第16項及び第17項)
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業人材課
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期: 令和5年9月</p> <p>分析対象期間: 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。</p>
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 創設: 所得拡大促進税制(給与等支給額の平成24年度からの増加額の10%を税額控除)の創設。適用期限は平成27年度末。 ・平成26年度 拡充及び延長: 給与等支給額の総額増加要件の緩和及び適用期限の2年延長。 ・平成27年度 拡充: 給与等支給額の総額増加要件の緩和。 ・平成29年度 拡充: 給与等支給額の平均額増加要件の厳格化。 ・平成30年度 創設: 大企業分の所得拡大促進税制廃止及び賃上げ・生産性向上のための税制(給与等支給額の前年度からの増加額の15%又は20%を税額控除)の創設。適用期限は令和2年度末。 ・令和2年度 延長・見直し: 設備投資の減価償却費割合要件の厳格化。 ・令和3年度 延長・見直し: 継続雇用者給与等支給額の増加要件を新規雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。設備投資の減価償却費割合要件を廃止。 ・令和4年度 延長・見直し: 新規雇用者給与等支給額の増加要件を継続雇用者給与等支給額の増加要件へ改組。控除率の拡充。
8	適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2023(抜粋)</p> <p>第1章 マクロ経済運営の基本的考え方</p> <p>1. 本基本方針の考え方</p> <p>「新しい資本主義」を通じて、経済の付加価値を高め、企業が上げた収益を構造的賃上げによって労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を成し遂</p>

		<p>げる。また、社会全体でこども・子育てを支える社会の構築や全てのこどもがチャンスを得られる教育制度の確保、生活の安定や将来の安心の基盤となる社会保障制度の持続可能性の向上、多様な価値観が尊重される包摂社会の実現に向けた取組等を通じ、分厚い中間層を復活させていく。</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速 1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成) 中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(抜粋) 1. 資本主義のバージョンアップに向けて 1. 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の改訂の考え方 新しい資本主義を通じて、官民が連携し、社会課題を成長のエンジンへと転換することで、経済の付加価値を高めつつ、企業が上げた収益を労働者に分配し、消費も企業投資も伸び、更なる経済成長が生まれるという成長と分配の好循環を成し遂げ、分厚い中間層を復活させていく。 (中略) 3. 「市場も国家も」による課題解決と新たな市場・成長、国民の持続的な幸福実現 新しい資本主義は一人ひとりの国民の持続的な幸福を実現するものでなければならない。官民連携による社会的課題の解決とそれに伴う新たな市場創造・成長の果実は、多くの国民・地域・分野に広く還元され、成長と分配の好循環を実現していく必要がある。</p> <p>Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」 (7) 多様性の尊重と格差の是正 ② 中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 ii) 中小・小規模企業の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済構造改革の推進</p>

	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 賃上げに関する企業の計画的な検討を促進するとともに、賃上げを行う企業の裾野の拡大を後押しし、「構造的・持続的な賃上げ」を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、「構造的・持続的な賃上げ」を実現し、個人の所得水準の改善を通じた消費拡大及びそれに伴う「成長と分配の好循環」の実現に取り組む。</p>																																																																	
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数 ②: 適用額 ③: 減収額 ④: 効果</p>	<p>(単位: 件)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>6,126</td> <td>6,546</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>2,279</td> <td>1,900</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>818</td> <td>980</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>5,285</td> <td>4,798</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p> <p>(単位: 億円)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>818</td> <td>980</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>5,285</td> <td>4,798</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は総務省「道府県税の課税状況等に関する調」による。</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 25 年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成 26 年以降、平均給与額*は堅調に上昇。 (平成)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>26 年</th> <th>27 年</th> <th>28 年</th> <th>29 年</th> <th>30 年</th> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>415</td> <td>420</td> <td>422</td> <td>432</td> <td>441</td> </tr> </table> <p>(令和)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>元年</th> <th>2 年</th> <th>3 年</th> </tr> <tr> <td>万円</td> <td>446</td> <td>433</td> <td>443</td> </tr> </table> <p>※国税庁「国民給与実態統計調査」における給与所得者 1 人当たりの平均給与額 (各年における 1 年間の給料・手当及び賞与の合計額)。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 賃上げは、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを定量的に図ることは難しいものの、平成</p>	年度	令和2	3	4	5	法人税	6,126	6,546	精査中	精査中	所得税	2,279	1,900	精査中	精査中	年度	令和2	3	4	5	法人税	818	980	精査中	精査中	所得税	5,285	4,798	精査中	精査中	年度	令和2	3	4	5	法人税	818	980	精査中	精査中	所得税	5,285	4,798	精査中	精査中		26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	万円	415	420	422	432	441		元年	2 年	3 年	万円	446	433	443
年度	令和2	3	4	5																																																															
法人税	6,126	6,546	精査中	精査中																																																															
所得税	2,279	1,900	精査中	精査中																																																															
年度	令和2	3	4	5																																																															
法人税	818	980	精査中	精査中																																																															
所得税	5,285	4,798	精査中	精査中																																																															
年度	令和2	3	4	5																																																															
法人税	818	980	精査中	精査中																																																															
所得税	5,285	4,798	精査中	精査中																																																															
	26 年	27 年	28 年	29 年	30 年																																																														
万円	415	420	422	432	441																																																														
	元年	2 年	3 年																																																																
万円	446	433	443																																																																

		25年度から令和3年度までの9年間で約90万件の企業が本税制の適用を受け、その累計の減税規模は約2.3兆円となっている。その間、高水準の賃上げを達成してきており、税制も寄与してきたものと考えられる。
	⑤: 税収減を是認する理由等	日本経済を成長軌道に乗せるための要は「新しい資本主義」の実現であり、そのために「成長と分配の好循環」の実現が重要。政府方針として、最重要課題として所得の向上につながる賃上げを促していくこととしており、成長の果実を従業員に分配し、そして未来への投資である賃上げが原動力となって、更なる成長につながるという好循環の実現に資するものであることから、本税制による税収減は是認される。
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>企業の賃上げを促進することで、企業が上げた収益の労働者への分配が進み、消費の拡大につながり、更なる経済成長が生まれるという「成長と分配の好循環」を実現し、日本経済を成長軌道に乗せていく、という政策目的を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>「成長と分配の好循環」による持続可能な経済の実現に向けて、特定の産業・業種を問わず、賃上げの原資が確保できている全ての企業に対して賃上げを促していくことが必要であり、全国遍く政策効果を行き渡らせる観点から、地方公共団体の協力が不可欠。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価: 令和4年2月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	G X分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産基盤税制）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（中長期的な経済成長を牽引するG X分野を中心に、D Xや経済安保等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）は、政策目的（“世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引するG X分野を中心に、D Xや経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 租税特別措置の適用を受けられる物資の範囲や適用数等を精査中のため、現時点で具体的に記載できていないが、制度措置を踏まえ、評価分析期間中に本税制の適用を受けて実施された設備投資額、生産・販売の増加額、それらの経済効果（雇用の増加等）等の適切な指標を参照しながら、本租税特別措置の政策評価を行う予定である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1) のとおり、今後、具体的な達成目標を設定した上で、本租税特別措置の効果を適切に分析する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 今回の政策目的は、G X, D X, 経済安保等の戦略分野において、経済効果や自律性確保の観点から特段に国として支援が不可欠な物資について、国内の投資・生産の拡大を促すこと。生産のための設備投資に対する補助金や税制等の措置は、設備投資自体を促進することは可能であるが、実際にその設備を用いた物資の生産の増加（既存設備の稼働率・生産性の向上及び新規需要の開拓を含む）自体に直接的なインセンティブを与えるものではない。一方、企業が投資・生産・販売の拡大に成功してはじめて税額控除を提供する措置は、上記政策目的を直接的に達成しやすい。また、直近年度での投資開始がある程度見込まれるものに対する措置が念頭となっている補助金等とは異なり、租税特別措置については、適用期間を長期に設定することにより、将来見通しの不確実性等から投資判断に時間を要するものについては、企業にとっての中長期での予見可能性を確保することで、投資判断を促すことができる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	GX 分野等の成長分野における戦略物資を生産・販売した場合の税額控除新設の検討（戦略物資生産盤税制）
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税15) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税6) ②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税15)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 ・中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資(戦略物資)について、その生産・販売量に応じた税額控除措置を新たに講じる。 ・本税制について、税額控除の繰越制度を講じる。 《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課 経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和6年4月～令和9年3月
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	長期間にわたる適用期間を措置する。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 “世界に伍して競争できる投資支援パッケージ”の一環として、中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産・販売活動に応じた税額控除措置を講じることで、これら戦略物資の生産コストを押し下げ、企業の収益性を高めるとともに、国内生産基盤を強化することによって、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。 《政策目的の根拠》 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定)において、「成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要」とされている。

10	有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進 ○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日) 各国では、戦略分野について、5年から10年にわたる初期投資にとどまらないランニングコストを含めた包括的支援が、既に実施又は予定されている。米国では、インフレ削減法等の枠組みを通じて、予算・減税措置を行うこととした。欧州企業の中にはこれを踏まえて米国内での事業を検討する企業も出てきたことから、EUはこれに対抗する形で、EU域内での国家補助規制をGX分野の投資については緩和する方向で改正することを発表した。我が国としても、成長の見込まれる戦略分野を中心に、国内外の企業に中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間での包括的な支援を行うことが必要である。
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中長期的な経済成長を牽引する GX 分野を中心に、DX や経済安全保障等の観点を踏まえつつ、戦略的に重要な物資の国内生産基盤を強化するとともに、我が国の産業競争力・経済成長につなげる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって、戦略物資の国内生産に係る収益性を高め、日本国内における戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなる。本租税特別措置を講じることによって、日本国内への企業立地・投資を促進するとともに、国内生産物資の世界市場でのシェア拡大を図ることで、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
		①: 適用数	精査中
		②: 適用額	精査中
		③: 減収額	精査中
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 長期にわたる生産・販売量に応じた税額控除は、企業にとって戦略物資の生産・販売体制を強化する上での大きなインセンティブとなるため、企業による国内外の新たな需要の獲得を後押しするとともに、企業の収益性を高め、日本国内への企業立地・投資を推進することができる。

		⑤: 税収減を是認する理由等	本措置を講じることにより、GX分野等における戦略物資に関する国内立地・投資が促進するとともに、企業の新たな需要開拓を後押しすることによって、経済波及効果が期待でき、我が国の産業競争力・経済成長につながる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、生産活動の初期段階にある設備投資減税等ではなく、その後の生産・販売の段階に着目し、それを拡大すべく措置を講じるものである。</p> <p>GX分野等における設備投資減税等は、生産基盤を保有する上では意義はあるものの、先進各国が自国内への企業の立地・投資を誘致する動きを強める中で、日本の経済成長や産業競争力強化のためには、国内における生産の拡大や需要開拓を通じた販売の拡大を行うことが重要である。</p> <p>例えば、蓄電池等の戦略物資について、米国においては、インフレ削減法等の枠組みを通じて、10年間にわたる生産・販売量に応じた税制措置をはじめとした投資促進政策を導入しており、こうした海外の政策動向の変化に対応することができなければ、国際的な競争に大きく劣後し、わが国の産業競争力や立地拠点としての競争力を喪失することになりかねない状況。各国と遜色ない措置を講じることで、対象商品の国内での生産を維持・拡大することが、我が国の産業競争力強化・経済成長に資する。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		②: 地方公共団体が協力する相当性	本租税特別措置は、地方を中心とした日本国内への企業立地・投資を促進し、地方における雇用創出や地方企業の競争力強化に寄与するものである。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>なお、①及び②は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）は、「エネルギー基本計画」（令和3年10月22日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））は、エネルギー基本計画に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>なお、③及び④は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとした。</p> <p>③・④ 本特例措置は、我が国企業による探鉱・開発事業のための投資活動を促進することにより、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に資するための措置であることから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げること、及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げることとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和2年度及び3年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第211回国会提出）における実績を引用」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 過去の減収額（令和3年度の法人住民税及び法人事業税）について、地方税法に基づき把握される影響額と異なる減収額が記載されており、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されおらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため内訳の記載をしていなかった。そのため「地方税（法人住民税）」と記載修正させていただいた。</p> <p>②・③ 令和2年度から7年度までの法人税及び法人住民税の減収額は、下記の通り算出した。なお、令和3年度から7年度の地方税について、誤記があったため修正させていただいた。</p> <p><国税>（報告書適用額）×（法人税率）</p> <p>令和2年度：1,253百万円 × 23.2% = 291百万円（→2.9億円）</p> <p>令和3年度：8,473百万円 × 23.2% = 1,966百万円（→19.7億円）</p> <p>（令和2年度及び3年度の平均）</p> <p>令和4年度～7年度：（2.9億円 + 19.7億円）/2 = 11.3億円</p> <p><地方税>（国税）×（市町村分6.0%+都道府県分1.0%）</p> <p>令和2年度：291百万円 × 7.0% = 20百万円（→0.2億円）</p> <p>令和3年度：1,966百万円 × 7.0% = 138百万円（→1.4億円）</p> <p>（令和2年度及び3年度の平均）</p> <p>令和4年度～7年度：（0.2億円 + 1.4億円）/2 = 0.8億円</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出）の備考欄において、法人事業税に関しては「事業税の所得計算において適用対象外」となっているため内訳の記載をしていなかった。そのため「地方税（法人住民税）」と記載修正させていただいた。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
② 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、②及び③は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
④ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。
⑤ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、過去の適用数2件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。 なお、④及び⑤は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑥ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
⑦ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、⑥及び⑦は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
⑧ 所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。
⑨ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。 なお、⑧及び⑨は、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。

【経済産業省の補足説明】
① 令和4年度における鉱物の自給率については集計中のため、最新の時点として令和3年度までの数値を記載した。
② 石油・天然ガス（令和4年度）については、以下のとおり。 自主開発比率＝（我が国企業の權益に関する引取量及び国内生産量） ÷（輸入量及び国内生産量） ＝（157.8万boe/d）÷（472.4万boe/d） ＝33.4% （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の權益に関する引取量」：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構のアンケート）
③ 鉱物資源（ベースメタル）（令和3年度）については、以下のとおり。 自給率＝（我が国企業の權益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量） ÷（国内金属需要量） ＝45.8% ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）
④・⑤ 適用数が少ないことについて、リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない上、石油・ガス開発業界では企業の統合・再編が進み、結果的に企業数が少なくなっている事情がある。他方、本特例措置を利用することで資源開発の投資承認を得られた事例もあり、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源の自給率の向上に貢献していると言える。
⑥・⑦ 達成目標に対する本特例措置の直接的な効果を示すことは難しいが、案件数が限られている資源開発事業において、本特例措置の利用に関する相談や実際に利用されており、石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に貢献している。
⑧ 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げる）の直近（令和4年度）の達成状況は66.8%。
⑨ 達成目標（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる）の直近（令和3年度）の達成状況は57.3%。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、所期の達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果（令和2年度及び3年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（令和2年度）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
⑥・⑦ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
⑧・⑨ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成できない見込みにもかかわらず、その原因が分析されておらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本特例措置を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の促進を図る意義は高まっている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 20) 法人住民税、法人事業税: 義(地方税 22)(自動連動)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、一定割合 ^(※) の準備金の積立て及びその損算入を認める制度。 (※)探鉱法人の場合は出資額の50% 開発法人の場合は出資額の20%
		《要望の内容》 適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。
		《関係条項》 ○租税特別措置法第55条 租税特別措置法施行令第32条の2 租税特別措置法施行規則第21条 ○地方税法第23条第1項第3号、第72条の23第2項、第292条第1項第3号
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 資源開発課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	【年度】 【要望等の内容】 昭和39年度 「海外投資損失準備金」創設(3年間) 昭和42年度 延長(2年間) 昭和44年度 延長(2年間) 昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2年間) 昭和46年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3年間) 昭和48年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組 昭和49年度 延長(2年間) 昭和51年度 延長(2年間)(開発の積立率: 50%→40%) 昭和53年度 延長(2年間) 昭和55年度 延長(2年間) 昭和57年度 延長(2年間) 昭和59年度 延長(2年間) 昭和61年度 延長(2年間) 昭和63年度 延長(2年間) 平成2年度 延長(2年間) 平成4年度 延長(2年間) 平成6年度 延長(2年間) 平成8年度 延長(2年間) 平成10年度 延長(2年間)(開発の積立率: 40%→30%) 平成12年度 延長(2年間) 平成14年度 延長(2年間)

		平成16年度 延長(2年間) 平成18年度 延長(2年間) 平成20年度 延長(2年間) 平成22年度 延長(2年間)(探鉱の積立率: 100%→90%)(石炭、木材を除外) 平成24年度 延長(2年間) 平成26年度 延長(2年間) 平成28年度 延長(2年間)(探鉱の積立率: 90%→70%) 平成30年度 延長(2年間)(探鉱の積立率: 70%→50%)(開発の積立率: 30%→20%) 令和2年度 延長(2年間) 令和4年度 延長(2年間)
8	適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー政策において、石油・天然ガスは2030年度の一次エネルギー供給においても合計約5割を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。 こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。 2023年5月に開催されたG7広島首脳サミットにおいても、各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、ネット・ゼロという共通目標につなげることや、ガス部門への投資が現下の危機及びこの危機により引き起こされる将来的なガス市場の不足に対応するために適切であることが認識されている。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高め、これがこれまで以上に重要となっている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。
		②: 政策目的の根拠 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定) 第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

	<p>1. 国際環境変化への対応 (3)エネルギー安全保障の強化 ロシアのウクライナ侵略によって国際的なエネルギー市場が混乱する中、我が国では、エネルギー価格の高騰や国内における電力やガスの需給ひっ迫の懸念など、エネルギー危機が危惧される緊迫した状況にある。安定的で安価なエネルギー供給は、国民生活、社会・経済活動の根幹であり、脱炭素化の取組とともに、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要がある。</p> <p>世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国においては、石油・天然ガス、金属鉱物資源の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行うほか、政府系機関を通じた支援強化の取組を進める。加えて、アジア各国と連携した LNG の確保などアジア全体でのエネルギーの安定供給を図るとともに、同志国等との協調などを通じて重要鉱物の安定供給の確保に取り組む。</p> <p>また、レアメタル権益の確実な確保に向けた支援措置など安定供給体制の強化や、メタンハイドレート、海底熱水鉱床、レアアース泥等の国産海洋資源の確保に取り組む。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定) IV. GX・DX 等への投資 2. GX・エネルギー安全保障 (1)エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 ⑥資源確保に向けた資源外交など国の関与の強化 i)資源の安定供給確保 不確実性が高まる LNG 市場の動向を踏まえ、長期間の備蓄が困難という LNG の性質を考慮し、民間企業の調達力を活かす形で、戦略的余剰 LNG を構築する等、政策を総動員して安定供給確保を目指す。</p> <p>○G7 広島首脳コミュニケ(2023 年 5 月 20 日)(仮訳) <エネルギー> パリ協定の我々のコミットメントに合致した形で、エネルギー節減及びガス需要の削減を通じたものを含め、ロシアのエネルギーへの依存からのフェーズアウトを加速すること、及びエネルギー供給、ガス価格及びインフレーション、並びに人々の生活へのロシアによる戦争の世界的な影響に対処することが必要である。この文脈において、我々は、液化天然ガス(LNG)の供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調するとともに、ガス部門への投資が、現下の危機及びこの危機により引き起こされ得る将来的なガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを認識する。</p> <p>○GX 実現に向けた基本方針(令和 5 年 2 月 10 日閣議決定) 2.エネルギー安定供給の確保を大前提とした GX に向けた脱炭素の取組 (2)今後の対応 6) 資源確保 に向けた資源外交 など国の関与の強化 ロシアによるウクライナ侵略を契機に世界の LNG 供給余力がより減少するなど、世界の資源・エネルギー情勢がより複雑かつ不透明となる中、資源の大部分を海外に依存する我が国</p>
--	--

	<p>においては、化石燃料と金属鉱物資源等の安定供給確保のため、国が前面に立って資源外交を行う必要がある。</p> <p>○エネルギー基本計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定) 5.2050 年を見据えた 2030 年に向けた政策対応 (9)エネルギー安定供給とカーボンニュートラル時代を見据えたエネルギー・鉱物資源確保の推進 カーボンニュートラルへの道筋に様々な不確実性が存在する状況においても、エネルギー・セキュリティの確保に関しては一切の妥協は許されず、必要なエネルギー・資源を安定的に確保し続けることが国家の責務である。昨今の中東情勢の変化や新興国の需要拡大、シーレーンの不安定化、戦略物資を巡る国際的な緊張の高まり等も踏まえると、石油・天然ガスや金属鉱物資源等の海外権益獲得や国内資源開発を通じた安定供給確保は、国民生活及び経済活動の観点から重要であり、引き続き確実に達成する必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、①足下で必要な石油・天然ガス等の更なる安定的な確保、②電化等で需要が拡大するレアメタル等の金属鉱物資源の更なる安定的な確保、③脱炭素燃料・技術の導入・拡大について、資源・燃料政策として一体的に捉え、我が国が資源・エネルギーの安定供給に万全を期しつつ、カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するための包括的な政策を推進する。</p> <p>②石油・天然ガス等の自主開発の更なる推進 石油・天然ガスのほぼ全量を輸入に依存する我が国は、輸入依存度が高いことによる調達における交渉力の限界や、中東情勢等により影響を受けやすいという構造的課題を抱えている。こうした中で、石油・天然ガスの安定供給確保のためには、我が国企業が直接その開発・生産に携わる海外の上流権益確保と国内資源開発を通じた自主開発を進めることが極めて重要である。そのため、我が国として、内閣総理大臣を筆頭とした資源外交や JOGMEC によるリスクマネー供給等を通じて、我が国企業による自主開発を推進してきた。</p> <p>一方、新型コロナウイルス感染拡大に端を発した油価低迷による上流投資の減少、中東情勢の不安定化や南シナ海・東シナ海での緊張の高まりに伴うシーレーンリスクの高まり、さらには 2020 年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言や 2021 年 4 月の 2030 年度の新たな温室効果ガス排出削減目標の表明など、石油・天然ガスを取り巻く国内外の情勢は大きく変化した。</p> <p>こうした中においても、石油・天然ガスの安定供給確保の重要性は全く変わるものではなく、むしろ、いかなる情勢変化にも柔軟に対応するための基盤として、世界的な環境意識の高まりも踏まえつつ、自主開発比率を可能な限り高めることの重要性が一層増している。このため、石油・天然ガスの安定供給確保に向けて、引き続き資源外交の推進や JOGMEC によるリスクマネーの供給等により、自主開発を推進し、石油・天然ガスの自主開発比率(2019 年度は 34.7%)を 2030 年に 50%以上、2040 年には 60%以上に引き上げることを目指す。</p> <p>⑥鉱物資源の確保 鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、カーボンニュートラルに向けて需要の増加が見込まれる再生可能エネルギー関連機器や電動車等の製造に不可欠である。特に、エネルギー</p>
--	--

		<p>の有効利用の鍵となる蓄電池、モーター、半導体等の製造には、銅やレアメタル等の鉱物資源の安定的な供給確保が欠かせない。他方、鉱物資源は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。</p> <p>これまで国は、JOGMECを通じた海外権益確保へのリスクマネー供給や資源探査等を通じて、我が国企業による鉱物資源の安定的な供給確保を支援してきた。他方、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクは引き続き上昇傾向にある。また、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつあるという課題もある。このため、引き続き JOGMEC を通じた継続的な資源探査や開発に係る正確な情報の収集・発信等に取り組むつつ、特に需要の急増が見込まれ、供給途絶が懸念される鉱種については、リスクマネー支援を強化する。</p> <p>国内非鉄製錬所は、鉱物資源のサプライチェーンの要として、高品質な金属地金供給、鉱石等の副産物であるレアメタル回収、使用済製品のリサイクルによる資源循環等の重要な機能を担っている。他方、鉱石等の品位の低下や新興国の需要拡大に伴う国際的な競争激化等を背景として、非鉄製錬所を取り巻く環境は厳しい状況となっている。このため、国内製錬所における鉱石等の調達リスクや需要の急激な変動リスク等を低減するための支援を強化することにより、特定国に依存しない強靱なサプライチェーンの構築に取り組む。また、各非鉄製錬所の得意分野を活かしたりリサイクル資源の最大限の活用、製錬等のプロセス改善・技術開発による回収率向上、企業間連携・設備導入等による生産性向上等のための投資を促進していく。さらに、海外からの供給リスクを大きく低減するため、レアメタルの使用量低減技術やその機能を代替する新材料開発に向けた取組の更なる支援を行う。</p> <p>レアメタルの短期的な供給途絶対策である備蓄制度については、需要家のニーズの変化や鉱種ごとの供給動向等も踏まえ、必要な備蓄量を確保するとともに、備蓄鉱種を柔軟に入れ替えるなど、機動的な対応が可能となるよう、不断に制度の改善を行っていく。</p> <p>こうした施策に加え、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的資源外交を重層的に展開することにより、ベースメタルの自給率(2018年度は50.1%)については、引き続き2030年までに80%以上を目指す。さらに、リサイクルによる資源循環を促進することによって、我が国企業が権益を有する海外自山鉱等からの調達確保を合わせて2050年までに国内需要量相当のベースメタル確保を目指す。なお、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいく。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。

		<p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱物の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定)。</p> <p>※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>※鉱物資源(ベースメタル)の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計(経産省)及び貿易統計(財務省)による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																																																
10	有効性等	<p>①: 適用数 (単位: 件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>適用件数</td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における実績を引用。 ※令和4年度～令和7年度については、令和2、3年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p> <p>②: 適用額 (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td>13</td> <td>85</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td></td> <td>13</td> <td>85</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における実績を引用。 ※令和4年度～令和7年度については、令和2、3年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p>	年度	令和	2	3	4	5	6	7	区分		2	3	4	5	6	7	適用件数		2	2	2	2	2	2	年度	令和	2	3	4	5	6	7	区分		13	85	49	49	49	49	適用額		13	85	49	49	49	49
年度	令和	2	3	4	5	6	7																																											
区分		2	3	4	5	6	7																																											
適用件数		2	2	2	2	2	2																																											
年度	令和	2	3	4	5	6	7																																											
区分		13	85	49	49	49	49																																											
適用額		13	85	49	49	49	49																																											

	③: 減収額	<p style="text-align: right;">(単位: 億円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国税</td> <td>2.9</td> <td>19.7</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>地方税 (法人住民税)</td> <td>0.2</td> <td>1.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2、3年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)における実績を引用。 ※令和4年度～令和7年度については、令和2、3年度の平均値を算出し、この水準が継続するものと推定。</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	区分							国税	2.9	19.7	11.3	11.3	11.3	11.3	地方税 (法人住民税)	0.2	1.4	0.8	0.8	0.8	0.8
年度	令和2	3	4	5	6	7																								
区分																														
国税	2.9	19.7	11.3	11.3	11.3	11.3																								
地方税 (法人住民税)	0.2	1.4	0.8	0.8	0.8	0.8																								
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○石油・天然ガス自主開発比率 令和2年度: 40.6% 令和3年度: 40.1% 令和4年度: 33.4%</p> <p>○鉱物資源(ベースメタル)自給率 令和2年度: 50.4% 令和3年度: 45.8%</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第211回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、令和元年度～令和3年度の平均で2社、また、本制度の適用額は、令和元年度～令和3年度の平均で約54億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1社あたり年間約8億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>																												
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>石油・天然ガスや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えている。 本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るも</p>																												

		<p>のであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し(益金算入)、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し(益金算入)、プロジェクトが失敗することなく据置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。 なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じ独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。 我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での權益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押</p>

		<p>しることが引き続き必要である。</p> <p>なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない(租税特別措置法第58条第13項)。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>石油・天然ガスや金属鉱物といった資源について安定供給を維持・確保することは、国民生活や地域産業の維持に必要であることから、法人税と併せて法人住民税及び法人事業税についても同様の効果を適用することが相当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3 経産 03)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。以下同じ。）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（所得の向上を通じた個人消費の拡大及びそれに伴う成長と分配の好循環の実現。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・④ 「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」で言及されており、我が国経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかに回復している一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融の引締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が我が国経済に与える影響を十分に注意する必要があり、現状において数値目標の設定は適当でない。</p> <p>② 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。</p> <p>③ 今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものにせず、「構造的・持続的な賃上げ」を実現することが重要であり、賃上げを行う企業の裾野拡大に向けては、赤字等の厳しい業況にある中小企業の賃上げを後押しすることが重要であるため。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和4年度）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和3年度の適用件数131,517件を基に令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、名目GDP成長率を用いて令和4年度の適用件数を試算すると141,406件と推計。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和3年度の適用件数131,517件を基に令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、名目GDP成長率を用いて令和4年度の適用件数を試算すると141,406件と推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>								
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率を推計し、令和3年度の適用件数を基に算出した令和4年度の適用見込件数を基に税制の適用件数を試算。</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>令和5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>157,549</td> <td>163,287</td> <td>189,274</td> </tr> </table> <p>※検討中の内容による試算のため、変更となる可能性がある。</p>	年度	令和5	6	7	法人税	157,549	163,287	189,274
年度	令和5	6	7					
法人税	157,549	163,287	189,274					
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の適用数（令和8年度）が予測されていないため、この点を課題とする。 また、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>								

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和4年度の法人税）が把握されていない。</p>																				
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p style="text-align: right;">(単位:億円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>平成26</td> <td>27</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>30</td> <td>令和1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>137</td> <td>144</td> <td>168</td> <td>234</td> <td>255</td> <td>171</td> <td>82</td> <td>118</td> <td>128</td> </tr> </table> <p>※令和3年度までは総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」から引用。 令和4年度は②の法人税減収推計額に法人住民税率7.0%を乗じて算出。</p>	年度	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3	4	法人住民税	137	144	168	234	255	171	82	118	128
年度	平成26	27	28	29	30	令和1	2	3	4											
法人住民税	137	144	168	234	255	171	82	118	128											
<p>② (2) ①で推計した適用件数及び令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、経産省アンケートを基にした上乗せ要件適用割合を基に令和4年度の法人税の減収額を試算すると、約1,825億円と推計。</p>																				
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、平成26年度から30年度までは連結法人と単体法人を合算した減収額である一方、令和元年度から3年度までは単体法人の減収額となっており、算定根拠（計算式）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「(2) ①で推計した適用件数及び令和3年度から令和4年度の給与総額の増加率、経産省アンケートを基にした上乗せ要件適用割合を基に令和4年度の法人税の減収額を試算すると、約1,825億円と推計」との説明では、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>																				

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率を推計し、令和3年度の適用件数を基に算出した令和4年度の適用見込件数を基</p>

に税制の適用件数を試算。給与総額の見込増加率、名目GDP成長率等を用いて令和5年度～令和7年度の給与増加率をもとに、税額控除額の算定基礎となる1社当たり給与等支給総額増加額を算出し、上記で算出した適用見込件数を基に令和5年度～令和7年度の適用額を算出。

(単位:億円)

年度	令和5	6	7
法人税	2,148	2,356	2,886

※検討中の内容による試算のため、変更となる可能性がある。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（法人住民税）が予測されていないため、この点を課題とする。
また、将来の減収額（令和8年度の法人税）が予測されておらず、この点を課題とする。
また、将来の減収額（令和5年度から7年度までの法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 所期の達成目標に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 令和4年度推計について、内閣府で集計中。
② 賃上げは税制のみならず企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであって、税制の効果だけを取り出して定量的に示すことは困難。
③ 令和3年度の賃上げ促進税制に関する適用実績は、適用件数は約14万件、適用金額は約2,430億円となっている。令和2年度以前も、毎年概ね約10万社の企業に御活用いただいている。企業の賃上げ促進に対する効果については、令和3年度の適用金額を基に機械的に計算すると、1.6兆円規模の賃金の増加が本税制の適用の基準として評価されたことになる。他方、賃上げは、税制のみならず企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであって、税制の効果だけを取り出して定量的にお示しすることは難しい。なお、令和5年度春闘における賃上げ率は30年ぶりの高水準となり、マクロの雇用者報酬も増加している。これを一過性のものにすることなく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。

【点検結果】

- ①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 要望事項を措置することにより、将来の適用数は増加が見込まれており、より多くの中小企業において賃上げが実現することとなる。また、将来の減収額についても増加が見込まれており、我が国全体の家計所得の増大が実現する。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将

来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 政策目的を実現するためには、賃上げ分を補助金等で直接支援するのではなく、生産性向上や価格転嫁対策により賃上げの原資を確保することが重要。これらの取組により得られた賃上げの原資を従業員に還元することを後押しするために本税制措置を講じる必要がある。

【点検結果】

- ① 「政策目的を実現するためには、賃上げ分を補助金等で直接支援するのではなく、生産性向上や価格転嫁対策により賃上げの原資を確保することが重要。これらの取組により得られた賃上げの原資を従業員に還元することを後押しするために本税制措置を講じる必要がある」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業向け賃上げ促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 24) (法人住民税:義)(自動連動)(地方税 8)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>青色申告を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から1.5%以上増加している場合、その中小企業者等の雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できる。</p> <p>さらに、次の要件を満たす場合には、それぞれ税額控除率が加算される。</p> <p>① 雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額から2.5%以上増加している場合は15%加算</p> <p>② 教育訓練費の額が前期の教育訓練費の額から10%以上増加している場合は10%加算</p> <p>なお、税額控除を受ける金額は当期の法人税額の20%を限度とする。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>今年の30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものにせず、少子化対策につながる「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、本税制の延長期間を長期化する。</p> <p>加えて、赤字の中小企業者等や黒字が十分でない中小企業者等の賃上げを促進するため、税額控除額が上限を超えた場合に、控除しきれなかった金額の繰越しを認める措置を設ける。</p> <p>さらに、仕事と子育ての両立や女性活躍支援に積極的な企業に対する控除率の上乗せ措置を創設する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税(租税特別措置法第10条の5の4、租税特別措置法施行令第5条の6の4) ・法人税(租税特別措置法第42条の12の5、租税特別措置法施行令第27条の12の5) ・法人住民税(地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第12項)
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期: 令和5年9月

	象期間	分析対象期間: 「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成25年度 新設</p> <p>平成26年度 延長(平成29年度末まで)、 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和等)</p> <p>平成27年度 拡充(雇用者給与等支給増加割合の要件緩和)</p> <p>平成28年度 拡充(雇用促進税制との併用禁止解除)</p> <p>平成29年度 拡充(中小企業に対する控除率の強化)</p> <p>平成30年度 延長(令和2年度末まで)、 拡充(要件見直し、基準年度の撤廃)</p> <p>令和3年度 延長(令和4年度末まで)、 拡充(継続雇用者要件から給与総額要件に変更)</p> <p>令和4年度 延長(令和5年度末まで)、 拡充(要件見直し、控除率の強化)</p>
8	適用又は延長期間	「構造的・持続的な賃上げ」を実現する観点から、租特の延長期間を長期化する等の措置を講ずるため未定。
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むことで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2023 第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成 (家計所得の増大と分厚い中間層の形成)</p> <p>今年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなった。この賃上げの流れの維持・拡大を図り、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境の整備に取り組むほか、最低賃金の引上げや同一労働・同一賃金制の施行の徹底と必要な制度見直しの検討等を通じて非正規雇用労働者の処遇改善を促し、我が国全体の賃金の底上げ等による家計所得の増大に取り組む。</p> <p>中小企業等の賃上げの環境整備については、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇等の強化を行う。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。さらに、各サプライチェーンにおいて賃上げ原資となる付加価値の増大を図り、マークアップ率を高めるとともに、付加価値の適切な分配を促進するため、エネルギーコストや原材料費のみならず、賃上げ原資の確保も含めて適切な価格転嫁が行われるよう取引適正化の促進を強化する。その一環として、特に労務費の転嫁状況について業界ごとに実態調査を行った上で、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。また、業界団体に自主行動計画の改定・徹底を求めるほか、「価格交渉促進月間」の取組や価格交渉の支援を行う。</p>

	<p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」(7)多様性の尊重と格差の是正</p> <p>②中小・小規模企業等の賃上げに向けた環境整備等 中小・小規模企業等の賃上げには、成長と“賃金上昇”の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて、地域の人手不足に対応するとともに、国際的な人材獲得競争に勝てるようにする。</p> <p>i)適切な価格転嫁対策や下請取引の適正化の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現には、物価上昇に負けない、適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させていく必要がある。このため、優越的地位の濫用に関する11万人を超える規模の特別調査の実施、重点5業種に対する立入調査の実施等、より一層、転嫁対策、下請取引の適正化に取り組む。業界団体にも、自主行動計画の改定・徹底を求める。また、特に労務費の転嫁状況については、政府は、公正取引委員会の協力の下、業界ごとに実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針を年内にまとめる。</p> <p>ii)中小・小規模企業等の生産性向上支援策の推進 中小・小規模企業等の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇や、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組む。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討する。</p> <p>また、自動車産業において行われている「ミカタ」プロジェクト等を参考に、サプライヤーの人材に対するリ・スキリングの実施とこれらの中小・小規模企業向け補助金による一体的な支援の他分野への横展開を図る。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本件措置により、赤字や黒字が十分でない中小企業の賃上げを促進するなど、我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国全体の家計所得の増大に取り組む。</p>

10 有効性等	①: 適用数	(単位:件)																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>74,186</td> <td>86,614</td> <td>95,347</td> <td>117,332</td> <td>128,358</td> <td>118,583</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>10,186</td> <td>15,509</td> <td>15,335</td> <td>16,946</td> <td>17,032</td> <td>15,078</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1	法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	118,583	所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032	15,078						
	年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1																						
	法人税	74,186	86,614	95,347	117,332	128,358	118,583																						
所得税	10,186	15,509	15,335	16,946	17,032	15,078																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>93,229</td> <td>131,517</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>11,318</td> <td>16,274</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中</p>	年度	令和 2	3	4	5	6	7	法人税	93,229	131,517	精査中	精査中	精査中	精査中	所得税	11,318	16,274	精査中	精査中	精査中	精査中							
年度	令和 2	3	4	5	6	7																							
法人税	93,229	131,517	精査中	精査中	精査中	精査中																							
所得税	11,318	16,274	精査中	精査中	精査中	精査中																							
②: 適用額	(単位:億円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>790</td> <td>1,050</td> <td>1,304</td> <td>1,815</td> <td>1,978</td> <td>1,153</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17</td> <td>35</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>70</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1	法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153	所得税	17	35	44	55	70	34							
年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1																							
法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153																							
所得税	17	35	44	55	70	34																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>833</td> <td>1,451</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>28</td> <td>48</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中</p>	年度	令和 2	3	4	5	6	7	法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中	所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中							
年度	令和 2	3	4	5	6	7																							
法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中																							
所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中																							
③: 減収額	(単位:億円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>790</td> <td>1,050</td> <td>1,304</td> <td>1,815</td> <td>1,978</td> <td>1,153</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>17</td> <td>35</td> <td>44</td> <td>55</td> <td>70</td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1	法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153	所得税	17	35	44	55	70	34							
年度	平成 26	27	28	29	30	令和 1																							
法人税	790	1,050	1,304	1,815	1,978	1,153																							
所得税	17	35	44	55	70	34																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和 2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>833</td> <td>1,451</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> <tr> <td>所得税</td> <td>28</td> <td>48</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> <td>精査中</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人税は財務省「適用実態調査報告書」による。 ※所得税は国税庁「申告所得税標本調査」による。 ※令和4年度以降は精査中</p>	年度	令和 2	3	4	5	6	7	法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中	所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中							
年度	令和 2	3	4	5	6	7																							
法人税	833	1,451	精査中	精査中	精査中	精査中																							
所得税	28	48	精査中	精査中	精査中	精査中																							
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○雇用者報酬、名目／内閣府「GDP統計」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>令和元</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者報酬(兆円)</td> <td>268</td> <td>274</td> <td>282</td> <td>288</td> <td>284</td> <td>289</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用者報酬(兆円)</td> <td>251</td> <td>252</td> <td>251</td> <td>253</td> <td>258</td> <td>262</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 28	29	30	令和元	2	3	雇用者報酬(兆円)	268	274	282	288	284	289	年度	平成 22	23	24	25	26	27	雇用者報酬(兆円)	251	252	251	253	258	262
年度	平成 28	29	30	令和元	2	3																							
雇用者報酬(兆円)	268	274	282	288	284	289																							
年度	平成 22	23	24	25	26	27																							
雇用者報酬(兆円)	251	252	251	253	258	262																							

(参考1:達成目標の一要素としての「賃上げ率」)
 平成25年度に創設された本税制措置の成果もあり、平成26年度以降は、従来の低水準の賃上げ率から脱却し、高水準の賃上げが行われてきた。令和5年度は30年ぶりの高水準となったが、これを一過性のものにする事なく、構造的・持続的な賃上げにつなげる必要がある。
 ※春季生活闘争による賃上げ率/従業員数300人未満企業/日本労働組合総連合会「第7回(最終)回答集計」

年	令和元	2	3	4	5
賃上げ率(%)	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

年	平成26	27	28	29	30
賃上げ率(%)	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99

年	平成22	23	24	25
賃上げ率(%)	1.47	1.53	1.52	1.53

(参考2:達成目標の一要素としての「雇用者数」)
 総務省の労働力調査によると、従業員数500人未満企業の雇用者数はコロナ禍の影響から回復の途上にある。着実な雇用の回復はマクロの所得にプラスであることから、賃上げだけでなく、雇用も支える必要性がある。
 ※雇用者数/従業員数500人未満企業※非農林業/総務省「労働力調査」

年度	平成28	29	30	令和元	2	3	4
雇用者(万人)	3,496	3,510	3,535	3,546	3,522	3,491	3,501

年度	平成22	23	24	25	26	27
雇用者(万人)	3,477	3,460	3,427	3,435	3,443	3,468

○個人消費の拡大
 ※家計最終消費(除く持ち家の帰属家賃)名目/内閣府「GDP統計」

年度	平成28	29	30	令和元	2	3
家計最終消費(兆円)	243	249	252	250	231	240

年度	平成22	23	24	25	26	27
家計最終消費(兆円)	230	230	232	242	242	245

		《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 賃上げや雇用増を通じた所得の向上は、税制のみならず、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、税制の効果だけを定量的に図ることは難しいものの、平成25年度から令和3年度までの9年間で約90万社の企業が本税制の適用を受け、その累計の減税規模は約2.3兆円となっている。その間、高水準の賃上げを達成してきており、税制も寄与してきたものと考えられる。
	⑤: 税収減を是認する理由等	賃上げ、雇用増によるマクロの所得の向上を促すことで、個人消費の拡大、成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらす効果が期待される。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 「我が国雇用の7割を占める中小企業が賃上げできる環境を整備することで、構造的・持続的な賃上げを実現し、我が国の家計所得の増大に取り組む」という政策目的を達成するには、赤字や黒字が十分でない企業を含め、全国万遍なく政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当。 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。 ③: 地方公共団体が協力する相当性 少子高齢化の下での日本経済の持続的成長のためには、収益の増加、賃金・雇用の拡大を伴う成長と分配の好循環を地域の中小企業にもたらすことが重要。 そのため、地域全体として雇用を守りつつ、賃金引き上げの環境整備を行うことは、地域を問わず取り組んでいくべき課題であるから、法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価: 令和4年2月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2030年度の温室効果ガス46%削減目標等を達成する。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。以下同じ。）から新たな達成目標へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）に記載されている目標の引用であり、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 所期の達成目標である「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく」に達成目標を修正する。</p> <p>② ①のとおり所期の達成目標に修正する。</p> <p>③ ①のとおり所期の達成目標に修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、達成目標を「大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく」に修正しているが（以下、補足説明により修正された達成目標を「修正後の達成目標」という。）、達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、修正後の達成目標について、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 修正後の達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに適用数が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用数については、毎年度企業から提出される実施状況報告書に基づき算出した場合、令和4年度に適用を受けた法人の数は84である（現在集計中）。</p> <p>② 令和4年度は、税額控除のみが適用されている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消された。</p>

が、「令和4年度は、税額控除のみが適用されている」との説明では、令和3年度の適用数が、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>③ 過去の減収額について、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人住民税の減収額（令和3年度）は、6百万円（法人税減収額（約87百万円）×7%で算出）となる。法人事業税については、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難である。</p> <p>② 減収額については、毎年度企業から提出される実施状況報告書に基づき算出した場合、令和4年度の減収額は約45億円である（現在集計中）。</p> <p>③ 令和4年度は、税額控除のみが適用されている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「法人住民税の減収額（令和3年度）は、6百万円（法人税減収額（約87百万円）×7%で算出）となる。法人事業税については、法人の所得に基づき算定されるため、本税では把握困難である」との説明では、令和3年度の法人事業税並びに令和4年度の法人住民税及び法人事業税に係る減収額が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「令和4年度は、税額控除のみが適用されている」との説明では、令和3年度の減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が、特別償却及び税額控除の二つの制度ごとに明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、調整中のため、具体的な数字を定めることが困難</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1) のとおり達成目標を所期の目標に修正する。その上で、本税制は、2030年度温室効果ガス46%削減、2050年カーボンニュートラルという政策目的を達成するために、炭素生産性を3年以内に7%以上又は10%以上向上させる(延長・拡充に当たっては要件を見なす可能性もある)、あるいは、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備を導入していくことという要件を設けている。そのため、企業からの実施状況報告により認定要件である目標が達成されているか確認していく。なお、生産工程効率化整備にかかる認定計画では、認定企業の炭素生産性向上率は平均20.4%となっており、また、需要開拓商品設備にかかる認定計画でも、高性能の化合物半導体や定置用リチウムイオン蓄電池の生産設備導入計画を実際に認定している。3年間の減収額も当初の想定程度となる見込みであり、租税特別措置により民間企業による脱炭素化投資を加速されるという所期の目標を十分に達成できていると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在、適用数や額を調整中であり、整い次第、本租税特別措置の効果を適切に分析する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 修正後の達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 2030年度温室効果ガス46%削減及び2050年カーボンニュートラルの実現という野心的な目標を達成するためには、予算、税制、規制等あらゆる政策を動員する必要がある。これまで、例えば、予算措置であれば、グリーンイノベーション基金を活用したCO₂削減等に資する技術・製品等の研究開発・実証等を支援しているほか、省エネルギー投資促進支援事業費補助金では省エネ性能の高い設備への更新等にかかる経費の一部を補助している。令和3年度に措置された「カーボンニュートラル投資促進税制」は、予算措置と異なり、一定の要件を満たす企業であれば、税制の適用を受けることができるため、より広範囲の企業の脱炭素化に向けた取組を促進している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	環境への負荷軽減及び産業競争力の強化に資する税制措置の拡充の検討(カーボンニュートラルに向けた投資促進税制)
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税28) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税38) ②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税28)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 産業競争力強化法に新たな計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ商品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大10%の税額控除又は50%の特別償却を措置。 《要望の内容》 ①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入に関する要望 ・技術進展等の動向を踏まえて、産業競争力強化法第二条十四項に基づき省令で定める需要開拓商品の対象商品を拡充及び見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入に関する要望 ・生産工程等の脱炭素化と付加価値向上の両立の一層の推進に向けて、産業競争力強化法におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定要件を見直す。 ・本税制措置の適用期限を長期にわたり延長する。 ・税額控除の繰越制度を新設する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第十条の五の六 租税特別措置法施行令第五条の六の六 租税特別措置法施行規則五条の十二の三 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の七 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の七 租税特別措置法施行規則第二十条の十の三
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局環境政策課 GX 推進企画室
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和5年8月

象期間	分析対象期間:令和3年度～令和5年度
7 創設年度及び改正経緯	令和3年度創設
8 適用又は延長期間	精査中
9 必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 《政策目的の根拠》 第203回国会における菅内閣総理大臣の所信表明演説(令和2年10月26日)において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。 地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)において「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことが決定。</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(令和3年6月18日) 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。</p> <p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して租税特別措置を講じ、民間企業による脱炭素化投資を加速させていく。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2050年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。</p>

10	有効性等	①: 適用数	令和3年度適用実績 6件 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		②: 適用額	令和3年度適用実績 約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		③: 減収額	令和3年度実績 約87百万円 (租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月国会提出))
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 2021年度(令和3年度)温室効果ガスの排出・吸収量については、2019年度から3.4%減少しており、2030年度目標の達成及び2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組については一定の進捗が見られる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入といった脱炭素化投資を促進していくことで、エネルギー起源CO2排出量の減少に寄与していく。
		⑤: 税収減を是認する理由等	本措置が講じられることにより、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、脱炭素化効果が高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進することができる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置の適用を受けるためには、 ①産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、 ②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備については、①に加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資、新たな需要開拓に向けた設備投資を促進する必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。

	③: 地方公共団体が協力する相当性	本措置によって、企業の脱炭素化投資が加速した場合、地域経済の活性化にも寄与していくものと考えられる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年1月

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設
税目	法人税、法人住民税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p> <p>② 同上</p> <p>③ 同上</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p> <p>② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本制度については、政策目的や達成目標を含め、制度設計を調整中であることから、その議論の動向を踏まえ、おって整理する。</p> <p>② 同上</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(3)、(5)、(7)及び(8)に課題があり、中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されておらず、(8)同様の政策手段に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度(イノベーションボックス税制)の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税:義(国税 29) 法人住民税:義(自動連動)(地方税 34)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。
		《関係条項》 地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 5 年 8 月
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	期限の定め無し
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権でほごされたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月 16 日閣議決定) 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (1)官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化 (略)国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。(略)知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月 16 日閣議決定)

		IV.GX・DX への投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み (3)横断的環境整備 ①イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。 ○統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定) 第1章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション) 2.科学技術・イノベーション政策の3つの機軸 (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) (略)知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。
②: 政策体系における政策目的の位置付け		3.産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
③: 達成目標及びその実現による寄与		《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。 現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないと、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなるのが想定される。 イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。

10	有効性等	①: 適用数	—
		②: 適用額	—
		③: 減収額	—
		④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 イノベーションボックス税制を導入し、研究開発環境の国際的イコールフットイングを実現することにより、我が国のイノベーション拠点としての競争力が強化されれば、高収益事業を国内に留めるとともに、さらなる知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すインセンティブとなるため、研究開発成果の事業化・社会実装が促進すると見込まれる。
		⑤: 税収減を是認する理由等	英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁(歳入税関庁)の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10% 増加させる効果が示されている。 我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフットイングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。 現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。 イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットイングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備できると考えられる。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。実際、諸外国では 2000 年代より欧州を中心にイノベーションボックス税制が導入され、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制が無いことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きく、我が国の研究開発拠点としての立

			地競争力を強化することが急務。イノベーションボックス税制の導入により、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	我が国の研究開発拠点としての立地競争力向上や研究開発成果の事業化・社会実装は地域を問わず取り組むべき課題。本措置を通じて民間企業による無形資産投資を後押しすることにより、各地域の事業者における開発や事業化等が推進されることは地域経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	技術研究組合の所得の計算の特例		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。以下同じ。）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 達成目標について、現在調整中であり、今後の議論を踏まえて整理する。</p> <p>② 同上</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和4年度）について、「令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当該件数は、経済産業省調査において当該年度に本税制を利用したと回答のあった技術研究組合の合計であり、何ら計算は行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数について、「令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載」と説明されているが、算定根拠（出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当該件数は、経済産業省調査において当該年度に本税制を利用する見込みがあると回答した技術研究組合の合計であり、何ら計算は行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>

<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（本税制の適用期間中に技術研究組合を12件新設することにより研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。以下同じ。）に対する過去の効果について、「令和4年4月までに設立された全組合について経産省調査（令和5年4月～6月実施）を基に算出」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる」と説明されているが、過去の効果（技術研究組合の事業費の増加）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果を把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 経済産業省調査に記載されている実数を転記している。</p> <p>② 令和4年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となり、その分が設備投資に充てられた。</p> <p>※押し上げ効果＝押し上げ額÷減収額 押し上げ額＝各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 減収額＝利益法人の適用額×法人税率（23.2%）。</p> <p>③ 本税制の適用期間中に技術研究組合が13件新設されたものの、技術研究組合の事業費は令和元年度の大型設備投資案件の影響により、前適用期間中より減少している。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「令和4年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となり、その分が設備投資に充てられた」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「本税制の適用期間中に技術研究組合が13件新設されたものの、技術研究組合の事業費は令和元年度の大型設備投資案件の影響により、前適用期間中より減少している」との説明では、所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因は分析されているものの、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、i)「令和5年度については、実数及び設立予定者からのヒアリング等に基づき作成」、ii)「令和6年度以降については、これまでの傾向から組合数は毎年1ずつ増えると予想。1組合当たり事業費は令和元～4年度の平均(771)としている」と説明されているが、i)及びii)それぞれについて、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、予測される将来の適用数は、全ての年度において、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用見込みを踏まえても本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であることが明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和5年度の技術研究組合の事業費は、経済産業省調査に記載されている令和5年度の事業費(見込み値)の実数値及び令和5年度に設立された組合からのヒアリングにより作成。</p> <p>算定式は以下の通り</p> <p>事業費：令和5年度の事業費(見込み値)(令和5年度経済産業省調査の実数：41,180百万円)＋令和5年度設立組合2つの事業費(見込み値)(令和4年度の事業費686百万×2=1,371百万円)＝42,551百万円</p> <p>組合数：令和5年度存続組合(経産省調査の実数：57組合)＋これまでの新設数と解散数の傾向から令和6年度以降1ずつ増加すると予測</p> <p>② 本税制の適用見込みについては、本年4月の経済産業省から現存する全技術研究組合に対するアンケートにより、本税制を適用予定の組合数を足し上げて、将来の適用件数の見込みを把握したものである。今後設立される技術研究組合による本税制の適用見込みを含まずに、本税制の適用件数の見込みを積み上げたものである。</p> <p>③ 達成目標は調整中のため、調整が終わり次第示すこととする。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「本税制の適用見込みについては、本年4月の経済産業省から現存する全技術研究組合に対するアンケートにより、本税制を適用予定の組合数を足し上げて、将来の適用件数の見込みを把握したものである。今後設立される技術研究組合による本税制の適用見込みを含まずに、本税制の適用件数の見込みを積み上げたものである」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	技術研究組合の所得の計算の特例
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人税:義、法人住民税:義、事業税:義(自動運動) (国税 30)
		—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。
		《要望の内容》 適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長する。
		《関係条項》 法人税(租税特別措置法第66条の10、租税特別措置法施行令第39条の21)
5	担当部局	経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月
		分析対象期間:令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設
		昭和55年度 適用期限設定(5年間)
		昭和60年度 適用期限延長(2年間)
		昭和62年度 適用期限延長(2年間)
		平成元年度 適用期限延長(2年間)
		平成3年度 適用期限延長(2年間)
		平成5年度 適用期限延長(2年間)
		平成7年度 適用期限延長(2年間)
		平成9年度 適用期限延長(2年間)
		平成11年度 適用期限延長(2年間)
		平成13年度 適用期限延長(2年間)
		平成15年度 適用期限延長(2年間)
		平成17年度 適用期限延長(2年間)
		平成19年度 適用期限延長(2年間)
		平成21年度 適用期限延長(2年間)
		[平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正]
		平成23年度 適用期限延長(2年間) 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外
平成25年度 適用期限延長(2年間)		
平成27年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外		
平成30年度 適用期限延長(3年間)		
令和3年度 適用期限延長(3年間) 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外		

8	適用又は延長期間	3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。 《政策目的の根拠》 ■新しい資本主義グランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(令和5年6月16日閣議決定) IV. GX・DX 等への投資 6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進 権威主義的国家による挑戦も顕在化する中で、最終的な勝者を決めるのは、科学技術の力である。科学技術・イノベーションには、感染症・地球温暖化・少子高齢化等、世界が直面する様々な社会的課題を解決する力がある。官民が連携して科学技術投資の抜本拡充を図り科学技術立国を再興する。 ■統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定) (3)イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) 第6期基本計画期間中においては、政府の研究開発投資約30兆円、官民の研究開発投資約120兆円の投資目標の達成に向けて、2023年度当初予算までを含めると、政府の科学技術関係予算は合計約21.9兆円に達し、着実に進捗しているが、し烈な国家間競争の中で更なる研究開発投資の拡大に取り組み、国際的な研究開発競争をリードする。あわせて、研究開発税制やSBIR制度、政府事業等のイノベーション化、研究成果の公共調達の促進等の政策ツールを総動員し、民間投資の誘発を図るための必要な措置を講じていく。(以下略)
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 3.産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資等を行うケースが多い。その際に、賦課金(益金)の額が減価償却の額(損金)を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。 このため、事業実施にあたって必要となる資産(試験研究用資産)の取得の際の税制上の措置(圧縮記帳制度)を講じ、技術研究組合の研

		<p>究設備の取得を後押しすることにより、共同研究及び研究開発投資の促進につながると見込まれる。</p>																														
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>これまでの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。また、自動車、エネルギー、化学等、幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とともに広がりがつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <p>➢ 令和元～4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5～8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> <th>令和 6年度 (見込み)</th> <th>令和 7年度 (見込み)</th> <th>令和 8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (組合数)</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数(経産省調査)に基づき記載。 	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	適用件数 (組合数)	14	12	11	15	年度 区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)	適用件数 (組合数)	9	7	4	5										
年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																												
適用件数 (組合数)	14	12	11	15																												
年度 区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)																												
適用件数 (組合数)	9	7	4	5																												
		<p>②: 適用額</p> <p>➢ 令和元年度～令和4年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>6,608</td> <td>1,429</td> <td>609</td> <td>985</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5年度～令和8年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> <th>令和 6年度 (見込み)</th> <th>令和 7年度 (見込み)</th> <th>令和 8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額 (百万円)</td> <td>1,129</td> <td>1,802</td> <td>156</td> <td>196</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 令和4年度以降は、令和5年3月までに設立された全組合の適用額(経産省調査)に基づき記載。 	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	適用額 (百万円)	6,608	1,429	609	985	年度 区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)	適用額 (百万円)	1,129	1,802	156	196										
年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																												
適用額 (百万円)	6,608	1,429	609	985																												
年度 区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)																												
適用額 (百万円)	1,129	1,802	156	196																												
		<p>③: 減収額</p> <p>➢ 令和元年度～令和4年度(過去) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>90</td> <td>25</td> <td>124</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>198</td> <td>27</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>408</td> <td>90</td> <td>39</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>176</td> <td>34</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>872</td> <td>176</td> <td>188</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	法人税	90	25	124	77	法人住民税	198	27	10	5	法人事業税	408	90	39	23	地方法人特別税	176	34	14	9	合計	872	176	188	114
年度 区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																												
法人税	90	25	124	77																												
法人住民税	198	27	10	5																												
法人事業税	408	90	39	23																												
地方法人特別税	176	34	14	9																												
合計	872	176	188	114																												

		<p>➢ 令和5年度～令和8年度(将来) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 5年度</th> <th>令和 6年度</th> <th>令和 7年度</th> <th>令和 8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>89</td> <td>141</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131</td> <td>210</td> <td>18</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※四捨五入の関係から合計数が一致しない。</p> <p>※算出方法等</p> <p>令和元～3年度は以下のとおり算出</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税:「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の利益法人の適用額に法人税率を乗じて算出。 法人住民税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「道府県民税」及び「市町村民税」の合計。 法人事業税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「事業税」より記載。 地方法人特別税:「地方税における税負担軽減措置等の適用状況に関する報告書」の「地方法人特別税」より記載。(令和2年度以降は、「特別法人事業税」で記載) <p>令和4～8年度は以下のとおり推定</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人税:適用額×係数(33.8%)×税率(23.2%) 法人住民税:法人税×税率(7.0%) 法人事業税:適用額×係数(33.8%)×税率(7.0%) 特別法人事業税:法人事業税×税率(37%) <p>なお、係数は令和元～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。(各年度の利益法人の適用額/適用額合計の平均)</p>	年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	法人税	89	141	12	15	法人住民税	6	10	1	1	法人事業税	27	43	4	5	特別法人事業税	10	16	1	2	合計	131	210	18	23					
年度 区分	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度																																	
法人税	89	141	12	15																																	
法人住民税	6	10	1	1																																	
法人事業税	27	43	4	5																																	
特別法人事業税	10	16	1	2																																	
合計	131	210	18	23																																	
		<p>④: 効果</p> <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>➢ 令和元年度～令和4年度</p> <p>近年の事業費は、ほぼ横ばいである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 元年度</th> <th>令和 2年度</th> <th>令和 3年度</th> <th>令和 4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費 (百万円)</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table> <p>➢ 令和5年度～令和8年度</p> <p>将来の事業費は、増加傾向となる見込み。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和 5年度 (見込み)</th> <th>令和 6年度 (見込み)</th> <th>令和 7年度 (見込み)</th> <th>令和 8年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費 (百万円)</td> <td>42,551</td> <td>44,718</td> <td>45,489</td> <td>46,260</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費 (百万円)</td> <td>747</td> <td>771</td> <td>771</td> <td>771</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703	1組合当たり事業費 (百万円)	955	718	726	686	組合数	56	55	57	55	区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)	事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260	1組合当たり事業費 (百万円)	747	771	771	771
区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度																																	
事業費 (百万円)	53,485	39,464	41,400	37,703																																	
1組合当たり事業費 (百万円)	955	718	726	686																																	
組合数	56	55	57	55																																	
区分	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度 (見込み)	令和 7年度 (見込み)	令和 8年度 (見込み)																																	
事業費 (百万円)	42,551	44,718	45,489	46,260																																	
1組合当たり事業費 (百万円)	747	771	771	771																																	

		組合数	57	58	59	60
		<p>※事業費、設立組合数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元～令和4年度は、令和4年4月までに設立された全組合について経産省調査(令和5年4月～6月実施)を基に算出。 令和5年度については、実数及び設立予定者からのヒアリング等に基づき作成。 令和6年度以降については、これまでの傾向から組合数は毎年1ずつ増えると予想。1組合当たり事業費は令和元～4年度の平均(771)としている。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21(アンケート有効対象組合数:38)あり、過半数が影響あり、と回答している。具体的には、「(圧縮記帳制度がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果(※)を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p> <p>※押し上げ効果=①押し上げ額÷②減収額 ①押し上げ額=各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 ②減収額=利益法人の適用額×法人税率(23.2%)</p>				
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>令和5年度に実施したアンケートによれば、「(本税制がなければ)賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>本税制がなければ、技術研究組合の設立数が減少するだけでなく、既存の組合の運営に支障をきたし、試験研究がとん挫する恐れがある。本措置により、技術研究組合の研究開発環境を整備することで、組合の新設や設備投資を後押しすることが可能であるため、共同研究や研究開発投資の促進に向けた当該税制の有効性は依然として高い。</p>				
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p>			

		<p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上(法人税法第46条)で圧縮記帳が認められているが、技術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>技術研究組合を含め、共同研究及び研究開発投資の促進は地域を問わず取り組むべき課題。本措置を通じて技術研究組合の研究開発を後押しすることにより、各地域の企業や大学等における開発や事業化等が推進されることは地域経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2 経産08)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。以下同じ。）は、政策目的（後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業によるM&Aを支援する。以下同じ。）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討につき、定量的に達成目標を設定することは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数について、「令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（令和3年度）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用数と異なる適用数が記載されており、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別添のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和6年度から8年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和5年度）について、「令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p> <p>② 令和3年度、令和4年度、令和5年度の実績推計は別添のとおり。なお、現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額について、「令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（令和3年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額と異なる減収額が記載されており、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 別添のとおり。</p> <p>② 別添のとおり。</p> <p>③ 適用実態調査に関する情報は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に終了した事業年度又は連結事業年度に係る適用額明細書の記載内容を集計・整理されたものである。本措置は令和3年8月より適用開始となっており、また、事業年度が令和3年4月1日～令和4年3月31日までの間に終了しない事業者も一定数存在しているため、より実態に適した適用数を推計すべく、経営力向上計画の認定数を用いて推計した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和6年度から8年度まで）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和5年度）について、「令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p> <p>③ 令和3年度、令和4年度、令和5年度の実績推計は別添のとおり。なお、現在改正要件の検討につき、将来の適用件数等については、予測が困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握</p>
--

することができない。
【経済産業省の補足説明】
① 現在改正要件の検討中につき、定量的に達成目標を設定することは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標は、政策目的を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 現在改正要件の検討中につき、定量的に達成目標を設定することは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性及び他の政策手段との比較を踏まえて説明されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。 M&Aを図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
【点検結果】
① 「予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。M&Aを図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)に課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(6)過去の効果が把握されておらず、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 件数※令和6年度～令和8年度の認定件数推計については精査中。

(1) 令和3年8月～令和5年5月までの間に、経営力向上計画の認定申請書上で準備金の利用に係る記載があった認定計画におけるMA件数259件のうち、経済産業局における確認書発行数を用いて全認定件数のうち確認書発行数は203件。

※2021年度(2021年8月～2022年3月)

→認定件数のうちのMA件数:109件、確認書発行数:92件

2022年度(2022年4月～2023年3月)

→認定件数のうちのMA件数:130件、確認書発行数:98件

2023年4月～2023年5月の認定件数

→認定件数のうちのMA件数:20件、確認書発行数:13件

2. 減収額の試算※令和6年度～令和8年度の認定件数推計については精査中。

2021年度:平均株式取得価額2億2千万円×積立率70%×実効税率23.2%×単年度適用見込み件数92件=3,286,976,000円

2022年度:平均株式取得価額2億2千万円×積立率70%×実効税率23.2%×単年度適用見込み件数98件=3,501,344,000円

2023年度:平均株式取得価額2億2千万円×積立率70%×実効税率23.2%×単年度適用見込み件数78件=2,786,784,000円

※試算方法

- 平均株式取得価額(令和3年8月～令和5年5月までの計画認定におけるMA件数毎の確認書に添付されている株式譲渡契約書における株式譲渡対価の平均)
株式譲渡対価総額44,542,561,706円÷確認書発行数203件=219,421,486円
- 積立率
現行の準備金制度の積立率70%
- 実効税率
法人税率23.2%
- 単年度適用見込み件数
(1)※確認書発行数参照

- 2023年4月～2023年5月の認定件数を元に、2023年度内で同ペースで申請があった場合の計画認定件数は16件×6ヶ月＝96件、確認書発行数は13件×6か月＝78件

3. 地方法法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

300百万円×7.0% (法人住民税率) = 21百万円

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

1,293百万円 (※) × 7.0% (外形外法人の税率) = 91百万円

(※) 300百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

②特別法人事業税の減収額

91百万円 × 37% (外形外法人の税率) = 33百万円

(3) 合計

21百万円 + 91百万円 + 33百万円 = 145百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 32) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 37)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受け M&A を実施した際、M&A 実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の 70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。
		《要望の内容》 適用期限を 3 年延長する。(令和 9 年 3 月 31 日まで) 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。
		《関係条項》 法人税 租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法附則第 119 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 3、租税特別措置法施行令附則第 47 条 租税特別措置法施行規則第 21 条の 2 地方税 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和 5 年 8 月 分析対象期間:令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯	令和 3 年度 創設
8	適用又は延長期間	令和 9 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。
		《政策目的の根拠》 中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を

10	有効性等	①: 適用数 令和 3 年度 92 件 令和 4 年度 98 件 令和 5 年度 78 件 令和 6 年度 精査中
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 7. 中小企業及び地域経済の発展
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置は、中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促すことができ、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。

		<p>令和7年度 精査中 令和8年度 精査中</p> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
	②: 適用額	<p>令和3年度 3,287百万円 令和4年度 3,501百万円 令和5年度 2,787百万円 令和6年度 精査中 令和7年度 精査中 令和8年度 精査中</p> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
	③: 減収額	適用額に同じ
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時(令和3年)から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは不十分で、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&Aが全国的に活発化している中、事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実業性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において中小企業のM&Aを推進することは、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実業性向上につながる効果も期待され、必要な措置である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>M&Aを図り、中小企業の実業性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置等では、中小企業のM&Aに向けて、譲渡/譲受企業のマッチング、M&A時の専門家の活用費用、M&A後の新分野進出に向けた取組を支援している。</p> <p>他方、M&A後も含めて、中小企業がM&Aを実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>企業の退出によって地域の経営資源が散逸する恐れがある中において中小企業のM&Aを推進することは、良質な雇用や地域経済の維持等につながる効果も期待され、本税制措置の延長は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(R2経産12)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。以下同じ。）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 適用期限までに目標を達成することを目標とする。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の適用数（令和4年度）について、「平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別添資料のとおり。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数（令和5年度から7年度まで）について、「平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別添資料のとおり。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 過去の減収額（令和4年度の法人税）について、「平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

② 過去の減収額（平成29年度から令和4年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「法人住民税、法人事業税は法人税から試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別添資料のとおり
② 別添資料のとおり
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額（令和5年度から7年度までの法人税）について、「平成29年度～令和3年度の実績・平均伸び率より試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
② 将来の減収額（令和5年度から7年度までの法人住民税及び法人事業税）について、「法人住民税、法人事業税は法人税から試算」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 別添資料のとおり
② 別添資料のとおり
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和5年度の法人税）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、法人住民税については、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の減収額（令和5年度）の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、法人事業税については、評価書に記載されている将来の減収額と、算定根拠として提出された別添資料に記載されている将来の減収額とが一致しておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 所期の達成目標（本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。
② 所期の達成目標に対する過去の効果（平成29年度から令和3年度まで）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
③ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている」と説明されているが、過去の効果（売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、

<p>本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和4年度については、試算元の統計データが出ていないため詳細な算出はしていないが、令和3年度と同程度と考えている。</p> <p>② 別添資料のとおり</p> <p>③・④ 達成目標や効果については、改正プロセスを通して検討を実施する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 将来予測は、令和2年度、令和3年度と同程度と考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標に対する将来の直接的な効果について、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報がある平成29年度から令和3年度までの適用件数から、平均伸び率を算出。

平成29年度	531,317件	
平成30年度	549,940件	(前年度比 3.5%)
令和元年度	586,013件	(前年度比 6.6%)
令和2年度	643,069件	(前年度比 9.7%)
令和3年度	665,130件	(前年度比 3.4%)
		平均 5.8%

(2) 「適用実態調査」の令和3年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、令和4年度以降の適用社数を推計。

令和3年度	665,130社	【実績】
令和4年度	703,708社	(665,130 × 1.058)
令和5年度	744,523社	(703,708 × 1.058)
令和6年度	787,705社	(744,523 × 1.058)
令和7年度	833,392社	(787,705 × 1.058)

2. 個人

(1) 「中小企業実態基本調査」の令和3年度実績に、1.(1)で算出した伸び率を掛け、令和4年度以降の適用者数を推計。

令和3年度	54,703者
令和4年度	57,876者 (54,703 × 1.058)
令和5年度	61,233者 (57,876 × 1.058)
令和6年度	64,784者 (61,233 × 1.058)
令和7年度	68,542者 (64,784 × 1.058)

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

令和6年度

$$40,503 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = \underline{2,835 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$42,852 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 7.0\% (\text{法人住民税率}) \\ = \underline{3,000 \text{ 百万円}}$$

(※1) 令和6年度・令和7年度の国税減収見込額

令和3年度の減収額(342億円)から、5.8%(平成29年度から令和3年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

令和6年度

$$160,345 \text{ 百万円} (\text{※2}) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{11,224 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$169,645 \text{ 百万円} (\text{※2}) \times 7.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{11,875 \text{ 百万円}}$$

(※2) 令和6年度 37,200 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

令和7年度 39,358 百万円 ÷ 23.2% (法人税率)

②特別法人事業税の減収額

令和6年度

$$11,224 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{4,153 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$11,875 \text{ 百万円} \times 37.0\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{4,394 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

令和6年度

$$2,604 \text{ 百万円} + 11,224 \text{ 百万円} + 4,153 \text{ 百万円} = \underline{17,981 \text{ 百万円}}$$

令和7年度

$$2,755 \text{ 百万円} + 11,875 \text{ 百万円} + 4,394 \text{ 百万円} = \underline{19,024 \text{ 百万円}}$$

売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率

出典: 法人企業統計調査

	A	B	B/A
年度	売上高(当期末)【百万円】	販売費及び一般管理費(当期末)【百万円】	売上高一般管理費比率
H29	688,383,069	182,115,695	26.5%
H30	647,372,941	180,037,427	27.8%
R1	627,255,564	178,456,134	28.5%
R2	585,222,176	173,573,916	29.7%
R3	621,696,757	184,850,989	29.7%

売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円以上の企業)の比率

出典: 法人企業統計調査

	A	B	B/A
年度	売上高(当期末)【百万円】	販売費及び一般管理費(当期末)【百万円】	売上高一般管理費比率
H29	855,759,739	136,663,285	16.0%
H30	887,838,483	133,717,487	15.1%
R1	854,643,023	136,888,051	16.0%
R2	777,247,433	131,027,995	16.9%
R3	826,191,031	136,614,421	16.5%

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 34・地方税 43(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (国税 34・地方税 43(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
		《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。
		《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28)
5	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和 5 年 8 月 分析対象期間: 平成 29 年度～令和 7 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長(平成 20 年 3 月末まで) 平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長(平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長(平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長(令和 2 年 3 月末まで) 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長(令和 4 年 3 月末まで) 令和 4 年度 対象資産から貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長(令和 6 年 3 月末)
		令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
8	適用又は延長期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上に資する設備投資を促進させることも図る。 《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業及び地域経済の発展
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図る。
10	有効性等	①: 適用数	平成 29 年度 531,317 件 平成 30 年度 549,940 件 令和 元年度 586,013 件 令和 2 年度 643,069 件 令和 3 年度 665,130 件 令和 4 年度 703,708 件 令和 5 年度 744,523 件 令和 6 年度 787,705 件 令和 7 年度 833,392 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※平成 29 年度～令和 3 年度は実績値。令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。
		②: 適用額	平成 29 年度 3,021 億円 平成 30 年度 3,148 億円 令和 元年度 3,415 億円 令和 2 年度 3,607 億円 令和 3 年度 3,751 億円 令和 4 年度 3,961 億円 令和 5 年度 4,191 億円 令和 6 年度 4,434 億円

	<p>令和 7 年度 4,691 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省) ※平成 29 年度～令和 3 年度は実績値。令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。</p>																																								
③: 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>290</td> <td>37</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>302</td> <td>39</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>325</td> <td>23</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>316</td> <td>22</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>342</td> <td>24</td> <td>141</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>362</td> <td>25</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>383</td> <td>27</td> <td>158</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>405</td> <td>28</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>429</td> <td>30</td> <td>177</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位: 億円</p> <p>(出典) 平成 29 年度～令和 3 年度の法人税は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)からの実績値。 令和 4 年度～令和 7 年度は平成 29 年度～令和 3 年度の実績・平均伸び率より試算。 法人住民税、法人事業税は法人税から試算。</p>	年度	法人税	法人住民税	法人事業税	H29	290	37	119	H30	302	39	125	R1	325	23	134	R2	316	22	131	R3	342	24	141	R4	362	25	150	R5	383	27	158	R6	405	28	167	R7	429	30	177
年度	法人税	法人住民税	法人事業税																																						
H29	290	37	119																																						
H30	302	39	125																																						
R1	325	23	134																																						
R2	316	22	131																																						
R3	342	24	141																																						
R4	362	25	150																																						
R5	383	27	158																																						
R6	405	28	167																																						
R7	429	30	177																																						
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 27%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。</p> <p>売上高に対する販売費及び一般管理費(資本金1億円未満の企業)の比率</p> <p>平成 29 年度 26.5% 平成 30 年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和 2 年度 29.7% 令和 3 年度 29.7%</p> <p>(参考)資本金1億円以上の企業における当該比率の状況 平成 29 年度 16.0% 平成 30 年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和 2 年度 16.9% 令和 3 年度 16.5% (出典)財務省「法人企業統計調査(年次別)」より試算</p>																																								

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減やパソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るためのほかの支援措置はない。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解	<p>—</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>令和 3 年 8 月 (R3経産 07)</p>

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設
税目	法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す）について、達成すべき水準（目標値及び測定指標）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標（システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 発電側課金の導入により、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にすることが可能となる。本税制措置に関する要望は、そうした発電側課金の導入目的を達成するために、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であることも踏まえ、二重課税などが発生しないよう、措置を要望するものである。</p> <p>そうした背景からすると、租税特例措置による達成すべき水準を設定することは難しいが、発電側課金の制度が着実に実施されていることを示すものとして、発電側課金で回収する費用が1つの定量的指標になり得るものと思料。発電側課金で回収する送配電設備費用に関しては、現在、託送料金で回収することとなっている原価のうち、発電側・需要側の両方で等しく受益していると考えられる設備の固定費とし、当該費用を発電側・需要側の両方で等しく負担することを基本としている。発電側課金で回収する費用に関しては、基本的に5年ごとに見直し、算定する予定である。</p> <p>② 発電側課金を実施する期間においては、常に二重課税が発生しないよう、本税制措置を実施することが望ましいと考えている。発電側課金回収額が5年ごとに見直されることから、その見直し時期を目安として確認することになると思料。</p> <p>③ 前述のとおり、発電側課金の導入により、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にすることが可能となる。発電側課金の導入後、発電事業者は一般送配電事業者に対して、発電側課金分の支払いを行うこととなる。そのため、本税制措置がなければ、(発電事業者が収入金課税事業者である場合) 発電事業者と一般送配電事業者の双方に対して発電側課金分に関して課税することとなってしまう、二重課税を行うことになってしまう。したがって、本税制措置による二重課税の回避が、ひいては発電側課金の運用を支え、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にを行うことを達成することにつながるものと思料。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和6年度）について、「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数と発電事業者が非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数とし、それら数を足し合わせたもの」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数」については、経済産業省資源エネルギー庁HPに掲載の発電事業届出事業者一覧における令和5年8月1日までに届出があった発電事業者の数を引用。</p> <p>「非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数」については、電力業界団体へのヒアリングで全発電事業者のうち1割程度が非収入金課税事業者と聞き取ったことを踏まえ、上記発電事業者の数の1割の数を算出。</p> <p>具体的な計算式は以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;"><令和6年度（見込）></p> <p style="text-align: center;">「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数」：1084 + 「非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数」：108 = 「適用事業者数」：1192</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和6年度）について、「適用額424,160×事業税率＝減収額4,454」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値（事業税率））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「事業税率」については、法人事業税率の1.05%を計算に用いた。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（システムを効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本税制措置が達成目標の実現に有効な手段であるのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 発電側課金の導入により、システムを効率的に利用するとともに、再エネの導入拡大に向けたシステム増強を効率的かつ確実にすることが可能となる。本税制措置に関する要望は、そうした発電側課金の導入目的を達成するために、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であることも踏まえ、二重課税などが発生しないよう、措置を要望するものである。</p> <p>現行の託送料金制度では、再エネ電源の導入などに伴うシステム増強費用は、エリア内の小売電気事業者に課される託送料金を通じて、エリア内の需要家が負担することとなっている。一方、発電側課金の導入後は、システム増強費用の一部を発電事業者が負担し、当該費用を売電費用に上乘せすることで、当該発電事業者の電気を購入する需要家において負担することが可能となる。また、発電側課金の導入により、電源の需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域の電源については、送配電関連費用に与える影響に応じて、発電側課金の負担額を軽減する措置を講じることと整理している。これにより、発電側に関連した送配電開</p>

<p>連費用を抑制することが期待される。 本税制措置により、二重課税が回避され、発電側課金の運用が円滑になされることにより、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことが達成されるものと思料。</p>
<p>【点検結果】 ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】 —</p>
<p>【点検結果】 なし。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気供給業における発電側課金相当分を控除する収入割の特例措置の創設
2	対象税目	(法人事業税:義)(地方税3)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 発電事業者等が一般送配電事業者等に支払う発電側課金分に相当する額を控除する。 ※発電事業者が非収入金課税事業者である場合は、発電側課金分を特定して当該相当分を小売電気事業者等から控除する。
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項
5	担当部局	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部電力産業基盤課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年4月1日～令和10年3月31日 ※分析対象期間は、発電側課金の第1期間が令和6年度～令和9年度であることを踏まえたもの。
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。
		《政策目的の根拠》 我が国は、人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩み一方で、再エネの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大や、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の対応の増大など、送配電関連費用を押し上げる方向での変化が生じている。こうした環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑

		制するためには、一般送配電事業者による経営効率化等の取組を進めることに加え、これまで整備されてきた送配電網の効率的な利用を促すことが重要であることから、2024年度から発電側課金の導入が決定された(総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会「今後の電力政策の方向性について中間とりまとめ(2023年2月)」)。	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。	
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うことを目指す。	
10	有効性等	①: 適用数	適用事業者数 令和6年度(見込) 1,192 令和7年度(見込) 1,192 令和8年度(見込) 1,192 令和9年度(見込) 1,192 ※令和6年度(見込)の内訳 「令和5年8月1日時点における発電事業者の届出数」:1084 +「非収入金課税事業者となる場合を全発電事業者数の1割と仮定した数」:108 =「適用事業者数」:1192 ※令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。
		②: 適用額	適用額(百万円) 令和6年度(見込) 424,160 令和7年度(見込) 424,160 令和8年度(見込) 424,160 令和9年度(見込) 424,160 ※令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。
		③: 減収額	減収額(百万円) 令和6年度(見込) 4,454 令和7年度(見込) 4,454 令和8年度(見込) 4,454 令和9年度(見込) 4,454 ※以下のとおり計算。他方、令和7年度以降について、発電事業者は新規届出だけでなく廃止する者が一定数存在することから、令和6年度と同様の数値としている。

		適用額	事業税率	減収額
		令和6年度(見込)	424,160 × 1.05 =	4,454
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、電気事業への参入促進及び市場における競争促進がなされること、系統を効率的に利用するとともに、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うことに繋がる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、電気事業への参入促進及び市場における競争促進に寄与することが期待される。</p>		
	⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。		
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。	
12	有識者の見解	—		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—		

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設		
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。</p> <p>③ 達成目標（容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>④ 達成目標（電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>⑤ 達成目標（容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>⑥ 達成目標（電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 本税制特別措置は、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるため、二重課税を回避する観点から措置するものである。その上で定量的な水準を設定するのであれば、本税制特別措置を通じて、容量市場及び電源入札制度等とともに制度運用を円滑化することにより、電力需要に対する供給余力（予備率）を、毎年度3%以上とすることを達成すべき目標の水準とする。</p> <p>③・④ 検証時期については、容量市場において包括的検証を5年毎に行うこととされていることを踏まえ、電源入札等も併せて5年を目安に目標の達成状況を確認することになると思慮。</p> <p>⑤ 容量市場の導入により、小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関に対して容量拠出金分の支払い、電力広域的運営推進機関は当該資金を原資として発電事業者に対して容量確保契約金を支払うこととなる。そのため、本税制特別措置が無ければ、小売電気事業者等と発電事業者の双方に対して課税が生じ、二重課税となってしまう、目標達成が困難となる可能性がある。したがって、こうした状況を回避するべく、本税制特別措置を要望しているものであり、本目標は適切である。</p> <p>⑥ 電源入札制度等においては、一般送配電事業者が、電力広域的運営推進機関に対して電源入札拠出金分の支払い、電力広域的運営推進機関は当該資金を原資として発電事</p>

<p>業者に対して電源入札等補填金を支払うこととなる。そのため、本税制特別措置が無ければ、一般送配電事業者等と発電事業者の双方に対して課税が生じ、二重課税となってしまう、目標達成が困難となってしまう可能性がある。したがって、こうした状況を回避するべく、本税制特別措置を要望しているものであり、本目標は適切である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑤ 「容量市場の導入により、小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関に対して容量拠出金分の支払い、電力広域的運営推進機関は当該資金を原資として発電事業者に対して容量確保契約金を支払うこととなる。そのため、本税制特別措置が無ければ、小売電気事業者等と発電事業者の双方に対して課税が生じ、二重課税となってしまう、目標達成が困難となる可能性がある。したがって、こうした状況を回避するべく、本税制特別措置を要望しているものであり、本目標は適切である」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑥ 「電源入札制度等においては、一般送配電事業者が、電力広域的運営推進機関に対して電源入札拠出金分の支払い、電力広域的運営推進機関は当該資金を原資として発電事業者に対して電源入札等補填金を支払うこととなる。そのため、本税制特別措置が無ければ、一般送配電事業者等と発電事業者の双方に対して課税が生じ、二重課税となってしまう、目標達成が困難となってしまう可能性がある。したがって、こうした状況を回避するべく、本税制特別措置を要望しているものであり、本目標は適切である」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数について、「資源エネルギー庁の登録小売電気事業者一覧、一般送配電事業者一覧から推計」と説明されているが、算定根拠（計算式及び計算に用いた数値）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① <小売電気事業者></p> <table border="1"> <tr><td>2023年度（見込）</td><td>730社</td></tr> <tr><td>2024年度（見込）</td><td>730社</td></tr> <tr><td>2025年度（見込）</td><td>730社</td></tr> <tr><td>2026年度（見込）</td><td>730社</td></tr> </table> <p><一般送配電事業者></p> <table border="1"> <tr><td>2023年度（見込）</td><td>9社</td></tr> <tr><td>2024年度（見込）</td><td>9社</td></tr> <tr><td>2025年度（見込）</td><td>9社</td></tr> <tr><td>2026年度（見込）</td><td>9社</td></tr> </table> <p>※小売電気事業者について、事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、2024年度以降は2023年度と同様の数値としている。</p> <p>※一般送配電事業者について、容量市場に参入していない沖縄電力を除き、9社としている。また、今後の増加・減少は見込まれないため、2024年度以降は2023年度と同様の数値としている。</p> <p>※配電事業者については、2023年9月時点で0社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。</p> <p>② 上述の※以降における補足のとおり。</p>	2023年度（見込）	730社	2024年度（見込）	730社	2025年度（見込）	730社	2026年度（見込）	730社	2023年度（見込）	9社	2024年度（見込）	9社	2025年度（見込）	9社	2026年度（見込）	9社
2023年度（見込）	730社															
2024年度（見込）	730社															
2025年度（見込）	730社															
2026年度（見込）	730社															
2023年度（見込）	9社															
2024年度（見込）	9社															
2025年度（見込）	9社															
2026年度（見込）	9社															

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、補足説明では、算定根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、記載のある全ての年度において、「推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当記載は、容量市場に係る措置と電源入札・予備電源に係る措置の合算値となる。容量市場においては、既に2020年度（実需給年度2024年度）～2022年度（実需給年度2026年度）の計3回を実施しているため、各年度における約定総額（実績）が適用額となり、小売電気事業者、送配電事業者等の負担割合に応じて、各事業者が負担する容量拠出金を算出した上で、減収額を算出している。電源入札については、制度実施が必要となる断面において不足する供給力の量（＝調達量）を想定することが困難であるため、算定していない。予備電源については、容量市場の上限価格を調達価格と仮定し、審議会が定めた調達総量等を踏まえて各年度の調達量を仮定した上で適用額を算出し、その値に事業税率を乗じて将来の減収額を算定している。</p> <p>容量市場・予備電源いずれも、詳細な計算式については、「減収額試算根拠」を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 全ての達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 容量市場は、小売電気事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持するために、導入した制度であり、当該導入目的を達成するために、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であることも踏まえ、二重課税などが発生しないよう、措置を要望するものである。</p> <p>その上で、本税制を意義づけるのであれば、以下の通りである。かつての総括原価方式の枠組みの下では、発電投資は規制料金を通じて安定的に投資回収がなされてきたが、総括原価方式と規制料金の枠組みによる投資回収の枠組みがない現在では、原則として発電投資は市場取引を通じて、または市場価格を指標とした相対取引の中で投資回収されていく仕組みに移行していくと考えられる。このため、従来の総括原価方式下の状況と比較して大部分の電源に係る投資回収の予見性は低下すると考えられる。また、固定価格買取制度等を通じて再生可能エネルギーが拡大することになれば、従来型電源の稼働率が低下するとともに、再生可能エネルギーが市場に投入される時間帯においては市場価格が低下し、全電源にとって売電収入が低下すると考えられる。その結果、電源の将来収入見通しの不確実性が高まり、事業者の適切なタイミングにおける発電投資意欲を更に減退させる可能性がある。今後、電源投資が適切なタイミングで行われない場合、中長期的に供給力不足の問題が顕在化し、また、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じることが考えられる。そのため、単に卸電力市場等に供給力の確保をゆだねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力を確保できるようにすることが整理された。その上で、以</p>

<p>下の点で最も効率的に中長期的に必要な供給力等を確保するための手段として、容量市場を創設すべきであると整理された。</p> <p>このように、容量市場は、電力需要に必要な供給力を確保する制度として創設された。これまでは小売電気事業者等が必要な供給力を含めて、電気の購入費として支払っていたが、容量市場創設後は、必要な供給力（kW価値）と電力量（kWh価値）に分けて、費用を支払うこととなったため、容量市場に基づく実需給前後における小売電気事業者等の課税の公平性を確保する観点から、容量拠出金を電気の購入費と同様、恒久措置として収入金課税から控除することにより上述の目標の達成に寄与する。</p> <p>また、電源入札等は、供給力不足が明らかになり、かつ、あらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保するとともに、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持することを目的としており、当該目的を達成するために、電気供給業が一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であることも踏まえ、二重課税などが発生しないよう、措置を要望するものである。</p> <p>本税制措置により、二重課税が回避され、発電側課金の運用が円滑になされることにより、上述の目標の達成に寄与する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)、(3)及び(7)に課題があり、(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

■影響額（減収見込み額）試算 容量市場メインオークション・追加オークション

<容量額出金額> ※実績補正による小売・託送負担ごとの想定

実績給年度	2024	2025	2026
実給容量（実績）（kW）	167,691,648	165,342,148	162,710,879
約定総額（実績）（円）（x）	1,598,741,200,454	514,010,582,305	850,396,238,334
補正率（追加オークション調達率）（y）	0.0%	2.0%	2.0%
補正後約定総額（円）（a：x + (1-y)）	1,598,741,200,454	524,500,594,189	867,751,263,605
小売負担率（b1）	94.0%	92.0%	92.0%
託送負担率（b2）	6.0%	8.0%	8.0%
小売負担金額（円）（c1：a×b1）	1,502,816,728,427	482,540,546,654	798,331,162,518
託送負担金額（円）（c2：a×b2）	95,924,472,027	41,960,047,535	69,420,101,088

<収入割税率>

小売事業者への収入割税率（d1）	0.75%
送配電事業者への収入割税率（d2）	1.00%

<影響額（減収見込み額）（円）>

実績給年度	2024	2025	2026
小売事業者（円）（e1：c1×d1）	11,271,125,463	3,619,054,100	5,987,483,719
送配電事業者（円）（e2：c2×d2）	959,244,720	419,600,475	694,201,011
合計（円）（e1+e2）	12,230,370,183	4,038,654,575	6,681,684,730

初年度（円）	12,230,370,183	※2024年度
平均（円）	7,650,236,496	※2024年度～2026年度の3年度平均（①）

・容量市場と長期脱炭素電源オークションの落札単価水準の関係について
供給力調達量の上限は容量市場全体で決定されるため、長期脱炭素電源オークションの影響額は容量市場メインオークション・追加オークションの影響額とはトレードオフの関係にある。
長期脱炭素電源オークションによる供給力確保の割合が各年度で徐々に高まるため、影響額（減収見込み額）も変化する。
全て長期脱炭素電源オークションで調達する場合は約130億円の影響額（減収見込み額）が想定される（③×③+②）

※容量市場と長期脱炭素電源オークションの落札単価水準

	単価（円/kW）	
容量市場（3年度実績平均から想定）	5,071	②
長期脱炭素電源オークション（試算値）	10,301	③

（参考）容量市場メインオークション約定結果

	第1回（2024年度向け）	第2回（2025年度向け）	第3回（2026年度向け）
約定価格	14,137円/kW	3,495円/kW （北海道・九州以外） 5,242円/kW （北海道・九州）	8,749円/kW（北海道） 5,833円/kW（東北） 5,834円/kW（東京） 5,832円/kW（中部・北陸・関西・中国・四国） 8,748円/kW（九州）
平均価格	9,534円/kW	3,109円/kW	5,226円/kW
約定容量	約1.70億kW	約1.65億kW	約1.63億kW
約定総額	1兆5,987億円	5,140億円	8,504億円

■影響額（減収見込み額）試算 長期脱炭素電源オークション（参考）

供給力調達量の上限は容量市場全体で決定されるため、長期脱炭素電源オークションの影響額は容量市場メインオークション・追加オークションの影響額とはトレードオフの関係にある。

1. 容量確保金・容量額出金の算定

電源種	落札想定価格*1 （円/kW/年）	他市場収益*2 （円/kW/年）	償付額*3 （円/kW/年）	落札想定容量 （万kW）	償付額考慮後の容量額 保全*4 （百万円/年）
小売	4.81	8.44	7.60	120	-32,780
蓄電池	3.47	-*5	-	14	4,832
揚水（リブレース）	3.47	-*5	-	80	29,807
原子力	10.80	8.94	8.05	120	22,435
バイオマス（送修）	8.18	2.84	2.55	15	8,418
水素（送修）	10.80	8.44	7.60	45	10,800
アンモニア（送修）	7.44	8.05	7.25	40	790
合計（容量確保金・容量額出金の合計）					46,332 （百万円/年）
合計（容量確保金・容量額出金の合計）					10,301 （百万円/年）
小売負担率：B					92%
送配電負担率：C					8%
小売負担総額：A×B					41,855 （百万円/年）
送配電負担総額：A×C					3,829 （百万円/年）

- *1 上限価格で落札したと仮定
- *2 一定の仮定を置いて試算
- *3 他市場収益の割合
- *4 落札想定価格×他市場収益の割合×落札想定容量
- *5 発電コスト検証において、可変費、設備利用率が公表されていないため、他市場収益の試算は行わない。

2. 税収影響額

	負担額（百万円）	税率	税収影響額（百万円）
小売事業者	41,688	0.75%	313
送配電事業者	3,829	1.00%	38
合計			351

■影響額（減収見込み額）試算 予備電源

※電量入札本体は、不足する供給力量を想定できないため試算していない

	実績前2024年度	実績前2025年度	実績前2026年度	想定値額
調達価格（円/kWh・年）（a）	14,000	14,000	14,000	<他制度の参考価格>容量市場の上限価格 14,000円/kWh、kWh単位の平均的な落札価格 11,000円/kWh <予備電源の調達価格が容量市場の上限価格を越すことは決裂に許容されない>と仮定し、毎年度最高でも14,000円と仮置き
調達容量（kW）（b）	1,000,000	1,500,000	2,000,000	<調達容量>長期立ち上げ100～200万kW、長期立ち上げ200～300万kW - 2024年度は地熱電源（容量市場の不活況・未応札電源）が少なく、調達総量小値（300万kW）の約1/3を調達すると仮定して100万kW - 2025年度は2024年度よりは地熱電源が多いため、調達総量小値の約1/2を調達すると仮定して150万kW - 2026年度は2024,2025年度より地熱電源が少ないため、調達総量小値の約2/3を調達すると仮定して200万kW
当該年度の調達総額（円）（a×b）	14,000,000,000	21,000,000,000	28,000,000,000	
当該年度以前から継続する予備電源の調達総額（c）	0	14,000,000,000	28,000,000,000	<制度適用期間>2年間または3年間 - 2025年度は、2024年度に調達した予備電源が全量継続と仮定 - 2026年度は、2024年度に調達した予備電源の半分が退出（2年間適用と3年間適用が半分ずつ）、2025年度に調達した予備電源は全量継続と仮定
予備電源費用総額（a×b+c）	14,000,000,000	35,000,000,000	56,000,000,000	
託送負担金額（a×b+c）	14,000,000,000	35,000,000,000	56,000,000,000	各額に1.5倍
一般送配電事業者への収入割合率	1%	1%	1%	

<影響額（減収見込み額）>

	実績前2024年度	実績前2025年度	実績前2026年度
一般送配電事業者等（円）（（a×b+c）×1%）	140,000,000	350,000,000	560,000,000

即年度（円）	140,000,000	※2024年度
平年度（円）	350,000,000	※2024年度～2026年度の3年度平均

■適用額（円）

	2024	2025	2026	3年度平均
容量市場（長期オークション含む）の約定総額	1,598,741,200,454	524,500,594,189	867,751,263,606	996,997,686,083
予備電源費用の総額	14,000,000,000	35,000,000,000	56,000,000,000	35,000,000,000
計	1,612,741,200,454	559,500,594,189	923,751,263,606	1,031,997,686,083

■減収額（円）

	2024	2025	2026	3年度平均
容量市場（長期オークション含む）	12,230,370,183	4,038,654,575	6,681,684,730	7,650,236,496
予備電源	140,000,000	350,000,000	560,000,000	350,000,000
計	12,370,370,183	4,388,654,575	7,241,684,730	8,000,236,496

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目
		②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、容量市場における小売電気事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる容量拠出金について、小売電気事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置(恒久)、及び電源入札等における一般送配電事業者等から電力広域的運営推進機関に対して支払われる電源入札拠出金について、一般送配電事業者等の課税標準たる収入金額から控除する措置(恒久)を創設する。
5	担当部局	《関係条項》 —
		資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年4月1日～令和9年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久(本要望は電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)
9	必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (容量市場に係る措置) 全国の供給力の確保は原則として容量市場において行うこととしている。容量市場では、供給力はオークションで募集され、落札した発電事業者に対しては供給力の対価として、容量確保契約金が支払われるが、当該契約金の原資は、小売電気事業者等から広域機関が徴収する容量拠出金となっている。 小売電気事業者等が電力を販売するために仕入れた電力の支払に相当する金額は、事業税の課税標準である収入金額から控除する対象であることが地方税法施行令で定められている。他方、小売電気事業者等が負担する容量拠出金は、収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の
		①: 政策目的及びその根拠

		安定供給の確保を目指す。 (電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札・予備電源制度についても、一般送配電事業者等が負担する電源入札拠出金は、地方税法施行令に規定されておらず収入金額から差し引くことができないため、特例措置の創設を通じて二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、制度の円滑な実施を図り、電力の安定供給の確保を目指す。 《政策目的の根拠》 (容量市場に係る措置) ○第6次エネルギー基本計画(2021年10月22日閣議決定) 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応 (1) エネルギーシステム改革の更なる推進 ① 脱炭素化の中での安定供給の実現に向けた電力システムの構築に向けた取組 (a) 供給力確保のための強化策及び枠組の検討 自由化前は、地域独占と規制料金により費用回収が保証された旧一般電気事業者が、需要に合わせて必要となる発電設備(kW)や燃料(kWh)を計画的に確保していたが、自由化の進展と卸電力市場取引の増加に伴い、短期的な卸電力市場をベースとした競争の中で、採算性の悪化する電源の退出が進展し、新規投資も停滞している。 (略) 設備容量(kW)確保の観点では、追加的な供給力の確保や電源の過度な退出の防止に向けた対応策の検討を進めるとともに、4年後に必要な供給力を事前のオークションにより効率的に確保する容量市場について、その着実な運用を行いつつ、効率性の更なる向上に向けて不断の見直しを行う。 (容量市場、電源入札・予備電源に係る措置) ○GX 実現に向けた基本方針(2023年2月10日閣議決定) 2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組 (2) 今後の対応 5) カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 電力システム改革については、需要家の選択肢の拡大や広域的電力供給システムの形成といった成果が見られる一方、火力発電所の休廃止や原子力発電所の再稼働の遅れなどによる供給力不足や需要家保護の観点からの小売電気事業の規律強化など制度設計上の課題も存在する。 そのため、供給力確保に向けて、2024年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版(2023年6月16日閣議決定) 2. GX・エネルギー安全保障 (1) エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組
--	--	--

		<p>⑤カーボンニュートラルの実現に向けた電力・ガス市場の整備 供給力確保に向けて、来年度開始予定の容量市場を着実に運用するとともに、休止電源の緊急時等の活用を見据えた予備電源制度、長期脱炭素電源オークションを通じ、安定供給の実現や、計画的な脱炭素電源投資を後押しする。</p> <p>6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (容量市場に係る措置) 容量市場の着実な運用を通じ、小売事業者は将来の供給力を確実に確保し、発電事業者は費用を適切に回収して発電設備を維持すること。</p> <p>(電源入札・予備電源に係る措置) 電源入札等の円滑な実施により、供給力不足が明らかになり、かつあらゆる手段を尽くしてもなお不足している場合における「供給力」を確保すること。また、供給力不足に備えて、一定期間内に再稼働できる休止電源を「準供給力」として維持すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (容量市場に係る措置) 上記達成目標の実現により、小売事業者間の公正な競争を促進しつつ、電力の安定供給確保につながると考えられる。</p> <p>(電源入札・予備電源に係る措置) 上記達成目標の実現により、供給力不足に円滑に対応することが可能となり、電力の安定供給確保につながると考えられる。</p>
10: 有効性等	①: 適用数	<p><小売電気事業者> 2023年度(見込) 730社 2024年度(見込) 730社 2025年度(見込) 730社 2026年度(見込) 730社</p> <p><一般送配電事業者> 2023年度(見込) 9社 2024年度(見込) 9社 2025年度(見込) 9社 2026年度(見込) 9社</p> <p>※小売電気事業者について、事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在することから、2024年度以降は2023年度と同様の数値としている。 ※一般送配電事業者について、容量市場に参入していない沖縄電力を除き、9社としている。また、今後の増加・減少は見込まれないため、2024年度以降は2023年度と同様の数値としている。 ※配電事業者については、2023年9月時点で0社であること、将来にわたり新規に参入・撤退する配電事業者を推定することは困難であることから適用事業者数には含めていない。</p>

	②: 適用額	[初年度(2024年度)推計]▲1,612,741 [2025年度推計]▲559,501 [2026年度推計]▲923,751 (単位:百万円)
	③: 減収額	[初年度(2024年度)推計]▲12,370 [2025年度推計]▲4,389 [2026年度推計]▲7,242 (単位:百万円)
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置を通じ、容量抛中金・電源入札抛中金を抛出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保され、制度運用の円滑化が図られるため、電力の安定供給確保につながると考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特別措置がなされない場合、容量抛中金・電源入札抛中金を抛出する小売事業者・一般送配電事業者等にとって、容量市場・電源入札等の導入前後での課税対象に関する公平性が担保されず、制度運用の円滑化が阻害され、電力の安定供給確保に悪影響を及ぼし得ると考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(電気事業)に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11: 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特別措置は、小売電気事業者・一般送配電事業者等に対する二重課税を回避すべく要望するため、税制措置を講じることが妥当である。
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似の政策目的に係る支援措置として、「電気供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置(地方税・法人事業税)」が存在するが、本特別措置の対象である容量抛中金及び電源入札抛中金は、託送料金とは別に小売電気事業者・一般送配電事業者等が負担する費用であるため、代替されない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特別措置の目的である電力の安定供給確保は、あらゆる地域・地方公共団体にとって必要不可欠と考えられる。
12: 有識者の見解		—
13: 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	(一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する）は、政策目的（課税の公平性を確保すること）よりも発展した内容を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、政策評価書を修正いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用件数及び適用法人数の把握は困難であるため定量評価の指標として採用しておりません。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用件数及び適用法人数の把握は困難であるため定量評価の指標として採用しておりません。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和2年度の法人事業税）が把握されていない。 ② 過去の減収額（令和3年度の法人事業税）について、「適用額の実績額（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（第211回国会提出））を計上したうえで、税率を掛け合わせ算出」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値（税率））が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、令和2年度の法人事業税の減収額について追記いたしました。 ② 算定根拠となる税率（1.05%）を追記いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する）は、政策目的（課税の公平性を確保すること）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、政策評価書の記載を修正いたしました。また、新しい達成目標に基づき、本措置の過去の効果を評価いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態が変わらない取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することと考えられるため、当該状況を是正する）に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（連系線利用における公平な競争環境を確保し、連系線のより効率的な利用を促進する。そのために、卸電力取引所を通じた自己約定に伴う二重課税を回避し、課税の公平性を確保する）は、政策目的（課税の公平性を確保すること）よりも発展した内容を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されて</p>

いない。
【経済産業省の補足説明】
① 御指摘を踏まえ、政策評価書の記載を修正いたしました。
【点検結果】
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、達成目標（間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態の変わらない取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することと考えられるため、当該状況を是正する）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(2)、(3)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(2)過去の適用数が把握されておらず、(3)将来の適用数が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	(一社)日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の恒久化
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 電気事業者が卸電力取引所において、電力の買入札と売り入札を同時に行っている場合、当該電気事業者が卸電力取引所から電気の購入を行う際に生じる卸電力取引所に対して支払うべき金額(同一法人内の自己約定分の買入約定価格に限る)に相当する金額を収入金から控除できる特例制度を創設した。 《要望の内容》 当該措置の恒久化を要望する。 《関係条項》 地方税法 第72条の12 附則 第9条第19項 地方税法施行令 第22条 附則 第6条の2
5	担当部局	経済産業省電力・ガス取引監視等委員会 取引制度企画室 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年度 分析対象期間: 令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度 創設
8	適用又は延長期間	恒久
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 間接オークション制度利用における支障となっている卸電力取引所を通じた自己約定における二重課税を解消し、広域メリットオーダーの達成を促進する。 〔参考〕 ○電力システムに関する基本方針(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により(平成26年6月11日閣議決定)、平成28年4月より、電力小売市場が完全自由化されたが、電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、全国大で限界費用の安い順で電源が稼働する、広域メリットオーダーの達成が必要とされている。他方で、平成30年9月以前においては、地域間の連系線利用ルールとして「先着優先ルール」が存在し、これにより連系線の空き容量が十分でない場合には連系線を利用できないため、広域メリットオーダーの達成への障壁となっていた。 ○こうした状況を踏まえ、平成30年10月に、コストの安い電源順に送

		電することを可能とする間接オークション制度が導入され、公平な競争環境の下での連系線のより効率的な利用、そして広域メリットオーダーの達成を促進してきた。 ○一方で、小売事業者から需要家への電力販売による収入に基づき課税標準を計算するに当たり、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額については、卸電力取引所経由のものも含めて、課税標準から控除できる一方で、同じく卸電力取引所経由の電気の購入であり、経済的には実態の変わらない自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することとなると考えられる。																															
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定)」において、「主要な改革内容」の一つとして、「2.小売及び発電の全面自由化」を掲げている。 また「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(平成29年2月)」において、「現行連系線利用ルールを「先着優先」から市場原理に基づきスポット市場を介して行う「間接オークション」へと変更することを軸とする」旨が記載されている。																															
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 間接オークション制度の利用に伴う卸電力取引所を通じた自己約定の発生について、電気供給業を行う他社からの電気の購入のために支払った金額は課税標準から控除できる一方で、経済的には実態の変わらない取引所を通じた自己約定のみ二重課税が発生することは、課税の公平性を阻害することと考えられるため、当該状況を是正する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 課税の公平性確保により、間接オークション制度利用における障壁が解消されるため、広域メリットオーダーの達成が促進される。																															
10	有効性等	①: 適用数 本措置の対象となる自己約定にあたる取引量の推移は以下のとおり。 (単位: 百万 kWh) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>5,354</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> <td>35,69</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> 【算出根拠】 1. 令和2年度及び令和3年度分については、適用額の実績額(地方税における税負担軽減措置等の適用状況等)に関する報告書(第	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	適用数	5,354	35,69	35,69	35,69	35,69	35,69	35,69			2	2	2	2	2	2
年度	令和2	3		4	5	6	7	8																									
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																										
適用数	5,354	35,69	35,69	35,69	35,69	35,69	35,69																										
		2	2	2	2	2	2																										

	③ 地方公共団体が協力する相当性	本件は二重課税を防ぐための措置であり、当該租税特別措置を実施したとしても新たに税収減が発生するとは考えられない。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月(R2 経産13)

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2020年の法的分離に伴う分社化により不可避的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額による追加的な税負担を控除し、電力の安定供給等を確保すること。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 達成目標は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、グループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額を控除することで、電力の安定供給に必要となる取引を躊躇させず、安定供給を確保することが目的であることから、定量的に達成すべき水準をお示しすることは困難である。</p> <p>② 電力の安定供給の確保という達成目標においては、達成すべき時期をお示しすることは困難である。</p> <p>③ 定量的な達成目標を設定したとして、当該目標を達成したとしても、電力の安定供給の確保という政策目標が達成されたとは必ずしも言い難いため、現状の目標設定が適切であると考えている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（令和2年度から4年度まで）が年度ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数について、「旧一般電気事業者及び電源開発株式会社並びにそれぞれから分社化した社」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p> <p>② 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（令和4年度の法人事業税）について、「令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上」と説明されているが、令和3年度の減収額とはかい離があり、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、過去の減収額（令和2年度及び3年度の法人事業税）について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 御指摘を踏まえ、事前評価書に追記する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（令和5年度から8年度までの法人事業税）について、「令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上」と説明されているが、令和3年度の減収額とはかい離があり、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本特例措置は、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、グループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額を控除することで、電力の安定供給に必要となる取引を躊躇させず、安定供給を確保することが目的であることから、本特例措置が電力の安定供給の確保にどのように資したのかを具体的にお示しすることは困難である。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかとされていない。
【経済産業省の補足説明】
① 本特例措置は、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、グループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額を控除することで、電気の安定供給に必要となる取引を躊躇させず、安定供給を確保することが目的であることから、本特例措置が電力の安定供給の確保にどのように資したのかを具体的にお示しすることは困難である。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
なし。
【経済産業省の補足説明】
—
【点検結果】
なし。

点検項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されておらず、(3)将来の適用数及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引を控除する収入割の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
	①: 政策評価の対象税目	法人事業税: 義(地方税 14)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長する。
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第20項 地方税法施行令 附則第6条の2 等
5	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和5年8月
7	創設年度及び改正経緯	平成31年度 創設
8	適用又は延長期間	5年間 (法的分離に伴う不可避免的な追加の税負担は、電気供給業に適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望は不要である。)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠
		《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電力システム改革に関しては、「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づき数次の制度整備が講じられており、その一環として、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月成立)に基づき、令和2年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業者又は発電事業を営んではならないこととされたところ(いわゆる「法的分離」)。 法的分離後のグループ会社間取引については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に当該取引の料金について、収入金額の算定から控除する特例措置が平成31年度から5年間の期間で講じられたところ。 他方、電力の安定供給の確保に資するよう、効率化によって資金を確保し、設備更新・修繕等の安定供給に資する取り組みとしてのグルー

			<p>ブ間取引は、今後も継続することが想定されることから、本措置の延長を要望する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「電力システムに関する改革方針」(平成25年4月閣議決定)に基づく電気事業法の改正により、平成32年4月1日以降、一般送配電事業者は小売電気事業者又は発電事業を営んではならないこととされている。 また、法的分離後に伴う行為規制の例外となる取引については、経済産業省令において定められるため、本措置の対象となる取引に事業者の恣意性は含まれない。</p>																															
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	6. 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進																															
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額による追加的な税負担を控除し、電力の安定供給等を確保すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2020年の法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額について、電気供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除することで、電力の安定供給に必要な取引を躊躇させず、安定供給を確保する。</p>																															
10	有効性等	①: 適用数	22社(旧一般電気事業者及び電源開発株式会社並びにそれぞれから分社化した社)																															
		②: 適用額	<p>本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の額の推移は以下のとおり。</p> <p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> <th>見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>201.675</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> <td>190.739</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔備考〕 1. 令和2年度及び令和3年度分の適用額は、各社よりヒアリングしたものである。 2. 令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	8	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	区分								適用額	201.675	190.739	190.739	190.739	190.739	190.739	190.739
		年度	令和2		3	4	5	6	7	8																								
実績	実績		見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																											
区分																																		
適用額	201.675	190.739	190.739	190.739	190.739	190.739	190.739																											
③: 減収額																																		

		<p>本措置の適用の対象となるグループ会社間取引の減収額の推移は以下のとおり。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>令和2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> <tr> <td></td> <td>実績</td> <td>実績</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> <td>見込み</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>2,217</td> <td>2,078</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> <td>1,589</td> </tr> </tbody> </table> <p>[備考] 1. 令和2年度及び令和3年度分の減収額は、各社よりヒアリングしたものである。 2. 令和4年度以降のグループ会社間取引額については、令和3年度並みになると仮定し計上。</p>	年度	令和2	3	4	5	6	7	8		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み	区分								減収額	2,217	2,078	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589
年度	令和2	3	4	5	6	7	8																											
	実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み	見込み																											
区分																																		
減収額	2,217	2,078	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589																											
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>—</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 追加的な税負担を回避することで、電力の安定供給等に必要な取引を電力会社に躊躇させず、電気の安定供給をより確実に確保する。</p>																																
	⑤: 税収減を是認する理由等	—																																
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>法的分離に伴う分社化により不可避免的に外部化されたグループ会社間の取引に係る各事業年度の収入金額は、法的事由により追加的に負担を求めらるものであるから、追加的な負担を回避する本措置は妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>追加的な税負担を回避することで、電力の安定供給等に必要な取引を電力会社に躊躇させず、電気の安定供給をより確実に確保する観点から、本措置は妥当である。</p>																																
12	有識者の見解	—																																

13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成28年8月
----	--------------------	---------

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置
国交02	まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設
国交03	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
国交04	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
国交05	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交06	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
国交07	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
-------------------------	-----

【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 所期の達成目標（毎年新設・増設される本措置の対象となりうる営業倉庫のうち、物流DX関連機器の導入により、その効果を定量的に把握してオペレーション改善や働き方改革を実現した営業倉庫を約70%（42棟）とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（本措置の適用件数を各年度25件とする）の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていない。また、その原因が分析されているものの、前回評価時と同じ分析にとどまっている。</p>
【国土交通省の補足説明】	<p>① 令和4年度税制改正要望の際は、倉庫業の生産性向上を目標に掲げていたところ、令和6年度税制改正要望においては、「2024年問題」を目前に、我が国の経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持の実現のためには、物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応は急務であることから目標の変更を行っているため、DX機器に係る記載は行っておりません。</p> <p>② 物流における「2024年問題」等の社会情勢の急激な変化に対応を行う必要があるため、新設倉庫における荷待ち発生率の削減を政策目標にしている本特例措置を、引き続き実施する必要がある。また、目標を達成できていない原因については、前回評価時と傾向としては変わっていないものと分析している。一方、近年、主に倉庫事業者以外の者が、立地規制の配慮を受けることを目的に、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「物流総合効率化法」という。）の認定を受け、特定流通業務施設の整備・所有を行い、同施設を倉庫事業者に賃貸する形態の認定案件が出てきているため、認定件数と税制特例措置の適用対象件数の差が大きくなってきている。</p>
【点検結果】	<p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	<p>① 達成目標（物流事業者の労働生産性の向上を図るため、毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷待ちの発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）の割合を2割）に対する将来の効果について、「新設・増設倉庫棟数（総数）に対する認定件数の割合」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値の出典）が明らかにされていない。</p>
【国土交通省の補足説明】	<p>① 令和5年度以降においては、「令和5年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）及び業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による」の値を「推計」として記載している。</p>
【点検結果】	<p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 なし。
【国土交通省の補足説明】 —
【点検結果】 なし。

点検項目(6)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置
2	対象税目	法人税：義(国税1)、法人住民税：義(自動運動)、法人事業税：義(自動運動)(地方税30)
	①：政策評価の対象税目 ②：上記以外の税目	所得税：外、固定資産税：外、都市計画税：外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独】・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>平成28年10月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号。以下「物流総合効率化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得する事業用資産(以下「特定流通業務施設」という。)について、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の100分の8に相当する金額の合計額とする特例措置(8%の割増償却)を講ずる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>上記特例措置について、物流における「2024年問題」等の社会情勢の急激な変化を踏まえ、以下の方向で所要の見直しを行う。</p> <p>○倉庫用建物等の割増償却の延長及び物流総合効率化法の改正を前提に税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>○適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第15条、第48条 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第8条、第29条の6 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第6条の2、第20条の22 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第2条、第4条、第7条</p>
5	担当部局	国土交通省総合政策局貨物流通事業室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和5年8月 分析対象期間：平成30年度～令和7年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度 創設</p> <p>平成8年度 延長(償却率20/100)地区要件の追加</p> <p>平成10年度 延長(償却率18/100)ランプウェイ構造追加</p> <p>平成12年度 延長(償却率16/100)</p> <p>平成14年度 延長(償却率12/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成16年度 延長(償却率10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成17年度 延長(償却率10/100)要件の見直し</p> <p>平成18年度 延長(償却率10/100)</p> <p>平成19年度 延長(償却率10/100)</p>

		<p>平成21年度 延長(償却率10/100)要件の見直し</p> <p>平成23年度 延長(償却率10/100)要件の見直し</p> <p>平成25年度 延長(償却率10/100)災害要件の追加</p> <p>平成27年度 延長(償却率10/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成28年度 延長(償却率10/100)要件の見直し</p> <p>平成30年度 延長(償却率10/100)</p> <p>令和2年度 延長(償却率10/100)</p> <p>令和4年度 延長(償却率8/100)要件の見直し</p>	
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)	
9	必要性等	①：政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>2024年度からのトラックドライバーへの時間外労働の上限規制の適用などの物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流施設の整備・機能強化を推進し、待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築を目指すとともに、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。また、これにより我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第1条</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針2023(抄)(令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化</p> <p>(物流の革新)</p> <p>2024年度から時間外労働の上限規制が運転手に適用され物流への影響が懸念される「物流2024年問題」の解決等に向け、持続可能な物流を実現すべく、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、道路・港湾・貨物鉄道・倉庫等の物流拠点・ネットワークの災害対応能力を含む機能強化、モーダルシフトなど物流GX、物流DX・標準化等による「物流の効率化」、荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減に向けた規制的措置の導入、トラック法に基づく荷主等への要請・勧告制度の実効性向上等による「商慣行の見直し」、再配達削減を含む荷主や消費者の「行動変容を促す仕組みの導入」等の抜本的・総合的な対策を一体的に進め、物流の生産性向上等を推進する。このため、次期通常国会での法制化も含め、荷主への規制的措置など中長期的に継続して取り組むための枠組みを整備する。</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(抄)(令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>VIII. 経済社会の多極化</p> <p>1. デジタル田園都市国家構想の実現</p> <p>(3) デジタル田園都市国家構想の前提としての安心の確保</p> <p>② 物流の2024年問題への対応</p> <p>物流業界では、トラックドライバーの有効求人倍率が2倍と人手不足であり、来年度から時間外労働の上限規制が適用されるため、人手不足への対応・生産性の向上が喫緊の課題(「2024年問</p>

	<p>題)である。 長時間の荷待ち・契約外の荷役等、非効率な商慣行を是正すべく、規制措置等について検討し、本年度中に所要の措置を講ずるとともに、賃金水準向上に向けた価格転嫁円滑化等の取組を進める。 モーダルシフト、電動車化、1台の車両で荷物と乗客を同時に輸送する貨客混載等のGXや、自動運転、トラック予約受付システムの普及、自動化・機械化等のDX、パレット・コンテナの導入・標準化、物流拠点の機能強化、高速道路のトラック速度規制の引上げに向けた調整を進め、生産性向上と担い手の確保を進める。(略)</p> <p>○ 総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)(抄)(令和3年6月15日閣議決定) Ⅲ. 今後取り組むべき施策 2: 時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流の実現) 物流事業者の効率化に向けた取組も必須である。(略)自動化やデジタル化等の取組を通じて、車両の集中や庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間を削減し、サプライチェーン上の無駄をなくしていくことも必要である。 (1)トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備 ④ 労働環境改善に資する物流施設の生産性向上 トラックドライバーの労働力不足対策等の観点から、輸送網の集約化やトラック予約システムをはじめとしたデジタル機器等の導入による荷待ち時間の削減が図られている生産性の高い物流施設について、改正物流総合効率化法のスキーム等を活用しながらさらに整備を促進する。この際、同法の活用状況や物流を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、倉庫等の物流施設自体の高度化を図るなどさらなる生産性向上が図られるよう取組を推進する。 (略) 新設倉庫における荷待ち発生率 【2020年度 約25% → 2025年度 0%】 物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020年度 141件 → 2025年度 330件】</p> <p>○ 物流革新に向けた政策パッケージ(抄)(令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定) 1. 具体的な施策 (2) 物流の効率化 ⑤ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援(物流施設の機能強化等) サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす営業倉庫が2024年問題等の社会情勢の急激な変化に的確に対応できるよう、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)の計画認定制度に関し効果的な見直しを行い、物流GX・DX設備等の導入に加え、物流施設の整備・機能強化を推進する。(略)</p>
--	--

②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>
③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上等により、物流事業者の労働生産性を向上させる。</p> <p><測定指標> 物流事業者の労働生産性の向上を図るため、毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷待ちの発生しない営業倉庫(特定流通業務施設)の割合を2割とし、荷待ち発生率を約25%から0%にする。また、本措置の年度ごとの適用件数を各年度25件とする。</p> <p>《所期の達成目標及び測定指標の変更理由について》 令和4年度税制改正要望の際は、倉庫業の生産性向上を目標に掲げていたところ、令和6年度税制改正要望においては、2024年問題を目前に、我が国の経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持の実現のためには、物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応は急務であることから目標の変更を行った。</p> <p>(参考) ○ 総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)(抄)(令和3年6月15日閣議決定) Ⅲ. 今後取り組むべき施策 2: 時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流の実現) 物流事業者の効率化に向けた取組も必須である。(略)自動化やデジタル化等の取組を通じて、車両の集中や庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間を削減し、サプライチェーン上の無駄をなくしていくことも必要である。(1)トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備④ 労働環境改善に資する物流施設の生産性向上トラックドライバーの労働力不足対策等の観点から、輸送網の集約化やトラック予約システムをはじめとしたデジタル機器等の導入による荷待ち時間の削減が図られている生産性の高い物流施設について、改正物流総合効率化法のスキーム等を活用しながらさらに整備を促進する。この際、同法の活用状況や物流を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、倉庫等の物流施設自体の高度化を図るなどさらなる生産性向上が図られるよう取組を推進する。(略) 新設倉庫における荷待ち発生率 【2020年度 約25% → 2025年度 0%】 物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020年度 141件 → 2025年度 330件】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 各年度に新設される営業倉庫約150棟のうち、2割の営業倉庫(約30棟)で、荷待ち時間が発生している。物流総合効率化法の認定制度と本措置によるインセンティブにより、毎年度30棟の「荷待ちが発生し</p>

		ない倉庫」を整備することにより、各年度に新設される営業倉庫の全てを「荷待ちが発生しない倉庫」として整備することができる。これにより、社会問題となっているトラックドライバーの長時間労働の一因である荷待ち時間の削減を図ることができる。																		
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>《適用件数の推移(単年度)》 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用件数を示したもの。 2 平成30～令和4年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用件数を計上。令和5年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和6年度以降は令和5年度と同数を計上)。 3 本表では、当該年度が適用初年度となる適用件数を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用件数を推計することができない。</p> <p>令和3年及び4年度の目標値が計 50 件であったのに対して実績は 41 件であり、適用数が想定外に僅少であるとは言えない。また、本特例措置の政策目的としては、新設倉庫における荷待ち発生率の削減も設定しているが、物流における「2024 年問題」等の社会情勢の急激な変化に対応を行う必要があるため、引き続き目標達成に向けて本特例措置は必要である。</p>	年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7	適用件数	14	18	12	21	20	25	25	25
		年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7										
適用件数	14	18	12	21	20	25	25	25												
<p>②: 適用額</p> <p>《適用額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>113</td> <td>197</td> <td>150</td> <td>121</td> <td>86</td> <td>163</td> <td>163</td> <td>163</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用額を示したもの。 2 平成30～令和4年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用額を計上。令和5年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和6年度以降は、令和5年度の適用額と同数を計上)。 3 本表では、当該年度が適用初年度となる適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用額を推計することができない。 4 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の合計は 90%を超えているが、これは本措置の適用を受ける倉庫ごとに、整備</p>	年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7	適用額	113	197	150	121	86	163	163	163		
年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7												
適用額	113	197	150	121	86	163	163	163												

		額の開きがあることに由来するものである。本措置は、より多くの法人に活用してもらうことで、より多くの特定流通業務施設の整備することを目的とするものであるため、物流の効率化に資すると認められる一定規模以上の倉庫であれば、1件当たりの整備額の大小を問うものではない。 上述のことから、適用の偏りは、当該措置の適用件数と当該措置を利用した法人数の比で分析すべきであるが、この点、H30 年から令和4年度までの当該措置の適用件数は 85 件、当該措置を利用した事業者は 73 者と、その比は 86%となり、当該措置の適用が特定の者に偏っているとは言えない。																																																																								
③	減収額	<p>《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>26</td> <td>46</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3.9</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したもの。 2 平成30～令和4年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の法人税等の減収額について、本措置の適用期間(5 年間)分を累計し、計上。令和5年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和6年度以降は、令和5年度の適用額と同額に、各税率を乗じて算出)。 3 本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない。 4 算出根拠については、別紙参照。</p>	年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7	法人税	26	46	35	28	20	38	38	38	法人住民税	3	3	2	2	1	3	3	3	法人事業税	8	14	11	11	8	11	11	11	地方法人特別税	3	6	-	-	-	-	-	-	特別法人事業税	-	-	3.9	4	3	4	4	4																		
	年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7																																																																	
法人税	26	46	35	28	20	38	38	38																																																																		
法人住民税	3	3	2	2	1	3	3	3																																																																		
法人事業税	8	14	11	11	8	11	11	11																																																																		
地方法人特別税	3	6	-	-	-	-	-	-																																																																		
特別法人事業税	-	-	3.9	4	3	4	4	4																																																																		
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:棟、件、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>平成 30</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・増設倉庫棟数(総数)</td> <td>157</td> <td>193</td> <td>173</td> <td>169</td> <td>156</td> <td>160</td> <td>160</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)</td> <td>60</td> <td>103</td> <td>72</td> <td>78</td> <td>76</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>認定件数(旧法)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>認定件数(新法)</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>32</td> <td>41</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>認定件数(合計)</td> <td>27</td> <td>43</td> <td>32</td> <td>41</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(旧法)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>税制特例措置の適用対象件数(新法)</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>21</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7	新設・増設倉庫棟数(総数)	157	193	173	169	156	160	160	160	新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)	60	103	72	78	76	60	60	60	認定件数(旧法)	-	-	-	-	-	-	-	-	認定件数(新法)	27	43	32	41	36	37	37	37	認定件数(合計)	27	43	32	41	36	37	37	37	税制特例措置の適用対象件数(旧法)	-	-	-	-	-	-	-	-	税制特例措置の適用対象件数(新法)	14	18	12	21	20	25	25	25
年度 区分	平成 30	令和 1	2	3	4	5	6	7																																																																		
新設・増設倉庫棟数(総数)	157	193	173	169	156	160	160	160																																																																		
新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)	60	103	72	78	76	60	60	60																																																																		
認定件数(旧法)	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																		
認定件数(新法)	27	43	32	41	36	37	37	37																																																																		
認定件数(合計)	27	43	32	41	36	37	37	37																																																																		
税制特例措置の適用対象件数(旧法)	-	-	-	-	-	-	-	-																																																																		
税制特例措置の適用対象件数(新法)	14	18	12	21	20	25	25	25																																																																		

税制特例措置の適用対象件数(合計)	14	18	12	21	20	25	25	25
新設・増設倉庫棟数(総数)に対する認定件数の割合	20%	20%	20%	24%	23%	19%	19%	19%
新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)に対する認定件数の割合	52%	38%	48%	53%	47%	50%	50%	50%
新設・増設倉庫棟数(総数)に対する税制特例措置の適用対象件数の割合	9%	9%	7%	12%	13%	16%	16%	16%
新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)に対する税制特例措置の適用対象件数の割合	23%	17%	16%	27%	26%	42%	42%	42%

(注) 平成30～令和4年度は、実績値(国土交通省調べ)。令和5年度は、物流総合効率化法の認定申請状況及び業界団体実施のアンケート調査に基づき推計(令和6年度以降は、令和5年度と同数を計上。)

(1) 所期の政策目的の達成状況
 平成28年に改正した物流総合効率化法により、トラックドライバーの荷待ち時間の削減を図るトラック予約受付システムを要件に追加したことに加え、多様な関係者による幅広い取組みも、認定の対象として広げることにより、機能が強化された物流施設を核とした物流の円滑化が進んできたところ。さらに、平成30年に策定された「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を中心に、「宅配ボックスの普及促進」等の取組みとともに、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」において、荷待ち時間解消の手段として「トラック予約受付システム」の導入が推奨されている。これら施策と合わせて本特例措置の適用対象である「トラック予約受付システムの導入促進」の取組みを推進することにより、荷待ち時間が一定程度削減され、労働生産性が着実に改善されるなど、一定の成果が表れてきたところ。こうした取組みをさらに推進することにより、政策目的である「荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系の構築」が実現される。

(2) 所期の達成目標の実現状況
 (特定流通業務施設の割合(新設される営業倉庫の2割)について)
 新設された倉庫が令和3年度は169棟、令和4年度は156棟であったのに対し、荷待ちの発生しない営業倉庫(特定流通業務施設)は、令和3年度は41棟、令和4年度は36棟であり、令和3年度、4年度ともに目標である2割に達しており、着実に積みあがっているところ。

(租税特別措置の適用件数25件/年度について)
 目標25件に対して、令和3年度は実績21件、令和4年度は20件であるが、物流における「2024年問題」等の社会情勢の急激な変化に

		<p>対応を行う必要があるため、新設倉庫における荷待ち発生率の削減に寄与する本特例措置を、引き続き実施する必要がある。</p> <p>目標に対して実績が下回った理由としては、当該措置の必須要件である「トラック予約受付システム」の普及が想定よりも進んでいないことが挙げられるが、その理由として主に以下が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 倉庫作業員の人手不足が深刻化するなかで、トラックが搬入した荷物の受け入れや、搬出貨物の準備といった庫内作業が追いつかず、予約時間通りに荷卸し等の作業が開始されることに懐疑的であること。 地方部においては、不特定多数のトラック事業者が構内に入内することが少ない傾向にあり、かつ、用地確保も比較的容易であることから、「トラック営業所等設置」が選択される傾向が高いこと。 <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった改正物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成30年から令和5年6月末現在までに92棟整備することができた。</p> <p>一般的に、倉庫事業者は、固定比率が高く、借入金の返済余力が低い傾向にあり、財務状況及び投資余力が厳しい傾向にあるが、本措置を利用することで手元資金の増加に伴う財務状況の改善が図られる。本措置を利用した複数の事業者に対してヒアリングを行ったところ、上述のことから、①金融機関との融資交渉が進めやすくなる、②手元資金の余力は、トラック予約受付システム等の設備投資インセンティブになる、といった旨の回答を複数得ており、達成目標に対する本措置による直接的効果が認められる。</p>
6	⑤: 租税減を是認する理由等	<p>改正物流総合効率化法(予定)の認定制度と一体的に取り組む本措置により、荷待ちの発生しない営業倉庫(特定流通業務施設)(特定流通業務施設)の整備の促進が図られる。</p> <p>これにより、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図り、もって我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持に寄与することができる。</p> <p>以上により、本措置は、政策目標の実現に寄与するものとして、租税減を是認する効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、荷待ち時間が発生しない省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、 ① 予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと</p>

別添

		<p>② 特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>令和6年度予算概算要求において、補助金の予算要求を検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業(令和6年度予算概算要求額:400百万円) 物流業務自動化設備導入支援(令和6年度予算概算要求額:200百万円) 新技術活用によるサプライチェーン全体輸送効率化・非化石転換推進事業(令和6年度予算概算要求額:6,200百万円) <p>予算上の措置は庫内作業フロー改善等により、物流施設側の作業の平準化や人手不足を補うこと等に資するものである。一方で本特例措置は適用要件であるトラック予約受付システム等の導入により、トラックドライバーの荷待ち時間削減を図るものである。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>倉庫は国民生活や産業、経済活動に不可欠な物資の保管や輸配送等を行い、物流の中核的な役割を担うものでありながら、地域の地場産業を支え、地域雇用を創出し地域経済に貢献している。上記のことから、地方公共団体がその政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和3年8月(R3国交01)

適用実績等の算定根拠

項目：物流効率化のための計画に基づき取得した倉庫用建物等の事業用資産に係る所要の措置

(積算根拠)

1. 平成30年度

(1) 件数

平成30年度における税制特例措置の適用対象件数は、14件(普通倉庫7件、冷蔵倉庫7件)である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額(割増償却額)、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出(1棟当たりの取得価格の合計)
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率(10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率(23.2%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率(12.9%)
- ⑤ 法人事業税(所得割) = 割増償却額 × 税率(6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率(43.2%)

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
営業倉庫										
普通倉庫	7	12,101.0	31	0.033	10%	39.9	9.3	1.2	2.7	1.2
冷蔵倉庫	7	15,220.0	21	0.048	10%	73.1	16.9	2.2	4.9	2.1
合計	14	27,321.0				113.0	26.2	3.4	7.6	3.3

別添

別添

2. 令和元年度

(1) 件数

令和元年度における税制特例措置の適用対象件数は、18 件（普通倉庫 9 件、冷蔵倉庫 9 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1 棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

(単年度)	(百万円)									
	件数	取得価格	償却率		割増償却率	割増償却額 (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率	法人住民 税 (E) × 税率	法人事業所 税 (所得割) 減収額 (D) × 税率	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率
			耐用 年数	定額法						
(A)	(B)	(C)	(D)	23.20%	7.00%	7.00%	43.20%			
営業倉庫										
普通倉庫	9	26,051.0	31	0.033	10%	86.0	19.9	1.4	6.0	2.6
冷蔵倉庫	9	23,092.0	21	0.048	10%	110.8	25.7	1.8	7.8	3.4
合計	18	49,143.0				196.8	45.7	3.2	13.8	6.0

3. 令和2年度

(1) 件数

令和2年度における税制特例措置の適用対象件数は、12 件（普通倉庫 9 件、冷蔵倉庫 3 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1 棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

(単年度)	件数	取得価格	償却率		割増 償却率	割増償却額 (A) × (B) × (C)	法人税 減収額 (D) × 税率	法人住民税 減収額 (E) × 税率	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率
			耐用 年数	定額法						
	(A)	(B)	(C)	(D)	23.20%	7.00%	7.00%	37.00%		
営業倉庫										
普通倉庫	17	29,293.0	31	0.033	10%	96.7	22.4	1.6	9.3	0.0
冷蔵倉庫	8	11,040.0	21	0.048	10%	53.0	12.3	0.9	5.1	0.0
合計	25	40,333.0				149.7	34.7	2.4	14.4	0.0

別添

別添

4. 令和3年度

(1) 件数

令和3年度における税制特例措置の適用対象件数は、21件（普通倉庫19件、冷蔵倉庫2件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却額 (A)×(B)×(C) (D)	法人税 減収額 (D)×税率 (E)×税率 23.20%	法人住民税 減収額 (E)×税率 7.00%	法人事業税 (所得割) 減収額 (D)×税率 9.60%	地方法人 特別税 減収額 (G)×税率 0.00%		
			耐用 年数	定額法						割増 償却率	割増償却率 (A)×(B)×(C) (D)
営業倉庫											
普通倉庫	19	11,199.0	31	0.033	10%	37.0	8.6	0.6	3.5	0.0	
冷蔵倉庫	2	17,448.0	21	0.048	10%	83.8	19.4	1.4	8.0	0.0	
合 計	21	28,647.0				120.7	28.0	2.0	11.6	0.0	

5. 令和4年度

(1) 件数

令和4年度における税制特例措置の適用対象件数は、20件（普通倉庫17件、冷蔵倉庫3件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出（1棟当たりの取得価格の合計）
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A)×(B)×(C) (D)	法人税 減収額 (D)×税率 (E)×税率 23.20%	法人住民税 減収額 (E)×税率 7.00%	法人事業税 (所得割) 減収額 (D)×税率 9.60%	地方法人 特別税 減収額 (G)×税率 0.00%		
			耐用 年数	定額法							割増 償却率	割増償却率 (A)×(B)×(C) (D)
営業倉庫												
普通倉庫	17	12,255.0	31	0.033	10%	40.4	9.4	0.7	3.9	0.0		
冷蔵倉庫	3	9,386.0	21	0.048	10%	45.1	10.5	0.7	4.3	0.0		
合 計	20	21,641.0				85.5	19.8	1.4	8.2	0.0		

別添

別添

6. 令和5年度

(1) 件数

令和5年度における税制特例措置の適用件数は、25 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和5年度以降は、毎年度 25 件（普通倉庫 19 件、冷蔵倉庫 6 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格^{※1} × 件数（見込み）^{※2}

※1 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

※2 令和5年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）及び業界団体による約 2000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left(\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,664 \text{ 百万円} \times 19 \text{ 件} = 31,616 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 2,020 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 件} = 12,120 \text{ 百万円} \end{array} \right)$$

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（7.0%）

⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × (C) (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割)減収額 (D) × 税率 (G)	特別法人事業税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	19	31,616.0	31	0.033	10%	104.3	24.2	1.7	7.3	2.7
冷蔵倉庫	6	12,120.0	21	0.048	10%	58.2	13.5	0.9	4.1	1.5
合計	25	43,736.0				162.5	37.7	2.6	11.4	4.2

7. 令和6、7年度

(1) 件数

令和5年度及び6年度における税制特例措置の適用件数は、25 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和4年度以降は、毎年度 25 件（普通倉庫 19 件、冷蔵倉庫 6 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格^{※1} × 件数（見込み）^{※2}

※1 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

※2 令和5年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）及び業界団体による約 2000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left(\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,664 \text{ 百万円} \times 19 \text{ 件} = 31,616 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 2,020 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 件} = 12,120 \text{ 百万円} \end{array} \right)$$

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率（7.0%）

⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

(単年度)	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × (C) (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割)減収額 (D) × 税率 (G)	特別法人事業税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	19	31,616.0	31	0.033	10%	104.3	24.2	1.7	7.3	2.7
冷蔵倉庫	6	12,120.0	21	0.048	10%	58.2	13.5	0.9	4.1	1.5
合計	25	43,736.0				162.5	37.7	2.6	11.4	4.2

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	まちづくりGXの推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（地方公共団体に対する土地の買入れと同等の租税特別措置を講じることにより、国指定法人による土地の買入れを円滑化する。以下同じ。）について、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえまして、達成目標について、定量的な目標を設けることといたします。</p> <p>② ご指摘を踏まえまして、目標達成時期を示すことといたします。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標に対する将来の効果について、「特別緑地保全地区等の土地は、地方公共団体へのヒアリング等より、その多くが個人所有であり、全体に占める法人所有の割合は僅少であることから、本特例措置の適用件数も僅少であることが見込まれる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえまして、定量的な記載に修正いたしました。</p>

<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明後の達成目標（特別緑地保全地区等の指定件数19件/年度）に対する将来の効果について、「本措置が講じられることで、国指定法人が譲渡先の候補となり得、国指定法人による特別緑地保全地区等の買入れの円滑化が図られ、特別緑地保全地区等の指定促進が見込まれる。その結果、都市における緑地保全が推進されることが期待される」と説明されているが、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>
--

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的（カーボンニュートラルの実現や生物多様性の確保のため、都市における緑地保全を推進する）に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① ご指摘を踏まえまして、他の支援措置や義務付けの有無について修正いたしました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	まちづくり GX の推進に向けた都市緑地保全の更なる推進のための特例措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税5) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動車動)(地方税1)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外、登録免許税: 外、印紙税: 外、個人住民税: 外、個人事業税: 外、不動産取得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 国土交通大臣が指定する法人(以下「国指定法人」という。)が特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地域、歴史的風土特別保存区域(以下「特別緑地保全地区等」という。)の土地を買入れる場合に、土地所有者が得る譲渡所得の 2,000 万円特別控除を適用する特例措置の創設。
		《関係条項》 —
5	担当部局	国土交通省都市局公園緑地・景観課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和6年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 カーボンニュートラルの実現や生物多様性の確保のため、都市における緑地保全を推進する。
		②: 政策体系における政策目的の位置 《政策目的の根拠》 国土形成計画(全国計画)(令和5年7月閣議決定)において、広域的な生態系ネットワークの形成、自然資本の保全・拡大、持続可能な活用(30by30の実現等)を内容とする「グリーン国土の創造」が掲げられている。 ※国指定法人制度を都市緑地法(昭和48年法律第72号)上に位置付ける改正法案を令和6年通常国会で提出予定。
		政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する

	付け	
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市におけるカーボンニュートラルや生物多様性の確保に寄与する特別緑地保全地区等については、近年、指定件数の増加が鈍化^{※1}しており、その要因の一つとして、地方公共団体による特別緑地保全地区内の土地の買入れが長期化していることが挙げられる。現行制度上、地方公共団体以外の買入れ主体として、地方公共団体と同等の税制措置(法人税等)が適用された緑地保全・緑化推進法人があるが、財源や体制面での不足から、当該法人の買入れ実績はない。</p> <p>※1 特別緑地保全地区等の指定件数 ・平成17年度以降: 平均19件/年度 (特別緑地保全地区の相続税の8割評価減が示された財産評価通達(平成16年度)以降) ・令和元～3年度: 平均7件/年度</p> <p>今般の国指定法人の制度創設は、土地の買入れ等への支援を強化し、特別緑地保全地区等の指定の増加を図るものであるが、本特例措置が適用されない場合、土地所有者は国指定法人でなく特別控除がすでに講じられている地方公共団体(土地所有者が特別緑地保全地区等の土地の買入れ申出を行い、地方公共団体等に売却する際、譲渡益又は2,000万円の小さい方を損金算入できるもの(租税特別措置法第65条の3第1項第3号。))に土地を譲渡するインセンティブが働き、制度が機能しない事態が生じることとなる。 以上を踏まえ、租税措置等による達成目標に係る測定指標を、特別緑地保全地区等の指定件数 19件/年度^{※2}(令和6～10年度)と設定する。</p> <p>※2 平成17年度以降の特別緑地保全地区等の新規指定平均件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国指定法人による土地の買入れが可能となることで、地方公共団体の負担が軽減され、特別緑地保全地区等の指定の促進を通じた、都市における緑地保全の推進に寄与する。</p>
10	有効性等	<p>①: 適用数</p> <p>令和6年度 1件 令和7年度 1件 令和8年度 1件 令和9年度 1件 令和10年度 1件</p> <p>【算定方法】 都市緑地の保全及び緑化の推進に関する施策の実績調査(国土交通省公園緑地・景観課にて地方公共団体を対象に毎年度実施)の直近5か年の実績から算出。 買入れ事業費上位10%の平均単価: 200百万円/件 年間予算を400百万円と仮定した場合の年間買入れ件数: 400百万円 ÷ 200百万円/件 = 2件</p>

	<p>2件のうち、個人所有と法人所有が1件ずつであると仮定し、法人関係税の対象となる法人所有の1件を適用数としている。</p> <p>※上記はすべて見込みであり、予算の措置状況等により変動する可能性がある。</p>																																																																																																																		
②：適用額	<p>令和6年度 2,000 万円 令和7年度 2,000 万円 令和8年度 2,000 万円 令和9年度 2,000 万円 令和10年度 2,000 万円</p> <p>※各法人権利者は、2,000 万円まで控除を受けるものと仮定して、本特例の適用見込み額を算出。</p>																																																																																																																		
③：減収額	<p style="text-align: right;">(金額:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">I. 法人税 ※適用数×適用額×法人税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>464</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="6">II. 法人住民税 ※適用数×適用額×法人住民税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td colspan="6">III. 法人事業税</td> </tr> <tr> <td colspan="6">①所得割 ※適用数×適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="6">②特別法人事業税 ※法人事業税(所得割)の減収額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>260%</td> <td>260%</td> <td>260%</td> <td>260%</td> <td>260%</td> </tr> <tr> <td colspan="6">③付加価値割 ※適用数×適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>合計(①～③)</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>減収額合計(Ⅰ～Ⅲ)</td> <td>592</td> <td>592</td> <td>592</td> <td>592</td> <td>592</td> </tr> </tbody> </table> <p>※外形標準課税対象法人に適用される税率を用いて計算</p>		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	I. 法人税 ※適用数×適用額×法人税率						減収額	464	464	464	464	464	税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	II. 法人住民税 ※適用数×適用額×法人住民税率						減収額	32	32	32	32	32	税率	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	III. 法人事業税						①所得割 ※適用数×適用額×税率						減収額	20	20	20	20	20	税率	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	②特別法人事業税 ※法人事業税(所得割)の減収額×税率						減収額	52	52	52	52	52	税率	260%	260%	260%	260%	260%	③付加価値割 ※適用数×適用額×税率						減収額	24	24	24	24	24	税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	合計(①～③)	96	96	96	96	96	減収額合計(Ⅰ～Ⅲ)	592	592	592	592	592
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度																																																																																																														
I. 法人税 ※適用数×適用額×法人税率																																																																																																																			
減収額	464	464	464	464	464																																																																																																														
税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%																																																																																																														
II. 法人住民税 ※適用数×適用額×法人住民税率																																																																																																																			
減収額	32	32	32	32	32																																																																																																														
税率	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%																																																																																																														
III. 法人事業税																																																																																																																			
①所得割 ※適用数×適用額×税率																																																																																																																			
減収額	20	20	20	20	20																																																																																																														
税率	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%																																																																																																														
②特別法人事業税 ※法人事業税(所得割)の減収額×税率																																																																																																																			
減収額	52	52	52	52	52																																																																																																														
税率	260%	260%	260%	260%	260%																																																																																																														
③付加価値割 ※適用数×適用額×税率																																																																																																																			
減収額	24	24	24	24	24																																																																																																														
税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%																																																																																																														
合計(①～③)	96	96	96	96	96																																																																																																														
減収額合計(Ⅰ～Ⅲ)	592	592	592	592	592																																																																																																														
④：効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和6年度予算概算要求の内容から、国指定法人による特別緑地保全地区等の土地の買入れに伴う本特例措置の適用件数は最大で2件/年となることが想定される。すでに租税特別措置が講じられている地方公共団体による買入れと同等の措置としなければ、土地所有者が売却先として国指定法人を選択することは考えづらく、国指定法人制度の意義が損なわれ、政策目的達成のために本措置が不可欠である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本措置が講じられることで、国指定法人が譲渡先の候補となり得、国指定法人による特別緑地保全地区等の買入れの円滑化が図られ、特別緑地保全地区等の指定促進が見込まれる。その結果、都市における緑地保全が推進されることが期待される。</p>																																																																																																																		

	⑤：税収減を是認する理由等	<p>都市において良好な自然的環境を形成している緑地の保全を行うための効果的な手法であることから、本措置による税収減を是認する効果を有するものである。</p>
11 相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②：他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③：地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>土地の買入れにおける土地所有者の負担を軽減するものであり、土地所有者に対し一律に適用することが可能な租税特別措置の手法をとることが適切である。</p> <p>また、すでに租税特別措置が講じられている地方公共団体による買入れと同等の措置としなければ、土地所有者が売却先として国指定法人を選択することは考えづらく、国指定法人制度の意義が損なわれるものである。</p> <p>特別緑地保全地区等の区域内の土地について、建築や土地の形質変更等の行為が原則禁止となる厳しい規制が設けられている。なお、国指定法人が行う土地の買入れに係る予算確保に向け、令和6年度予算概算要求において必要な予算措置を要求しているところ。土地所有者から国指定法人への土地の譲渡の際に、土地所有者の負担軽減を図る措置は本特例措置のほかにはなく、明確な役割分担がなされている。</p> <p>本特例措置により、土地の買入れが円滑に実施され、地方公共団体が行う特別緑地保全地区等の活用による緑地保全が推進されるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に向けて一定の協力をすることは相当である。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の測定指標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>② 所期の測定指標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の測定指標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① （最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」（旧3号イ）は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。</p> <p>② （子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」（旧3号イ）は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。</p> <p>③ （子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」（旧3号イ）は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7. 創設年度及び改正経緯」に明記されている。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数の算定根拠（出典）について、「※地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査（国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施）を基に記載」と説明されているが、貴省において何らの計算（推計）も行われていないのが明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 適用数に関して、地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査</p>

<p>（国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施）において得られた実数を集計及び転記しており、推計を行っていない。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の測定指標（最低居住面積水準未達率4.0%（平成30年）を早期に解消する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>② 所期の測定指標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（全国））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の測定指標（子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる（大都市圏））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の測定指標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果（令和2年度から4年度）が年度ごとに把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑤ 所期の測定指標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の効果（令和2年度から4年度）について、「令和2年度から令和4年度の間に、他の施策と合わせ、9,327haが整備されているところである」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>⑥ 所期の測定指標（都市再生誘発量（令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ11,306haを整備する））に対する過去の直接的な効果（令和元年度から4年度）について、「本措置による従前権利者の合意形成の促進は、土地区画整理事業の事業期間の短縮及び確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策目標に係る業績指標である都市再生誘発量についても、土地区画整理事業によって下記のとおり令和元年度か</p>

<p>ら令和4年度の間に約3,124haが整備されており、順調に増加している」と説明されているが、過去の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① (最低居住面積水準未達率4.0% (平成30年)を早期に解消する)を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」(旧3号イ)は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7.創設年度及び改正経緯」に明記されている。</p> <p>② (子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる(全国))を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」(旧3号イ)は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7.創設年度及び改正経緯」に明記されている。</p> <p>③ (子育て世帯における誘導居住面積水準達成率を向上させる(大都市圏))を所期の測定指標としていた「開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業」(旧3号イ)は令和3年度税制要望時に廃止されており、廃止の旨は「7.創設年度及び改正経緯」に明記されている。</p> <p>④ 都市再生誘発量の増加量に与えている効果として、「10.有効性④効果・都市再生誘発量の年度別の達成状況」及び「10.有効性④効果・達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」において、本特例措置の他の施策と合わせた効果及び本特例措置の直接的効果を年度毎に記載されている。</p> <p>⑤ 「9.必要性③達成目標及びその実現による寄与」にあるとおり、都市再生誘発量は「民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計を計上」したものである。なお、事業の面積については、自治体に対するヒアリング等により民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積を集計している。</p> <p>⑥ 土地区画整理事業については、本特例措置以外の税制優遇や補助金等の支援措置があり、これらが総合的に円滑な事業推進に寄与していること、また、事業の実施判断には経済・社会情勢等も影響することから、本特例措置の効果のみを抜き出すことは困難である。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>⑥ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標(社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成29年度から令和8年度間に27,300haとする。以下同じ。)に対する将来の効果(令和5年度から7年度)が年度ごとに予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、「平成29年度から令和8年度までの期間において、毎年度一定の面積の整備が完了するものと仮定すると、目標達成にあたっては2,730ha/年の整備が必要となる。平成29年度から令和4年度までの6年間に換算すれば16,380haの整備が完了している必要があると考えられるが、令和4年度末時点においては16,380haを上回る17,233haの整備が完了している。今後も同様の傾向で都市再生誘発量が推移すると仮定すると、令和8年度末には都市再生誘発量が27,300haに到達することが予測される」と説明されているが、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその</p>

<p>出典)が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の直接的な効果について、「本措置の直接的な効果として、計約29.1ha(令和元年度～令和8年度)の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである」と説明されているが、将来の効果(本措置の直接的な効果として、計約29.1ha(令和元年度～令和8年度)の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の効果の年度毎の予測については、平成29年度から令和4年度までに整備が完了した17,233haを、平成29年度から令和4年度までの6年間で除した2,872ha/年が、引き続き毎年度整備される仮定に基づいた年度毎の予測を追記する。</p> <p>② 将来の効果の年度毎の予測については、平成29年度から令和4年度までに整備が完了した17,233haを、平成29年度から令和4年度までの6年間で除した2,872ha/年が、引き続き毎年度整備される仮定に基づいて計算をしており、その旨を追記する。</p> <p>都市再生誘発量は「9.必要性③達成目標及びその実現による寄与」にあるとおり、「民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計を計上」したものである。なお、17,233haについては、自治体に対するヒアリング等により民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積を集計している。</p> <p>③ 土地区画整理事業の施行にあたっては、本特例措置以外の税制優遇や補助金等の支援措置があり、これらが総合的に円滑な事業推進に寄与していること、また、事業の実施判断には経済・社会情勢等も影響することから、本特例措置の効果のみを抜き出すことは困難である。また、本特例措置があったことを理由として譲渡が行われたか否かについて、アンケートによる集計は実施されていない。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等の有無が説明されていない。</p> <p>② 政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が、対象とする政策、法人等の特性を踏まえて説明されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 事業費などに対する国庫補助等は特定の補助制度を指してはならず、土地区画整理事業に係る全般的な補助制度を指している。指摘を踏まえ、同様の政策目的に係る特例措置について追記する。</p> <p>② 対象とする事業の特性を踏まえて追記する。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税6) 法人住民税: 義、法人事業税: 義(自動連動)(地方税9)
		②: 上記以外の税目 所得税: 外、個人住民税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 法人の有する土地等につき、民間事業者が施行する土地区画整理事業として行われる一定の大規模な宅地造成事業のために譲渡し、当該法人が対価を取得した場合において、当該対価の額が当該土地等の帳簿価格を超えるときには、その超える部分の金額と1,500万円とのいずれか低い金額を損金の額に算入することができる。
		《要望の内容》 適用期限を3年間延長し、令和8年12月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第65条の4第1項第3号、第3項～第5項
5	担当部局	国土交通省都市局市街地整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和元年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長(一団の住宅建設に関する事業を除外) 平成27年度 延長 平成30年度 延長 令和3年度 縮減・延長(開発許可を受けて行われる一団の宅地造成に関する事業を除外、施行地区の全部が市街化区域に含まれるものに限定)
8	適用又は延長期間	3年間(令和6年1月1日～令和8年12月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の都市構造を、豊かな都市生活や経済活動を実現できるものへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備等を通じて都市再生を誘発する。 《政策目的の根拠》 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第一条において、土地区画整理事業の目的が位置づけられている。

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 社会経済情勢の構造的変化に対応し、都市機能の高度化等により自立した競争力のあるまちづくりを実現するため、民間事業者の活力を最大限に活用した土地区画整理事業の促進を図る。租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成29年度から令和8年度の間に27,300haとすることを目標とする。 なお、平成30年度末時点において5,163haの整備が完了していることから、目標達成にあたっては令和元年度から令和8年度までの間において、22,137haの整備が必要であると考えられる。 ※都市再生誘発量 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。民間事業者等による都市再生に係る民間投資を誘発する都市再生区画整理事業や都市再構築戦略事業等の基盤整備等が行われた区域等の面積の合計を計上。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一定の土地区画整理事業の施行に伴い、土地等を民間事業者に譲渡し、対価を得る従前権利者にとっては、当該対価に係る課税のあり方が、同事業に対する重要な判断要素となっている。本措置によって当該従前権利者の合意形成が促進されることで、事業の推進が図られることにより、現在事業中の地区及び今後事業化が予定されている地区における、円滑な事業の推進と早期の事業効果の波及に寄与するものである。
10	有効性等	①: 適用数 令和元年度: 1地区(法人2件) 令和2年度: 0地区 令和3年度: 1地区(法人1件) 令和4年度: 0地区 令和5年度: 0地区※見込み 令和6年度: 0地区※見込み 令和7年度: 0地区※見込み 令和8年度: 1地区(法人5件)※見込み 令和元年度から令和4年度の適用地区数は2地区(法人3件)であるが、前回評価時における見込みと乖離した原因については、前回評価時の適用見込み地区が事業の伸展に伴い公募要件を満たさないことが明らかになったこと及び権利関係の変動に伴い事業スケジュールの大幅な見直しが生じたことに因るものである。 また、次の2点を考慮すれば法人権利者数が限定的である中においても、一定程度適用があることから、適用数は必ずしも僅少とは言えない。 ①平成30年土地基本調査総合報告書によれば、全国の土地の所有主体別面積について、世帯(個人)所有が全体の51.0%であるのに対して、法人所有は9.6%である。

		<p>②平成 30 年土地基本調査総合報告書によれば、本措置適用地区の譲渡前の地目として多い「農地」の法人・世帯別の所有面積内訳をみると、法人・世帯所有農地の合計面積のうち世帯所有が 96.3%であるのに対して、法人所有は 3.7%である。</p> <p>※地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査(国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施)を基に記載。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本措置に係る数値のみを抽出することが困難なため、当該情報を用いていない。</p>																																																																																																																																																																											
	②: 適用額	<p>令和元年度: 30 百万円 令和2年度: 0 百万円 令和3年度: 15 百万円 令和4年度: 0 百万円 令和5年度: 0 百万円※見込み 令和6年度: 0 百万円※見込み 令和7年度: 0 百万円※見込み 令和8年度: 75 百万円※見込み</p> <p>※地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査(国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施)を基に記載。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)」に記載される情報は、他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本措置に係る数値のみを抽出することが困難なため、当該情報を用いていない。</p> <p>※各法人権利者は 1,500 万円まで控除を受けるものと仮定して、本措置の適用見込額を算出</p>																																																																																																																																																																											
	③: 減収額	<p style="text-align: right;">(金額: 百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度 ※見込み</th> <th>令和7年度 ※見込み</th> <th>令和8年度 ※見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">I. 法人税 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>7.0</td> <td>0.0</td> <td>3.5</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>17.4</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> <td>23.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="9">II. 法人住民税 ※法人税の減収額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0.9</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>12.9%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> <td>7.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="9">III. 法人事業税</td> </tr> <tr> <td colspan="9">①所得割 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>0.7%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="9">②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0.9</td> <td>0.0</td> <td>0.4</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>414.2%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> <td>260.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="9">③付加価値割 ※適用額×税率</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>0.4</td> <td>0.0</td> <td>0.2</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>合計 (①～③)</td> <td>1.4</td> <td>0.0</td> <td>0.7</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>減収額合計(Ⅰ～Ⅲ)</td> <td>9.3</td> <td>0.0</td> <td>4.4</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>22.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれも外形標準課税対象法人に適用される税率を用いて計算</p>		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※見込み	令和7年度 ※見込み	令和8年度 ※見込み	I. 法人税 ※適用額×税率									減収額	7.0	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	17.4	税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	II. 法人住民税 ※法人税の減収額×税率									減収額	0.9	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	税率	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	III. 法人事業税									①所得割 ※適用額×税率									減収額	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	税率	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率									減収額	0.9	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	税率	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	③付加価値割 ※適用額×税率									減収額	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	合計 (①～③)	1.4	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	減収額合計(Ⅰ～Ⅲ)	9.3	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※見込み	令和7年度 ※見込み	令和8年度 ※見込み																																																																																																																																																																					
I. 法人税 ※適用額×税率																																																																																																																																																																													
減収額	7.0	0.0	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	17.4																																																																																																																																																																					
税率	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%	23.2%																																																																																																																																																																					
II. 法人住民税 ※法人税の減収額×税率																																																																																																																																																																													
減収額	0.9	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2																																																																																																																																																																					
税率	12.9%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%																																																																																																																																																																					
III. 法人事業税																																																																																																																																																																													
①所得割 ※適用額×税率																																																																																																																																																																													
減収額	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8																																																																																																																																																																					
税率	0.7%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%																																																																																																																																																																					
②地方法人特別税(～R1)/特別法人事業税(R2～) ※法人事業税(所得割)の減収額×税率																																																																																																																																																																													
減収額	0.9	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0																																																																																																																																																																					
税率	414.2%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%	260.0%																																																																																																																																																																					
③付加価値割 ※適用額×税率																																																																																																																																																																													
減収額	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9																																																																																																																																																																					
税率	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%																																																																																																																																																																					
合計 (①～③)	1.4	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6																																																																																																																																																																					
減収額合計(Ⅰ～Ⅲ)	9.3	0.0	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	22.2																																																																																																																																																																					

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>・都市再生誘発量の年度別の達成状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各年度合計面積</td> <td>2,743</td> <td>4,237</td> <td>3,458</td> <td>1,632</td> </tr> <tr> <td>累計面積※</td> <td>7,906</td> <td>12,143</td> <td>15,601</td> <td>17,233</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 28 年度末を0haとした時の平成 29 年度から当該年度までの都市再生誘発量の累計</p> <p>・租税特別措置等による達成目標に係る測定指標として、都市再生誘発量を平成 29 年度から令和8年度の間に 27,300ha とすることを目標としているところ、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、平成 29 年度から令和8年度までの期間において、毎年度一定の面積の整備が完了するものと仮定すると、目標達成にあたっては 2,730ha/年の整備が必要となる。平成 29 年度から令和4年度までの6年間に換算すれば 16,380ha の整備が完了している必要があると考えられるが、令和4年度末時点においては 16,380ha を上回る 17,233ha の整備が完了している。平成 29 年度から令和4年度までの6年間に整備が完了した 17,233ha を、平成 29 年度から令和4年度までの6年間で除した 2,872ha/年の整備が今後も継続し、都市再生誘発量が推移すると単純に仮定すると、令和8年度末には都市再生誘発量が 27,300ha に到達することが予測される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年</th> <th>令和6年</th> <th>令和7年</th> <th>令和8年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各年度合計面積</td> <td>2,872</td> <td>2,872</td> <td>2,872</td> <td>2,872</td> </tr> <tr> <td>累計面積※</td> <td>20,105</td> <td>22,977</td> <td>25,849</td> <td>28,721</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 29 年度から令和4年度までの6年間における平均整備完了面積 2,872ha/年の整備が令和5年度から令和8年度までの4年間においても継続されると仮定した場合の年度毎の値</p> <p>○所期の目標の達成状況</p> <p>・前回の評価時点において、都市再生誘発量について令和2年度から令和5年度の間に、他の施策と合わせ 11,306ha を整備するとしていたところ、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難であるが、令和2年度から令和4年度の間に、他の施策と合わせ、9,327ha が整備されているところである。令和2年度から令和5年度までの期間において、毎年度一定面積の整備が完了するものと仮定すると、目標達成にあたっては 2,827ha/年の整備が必要となる。令和2年度から令和4年度までの3年間に換算すれば 8,481ha の整備が完了している必要があると考えられるが、令和4年度末時点においては 8,481ha を上回る 9,327ha の整備が完了している。今後も同様の傾向で都市再生誘発量が推移すると仮定すると、令和5年度末には都市再生誘発量が 11,306ha に到達することが予測される。</p> <p>・令和2年度から令和4年度までの3年間に、適用件数は1件であるが、平成 30 年土地基本調査総合報告書によれば、全国の土地の所有主体別面積について、世帯(個人)所有が全体の 51.0%であるのに対して、法人所有は 9.6%であり、本措置適用地区の譲渡前の地目として多い「農地」の法人・世帯別の所有面積内訳をみると、法人・世帯所有農地の合計面積のうち世帯所有が 96.3%であるのに対して、法人所有は 3.7%である。</p> <p>・本措置は5ha 以上の大規模な土地区画整理事業を対象としており、令和3年度の適用事例においても 17.8ha の整備が行われる見込み</p>		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	各年度合計面積	2,743	4,237	3,458	1,632	累計面積※	7,906	12,143	15,601	17,233		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	各年度合計面積	2,872	2,872	2,872	2,872	累計面積※	20,105	22,977	25,849	28,721
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年																												
各年度合計面積	2,743	4,237	3,458	1,632																												
累計面積※	7,906	12,143	15,601	17,233																												
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年																												
各年度合計面積	2,872	2,872	2,872	2,872																												
累計面積※	20,105	22,977	25,849	28,721																												

		<p>であることから、達成目標の実現に有効な手段である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <ul style="list-style-type: none"> 本措置による従前権利者の合意形成の促進は、土地区画整理事業の事業期間の短縮及び確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策目標に係る業績指標である都市再生誘発量についても、土地区画整理事業によって下記のとおり令和元年度から令和4年度の間に約3,124haが整備されており、順調に増加している。 										
		(ha)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各年度合計面積</td> <td>607</td> <td>644</td> <td>1,535</td> <td>337</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	各年度合計面積	607	644	1,535	337
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年								
各年度合計面積	607	644	1,535	337								
		<p>※都市再生誘発量のうち、土地区画整理事業の手法を用いて整備された各年度の合計面積</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から令和4年度までの4年間において、適用件数は3件であるが、平成30年土地基本調査総合報告書によれば、全国の土地の所有主体別面積について、世帯(個人)所有が全体の51.0%であるのに対して、法人所有は9.6%であり、本措置適用地区の譲渡前の地目として多い「農地」の法人・世帯別の所有面積内訳をみると、法人・世帯所有合計面積のうち世帯所有の96.3%であるのに対して、法人所有は3.7%であることから、法人権利者は限定的である。 同期間中における個人権利者の適用件数は235件であることを踏まえ、本措置が適用される大規模な土地区画整理事業においては多数の権利者がいる中で、現に法人権利者においても一定程度適用があるように、地区によっては一定の法人権利者が存することが想定されるため、本措置は達成目標の実現に有効な手段である。 また、本措置は5ha以上の大規模な土地区画整理事業を対象としており、令和3年度の適用事例においても17.8haの整備が行われる見込みであることから、達成目標の実現に有効な手段である。 本措置の直接的な効果として、計約29.1ha(令和元年度～令和8年度)の土地区画整理事業が行われ、または行われる見込みである。 <p>令和元年度: 0ha 令和2年度: 11.3ha 令和3年度: 0ha 令和4年度: 0ha 令和5年度: 0ha※見込み 令和6年度: 17.8ha※見込み 令和7年度: 0ha※見込み 令和8年度: 0ha※見込み</p> <p>※地方公共団体への土地区画整理事業の税制特例の利用実績等調査(国土交通省都市局市街地整備課にて地方公共団体を対象に毎年4月頃に実施)を基に記載。</p> <p>本措置により優良な宅地を創出しているところであり、優良な宅地の供給に対して相応の効果を上げているとともに、都市再生誘発量の向上に寄与している。本措置は民間事業者が買い取った一団の宅地の面積が5haを超えることを要件としており、そうした大規模な土地区画</p>										

		<p>整理事業に対して事業期間の短縮及び確実かつ円滑な推進の効果を上げているものである。</p> <p>⑤: 租税減を是認する理由等</p> <p>優良な宅地の供給を促進し、豊かな都市環境と経済活動の実現を図るには、優良な土地区画整理事業を施行しようとする民間事業者に対して、従前の権利者が土地を譲渡するインセンティブを与えることで、用地交渉の長期化等による事業コストやリスクを軽減し、事業を円滑に推進する環境を整えることが効果的であることから、租税減を是認するに足る効果が期待される。</p> <p>本措置の寄与もあり、都市再生誘発量は令和元年度から令和4年度にかけて約12,070ha増加しており、その効果は過去における減収額(令和元年度及び令和3年度: 国税10.4百万円、地方税3.3百万円)に比して大きいものであることから、租税減を是認するに足る効果が期待される。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、一団地の面積が5ha以上の大規模な土地区画整理事業を対象としており、必要十分な公共施設を一体的・総合的に整備することが可能である等、特に公共性が高い事業であるが、その一方で、多数の権利者との調整の難航により事業が長期化するなど大きなリスクを有することから、市場原理に基づき投資判断を行う民間事業者に委ねるのみでは、優良な土地区画整理事業が施行されない可能性がある。権利者調整の難航により事業が長期化するリスクを低減させるにあたって、本特例措置によって仮換地指定の前における従前権利者の土地等の譲渡に対するインセンティブを与えることが効果的であることから、本特例を措置することは妥当である。</p> <p>また、申請等により補助対象者を個別に捕捉し補助を行うことは、行政の効率性の観点から非効率であり、租税特別措置によることが適切である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・住民税)</p> <p>本特例措置は、公的主体が実施する土地区画整理事業と同程度に優良な土地区画整理事業について認められるものであり、厳しい要件が課されている分、大きな税負担の軽減が措置されている。また、住宅地造成のみならず他の宅地造成においても適用が可能である点、仮換地指定の前の譲渡を対象としている点など、両制度は役割分担がなされている。</p> <p>・事業費などに対する国庫補助等は土地区画整理事業の施行者に対して行うものであり、本措置の支援対象(従前の権利者)とは明確な区別がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本措置により、各地域において良好な宅地の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月(国交01)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 所期の達成目標（本特例措置を講ずることにより、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進に資する）から新たな達成目標（本特例措置を講ずることにより、T T Bの経営が安定することとなり、令和4年度末時点では建設事業未収金約3,500億円に対して、令和10年度末には建設事業未収金が約900億円程度となる計画であり、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進が図られるものである）へ変更する合理的な理由が明らかにされていない。
 ② 達成目標（本特例措置を講ずることにより、T T Bの経営が安定することとなり、令和4年度末時点では建設事業未収金約3,500億円に対して、令和10年度末には建設事業未収金が約900億円程度となる計画であり、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進が図られるものである。以下同じ。）は、本特例措置の有効性等を明らかにすることができないため、より適切な達成目標を設定する必要がある。

【国土交通省の補足説明】
 ① 達成目標は、「本特例措置を講ずることにより、T T Bの適切かつ円滑な業務の推進が図られる」としており、前回と同様である。
 今回、東京湾横断道路の建設等を特例的に実施し生じている建設事業未収金を、計画的に減少させていくことを定量的に示したものであり、達成目標自体を変更しているものではない。
 ② 本特例措置を講ずることにより、T T Bでは毎年の純利益は黒字を維持することができており、今後も以下のとおり純利益が同程度で推移することで、適切かつ円滑に業務を推進することが見込まれる。

(単位：百万円)

年度	当期純利益	租税減収額	特例措置が無い場合の当期純利益
R2	53	△447	△394
R3	156	△446	△291
R4	215	△443	△228
R5	215	△440	△228
R6	215	△435	△228
R7	215	△427	△228
R8	215	△412	△228
R9	215	△412	△228
R10	215	△412	△228

※端数処理のため、数値が一致しないところがある。
 ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。
 ※純利益の将来の見込みについては、今後も同程度で収支が推移していく見通しであることから、R4決算額を記載。

【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 過去の適用数について、「毎年度1件」と説明されているが、算定根拠が明らかにされていない。
 【国土交通省の補足説明】
 ① 前回通りに修正する。
 毎年度1件
 ※本措置の適用対象はT T Bのみである。
 【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 将来の適用数について、「毎年度1件」と説明されているが、算定根拠が明らかにされていない。
 【国土交通省の補足説明】
 ① 前回通りに修正する。
 毎年度1件
 ※本措置の適用対象はT T Bのみである。
 【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 ① 過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。
 【国土交通省の補足説明】
 ① 前回通りに補足説明を追記する。
 「※適用実態調査に記載ある適用総額は上記計算式の「資本金×（建設事業未収金/総資産）」に該当している。（上表は事業実施年度ベースで記載）」
 【点検結果】
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 なし。
 【国土交通省の補足説明】
 -
 【点検結果】
 なし。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
 なし。
 【国土交通省の補足説明】
 -

【点検結果】

なし。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標に対する将来の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。

【国土交通省の補足説明】

- ① TTBの主な事業である、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設運営事業の今後の収支については、令和4年度と同程度で推移する見通しであり、以下のとおり今後の純利益も同程度で推移する見込み。
また、TTBにおいては、当面資本割の課税標準額である資本金の額は一定であり状況が変わるものではない。
よって、本特例措置による減免がなければ、将来的な経営が赤字で推移することが見込まれることから、本特例措置は、TTBの適切かつ円滑な業務の推進に必要なものである。

(単位：百万円)

年度	当期純利益	租税減収額	特例措置が無い場合の 当期純利益
R2	53	△447	△394
R3	156	△446	△291
R4	215	△443	△228
R5	215	△440	△228
R6	215	△435	△228
R7	215	△427	△228
R8	215	△412	△228
R9	215	△412	△228
R10	215	△412	△228

※端数処理のため、数値が一致しないところがある。

※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。

※純利益の将来の見込みについては、今後も同程度で収支が推移していく見通しであることから、R4決算額を記載している。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

なし。

【国土交通省の補足説明】

—

【点検結果】

なし。

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税(資本割)の課税標準の特例措置の延長
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人事業税:義(地方税 16)
		—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 東京湾横断道路株式会社(以下「TTB」という。)に対する法人事業税の資本割の課税標準額の算定について、資本金の額から、当該資本金の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する。 (課税標準額=資本金等-資本金等×(建設事業未収金/総資産))
		《要望の内容》 措置の適用期限を5年間延長し、令和11年3月31日までとする。
		《関係条項》 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第7項 ・地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第6条の2第1項 ・地方税法施行規則(昭和29年総理府令23号)附則第2条の7
		《要望の内容》 措置の適用期限を5年間延長し、令和11年3月31日までとする。
5	担当部局	国土交通省道路局高速道路課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設(5年間) 平成21年度 延長(5年間) 平成26年度 延長(5年間) 令和元年度 延長(5年間)
8	適用又は延長期間	5年間(令和6年4月1日～令和11年3月31日)
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東京湾横断道路は、首都圏の幹線道路ネットワークの一環として、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。 TTBは、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号。以下「湾横特措法」という。)により、大規模プロジェクトによる当該道路(一般国道409号)の建設等を特例的に実施し、その管理を行っている。 本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適切かつ円滑な業務の推進を図り、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成を実現する。
		《政策目的の根拠》 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和61年法律第45号)第1条

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標29 道路交通の円滑化を推進する																				
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 TTBの資本金は、東京湾横断道路開通後にTTBが湾横特措法第2条に基づき実施している東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設運営事業の規模に比べれば著しく過大となっており、かつ、仮に資本割が適用された場合においては、TTBの事業経営に与える影響が甚大となる。 本特例措置を講ずることにより、TTBの経営が安定することとなり、令和4年度末時点では建設事業未収金約3,500億円に対して、令和10年度末には建設事業未収金が約900億円程度となる計画であり、TTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られるものである。 ※ 東京湾横断道路事業は、本来国が行うべき国道の建設事業について、湾横特措法に基づき、民活方式によりTTBが特例的に実施したものであるが、当該道路の建設に当たっては、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けていることから、資本金の額が著しく大きなものとなっている。 現在のTTBの主な事業は、東京湾横断道路の日常的管理業務と休憩施設業務であり、資本金の額は事業規模を適正に反映したものとはいえないため、本特例が措置されたものである。																				
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 東京湾横断道路は、京葉道路、東京湾岸道路、東京外かく環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東関東自動車道等と一体となって、首都圏における広域的幹線道路網を形成するものである。本道路は、京浜地域と房総地域を直結することにより首都圏の南バイパスの役割を果たし、周辺都市機能を高め広域的な都市圏を形成する基盤となるものである。 TTBは、湾横特措法により当該道路の建設等を特例的に実施し、平成9年12月の開通以来、その建設により蓄積した技術とノウハウを活かして当該道路の管理等を行っている。 このため、本特例措置を講ずることにより、首都圏交通において重要な役割を担うTTBの適正かつ円滑な業務の推進が図られ、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に寄与する。																				
10	有効性等	①: 適用数 毎年度1件 ※本措置の適用対象はTTBのみである。																				
		②: 適用額 (単位:百万円) <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>88,510</td> <td>88,257</td> <td>87,633</td> <td>87,068</td> <td>86,156</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>R7</td> <td>R8</td> <td>R9</td> <td>R10</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>84,448</td> <td>81,456</td> <td>81,456</td> <td>81,456</td> </tr> </table> ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。	年度	R2	R3	R4	R5	R6	適用額	88,510	88,257	87,633	87,068	86,156	年度	R7	R8	R9	R10	適用額	84,448	81,456
年度	R2	R3	R4	R5	R6																	
適用額	88,510	88,257	87,633	87,068	86,156																	
年度	R7	R8	R9	R10																		
適用額	84,448	81,456	81,456	81,456																		

		※適用額は「資本金×(建設事業未収金/総資産)」に該当する。																																																	
③	減収額	<p>減収額の算出は下記のとおりである。 計算式:「特例無」-「特例有」 =(資本金×税率)-(資本金-資本金×(建設事業未収金/総資産))×税率)</p> <p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例無 (特例措置が無い場合の租 税額(資本割))</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>特例有 (実納税額(資本割))</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>447</td> <td>446</td> <td>443</td> <td>440</td> <td>435</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例無 (特例措置が無い場合の租 税額(資本割))</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> <td>455</td> </tr> <tr> <td>特例有 (実納税額(資本割))</td> <td>28</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>427</td> <td>412</td> <td>412</td> <td>412</td> </tr> </tbody> </table> <p>※端数処理のため、数値が一致しないところがある。 ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。 ※適用実態調査に記載ある適用総額は上記計算式の「資本金×(建設事業未収金/総資産)」に該当している。(上表は事業実施年度ベースで記載) ※資本金額は、R2～R4年度全て 90,000 百万円、税率は東京都: 0.525%、千葉県: 0.5%となっている。 ※また、令和4年度の総資産の額は 358,967,044 千円、建設事業未収金は 349,528,000 千円、特例適用額は 87,633,448 千円となる。(総資産の額に占める建設事業未収金の割合は 97.37%)</p>						年度	R2	R3	R4	R5	R6	特例無 (特例措置が無い場合の租 税額(資本割))	455	455	455	455	455	特例有 (実納税額(資本割))	7	8	11	14	19	減収額	447	446	443	440	435	年度	R7	R8	R9	R10	特例無 (特例措置が無い場合の租 税額(資本割))	455	455	455	455	特例有 (実納税額(資本割))	28	43	43	43	減収額	427	412	412	412
年度	R2	R3	R4	R5	R6																																														
特例無 (特例措置が無い場合の租 税額(資本割))	455	455	455	455	455																																														
特例有 (実納税額(資本割))	7	8	11	14	19																																														
減収額	447	446	443	440	435																																														
年度	R7	R8	R9	R10																																															
特例無 (特例措置が無い場合の租 税額(資本割))	455	455	455	455																																															
特例有 (実納税額(資本割))	28	43	43	43																																															
減収額	427	412	412	412																																															
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 建設事業未収金の実績及び将来の推測値は下記のとおり。 (単位:億円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設事業未収金</td> <td>3,495</td> <td>2,803</td> <td>2,116</td> <td>1,436</td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 TTBにおいては、海上という立地条件による業務や経営への影響、交通量の変動など様々な事業リスクがある。こうした事業に与える不安定要素を多く抱える状況の中で、TTBの事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、TTBの事業基盤の安定化のため必要なものである。 なお、下表から分かるとおり、本特例措置によって、TTBの当期純</p>						年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	建設事業未収金	3,495	2,803	2,116	1,436	900	900	900																												
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10																																												
建設事業未収金	3,495	2,803	2,116	1,436	900	900	900																																												

		利益は黒字を維持できている。 本特例が措置された事業基盤の上に適切な事業運営を行うことにより、事業の安定化が図られているものといえる。 <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>当期純利益</th> <th>租税減収額</th> <th>特例措置が無い場合の当期純利益</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>53</td> <td>△447</td> <td>△394</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>156</td> <td>△446</td> <td>△291</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>215</td> <td>△443</td> <td>△228</td> </tr> </tbody> </table> <p>※端数処理のため、数値が一致しないところがある。 ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。</p>			年度	当期純利益	租税減収額	特例措置が無い場合の当期純利益	R2	53	△447	△394	R3	156	△446	△291	R4	215	△443	△228
年度	当期純利益	租税減収額	特例措置が無い場合の当期純利益																	
R2	53	△447	△394																	
R3	156	△446	△291																	
R4	215	△443	△228																	
	⑤	租税減を是認する理由等	本特例措置を講ずることによりTTBの適切かつ円滑な業務の推進が図られる。これは、東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、首都圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなどその波及効果は大きく、租税減が十分に是認されると考えられる。																	
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	東京湾横断道路の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的に行った。 TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金の額が著しく大きなものとなっている。 そのため、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっており、TTBの事業税負担を適正なものとするためには、事業税負担を直接的に適正化することとなる本特例措置による対応が妥当である。																	
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置以外の支援措置は講じられていない。																	
		③: 地方公共団体が協力する相当性	東京湾横断道路利用者の安全で円滑な通行に寄与するとともに、大都市圏における都市交通の円滑化と広域的な都市圏の形成に貢献するなど、周辺地方公共団体の受益に資するものである。																	
12	有識者の見解	—																		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 国交 11)																		

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	J R北海道及びJ R四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要な有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① J R二島会社については、令和12年度の経営自立に向けて様々な取組みを実施し、国においても出資等の支援を実施しているところ、各社の現在の経営状況にあっては本特例措置の有無によりその進捗に影響が出ることについて事前評価書に記載する修正を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「令和12年度の経営自立化に向けて途上にあるJ R二島会社において事業経営を継続」との説明では、達成目標について、達成すべき水準が定量的に明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、達成目標を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（令和2年度及び3年度）について、「特例措置なしの納税額－特例措置ありの納税額」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明</p>
--

<p>らかにされていない（算定の基礎となる適用額が、計算式で使われているのかわからないことを含む）。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度及び令和3年度の算定過程について事前評価書に記載する修正を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標欄の修正に伴い、分析対象期間のJ R二島会社の当期純利益と減税額を記載することで分析期間内における本特例措置の効果を把握できるよう事前評価書の修正を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標欄の修正に伴い、経営自立に向けた影響等、将来にわたって期待される効果について評価書に記載する事前評価書の修正を行った。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、令和6年度から令和10年度までの効果が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(1)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	JR北海道及びJR四国の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目 ①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	法人事業税: 義(地方税 25)
		—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 JR北海道及びJR四国(以下「JR二島会社」という。)の資本準備金に係る商法の特例を適用した金額(国鉄長期債務を承継させなかったことにより、形式的に計上した資本準備金)及び令和3年度以降実施されている独立行政法人鉄道・運輸機構からJR二島会社に対する支援に伴う資本準備金の金額を、資本割の課税標準から控除し、事業の規模に見合う資本金に2を乗じた額を課税標準とする。
		《要望の内容》 現行の措置を5年間延長し、令和11年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第1項
5	担当部局	国土交通省 鉄道局総務課企画室、鉄道局鉄道事業課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度 創設 平成21年度 延長(5年間) 平成26年度 延長(5年間) 平成28年度 縮減(JR九州の株式上場に伴う適用除外) 平成31年度 延長(5年間)(期限到来に伴う延長) 令和3年度 拡充(改正債務等処理法による支援措置創設に伴う対応)
8	適用又は延長期間	5年間(令和6年4月1日～令和11年3月31日)
9	必要性等 ①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 JR二島会社の資本準備金の特殊性や両社への支援効果の最大化を勘案した適正な課税措置により、国鉄から承継した旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を経営するとともに、国鉄改革の趣旨に則り経営自立に向けた取組を進めることを目的とする。
		《政策目的の根拠》 ○日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)第13条第2項、第20条第1項 ○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和61年法律第88号)附則第4条第2項

		○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第5条第1項第2号、附則第5条第1項第3号
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標5「安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保」 施策目標14「公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する」 政策目標8「都市・地域交通等の快適性、利便性の向上」 施策目標26「鉄道網を充実・活性化させる」 施策目標27「地域公共交通の維持・活性化を推進する」
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 JR二島会社の資本準備金は、国鉄長期債務を承継させなかったことにより形式的に計上したものと令和3年度以降実施されている独立行政法人鉄道・運輸機構からJR二島会社に対する支援に伴い計上されたものにより構成されており、本来的には資本準備金の性格を有しておらず、JR二島会社の事業規模に比べれば過大であるため、仮に全額に資本割が適用された場合には、JR二島会社の事業経営に大きな影響を与えることとなる。 JR二島会社は令和12年度末の経営自立化の目標に向けて、長期ビジョンを策定し、上記支援を最大限活用しながら各種施策に取り組んでいるが、現下の令和5年度事業計画における当期純損益は両社とも赤字が見込まれている(JR北海道: ▲82億円、JR四国: ▲23億円)。 本特例措置を引き続き講ずることにより、令和12年度の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組を進めることが可能となり、地域公共交通の維持・活性化の推進に寄与するものである。 ※ JR二島会社は、その収益規模から国鉄改革時に国鉄の長期債務を承継しなかったため、本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金相当額が計上され、またJR二島会社の経営自立のための令和3年度以降の出資等の支援に伴う資本準備金相当額も計上されている。このため、JR二島会社の資本準備金はそれぞれの事業規模に比べれば過大であるため、本特例が措置されたものである。
10	有効性等 ①: 適用数	(1)実績 平成26年度 3事業者(JR北海道、JR四国及びJR九州) 平成27年度 3事業者 平成28年度 3事業者 平成29年度 3事業者

	<p>平成30年度 3事業者 令和元年度 2事業者(JR北海道及びJR四国) 令和2年度 2事業者 令和3年度 2事業者 令和4年度 2事業者</p> <p>(2)今後の見込 令和5年度 2事業者 令和6年度 2事業者 令和7年度 2事業者 令和8年度 2事業者 令和9年度 2事業者 令和10年度 2事業者</p> <p>※本特例措置の対象はJR会社法に規定する特定鉄道事業者に限定されている。</p>																				
②: 適用額	<p>(1)実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成26年度</td><td>276,020 百万円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>276,020 百万円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>276,020 百万円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>276,020 百万円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>276,020 百万円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>164,066 百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>164,066 百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>243,091 百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>250,791 百万円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>250,791 百万円(見込)</td></tr> </table> <p>算定式: 資本割の課税標準 - (資本金 × 2)</p> <p>令和2年度末時点 ○JR北海道(出典:財務諸表や聞き取り) ・資本金等の金額:162,451 百万円 資本金 9,000 百万円 + 資本準備金 153,451 百万円 ・特例措置がない場合の課税標準 $100,000 \text{ 百万円} + (62,451 \text{ 百万円} / 2) = 131,226 \text{ 百万円} \dots \text{①}$ ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮 ・特例措置がある場合の課税標準 $資本金 9,000 \text{ 百万円} \times 2 = 18,000 \text{ 百万円} \dots \text{②}$ ・特例措置の有無による差額 $\text{①} - \text{②} = 113,226 \text{ 百万円} \dots \text{③}$</p> <p>○JR四国(出典:財務諸表や聞き取り) ・資本金等の金額:57,840 百万円 資本金 3,500 百万円、資本準備金 54,340 百万円 ・特例措置がない場合の課税標準 資本金等の金額:57,840 百万円…④</p>	平成26年度	276,020 百万円	平成27年度	276,020 百万円	平成28年度	276,020 百万円	平成29年度	276,020 百万円	平成30年度	276,020 百万円	令和元年度	164,066 百万円	令和2年度	164,066 百万円	令和3年度	243,091 百万円	令和4年度	250,791 百万円	令和5年度	250,791 百万円(見込)
平成26年度	276,020 百万円																				
平成27年度	276,020 百万円																				
平成28年度	276,020 百万円																				
平成29年度	276,020 百万円																				
平成30年度	276,020 百万円																				
令和元年度	164,066 百万円																				
令和2年度	164,066 百万円																				
令和3年度	243,091 百万円																				
令和4年度	250,791 百万円																				
令和5年度	250,791 百万円(見込)																				

	<p>・特例措置がある場合の課税標準 資本金 3,500 百万円 × 2 = 7,000 百万円…⑤ ・特例措置の有無による差額 $\text{④} - \text{⑤} = 50,840 \text{ 百万円} \dots \text{⑥}$</p> <p>◎合計(適用額) $\text{③} + \text{⑥} = 164,066 \text{ 百万円}$</p> <p>令和3年度末時点 ○JR北海道(出典:財務諸表や聞き取り) ・資本金等の金額:215,452 百万円 資本金 9,000 百万円 + 資本準備金 206,452 百万円 ・特例措置がない場合の課税標準 $100,000 \text{ 百万円} + (115,452 \text{ 百万円} / 2) = 157,726 \text{ 百万円} \dots \text{①}$ ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮 ・特例措置がある場合の課税標準 $9,000 \text{ 百万円} \times 2 = 18,000 \text{ 百万円} \dots \text{②}$ ・特例措置の有無による差額 $\text{①} - \text{②} = 139,726 \text{ 百万円} \dots \text{③}$</p> <p>○JR四国(出典:財務諸表や聞き取り) ・資本金等の金額:120,730 百万円 資本金 3,500 百万円、資本準備金 117,230 百万円 ・特例措置がない場合の課税標準 $100,000 \text{ 百万円} + (20,730 \text{ 百万円} / 2) = 110,365 \text{ 百万円} \dots \text{④}$ ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮 ・特例措置がある場合の課税標準 $3,500 \text{ 百万円} \times 2 = 7,000 \text{ 百万円} \dots \text{⑤}$ ・特例措置の有無による差額 $\text{④} - \text{⑤} = 103,365 \text{ 百万円} \dots \text{⑥}$</p> <p>◎合計(適用額) $\text{③} + \text{⑥} = 243,091 \text{ 百万円}$</p> <p>令和4年度末時点 ○JR北海道(出典:財務諸表や聞き取り) ・資本金等の金額:224,852 百万円 資本金 9,000 百万円 + 資本準備金 215,852 百万円 ・特例措置がない場合の課税標準 $100,000 \text{ 百万円} + (124,852 \text{ 百万円} / 2) = 162,426 \text{ 百万円} \dots \text{①}$ ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮 ・特例措置がある場合の課税標準 $9,000 \text{ 百万円} \times 2 = 18,000 \text{ 百万円} \dots \text{②}$ ・特例措置の有無による差額 $\text{①} - \text{②} = 144,426 \text{ 百万円} \dots \text{③}$</p> <p>○JR四国(出典:財務諸表や聞き取り) ・資本金等の金額:126,731 百万円 資本金 3,500 百万円、資本準備金 123,231 百万円</p>
--	---

		<p>・特例措置がない場合の課税標準 $100,000 \text{ 百万円} + (26,731 \text{ 百万円} / 2) = 113,365 \text{ 百万円} \dots \textcircled{4}$ ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮</p> <p>・特例措置がある場合の課税標準 $3,500 \text{ 百万円} \times 2 = 7,000 \text{ 百万円} \dots \textcircled{5}$</p> <p>・特例措置の有無による差額 $\textcircled{4} - \textcircled{5} = 106,365 \text{ 百万円} \dots \textcircled{6}$</p> <p>◎合計(適用額) $\textcircled{3} + \textcircled{6} = 250,791 \text{ 百万円}$</p> <p>(2)今後の見込</p> <table border="0"> <tr><td>令和6年度</td><td>250,791 百万円</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>250,791 百万円</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>250,791 百万円</td></tr> <tr><td>令和9年度</td><td>250,791 百万円</td></tr> <tr><td>令和10年度</td><td>250,791 百万円</td></tr> </table> <p>令和5年度以降の支援金額については未定であるため、直近の決算額(令和4年度)を基に適用額を算定している。</p> <p>算定式: 資本割の課税標準 - (資本金 × 2)</p> <p>令和4年度末時点</p> <p>○JNR北海道(出典: 同社財務諸表や聞き取りによる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の金額: 224,852 百万円 資本金 9,000 百万円 + 資本準備金 215,852 百万円 ・特例措置がない場合の課税標準 $100,000 \text{ 百万円} + (124,852 \text{ 百万円} / 2) = 162,426 \text{ 百万円} \dots \textcircled{1}$ ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮 ・特例措置がある場合の課税標準 $9,000 \text{ 百万円} \times 2 = 18,000 \text{ 百万円} \dots \textcircled{2}$ ・特例措置の有無による差額 $\textcircled{1} - \textcircled{2} = 144,426 \text{ 百万円} \dots \textcircled{3}$ <p>○JNR四国(出典: 同社財務諸表や聞き取りによる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金等の金額: 126,731 百万円 資本金 3,500 百万円、資本準備金 123,231 百万円 ・特例措置がない場合の課税標準 $100,000 \text{ 百万円} + (26,731 \text{ 百万円} / 2) = 113,365 \text{ 百万円} \dots \textcircled{4}$ ※資本金等の金額が 1,000 億円を超える部分は 1/2 に圧縮 ・特例措置がある場合の課税標準 $3,500 \text{ 百万円} \times 2 = 7,000 \text{ 百万円} \dots \textcircled{5}$ ・特例措置の有無による差額 $\textcircled{4} - \textcircled{5} = 106,365 \text{ 百万円} \dots \textcircled{6}$ <p>◎合計(適用額) $\textcircled{3} + \textcircled{6} = 250,791 \text{ 百万円}$</p>	令和6年度	250,791 百万円	令和7年度	250,791 百万円	令和8年度	250,791 百万円	令和9年度	250,791 百万円	令和10年度	250,791 百万円
令和6年度	250,791 百万円											
令和7年度	250,791 百万円											
令和8年度	250,791 百万円											
令和9年度	250,791 百万円											
令和10年度	250,791 百万円											

		<p>※「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には資本金、資本準備金の数値の記載がなく、報告書記載の適用額をもとに減収額を算出することが困難なため、報告書の数値は使用しない。</p>																				
	③: 減収額	<p>(1)実績</p> <table border="0"> <tr><td>平成26年度</td><td>552 百万円</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>828 百万円</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,380 百万円</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,305 百万円</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>1,070 百万円</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>820 百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>820 百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>1,216 百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>1,254 百万円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>1,254 百万円(見込)</td></tr> </table> <p>算定式: 特例措置なしの納税額 - 特例措置ありの納税額</p> <p>令和2年度末時点</p> <p>○JNR北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置がない場合の納税額 課税標準 131,225 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 656 百万円 $\dots \textcircled{1}$ ・特例措置がある場合の納税額 課税標準 18,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 90 百万円 $\dots \textcircled{2}$ ・減収額 $\textcircled{1} - \textcircled{2} = 656 \text{ 百万円} - 90 \text{ 百万円} = 566 \text{ 百万円} \dots \textcircled{3}$ <p>○JNR四国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置がない場合の納税額 課税標準 57,840 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 289 百万円 $\dots \textcircled{4}$ ・特例措置がある場合の納税額 課税標準 7,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 35 百万円 $\dots \textcircled{5}$ ・減収額 $\textcircled{4} - \textcircled{5} = 289 \text{ 百万円} - 35 \text{ 百万円} = 254 \text{ 百万円} \dots \textcircled{6}$ <p>◎合計(減収額) $\textcircled{3} + \textcircled{6} = 820 \text{ 百万円}$</p> <p>令和3年度末時点</p> <p>○JNR北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置がない場合の納税額 課税標準 157,725 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 789 百万円 $\dots \textcircled{1}$ ・特例措置がある場合の納税額 課税標準 18,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 90 百万円 $\dots \textcircled{2}$ ・減収額 $\textcircled{1} - \textcircled{2} = 789 \text{ 百万円} - 90 \text{ 百万円} = 699 \text{ 百万円} \dots \textcircled{3}$ 	平成26年度	552 百万円	平成27年度	828 百万円	平成28年度	1,380 百万円	平成29年度	1,305 百万円	平成30年度	1,070 百万円	令和元年度	820 百万円	令和2年度	820 百万円	令和3年度	1,216 百万円	令和4年度	1,254 百万円	令和5年度	1,254 百万円(見込)
平成26年度	552 百万円																					
平成27年度	828 百万円																					
平成28年度	1,380 百万円																					
平成29年度	1,305 百万円																					
平成30年度	1,070 百万円																					
令和元年度	820 百万円																					
令和2年度	820 百万円																					
令和3年度	1,216 百万円																					
令和4年度	1,254 百万円																					
令和5年度	1,254 百万円(見込)																					

		<p>○JR四国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置がない場合の納税額 課税標準 110,365 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 552 百万円…④ ・特例措置がある場合の納税額 課税標準 7,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 35 百万円…⑤ ・減収額 ④552 百万円 - ⑤35 百万円 = 517 百万円…⑥ <p>◎合計(減収額) ③ + ⑥ = 1,216 百万円</p> <p>令和4年度末時点</p> <p>○JR北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置がない場合の納税額 課税標準 162,426 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 812 百万円…① ・特例措置がある場合の納税額 課税標準 18,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 90 百万円…② ・減収額 ①812 百万円 - ②90 百万円 = 722 百万円…③ <p>○JR四国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置がない場合の納税額 課税標準 113,365 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 567 百万円…④ ・特例措置がある場合の納税額 課税標準 7,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 35 百万円…⑤ ・減収額 ④567 百万円 - ⑤35 百万円 = 532 百万円…⑥ <p>◎合計(減収額) ③ + ⑥ = 1,254 百万円</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>令和6年度 1,254 百万円 令和7年度 1,254 百万円 令和8年度 1,254 百万円 令和9年度 1,254 百万円 令和10年度 1,254 百万円</p> <p>令和5年度以降の支援金額については未定であるため、直近の決算額(令和4年度)を基に適用額を算定している。</p> <p>算定式: 特例措置なしの納税額 - 特例措置ありの納税額</p> <p>令和4年度末時点</p> <p>○JR北海道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置がない場合の納税額 課税標準 162,426 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 812 百万円…① ・特例措置がある場合の納税額 課税標準 18,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 90 百万円…②
--	--	--

		<p>・減収額 ①812 百万円 - ②90 百万円 = 722 百万円…③</p> <p>○JR四国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置がない場合の納税額 課税標準 113,365 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 567 百万円…④ ・特例措置がある場合の納税額 課税標準 7,000 百万円 × 税率 0.5% = 納税額 35 百万円…⑤ ・減収額 ④567 百万円 - ⑤35 百万円 = 532 百万円…⑥ <p>◎合計(減収額) ③ + ⑥ = 1,254 百万円</p>																														
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (分析対象期間: 令和2年度～令和10年度) JR二島会社は国鉄改革の趣旨に則り、完全民営化に向けた経営基盤の確立が求められているところであるが、沿線の人口減少やモータリゼーションの進展のみならず、長期化する新型コロナウイルスの影響等によりその経営環境は厳しさを増している。JR二島会社の経営努力に加え、独立行政法人鉄道・運輸機構からの支援も受けて事業経営を行っているが、本特例措置を講じた上でも当期純損益で赤字の計上が続いている状況にある(下記参照)。</p> <p>○JR北海道の当期純損益(単体)と減税額 (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純損益</td> <td>▲372</td> <td>▲9</td> <td>▲180</td> <td>▲82</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>▲6</td> <td>▲7</td> <td>▲7</td> <td>▲7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○JR四国の当期純損益(単体)と減税額 (単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純損益</td> <td>▲65</td> <td>▲47</td> <td>▲6</td> <td>▲23</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>▲3</td> <td>▲5</td> <td>▲5</td> <td>▲5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記数値については、各社の決算、事業計画及び聞き取りによる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 (分析対象期間: 令和2年度～令和10年度) JR二島会社は沿線の人口減少やモータリゼーションの進展のみならず、長期化する新型コロナウイルスの影響等によりその経営環境は厳しさを増している。このような経営環境において、JR二島会社の事業規模を適切に反映した課税標準とする本特例措置は、令和12年度</p>		R2	R3	R4	R5 (見込み)	当期純損益	▲372	▲9	▲180	▲82	減税額	▲6	▲7	▲7	▲7		R2	R3	R4	R5 (見込み)	当期純損益	▲65	▲47	▲6	▲23	減税額	▲3	▲5	▲5	▲5
	R2	R3	R4	R5 (見込み)																												
当期純損益	▲372	▲9	▲180	▲82																												
減税額	▲6	▲7	▲7	▲7																												
	R2	R3	R4	R5 (見込み)																												
当期純損益	▲65	▲47	▲6	▲23																												
減税額	▲3	▲5	▲5	▲5																												

		<p>の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組みを進めるために必要なものである。</p> <p>なお、下記に再掲するJR二島会社の当期純損益(単体)と減税額からわかるとおり、本特例措置によって、両社の当期純損益の改善が図られている。本特例が措置されることにより、引き続き令和12年度の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組みを進めることが期待される。</p> <p>※再掲 ○JR北海道の当期純損益(単体)と減税額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR北海道</td> <td>▲372</td> <td>▲9</td> <td>▲180</td> <td>▲82</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>▲6</td> <td>▲7</td> <td>▲7</td> <td>▲7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○JR四国の当期純損益(単体)と減税額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JR四国</td> <td>▲65</td> <td>▲47</td> <td>▲6</td> <td>▲23</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>▲3</td> <td>▲5</td> <td>▲5</td> <td>▲5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記数値については、各社の決算、事業計画及び聞き取りによる。</p>		R2	R3	R4	R5 (見込み)	JR北海道	▲372	▲9	▲180	▲82	減税額	▲6	▲7	▲7	▲7		R2	R3	R4	R5 (見込み)	JR四国	▲65	▲47	▲6	▲23	減税額	▲3	▲5	▲5	▲5
	R2	R3	R4	R5 (見込み)																												
JR北海道	▲372	▲9	▲180	▲82																												
減税額	▲6	▲7	▲7	▲7																												
	R2	R3	R4	R5 (見込み)																												
JR四国	▲65	▲47	▲6	▲23																												
減税額	▲3	▲5	▲5	▲5																												
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(分析対象期間: 令和2年度～令和10年度)</p> <p>JR二島会社の経営の安定化や経営自立のための支援の継続については、沿線自治体を始めとする地方公共団体や地元経済団体等から国に対して要望されている事項である。</p>																														
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金相当額及びJR二島会社の経営自立のための令和3年度以降の出資等の支援に伴う資本準備金相当額を資本割の課税標準から控除し、事業の規模に見合う資本金に2を乗じた額を課税標準とすることは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>JR二島会社の資本構成の特殊性により、営業規模に比して莫大となっている資本割を是正する目的であることから、課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本来的には資本準備金の性格を有しない国鉄長期債務見合いの資本準備金相当額及びJR二島会社の経営自立のための令和3年度以降の出資等の支援に伴う資本準備金相当額について、事業の規模に見合う資本金に2を乗じた額を課税標準とするものであり、令和12年</p>																														

		<p>度の経営自立化に向けて途上にあるJR二島会社において事業経営を継続し、その目標の達成に向けた取組みを進めることが可能となり、地域公共交通の維持・活性化が推進されることから、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年7月(H30国交12)

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、本特例措置が政策目的の実現に必要なかつ有効であるかを検証することができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 指摘を踏まえ、達成目標の記載を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額について、「算定式：特例措置なしの納税額－特例措置ありの納税額」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない（算定の基礎となる適用額が、計算式で使われているのか明らかでないを含む。）。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 算定根拠を詳細に記載した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額について、「算定式：同上」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない（算定の基礎となる適用額が、計算式で使われているのか明らかでないを含む。）。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 算定根拠を詳細に記載した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 指摘を踏まえ、達成目標の記載を修正したのに合わせ、達成目標に対する過去の効果の記載を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、「平成30年度から令和4年度末までに約20.4億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として長期債務の償還を行ってきたところである」との説明では、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標が設定されておらず、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 指摘を踏まえ、達成目標の記載を修正したのに合わせ、達成目標に対する将来の効果の記載を修正した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。 また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>

【点検結果】
なし。

点検項目(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税 26)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第 61号。以下「一体化法」という。)に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案して、資本金等の金額の2/3を資本割の課税標準から控除する。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、令和 11 年3月 31 日までとする。
		《関係条項》 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第9条第6項
		《関係条項》 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第9条第6項
5	担当部局	国土交通省 鉄道局総務課、鉄道局都市鉄道政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和2年度～令和 10 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 16 年度 創設 平成 21 年度 延長(5年間) 平成 26 年度 延長(5年間) 平成 31 年度 延長(5年間)
8	適用又は延長期間	5年間(令和6年4月1日～令和 11 年 3 月 31 日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 一体化法に基づく特定鉄道事業者の資本構成の特殊性を勘案した適正な課税措置により、特定鉄道事業者の路線の建設に要した巨額の建設費に係る長期債務(以下「長期債務」という。)を確実に返済するとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域(都県等)の発展に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 ○大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年6月 28 日法律第 61 号)第 1 条
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる

10	有効性等	③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、一体化法に基づき、常磐新線(以下「つくばエクスプレス」という。)を整備することとされ、その整備・運営を行う特定事業者として首都圏新都市鉄道(株)が設立された。つくばエクスプレスは路線延長が58.3km(秋葉原～つくば間)にのぼる上、都心部において地下構造になること等により、巨額の建設費(8,081 億円)を要し、この整備資金の一定割合を自治体の出資で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道(株)の資本金額は営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかったことから、本特例が措置されたものである。 本特例措置を講ずることにより、首都圏新都市鉄道(株)の経営が安定することとなり、令和4年度末時点では長期債務が 4,551 億円に対して、令和 10 年度末には約 3,411 億円程度となる計画であり、首都圏新都市鉄道(株)の適切かつ円滑な業務の推進が図られるものである。 ○大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第 21 条 関係地方公共団体は、総務大臣と協議の上、特定鉄道事業者(特定鉄道事業を営もうとする者を含む。)に出資することができる。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 首都圏新都市鉄道(株)の資本金の特殊性を勘案して、法人事業税の負担を軽減することにより、首都圏新都市鉄道(株)の長期債務を確実に返済するとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域(都県等)の発展に寄与する。
		①: 適用数 (1)実績 平成 26 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成 27 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成 28 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成 29 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 平成 30 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和元年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和2年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和3年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和4年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) (2)今後の見込 令和5年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和6年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和7年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和8年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和9年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) 令和 10 年度 1 事業者(首都圏新都市鉄道(株)) ※本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定

		されている。
②: 適用額	<p>(1)実績</p> <p>平成 26 年度 123,344 百万円 平成 27 年度 123,344 百万円 平成 28 年度 123,344 百万円 平成 29 年度 123,344 百万円 平成 30 年度 123,344 百万円 令和元年度 123,344 百万円 令和2年度 123,344 百万円 令和3年度 123,344 百万円 令和4年度 123,344 百万円 算定式: 資本金等 × 2/3</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>令和5年度 123,344 百万円 令和6年度 123,344 百万円 令和7年度 123,344 百万円 令和8年度 123,344 百万円 令和9年度 123,344 百万円 令和 10 年度 123,344 百万円 算定式: 同上</p> <p>※平成 26 年度～令和 3 年度の適用額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(平成 28 年～令和 5 年)による。令和 4 年度以降については、この報告書がまだ発表されていないため、推計(令和 3 年度までと同額)としている。</p>	
③: 減収額	<p>(1)実績</p> <p>平成 26 年度 163 百万円 平成 27 年度 245 百万円 平成 28 年度 408 百万円 平成 29 年度 408 百万円 平成 30 年度 408 百万円 令和元年度 408 百万円 令和2年度 408 百万円 令和3年度 408 百万円 令和4年度 408 百万円 算定式: 特例措置なしの納税額－特例措置ありの納税額 =[[1 千億円 + (資本金等－1 千億円) ÷ 2] × 26/134 × (東京都の税率) + [1 千億円 + (資本金等－1 千億円) ÷ 2] × 108/134 × (千葉県・埼玉県・茨城県の税率)]－[資本金等 × (1－2/3) × 26/134 × (東京都の税率) + 資本金等 × (1－2/3) × 108/134 × (千葉県・埼玉県・茨城県の税率)] ※数値については、対象事業者からの聞き取りによるもの。 ※資本金等はすべての年度において 185,016.3 百万円。 ※特例措置なしの課税標準＝1 千億円 + (資本金等－1 千億円) ÷ 2 ※特例措置ありの課税標準＝資本金等 × (1－2/3)</p>	

		<p>※税率＝東京都:0.525%、千葉県・埼玉県・茨城県:0.5%。ただし平成 26 年度はそれぞれ 0.21%・0.2%、平成 27 年度はそれぞれ 0.315%・0.3%。都県別の鉄道キロ(単線換算キロ)により、課税標準のうち 26/134 については東京都の税率を適用し、108/134 については千葉県・埼玉県・茨城県の税率を適用する。</p> <p>(2)今後の見込</p> <p>令和5年度 408 百万円 令和6年度 408 百万円 令和7年度 408 百万円 令和8年度 408 百万円 令和9年度 408 百万円 令和 10 年度 408 百万円 算定式: 同上 (税率等の変更が無い限り、令和5年度以降は、4年度と同額となる) ※事業者からの聞き取りによる</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 30 年度から令和4年度末までに約 20.4 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として長期債務の償還を行ってきたところである。各年度の債務残高は、下記の通り(令和5年度以降は見込)。</p> <p>平成 30 年度 5,328 億円 令和元年度 5,134 億円 令和2年度 4,940 億円 令和3年度 4,745 億円 令和4年度 4,551 億円 令和5年度 4,361 億円 令和6年度 4,171 億円 令和7年度 3,981 億円 令和8年度 3,792 億円 令和9年度 3,602 億円 令和 10 年度 3,411 億円</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成 30 年度から令和4年度末までに約 20.4 億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として長期債務の償還を行ってきたところである。仮に本措置が延長されなかった場合、長期債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、首都圏新都市鉄道(株)の長期債務の確実な返済と、持続的かつ安定的な鉄道事業の遂行が難しくなる。</p>	
⑤: 税収減を是認する理由等	<p>(分析対象期間: 令和2年度～令和 10 年度) 本特例措置を講じることにより、首都圏新都市鉄道(株)の長期債務を確実に返済するとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域(都県等)の発展に寄与しており、税収減が是認されると考えられる。</p>	

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 ③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>つくばエクスプレスは、整備資金の一定割合を自治体の出資で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金(1,850億円)は、営業規模に比して莫大なものとならざるを得なかった。</p> <p>このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株の資本金に対して、その一定割合を資本割の課税標準から控除し、事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。</p> <p>また、資本構成の特殊性により、営業規模に比して莫大となっている資本割を是正する目的であることから、課税標準を適切なものとするために、補助金等の他の政策手段は馴染まない。</p> <p>資本構成の特殊性により、営業規模に比して莫大となっている資本割を是正する目的であることから、課税標準を適切なものとするための他の政策手段はない。</p> <p>つくばエクスプレスの整備については、事業の着実な推進を図るため、国及び地方公共団体等の合意により、事業が進められたところである。また、その建設資金の確保についても、関係者間の合意により、国及び地方公共団体の無利子貸付や地方公共団体の出資金等で賄うこととされた。その結果、つくばエクスプレスの資本金は事業規模に比して莫大なものとならざるを得ず、その一定割合を資本割の課税標準から控除するものである。それにより首都圏新都市鉄道株の長期債務を確実に返済するとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域（都県等）の発展に寄与していることから、地方公共団体においても本特例措置は妥当なものである。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年7月 H30 国交 13

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
税目	法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 「新関西空港株式会社及び土地保有会社」及び「中部会社」の過去の減収額について、「算定式：特例措置なしの場合の納税額－特例措置ありの場合の納税額」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。 ② 「新関西空港株式会社及び土地保有会社」及び「中部会社」の過去の適用額について、地方税法に基づき把握される適用額と異なっており、その適切な理由も明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 修正しました。 なお、算定の基礎となる適用額は資本金の控除部分（中部会社の場合：資本金×2/3）です。 ② 修正しました。

【点検結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 「新関西空港株式会社及び土地保有会社」及び「中部会社」の将来の減収額について、「現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定した場合令和5年度～令和10年度：各年度2,530百万円」と説明されているが、算定根拠（計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 修正しました。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 「新関西空港株式会社及び土地保有会社」の所期の達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関西空港の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。具体的には、6,738億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく。以下同じ。）に対する過去の効果について、「各年度の有利子債務は、下記の通り」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ② 「中部会社」の所期の達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。具体的には、1,990億（H29年度末現在）にものぼる有利子債務を毎年確実に減少させていくことにより、支払利子負担を低減させていくこととする。なお、財務省より平成46年度までに有利子債務のうち政府保証債を完済することとされている他、中部国際空港株式会社が平成27年に策定した中期経営戦略において、平成31年度末の有利子債務残高1,846億円未満という目標を掲げている。以下同じ。）に対する過去の効果について、「各年度の有利子債務は、下記の通り」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 ③ 「新関西空港株式会社及び土地保有会社」の所期の達成目標に対する過去の直接的な効果について、「平成30年度末有利子債務額6,691億円→令和4年度末有利子債務額9,044億円※財政融資を活用した関西エアポート社への支援により一時的に有利子債務が増加しているが、本支援は一括で借り入れた財政融資（令和元年度1,500億円、令和2年度2,000億円、令和3年度200億円）」と説明されているが、過去の効果（平成30年度から令和4年度末までに約126.5億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきた）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 ④ 「中部会社」の所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、達成目標を達成できていないにもかかわらず、その原因が分析されていない。
【国土交通省の補足説明】	① 修正しました。 ② 修正しました。 ③ 修正しました。 ④ 修正しました。
【点検結果】	①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 「新関空会社及び土地保有会社」の達成目標（関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。具体的には、9,040億円（令和4年度末現在）の有利子債務を、令和10年度末の有利子債務残高5,911億を目標として毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていく）に対する将来の効果について、「引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利子負担の軽減をもって、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 「中部会社」の達成目標（中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。具体的には、2,493億円（令和4年度末現在）の有利子債務を早期に減少させていくこととする。（中略）令和10年度末においては2,275億円未満になるよう、更なる有利子債務残高の圧縮を目指す）に対する将来の効果について、「本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 修正しました。</p> <p>② 修正しました。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社及び中部国際空港株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人事業税: 義(地方税 29)
		②: 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 新関西国際空港株式会社(以下「新関空会社」という。)、関西国際空港土地保有株式会社(以下「土地保有会社」という。)及び中部国際空港株式会社(以下「中部会社」という。)に係る事業税について、以下の通りとする。 ・新関空会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・土地保有会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6を控除する。 ・中部会社: 事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3を控除する。
		《要望の内容》 適用期限を5年間延長し、令和11年3月31日までとする。
		《関係条項》 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第9条第4項、第5項
5	担当部局	航空局航空ネットワーク部近畿圏・中部圏空港課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 平成30年度～令和10年度
7	創設年度及び改正経緯	平成16年度: 創設 平成21年度: 特例措置の延長(5年間) 平成24年度: 新関空会社及び土地保有会社の拡充 平成26年度: 特例措置の延長(5年間) 平成31年度: 特例措置の延長(5年間)
8	適用又は延長期間	5年間(令和6年4月1日～令和11年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ◎新関空会社及び土地保有会社、◎中部国際空港株式会社 関西国際空港(以下「関空」という。)及び中部国際空港(以下「中部空港」という。)は、我が国の経済活動を支える重要基盤である国際拠点空港であるが、地域との共生、環境問題への対応等のため、海上空港として設置されたものである。 関空の設置・管理を行う新関空会社、土地保有会社及び中部空港の設置・管理・運用を行う中部会社の資本金は、海上空港の特殊性から必要になる多額の空港工事負担金等であり、その性質及び目的が、他の課税法人とは異なるものであるため、適正な課税措置により、関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化に寄与することを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>①関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成23年法律第54号)第1条</p> <p>②観光立国基本計画(令和5年3月31日閣議決定) 令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む。 関西空港については、運営権者である関西エアポート株式会社や設置管理者である新関西国際空港株式会社等と連携し、第1ターミナル改修等の機能強化を推進し、関西3空港における年間発着容量50万回の実現を目指す。</p> <p>③第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定) 基本的方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標① 人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化 (趣旨) 我が国の成長に不可欠の前提条件として、航空交通・海上交通・陸上交通のインフラやサービスを強化する。 (施策) 【航空】(抜粋) ○関西国際空港の機能強化を図る。</p> <p>④総合物流施策大綱(2021～2025年度)(令和3年6月15日閣議決定) 新型コロナウイルス感染症の流行により、国際航空物流の重要性が改めて認識される中、航空物流の拠点である空港の機能強化に向けて、国際拠点空港である関西国際空港の機能強化を推進する。</p> <p>◎中部会社</p> <p>①中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年法律第36号)第1条、第2条</p> <p>②観光立国基本計画(令和5年3月31日閣議決定) 令和7年及びその後を見据えて、航空需要の回復及び増加に的確に対応するため、空港の機能強化等に取り組む。 中部空港については、将来の完全24時間化を見据え、事業実施主体である中部国際空港株式会社等と連携し、ターミナルビル改修等の機能強化の取組を推進する。</p> <p>③第2次交通政策基本計画(令和3年5月28日閣議決定) 基本的方針B. 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標① 人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化 (趣旨) 我が国の成長に不可欠の前提条件として、航空交通・海上交通・陸上交通のインフラやサービスを強化する。 (施策) 【航空】(抜粋) ○中部国際空港の機能強化を図る。</p> <p>④総合物流施策大綱(2021～2025年度)(令和3年6月15日閣議決定) 新型コロナウイルス感染症の流行により、国際航空物流の重要性が</p>
--	--	---

		改めて認識される中、航空物流の拠点である空港の機能強化に向けて、国際拠点空港である中部国際空港の機能強化を推進する。
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 24 航空交通ネットワークを強化する
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社 関西国際空港の設置・管理という新関空会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。 具体的には、9,040 億円(令和4年度末現在)の有利子債務を、令和10 年度末の有利子債務残高 5,911 億を目標として毎年着実に減少させていくことにより、支払い利子負担を低減させていくこととする。</p> <p>◎中部会社 中部空港の建設・運営という中部会社の行う事業の公共性等に鑑み、財務体質の健全化を通じて、その適切な業務運営の確保を図る。 具体的には、2,493 億円(令和4年度末現在)の有利子債務を早期に減少させていくこととする。 なお、中部国際空港が令和5年に策定した中期経営戦略において、令和7年度末の有利子債務残高を 2,380 億円未満にするという目標を掲げており、令和10 年度末においては 2,275 億円未満になるよう、更なる有利子債務残高の圧縮を目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社 本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の5/6が控除され、適正な事業税負担となることでより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p> <p>◎中部会社 本措置を講ずることにより、事業税の資本割の算出に係る資本金等の額から、当該資本金等の額の2/3が控除され、適正な事業税負担となることでより多くの額を有利子債務の返済に回すことができるようになるため、中部会社の財務体質の健全化、安定的な運営の確保に寄与する。</p>
10	有効性等	①: 適用数
		<p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>・過去の実績 平成 30 年度～令和4年度: 各年度2件 (新関空会社、土地保有会社)</p> <p>・将来推計 現在の組織体系に変更がないと仮定した場合 令和5年度～令和10 年度: 各年度2件 (新関空会社、土地保有会社) ※事業者へのヒアリング結果</p>

		<p>◎中部会社</p> <p>・過去の実績 平成 30 年度～令和4年度: 各年度1件 (中部会社)</p> <p>・将来推計 現在の組織体系に変更がないと仮定した場合 令和5年度～令和10 年度: 各年度1件 (中部会社) ※事業者へのヒアリング結果</p>																																				
	②: 適用額	<p>◎新関空会社及び土地保有会社 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新関空会社</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> <td>460,868</td> </tr> <tr> <td>土地保有会社</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> <td>679,358</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,140,225</td> <td>1,140,225</td> <td>1,140,225</td> <td>1,140,225</td> <td>1,140,225</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額に変更がないと仮定した場合 令和5年度～令和10 年度: 各年度 1,140,225 百万円 ※平成 30 年度～令和3年度の年度別合計については「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」より引用 ※各社ごとの情報及び令和4年度の情報については、「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には該当する情報が含まれていないため、事業者へのヒアリング結果を用いている。</p> <p>◎中部会社 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社名</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部会社</td> <td>55,779</td> <td>55,779</td> <td>55,779</td> <td>55,779</td> <td>55,779</td> </tr> </tbody> </table> <p>・将来推計 現在の資本金等の額に変更がないと仮定した場合 令和5年度～令和10 年度: 各年度 55,779 百万円 ※平成 30 年度～令和3年度の年度別合計については「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」より引用 ※令和4年度の情報については、「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には該当する情報が含まれていないため、事業者へのヒアリング結果を用いている。</p>	会社名	H30	R 元	R2	R3	R4	新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868	土地保有会社	679,358	679,358	679,358	679,358	679,358	合計	1,140,225	1,140,225	1,140,225	1,140,225	1,140,225	会社名	H30	R 元	R2	R3	R4	中部会社	55,779	55,779	55,779	55,779	55,779
会社名	H30	R 元	R2	R3	R4																																	
新関空会社	460,868	460,868	460,868	460,868	460,868																																	
土地保有会社	679,358	679,358	679,358	679,358	679,358																																	
合計	1,140,225	1,140,225	1,140,225	1,140,225	1,140,225																																	
会社名	H30	R 元	R2	R3	R4																																	
中部会社	55,779	55,779	55,779	55,779	55,779																																	
	③: 減収額	<p>◎新関空会社及び土地保有会社 (単位: 百万円)</p> <p>・過去の実績 新関空会社</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>R 元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特例措置がない場合の納税額</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> <td>1,645</td> </tr> <tr> <td>特例措置がある場合の納税額</td> <td>484</td> <td>484</td> <td>484</td> <td>484</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> <td>1,161</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土地保有会社</p>	年度	H30	R 元	R2	R3	R4	特例措置がない場合の納税額	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645	特例措置がある場合の納税額	484	484	484	484	484	減収額	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161												
年度	H30	R 元	R2	R3	R4																																	
特例措置がない場合の納税額	1,645	1,645	1,645	1,645	1,645																																	
特例措置がある場合の納税額	484	484	484	484	484																																	
減収額	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161																																	

年度	H30	R元	R2	R3	R4
特例措置がない場合の納税額	1,989	1,989	1,989	1,989	1,989
特例措置がある場合の納税額	619	619	619	619	619
減収額	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370

※算定根拠(特記なきものは平成30年度～令和4年度)

【新関空会社】

- ・資本金等:553,041百万円(H30～R4)
- ・税率:東京都:0.525%、大阪府:0.525%
- ・事業所数:東京都1箇所、大阪府3箇所(平成30年度)、東京都1箇所、大阪府2箇所(令和元年度～令和3年度)、東京都0.5箇所(※)、大阪府2箇所(令和4年度)(※)令和4年4月～9月は1箇所、令和4年10月～令和5年3月は0箇所
- ・従業員数:東京都2人、大阪府178人(平成30年度)、東京都2人、大阪府67人(令和元年度)、東京都2人、大阪府65人(令和2年度)、東京都2人、大阪府51人(令和3年度)、東京都1人、大阪府51人(令和4年度)

【土地保有会社】

- ・資本金等:815,229百万円(H30～R4)
- ・税率:大阪府:0.525%
- ・事業所数:大阪府1箇所

・将来推計
現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定した場合
令和5年度～令和10年度:各年度2,530百万円
算定式:特例措置なしの場合の納税額－特例措置ありの場合の納税額＝(特例措置なしの場合の課税標準額×税率)－(特例措置ありの場合の課税標準額×税率)
※課税標準額算定方法は以下のとおり
資本金等(特例措置ありの場合資本金等の1/6)のうち1,000億円以下:金額
資本金等(特例措置ありの場合資本金等の1/6)のうち1,000億円を超え5,000億円以下:金額×50/100
資本金等(特例措置ありの場合資本金等の1/6)のうち5,000億円を超え1兆円以下:金額×25/100

※数値については、事業者へのヒアリング結果
※「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には該当する情報が含まれていないため、用いていない。

◎中部会社

・過去の実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4
特例措置がない場合の納税額	427	427	427	427	427
特例措置がある場合の納税額	142	142	142	142	142
減収額	285	285	285	285	285

※算定根拠
算定式:特例措置なしの場合の納税額－特例措置ありの場合の納税

	<p>額＝(資本金×税率)－(資本金×1/3×税率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金:83,668百万円(H30～R4) ・税率:東京都:0.525%、愛知県:0.506% ・事務所数:東京都1箇所、愛知県1箇所 ・従業員数:東京都1人、愛知県312人(平成30年度)、東京都1人、愛知県320人(令和元年度)、東京都1人、愛知県324人(令和2年度)、東京都1人、愛知県325人(令和3年度)、東京都1人、愛知県312人(令和4年度) <p>※数値については、事業者へのヒアリング結果</p> <p>・将来推計 現在の資本金等の額及び税率に変更がないと仮定した場合 令和5年度～令和10年度:各年度285百万円 算定式:特例措置なしの場合の納税額－特例措置ありの場合の納税額＝(資本金×税率)－(資本金×1/3×税率) ※事業者へのヒアリング結果※「地方税における税負担措置等の適用状況等に関する報告書」には該当する情報が含まれていないため、用いていない。</p>
④:効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>◎新関空会社及び土地保有会社</p> <p>平成30年度から令和4年度末までに約126.5億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。各年度の有利子債務は、下記の通り。</p> <p>なお令和2年度及び令和3年度については、財政融資を活用した関西エアポート社への支援により一時的に有利子債務が増加しているが、本支援は一括で借り入れた財政融資(令和元年度1,500億円、令和2年度2,000億円、令和3年度200億円)を、今後数年間に発行を予定していた社債を置き換えることにより得られる金利負担軽減効果を用いて支援するものであり、長期的な債務返済スケジュールに影響を及ぼすものではない。</p> <p>平成30年度:6,691億円 令和元年度:7,892億円(+1,201億円) 令和2年度:9,518億円(+1,626億円) 令和3年度:9,220億円(-298億円) 令和4年度:9,044億円(-176億円)</p> <p>※数値については、有価証券報告書による</p> <p>引き続き本措置の適用を受けていくことで、有利子債務の償還が早まり、支払利負担の軽減をもって、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化に寄与していくことができる。関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき実施されている、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等公共施設等運営権実施契約の事業終了年度である2059年度(令和41年度)に有利子債務が完済されることを目標としているが、本措置の適用が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利負担が経営を圧迫し、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくな</p>

		<p>り、2059年度(令和41年度)の有利子債務返済が困難となる。</p> <p>◎中部会社 平成30年度から令和4年度末に約14.3億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。各年度の有利子債務は、下記の通り。 しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による航空需要の低迷により、令和2年度から営業収入が著しく減少したため、安定的な空港運営の確保を図ることを目的とした借入を行っている。 また、令和3年度には、国際的な人の往来再開も見据え、開業後15年を経過した第1ターミナルのリノベーションなどの借入も行ったため、有利子債務が増加している。</p> <p>平成30年度:2,084億円 令和元年度:2,046億円(−38億円) 令和2年度:2,203億円(+157億円) 令和3年度:2,434億円(+231億円) 令和4年度:2,493億円(+59億円) ※数値については、有価証券報告書による</p> <p>中部会社の財務体質の健全化のためには、有利子債務を確実に償還させることが必要であり、引き続き本措置の適用を受ける必要がある。なお、平成31年度末までに有利子債務残高1,846億円未済とすることを目標としていたが、国際拠点空港として航空ネットワークの充実を図るため、LCC等の新規就航・増便に対応するLCC専用ターミナル及び前面エプロン等の整備を目的とした借入を平成30年度に行ったため、目標を達成できなかった。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 ◎新関西会社及び土地保有会社 平成30年度から令和4年度末までに約126.5億円の減免を受けており、当該金額の全額を返済原資の一部として減免額以上の有利子債務の償還を行ってきたところである。(平成30年度末有利子債務額6,691億円→令和4年度末有利子債務額9,044億円※財政融資を活用した関西エアポート社への支援により一時的に有利子債務が増加しているが、本支援は一括で借り入れた財政融資(令和元年度1,500億円、令和2年度2,000億円、令和3年度200億円)を、今後数年間に発行を予定していた社債を置き換えることにより得られる金利負担軽減効果を用いて支援するものであり、長期的な債務返済スケジュールに影響を及ぼすものではない。)関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に基づき実施されている、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等公共施設等運営権実施契約の事業終了年度である2059年度(令和41年度)に有利子債務が返済されることを目標としているが、もし、本措置が延長されなかった場合、有利子債務の返済に回せる額が少なくなることにより、支払利子負担が経営を圧迫し、新関西会社及び土地保有会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなり、2059年度(令和41年度)の有利子債務返済が困難となる。</p>
--	--	---

		<p>◎中部会社 平成30年度から令和4年度末までに約14.3億円の減免を受けており、当該金額の全額を返済原資の一部として債務の償還を行ってきたところである。 令和2年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による航空需要の低迷により、令和2年度から営業収入が著しく減少したため、有利子債務の返済原資がマイナスとなったことにより債務の借換を行っている。 また、令和3年度には、開業後15年を経過した第1ターミナルの処理能力の向上のために、リノベーションなどの新規の借入を行っており、有利子債務が増加している。(平成30年度末有利子債務額2,084億円→令和4年度末有利子債務額2,493億円) このような中で、本措置が延長されなかった場合、今後5年間で、資本金等の額や税率が変わらなければ減免額の285百万円とこれに相当する有利子債務を返済できずに借換により生じる支払利子負担分(利率1%を仮定)を合わせた1,468百万円が発生し、中部会社の財務体質の健全化及び安定的な運営が難しくなる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>◎新関西会社及び土地保有会社 本措置により、平成30年度から令和4年度末までに約126.5億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、新関西会社及び土地保有会社の財務体質の健全化が図られている。(平成30年度末有利子債務額6,691億円→令和4年度末有利子債務額9,044億円※財政融資を活用した関西エアポート社への支援により一時的に有利子債務が増加しているが、本支援は一括で借り入れた財政融資(令和元年度1,500億円、令和2年度2,000億円、令和3年度200億円)を、今後数年間に発行を予定していた社債を置き換えることにより得られる金利負担軽減効果を用いて支援するものであり、長期的な債務返済スケジュールに影響を及ぼすものではない。)</p> <p>◎中部会社 本措置により、平成30年度から令和4年度末までに約14.3億円の減免を受けており、これを返済原資の一部として債務の償還を行うことにより、中部会社の財務体質の健全化が図られている。(平成30年度末有利子債務額2,084億円→令和4年度2,493億円※新型コロナウイルス感染症拡大の影響による航空需要の低迷により、令和2年度から営業収入が著しく減少したため、安定的な空港運営の確保を図ることを目的とした借入を行っている。また、令和3年度には、国際的な人の往来再開も見据え、開業後15年を経過した第1ターミナルのリノベーションなどの借入も行ったため、有利子債務が増加している。)それにより航空ネットワークの強化や国際競争力の強化が促進されることとなるため、本特例措置による税収減を是認する効果を有している。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>◎新関西会社及び土地保有会社 新関西会社及び土地保有会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賄っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。 そのため、国の無利子資金の出資比率である2/3について課税対象から控除し、さらに新関西会社及び土地保有会社は、中部会社と比較して多額の資本金、及び有利子債務があることから、更に1/2を控</p>

		<p>除することで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p> <p>なお、上記のとおり、新関空会社及び土地保有会社の資本金は、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なることから、本税制特別措置が講じられているものであり、補助金等の他の政策手段によって措置することは適当ではない。</p> <p>◎中部会社 中部国際空港は空港法(昭和31年法律第80号)においては、国が設置・管理すべきものと位置付けられているが、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成10年法律第36号)により民間の中部会社が指定され、事業を実施しているものである。</p> <p>中部会社の資本金は、多額の造成費用を資本金で賄っているために、過大となっているものであり、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なっている。</p> <p>そのため、国の無利子資金の出資比率である2/3について課税対象から控除することで、適正な事業税負担とされ、安定的な運営を確保することができるため、本措置は妥当である。</p> <p>なお、上記のとおり、中部会社の資本金は、一般の営利企業の資本金とは明らかにその性質・目的が異なることから、本税制特別措置が講じられているものであり、補助金等の他の政策手段によって措置することは適当ではない。</p>
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>政府保証債等の予算上の措置は、主に資金調達の際の信用力の補完等を目的とするものである一方、本租税特別措置は、一般の営利企業の資本金と明らかに性質・目的が異なる各社の資本金について、適切な事業税負担となるよう直接的に負担額の適正化を行うことで、政策目的(関空、中部空港の整備に要した費用に係る債務の早期かつ確実な返済を図り、国際拠点空港の国際競争力の維持・強化を図る)の実現を支援するものであることから、財政投融资等の予算上の措置と、本措置は適切な役割分担がなされている。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>◎新関空会社及び土地保有会社 本措置により、新関空会社及び土地保有会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、近畿圏における航空輸送需要の拡大が図られ、近畿圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p> <p>◎中部会社 本措置により、中部会社の財務体質の健全化を図り、航空ネットワーク・国際競争力を強化することで、中部圏における航空輸送需要の拡大が図られ、中部圏における経済の活性化に寄与するという効果が見込まれることから、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成30年8月(H30国交14-1、H30国交14-2)